学術刊行物 2016 Vol. 25

Human Welfare and Culture Studies

Organ of the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture

2016 Vol. 25

福

社文化

研 究

 $^{2}_{0}$

1 6 V 0 L · 25

Preface	
Live Together Experiences in Community Brew Human Welfare and Culture Mizue TSUKITA	2
Features Community for Bringing up Zest for Living Each Other A Study through "Zest for Living Reared in Community" and "a Gathering Place, SAKURACHAN"	
Hiroko OKAMURA	5
Community for Brewing Zest for Living Each Other	11
Play and Recreation from View of Human Welfare and Culture	14 20
Thinking a Great Deal of Individual. Community Development to Calm Down and Believe	20
Tadaaki HARAGUCHI	23
Child Rearing Support in Community: University as Social Resources ······Noriko KAWAKITA For Realization of Favorite Community ···· Mariko SHU	27 32
Human Welfare and Culture Criticism	
Invitation of Criticism of Human Welfare and Culture Sekiya SONODA / Takiko KIMURA / Yoshie KATO / Chieko UKITA	38
Report at the 26th Annual Meeting of the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture in H	<obe< td=""></obe<>
Social Welfare from View of Community Culture: A Case of 20years after HANSHIN-AWAJI Big EarthquakeKyoko KOSAKA / Mitsuhiko SANO	43
Article	
The Roles of Self-Support Group Supporting Children with Developmental Disabilities: Through the Regional Activities Bridging School and Daily Living ······Naoka ONO	48
Short Article	
Relation of Social Welfare Culture and Human Rights Culture: Respecting Discourses about Our Hearts in Studies of Social Welfare Culture	67
A Study on Administration of Kosuke TOMEOKA's "Management of the Reformatory Work" Hirofumi YAMAMOTO	
Hirotumi YAMAMOTO Measures to Counter Child Poverty and Play, Culture and Children as Citizens;	81
Comparison of Korea and Japan PolicyFumio SAITO	93
Relationship between Child Rearing Consciousness and Common Sense Parenting Program: Changes in the Child Rearing Consciousness Visible from the Examples of Interviews Toshihide TANI	106
Name of Flowers: Study on Way of Naming for Nursing Homes ————————————————————————————————————	100
Basic Social Skills ···································	139
Activity Report	
Disaster Prevention Education for Children with Developmental Disorders in Support Facilities Kiyokazu HORI	151
Book Review	
Tetsuo Najita. Ordinary Economies in Japan: A Historical Perspective, 1750–1950 (translated by Akio Igarashi and Shoko Fukui, Misuzu Shobo, 2015)	161

Edited by The Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture

福祉文化研究

目 次	
券頭言	
地域における共生の体験が福祉文化を醸成する月 田 みづえ	i 2
特集 ともに生きる力を育む地域	
地域が育てる、共に生きる力~「つどい場さくらちゃん」の実践から学ぶ~ 岡 村 ヒロ子	z 5
共生(共に生きる)力がみなぎる地域にするために	z 11
遊びとレクリエーションから見た福祉文化	
~地域を元気にする福祉レクリエーション・ムーブメント~田 島 栄 文	τ 14
「ともに生きる」をつくりだす地域力~大阪の小地域福祉活動~」片岡 哲司・髙橋 俊行	, 20
―人を大切に、安心とふれあいの町づくり~顔の見える福祉活動の実践~原 ロ 正 章	\$ 20
地域で取り組む子育て支援〜社会資源としての大学〜	
「大好きな地域」の実現をめざして朱 まり子	z 32
福祉文化批評	
福祉文化批評への招待	z 3
日本福祉文化学会第 26 回神戸大会 報告	
地域文化から福祉をみる~大震災後の20年の神戸から~	₹ 4;
論文	
**** ~ 発達障害のある子どもを支援するセルフサポートグループの役割と有用性	
~学校と暮らしの架け橋となる地域での活動を通して~小 野 尚 者	§ 48
研究ノート	
福祉文化と人権文化の繋がり〜一番ヶ瀬康子の福祉文化論の検討から〜	3 6
留岡幸助の「感化事業と其管理法」における「管理法」について	2 8
子どもの貧困対策と遊び・文化・子ども市民〜韓国の施策と日本の課題〜	E 9
子育て意識とコモンセンスペアレンティングの関連性についての一考察	
~2つの事例検討にみる子育て意識の変化~谷 俊 英	ŧ 10
花の名~高齢者福祉施設の名づけ研究~西 尾 敦 史	2 12
大学生のボランティア学習の効果	
~社会人基礎力に注目して~石田 易司・福山 正和・竹内 靖子	z 13
現場実践論	
施設における発達障害児への防災教育~自助能力の向上をめざして~	1 15
書評	
■ ■T テツオ・ナジタ著『相互扶助の経済――無尽講・報徳の民衆思想史』	
(五十嵐暁郎監訳・福井昌子訳、みすず書房 2015年)	- 16



学術刊行物 2016 Vol. 25

福祉文化研究

日本福祉文化学会

[

地域における共生の体験が福祉文化を醸成する

◆巻頭言◆

月田 みづえ

世界では、いたるところで摩擦や対立が起きている。平和で、福祉文化を醸成できる社会であ るためには、"共生・連帯・包摂の理念"が、"分断・排除の動き"より、勝ることがカギとなる。 幼少のころから、互いの違いを認めながら、他者を思いやる生活経験をもつことが、大事である と思う。

国連は、2014年の9月末に、「私たちの世界を転換する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、貧しい国、豊かな国、中所得の国のあらゆる国々に行動を求めた。経済発展した国々もあるが、いまだに、世界で、1日1.25ドルで暮らす「極度の貧困」にある人々は12億人に上り、その3分の1が13歳未満の子どもである。日本でも、約6人に1人の子どもが相対的貧困のなかで育っていることが問題視されている。

そのなかで、新たな開発目標は、"人間中心"で、"誰一人取り残されない"、また、"恐怖や暴 力から自由で、平和的であり"、"地球規模の連帯の精神に基いている"社会を育むことにおかれ た。ところで、スピールバーク監督が、最近、ソーシャルメディアの浸透か、自己評価を気にし て、自己陶酔する人が増えている。もっと他者の物語に心を配り、関心を向けるべきと語ってい た(毎日新聞、2015.12.25 朝刊)。思えば、たしかに、自分以外には人がいないとばかりに、猛ス ピードで道路を突っ切る自転車に遭遇、危ない目にあうことが増えた。

社会連帯や共生は、福祉社会を醸成するために欠かせない要素である。そのためには、まずは、 自分とともに他者に関心を持ち、大事に思う気持ちがなければ、なりたたない。

今回の特集テーマは、共に生きる力を育む地域である。今回、お寄せいただいた各地の実践で は、制度の枠を超えて、さまざまな人々を包摂することが、連帯や共生する力を生みだすことを 証明していただいている。

また、福祉文化批評では、「福祉と文化の内実を豊かにすること」(薗田)という観点を磨くこ との重要性を提起していただいた。

にもかかわらず、連帯や共生を困難にする、ある意識がそれらの妨げになっているように思う。 ここでは、福祉文化の根底となる他者への関心や他人に頼ることを阻む二つの意識について、取 り上げたい。

"福祉は家族の自己責任?"

いま、大学の社会福祉学科の教員で、1年次の社会福祉の基礎科目を担当している。ほとんど

が3月に高等学校を卒業したばかりの新入生である。4月当初の授業でグループディスカッショ ンをしてもらう。まだ、社会福祉の科目を大学ではほとんど受けていない学生たちである。ここ 2年ほど、次の事例を取り上げている。徘徊症状のある認知症のお年寄りが、あやまって、電車 の線路に入りこみ、電車をとめてしまい JR 東海が男性の遺族に損害賠償を求めた新聞記事であ る。愛知県で 2007 年に起きた事故で、男性(当時 91歳)は死亡、一審の名古屋地裁では、介護 に携わった妻(当時 84歳)と長男に請求通り約 720 万円の支払いを命じていた(最高裁で家族 側が逆転勝訴)。新聞記事を読んだのち、100人ほどの学生を5~6人のグループにわけて、ど う思ったかを話し合い、まとめを報告してもらう。途中では、いろいろな意見があったようであ るが、最終的に、1、2のグループを除き、ほとんどのグループで、家族がみていなかったのが 悪いので、損害賠償もやむをえないという意見でまとまった。

学生たちの中には、認知症の患者のケアは大変であり、家族だけに責任を負わせるのは、難し く、患者を閉じ込めてしまうことになる、社会的な対応が必要ではないかなどの意見もあったが 少数であり、多数意見は、家族の責任という認識である。"福祉は家族の自己責任"という考え が、若い世代にも浸透していることに驚かされてしまう。社会福祉学科を目指して入学してきた 学生なのにとも思う。ちなみに、NHKの調べで、2013年までの8年間で、認知症の徘徊による 電車事故は、76件(死亡64件)とのことである。日本では、生活困窮で、餓死してしまった40 代の姉妹、母子5人の心中、介護疲れによる無理心中など"福祉は家族の自己責任"という考え 方に追い詰められて、人に助けを求めにくい状況から起きる事件は後を絶たない。

学生には、その後、認知症のケアや家族だけではなく、社会での見守りは、どうしたらいいか などの学びを深めてもらう。

"異質なものは、いじめてもよい?"

もう一つは、"異質なものをもっている人は、いじめられても仕方がない"という考えである。 最近、小学校の深刻な、いじめのケースにかかわることが多い。

毎日、デブ、消えろなどと言われ続けた子が、身体的には検査しても何も異常がないにもかか わらず、七転八倒の苦しみで、入院するまでの深刻ないじめをうけている。

対応策として、小学校でのいじめ予防授業に参加した。

予防授業の担当者が子どもたち全員にいじめについてどう思うかを尋ねている。

子どもたちみんなに"いじめは悪いか"と聞くと大半の子どもが悪いと答える。次に、"いじ められた子にもいじめられる原因があるのか"を聞くと相当数の子どもが"ある"と答える。保 護者の中にもそのような考えを持っている方もいる。

障がいのために、少し変わった行動をした、あるいは、毎日同じ洋服を着てくるなどの家庭的 な理由がある子どもは、いじめられる要因をつくっているのでいじめられてもしかたがないとい う理屈が成りたってしまっている。 そこで、予防授業では、いじめは、相手に理由があるなら、いじめても良いとことにはならず、 どのような場合にもいじめはいけない。傍観して止めないのもいじめの行為と同様になるので、 できれば止める。止められなくても、いじめられている子のサポーターになろうと伝える。ドラ えもんとジャイアンのはなしで、おもしろくわかりやすかった。

授業後のアンケートでは、いじめられる理由のあるなしにかかわらず、いじめはいけないと全 員の子どもたちが書いた。わかってもらえたのだなと思う。ところが、1年後に同じクラスで同じ、 いじめ授業をしたところ、昨年の授業の前と同じ考えにもどっていた。いじめられる子は、いじ められる理由を自分でつくっているので、仕方がないという理屈がまた、登場する。標準的で、 正常でなければならないという価値基準の方が勝ってしまっているのか。

話は飛ぶが、デンマークの子ども及び青年のための乳幼児保育所、学童保育所、余暇クラブ、 青年クラブ等に関する法律(2007年6月6日法律第501号)の保育施設の目的(第7条の④)に は、保育施設は、子どもに共同決定権及び共同責任を与え、民主主義に対する理解力を高めなく てはならない。保育施設は、このような施策を通じて、子どもの独立性や拘束力を持った集団の 一員として活動する能力を発達させると共に、子どもがデンマーク社会に連帯意識を持ち、統合 することに寄与しなくてはならない、とある。そのため、0~2歳児の学習計画の目標の第1は、 他人の気持ちや状況を理解し、共感や同情することを学ぶ、においている。

日本でも、このような考え方に基づいた保育実践をされているところは多いと思う。自分の価 値が認められ、自尊心を大切にされて育てられれば、他者の価値も認めて大切にすることができ るという信念に裏付けされているからであると思う。

デンマークで、いろいろな人種や異なる文化、障がいの有無にかかわりなく他者への理解や共 感・連帯意識を持つことを保育施設の保育目標として、法で謳っているのは、社会民主主義であ ることを国民が良いと思っているからだと思う。

"人権を個人が持つと想定されるのは、特定の国の市民権という徳ではなく、人間としての地 位に根拠があるからだ。市民権や国籍などにかかわらず、個人はその自由を達成し、また、それ を助けるのが他の人の責任である"(アマルティア・セン『福祉と正義』(2008))という考えを 大事にしなければと思う。

日本では、福祉や所得の再分配政策の承認が十分とはいいがたい。それだけではないが、"福 祉は家族の自己責任"や"異質なものは、いじめられてもよい"という考え方を払拭するには、 教育の場だけでは、難しい。

子どもたちが、日常的に、幼いころから地域のつどい場さくらちゃんのような場で育てば、ど んなによいことか。このような実践を広めていくのが福祉文化学会の役割と思う。

(つきた みづえ 昭和女子大学大学院、本誌編集委員長)

地域が育てる、共に生きる力

~「つどい場さくらちゃん」の実践から学ぶ~

岡村 ヒロ子

1 地域の拠点としての「つどい場」

1)「つどい場さくらちゃん」の紹介

特

隹 -

そこは、阪神西宮から1分もかからない ところに建つ"ふつうの家"だ。外には数 台の自転車が止まっている。インターホン を押すと「ど〜ぞぉ」の明るい声。玄関に 入るとなにやら楽しそうな話し声と美味し そうな匂いが五感を刺激する。こここそ、 地域の拠点「つどい場さくらちゃん」であ る。

「つどい場さくらちゃん」を紹介しよう。 誕生したのが2004年3月、2007年に NPO法人化、紆余曲折の中、12年日を突っ 走っている。「つどい場さくらちゃん」の 理事長は、今回の日本福祉文化学会全国大 会神戸大会で第1交流分科会にパネリスト としてお招きした丸尾多重子さん、通称 "まるちゃん"、元気な地域づくりのキーマ ンの一人である。ちなみに「つどい場」と いう言葉は、まるちゃんのオリジナル。ま るちゃんは大学の先生でもなければ、福 祉現場のたたき上げでもない。そこがい い。理論や理屈でない、こみあげる気持ち

で人の心を動かしてしまう。とってもピュ アなのだ。三人のかけがえのない大切な家 族の介護・看取りの経験がエネルギーの源 になっている。人を引きつけてやまない話 術は天性のもの、本人は口癖のように無口 だというが、介護・医療・地域の在り方を いろいろな角度からばっさばっさと切りま くる、まさに六口の持ち主である。そこま で言うかと思わせるほど辛口だが、決して 嫌味に聞こえない。「よくぞ言ってくれた」 と溜飲をのむ思いで、むしろ爽快感さえ覚 える。あたたかな人柄と、忘れてはいけな い料理の腕、天下一品である。最後に"愛" を入れるという手作りの料理に皆、脳内細 胞がやられる。忘れられない味になってし まうのだ。胃袋をわしづかみにされる。

ふつうのおばちゃんが立ち上げた「つど い場さくらちゃん」は今や、全国版になっ た。NHK で報道され、厚生労働白書にま で掲載された。いかに国から注目されてい るかである。まるちゃんの実践は「地域づ くり」の大きなヒントになり得ることは確 かだ。

-5-

2)「つどい場さくらちゃん」の誕生

なぜ、「つどい場さくらちゃん」が誕生 したのだろう。まるちゃんに何か策略が あったのだろうか?人はあることを機に、 それまで潜んでいたエネルギーが想像以上 に湧き出ることがある。それが人生を大 きく変えることに繋がるのも珍しくない。 皆、潜在的にその力を持ち合わせているの だろうが、発揮する機会に恵まれないまま 終わることの方が多い。

まるちゃん自身、まさか自らが立ち上げ た「つどい場さくらちゃん」が、このよう に展開するとは思ってもいなかっただろ う。肉親の介護経験だけであれば、動機と しては不十分だったかもしれない。放心状 態から立ち上がり、一級ヘルパーの講習を 受けたことが人生を変えたという。もし、 実習が理想的な内容であったら、どうだっ ただろう?人を人とも思わないような理不 尽な介護現場を目の当たりにしたことが怒 りへと変わり、行動の起爆剤となった。心 底「ほっとけない」「納得いかない」とい う気持ちと、肉親の介護経験で味わった悔 恨が布石となって行動を後押ししたのでは ないだろうか。

2 社会の動き

1) 地域包括ケアの時代へ

~地域づくりの鍵~

2012 年、国は「これからは地域包括ケ アの時代です。地域が施設であり、病院で す。そうなり得るような地域を育てていき ましょう!」と声高に叫んだ。地域が育っ ていない、コミュニティが成り立っていな い、地域を構成する人が減少している、過

疎化が進んでいる、高齢化率が50%以上 という限界集落が増えている等々、ないも のづくしの中で「これからは地域で面倒見 合いなさい」とのお達しである。「地域包 括ケア の実現には、地域の基盤がしっか りしていることが必須である。隣に誰が住 んでいるのかさえ分からない地域が多い現 実を考えると、まずは、地域づくりが先決 だと思う。では、誰が、旗を振るかである。 今こそ、学者・研究者が、地域に入り、実 態調査を重ね、その専門知識・技術を駆使 し、住民と協働して、地域おこしの仕掛け に精を出して欲しいものである。しかし、 地域づくりの鍵を握るのは、なにもその道 の専門家ばかりではない。ふつうの"おじ ちゃん・おばちゃん・お兄ちゃん・お姉ちゃ ん"が、キーマンになることもしばしばで ある。「つどい場さくらちゃん」のまるちゃ んも、地域づくりをしているなどとたいそ うに思っていない。しかし、その展開は人 並みではない。

2) 避けて通れない介護問題

まるちゃんが「つどい場さくらちゃん」 を立ち上げる大きな動機となったのも「介 護問題」である。介護の社会化を旗手にス タートした介護保険だが、今、在宅介護も 限界が見え隠れしている。施設介護もしか り、要の介護老人福祉施設つまり特別養 護老人ホームの待機者は52万人とも聞く。 双方に共通していることは福祉人材不足で ある。東京では高齢者介護施設を建てて も職員が集まらず、オープンできないとい う厳しい状況だと聞く。大阪でも同じ現象 が起きている。また、最近では、待機どこ ろか、特別養護老人ホームや介護老人保健

施設に空きベッドが続出して、入所しやす い状況だそうだ。世のケアマネージャーは 「有料老人ホームやサービス付き高齢者向 け住宅があちこちにたくさんできたでしょ う…。特養は待機者が多いので諦めて、 そっちに流れたのよ などともっともらし いことを言って納得させようとしている。 本当にそうなのだろうか?それぞれの施設 は、機能が全く異なる。的が外れているよ うに思えて仕方がない。職員が不足して機 能していないのではないだろうか。職員が いなければ、入所しても介護は受けられな い。空きベッドが増えていることをそう簡 単に糠喜びできない。国は50万人分のベッ ドを増やすと打ち出しているが、支える介 護職員をどう確保していくのだろうか。お おいに危惧される。

3) 地域でいきいきと生きること

「一億総活躍社会」まだ耳新しいこの言 葉。いったい社会をどう変えようとするの か?正直、唖然とし、頭の中は疑問符で一 杯になった。社会には様々な人々が存在し てこそ、自然だと思うのだが、そういう 考えは間違っているのだろうか。「さあ、 皆、奮い立て!」と叱咤されたような気が した。活躍がどういう意味をもつのだろう か。活躍しようにも活躍できない人々が世 の中にはたくさんいる。心身に病を抱えて いる、健康状態が思わしくない、重い障 がいをもっている、活躍の場がない等々、 様々な事情が活躍を難しくしている。それ が現実だろう。「一億総活躍社会」がそう 容易に実現するとは思えない。身近な地域 を始めとしてさまざまな社会環境の土壌が 十分に育たなければ絵に描いた餅に終わっ

てしまう。

3 地域づくりの先駆者 「つどい場さくらちゃん」

1) 先駆者としての役割

「つどい場さくらちゃん」の凄さは、国 が「これからは地域包括ケアの時代」と叫 ぶ前から、実践してきた先見性にある。「つ どい場さくらちゃん | が数年にわたって開 催している「かいご学会」の「か」は「介 護の"か"」、「い」は「医療の"い"」、「ご」 は「ご近所(地域)の"ご"|である。こ れも造語だが、まさに「地域包括ケア」先 取りではないだろうか。まるちゃんは、正 真正銘、地域づくりの先駆者、実践者なの である。社会を変える時、先頭に立つのは "民"であることは世の常である。"公"は その業績をおもむろに見て制度化する。既 記のように「つどい場さくらちゃん」は厚 生労働白書に掲載された。「介護保険」を 一切使わないサービスがこれほど支持され ていることに国は注目し、「小学校区に一 つ、皆が気楽に集え、何でも話せる場が必 要|と打ち出した。これは「つどい場|を 増やしたいということを意味する。それが 「認知症カフェ」にすり替わってしまった ことは驚きどころか、実に不可解だ。まる ちゃんが目指す「つどい場」とは全く意図 が異なる。

2) 全国レベルの実践

人を引き寄せるまるちゃんパワーのも とには、新聞記者やテレビ局のディレク ター・映画監督・フリーライター・出版会 社の編集長・行政マン等々が頻繁に訪れ る。「つどい場」に何かを求めているのだ。 明らかに福祉の分野の関心事は変化してい る。「つどい場さくらちゃん」の実践がラ ジオ・テレビで報道され、本が出版される、 新聞に掲載される、そうなると行政サイド も無関心ではいられない。評判が評判を呼 ぶ、いい意味での波及効果といえる。

報道直後の見学は尋常ではない。てんて こ舞いすることも、しばしばだ。しかし、 まるちゃんは、それを決して顔に出さな い。なんと懐の大きい人かと感心する。見 学が一時的なものでなく、「つどい場」が 国民的レベルにまで広がるためのもので あって欲しい。

3) まるちゃんの種まき

見学もさることながら、多くの県、市町 村、施設、学会、各種機関等々からの講演 依頼でまるちゃんは全国行脚を続けてい る。介護・医療・地域の在り方について熱 く語り、「今、変わらなくてどうするのか、 誰のためでもない、あなたのために」と激 励して回る。聴く人は心を揺り動かされ、 まるちゃんの人間味におおいに魅かれる。 種まきが近い将来、芽吹くことを次へのエ ネルギーとして、また次の講演先へと出向 く。

人が伝えられる範囲には限界がある。し かし、マスコミでの報道や大勢の人が集ま る講演会に恵まれたことで「つどい場」の 名前が一気に広がった。まるちゃんは今 や、"全国をかけめぐる社会のおばちゃん" である。 4)「つどい場」から私たちが学ぶこと
 一地域に根付く市民の意識啓発・行動
 変容一

「ふつうの人」が「ふつうに暮らす」た めには、「ふつうの人」が困っていること・ 腑に落ちないこと等々「生活のしずらさ」 をもっともっと声に出していかなければ、 社会はなんにも変らないことを、まるちゃ んは皆に教えている。生活はあなた任せで はだめ、どんなことも自分のこととして向 き合わなければいけない、そして、必要な サービスをつくっていくのは、当の私達で あることも…。地域の主役は、そこに住む 住民である。その地域に「住民主体」が実 現していれば、住民パワーが生まれ、地域 が活力あるものに変わっていく。それが 「生きる力」に育っていく。まるちゃんは 口を開けば「皆、かしこくならなあ、あか んのよ」と言い続けている。「つどう人々 の意識・行動変容」を図る場、それが「つ どい場」の神髄である。「つどい場さくら ちゃんしは、かしこい地域住民を世に出す ことに一役も二役も買っている。

5)「つどい場」に求められるもの - "まじくる"場「ミニ地域(コミュ ニティ)」としての機能--

"まじくる"という言葉もまるちゃんの 造語である。まるちゃんは「家族だけ、介 護職員だけ、ケアマネージャーだけ、行政 の人だけ、学校の先生だけとか、"だけ" が集まったらあかん。『つどい場』は、い ろんな人がまじくらな」という。"だけ" が集まると身内で愚痴を言い合うか、「傷 のなめ合い」「不幸の競い合い」になるこ とは目に見えている。そこに進歩はない。 まるちゃんの「かしこくなる」が絵空事に なってしまう。違う視点から物事を見るこ とで意外な改善策が見出せるものだ。論よ り証拠、「つどい場さくらちゃん」には、 本人・家族・介護職・医療職・行政関係 者・社会福祉協議会の職員・議員・大学関 係者・学生・地域活動者・子どもたち・子 育て中のママ等々、実に多種多様な人々で 賑わう。いろいろな人々で構成されている のが、地域である。「つどい場」は、「ミニ 地域(コミュニティ)」そのものだ。

4 「つどい場」の将来像

 「つどい場」をどう継承していくか ~運営の厳しさ~

継続のためには、厳しい運営をどう保障 していくかの一言に尽きる。個人の財力に 頼っているうちは本当に根付くのは難し い。「つどい場さくらちゃん」の若手理事 が、「将来、つどい場サミットができるく らい成長させよう」と、まるちゃんを激励 したという。

全国の「つどい場」の実態は不明確だ。 実態調査をする機関などない。一堂に会し て、実情ややりがい、課題、将来の夢、国 への要請等々について声をあげることで、 ここまで気運が高まった「つどい場」の灯 は燃え続けるだろうし、確固としたものに 育っていくに違いない。「つどい場」から 「生きる力」を取り戻した多くの方々が、 今度は「つどい場」を存続するために声を 出していく時期に来ているのではないだろ うか。

「つどい場さくらちゃん」は「介護」と いう切り口から誕生したが、今はその域を

■地域が育てる、共に生きる力■

越えているのは誰もが認める。全国には、 多様なタイプの「つどい場」が次から次と 誕生しているが、その利用料は多くがワン コイン(500円)である。何の補助も受け ていない「つどい場」がこれでは健全な運 営ができるはずがない。運営者は大方が 「杵が、つどって、元気になってくれれば …」という気持ちの持ち主である。「やり がい」と「運営の厳しさ」は比例する。そ の厳しさで、志半ばで撤退するようなこと があってはならない。「つどい場」を運営 する人の生活が保障できるレベルに引き上 げてこそ、本当の意味での根付きにつなが る。

2)「つどい場」の将来像

全国には、まるちゃんのエールに、勇気 づけられて「つどい場」を始める人が増え ている。祖母を介護し、看取った女性は自 らの体験を生かしたいと「つどい場」を始 めて5年、すっかり定着し、ゆるいペース で市民の啓発に励んでいる。魅力的な企画 は、参加なさる方がヒントを下さるのだと いう。それをきちんと吸い上げて形にして いる。こういう志のある人の存在で地域は 間違いなく変わっていく。

先日、進路を決めかねていたある若者 が、たまたま、まるちゃんの報道番組を見 て、「自分がやりたかったのはこれだ」と 気付き、即刻、まるちゃんの元を訪ねた。 まるちゃんにとって、何にもかえがたい歓 びだったに違いない。しかし、「つどい場」 では食べていけないこともアドバイスし た。若者はひるまず「企業と協働したり、 やり方はある」と、きっぱりいい切ったと いう。どのような青写真を描いているのだ

ろう。若者たちの創造力は無限である。活 かさない法はない。先駆者として、種まき をしてきたまるちゃんの後姿を見て、後に 続く若者が出る。一人の若者が運んできた 明るい将来への新たな動きは、まるちゃん を始め、全国で「つどい場」を展開してい る人々に、たゆむことなく、前を向いて進 んでいこうという励みとなるに違いない。

5 まとめ

福祉、福祉などとおおげさにいっている うちは、その国の福祉は本物ではない。人 が人らしく生きることはごく当たり前のこ とである。一人ひとりが我こととして、真 剣に考えていけば、その実現は、そう難し くないはずである。どうして「つどい場さ くらちゃん」が全国版になったのか?答え はごくごく簡単である。介護に悩み、苦し んで行き場を失っている多くの人々が"求 めていた場"だったのである。まるちゃん が立ち上げた「つどい場さくらちゃん」は まさに"求められる場"だった。双方がピ タッと合ったのである。地域を変えていく には、"ぶれない人""行動力のある人"の 出現が絶対条件である。もう一つ、あげる とすれば底知れぬ人間的魅力をもち合わせ ていること"カリスマ性"だろうか。

年明けの新春1月10日に、NPO法人 「つどい場さくらちゃん」は、介護・医療 の世界を変えてきたパイオニアを招いて、 一風変わった「かいご楽快」なるものを開 催した。「かいごは、本来、明るく楽しい もの。これまでのかいごのイメージを変え ていこう」というまるちゃんの意気込み に、何と全国から600人以上の人々が一堂 に会した。

かいごは、新たな方向へ舵を切ったこと は間違いない。

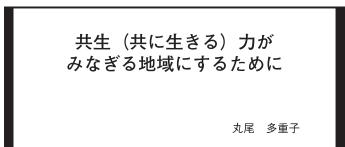
参考文献

丸尾多重子監修 上村悦子著『まじくる介
 護 つどい場さくらちゃん』 雲母書房、
 2011.

(おかむら ひろこ つどい場「私空間」)

特

隼



1 長寿はめでたいの?

つい最近までは、長寿は"おめでたい" ことだったはずなのに…最近「2025年問 題」と団塊の世代の長寿が問題扱いされる 始末。

世界1の「長寿国」の地域の中で高齢者 を見かけないって、"ヘン"ですよね。「安 心」「安全」を掲げ、建物の中に「拘束状態」 ほんやりしているお年寄りたちは、子供た ちの目にどう映るのでしょう…いえ、それ をみないで育つ子供たちの将来は??現在 は、家の中にも、地域の中にもじいちゃん・ ばあちゃんを見ない…。

この現象は〈核家族〉の選択から→「介 護保険」スタートから加速したように思わ れます。

この制度スタートは、意味あるもの だったが、15年が過ぎようとしている今、 ちょっと立止まって考えないといけないの ではないでしょうか?

社会の仕組みも変わってきました。「介 護保険」が始まるまでは、「介護」は〈家族〉 が引き受けるしかなかった「在宅介護」が 当たり前…ただし、国による支えるシステ ムがあった。脳疾患等で入院すれば在宅で 生活できるように本人、介護者にリハビリ を日数かけてできるように指導(入院日数 も長く可能)それでも無理なら「介護老人 保健施設(老健)」で3か月ほど在宅復帰 のためのリハビリ強化、介護者も習う。保 健師が在宅に家族のサポートに来てくれて いた。

「介護保険」がはじまると、ほぼ「事業所」 に属する「ケアマネジャー」が誕生し、家 族の「お任せ体質」に拍車。

本人の意向より家族意向重視。「計算屋」 になって「施設」に捨てるを勧める…現代 版「姥捨て山」が施設。

「福祉」が「産業」に変貌。もちろん、 全国でいえば「良質」な施設「良心」を持 つ「介護職」はいます。しかし、「現場」 に居ない、「職員」の教育にカネとじかん をかけない、「介護」を「作業」に終わらせ、 くさらせている〈経営者〉がはびこり過ぎ、 企業努力をせずとも「介護保険料」からの 収入に倒産の危機感無しという特殊な業界 (介護給付金は当初の2.5 倍に)。

-10 -

-11 -

以前は、ご近所が高齢者の「見守り」を していたが、今は、特に一人暮らしの高齢 者を「地域」から施設か病院に入院させろ と行政の窓口に訴えに行く地域…「地域」 のつながりがこんなにも壊れてしまったも のをどうするか? 自宅で「死ぬ」ことが 極端に少なくなり、病院で「死」を迎えて も自宅で「通夜」をすることなく、「斎場」 に直行がほとんどで、ひとの死を未体験の ひとたちがほとんどというこの国は異常だ と思う。

2 これからの「地域」づくり

それは、〈場〉創り…地域のひとたちの 集まる〈場〉創り。「つどい場さくらちゃん」 スタートから13年目になりますが、これ からの時代こそ、いろんな人たちが〈まじ くる〉〈つどい場〉が、あちこちに出来る ことが、「つどい場」から「地域」を作り 上げて行けるのでは?

「つどい場」 お茶を飲むだけでは、「会 議」になるので「つどい場」ではいろんな 立場を超えた人たち――本人・介護者・介 護職・医療者・行政・社協・議員・大学福 社関係者・学生・地域活動者・子供たち・ 子育て中のママ。誰でもが集える〈場〉しゃ べれる〈場〉泣ける〈場〉笑える〈場〉し べる〈場〉情報をえられる〈場〉学べる〈場〉 電話で吐き出せる〈場〉共にでかける〈場〉 生きる〈場〉…それが〈つどい場〉―― 一緒にメシを食う。

☆「おでかけタイ」「介護保険」が始まっ て一番の変化は街から高齢者を消したこと …からだやこころが不自由になっても、サ ポートする者がいれば、街に旅行に出かけ よう!外食や旅行を諦めている介護者も介 護職も本人と毎年の旅行"北海道"9回" 伊勢参り"昨年は総勢40名で"沖縄の旅"、 そして今年は34名で"台湾の旅"(初の海 外)本人・介護者・介護職・医療者が〈ま じくって〉行く「おでかけ」がどれだけ認 知症状の深い方もパーッと表情が明るく変 わられる。

☆「学びタイ」「介護保険」が始まり有 資格者は増大したが、仕事場で育てる人材 がほとんどいない現場で「介護」を仕事に している人たちも悩み、傷ついている。介 護技術・制度のこと・医療のこと。こころ を学び合おうと「講座」を開き、その後は 「介護者」「介護職」と講師が〈まじくって〉 の「つどい場さくらちゃん」での本音の「懇 親会」。

☆「見守りタイ」「介護保険」が始まり、 ケアマネジャーは忙しい、ヘルパーは限ら れた人数での仕事量の多さ、認知症状の方 の入院には家族がついてくれ、有料ホー ム・サービス付き高齢者住宅に住まいを移 された方々──そこにはほとんど常駐のス タッフが少ないため、散歩・通院の希望が かなえられない…etc。あれダメ、これダ メの多い「介護保険」の中で、やはり「見 守り=話を聴く傍にひとがいる」がどれ ほど〈介護予防〉になっているか、今後超 高齢者社会の中での重要ポイント。

3 地域の中の「つどい場」の将来像

去る5月9日(土)のTBSテレビの「報 道特集」に続き、10月13日(火)にフ ジテレビの「とくダネ!」(http://www. tsudoiba-sakurachan.com/のyoutubeでアッ プしてます)で「つどい場さくらちゃん」 が取り上げられました。「下流老人」とい う本がうれているということで、高齢者の 〈居場所〉がテーマで少し〈つどい場〉と は趣旨が異なる画面ではありましたが、取 材期が「お盆」ということもあり、ひとが 集まらない時期で画面も違和感がありまし た。いろんな方々が「立場」を超え〈まじ 〈る〉のが「つどい場」――単なる「居場 所」ではないと自負してます。

放映後、10月の終わりに、ひとりの若 者が「つどい場さくらちゃん」を訪ねてく れました。

来年の3月に卒業予定の大学生。たまた ま偶然にこの番組を観てくれ、〈やりたい こと〉がみつかったと…、学友たちは「就 活」に忙しい日々を過ごしている中で、彼 は「企業」に或いは「行政」の職に就くこ とが自分の人生のやりたいことことだろう かと、悩んでいた時にこの画面が飛び込ん できて「これだ!」と思ったらしいです。 彼のご両親の親御さん(おじいちゃん・お ばあちゃん)とは同居ではないが、近所に 住まわれ、どちらの「おじいちゃん」の「旅 立ち」を体験して、残された「おばあちゃ ん」の家を使って〈つどい場〉を創りたい と。「つどい場」ではあなたが食べてゆけ ないよというと、「企業」と協働したり、 やり方があると思うときっぱり!

西宮市にはこの11月1日に1周年を迎 えた「つどい場 まち・カフェ・なごみ」も、 前面でやっているのが20代の若者、その 後ろに、地域のおじちゃん・おばちゃんた ちそしてその後を守っているのが行政・社 協。「地域」のひとたちの行けるところ、 働けるところ、つながるところ。国はこれ からは〈地域〉だ、〈一億総活躍社会づくり〉 だと言ってます。

希薄になった、いえ、壊れた〈地域〉を 再生ではなく、新しい形をつくることこそ 〈つどい場〉創り、それも若者たちの智恵 と行動力で創る〈つどい場〉人間の平等は 「老いる」ことと、「死ぬ」こと。

親の将来・自分の将来のために〈つどい 場〉をつくること・そこへ労働力を提供す ること・ヒトを繋げること・お金《寄付》 の提供。

さあ、自分のできることは何でしょう か?ひとりの若者の出現が〈地域〉の中の 〈つどい場〉の将来にちょっぴり"灯り" をみせてくれました。

(まるお たえこ NPO 法人つどい場さく らちゃん理事長) 隹

遊びとレクリエーションから見た 福祉文化 ~地域を元気にする 福祉レクリエーションムーブメント~ 田島 栄文

1 はじめに

社会福祉分野の国家資格「介護福祉士」 の誕生とともに、1990年代から社会の脚 光を浴びた言葉に「福祉レクリエーショ ン」がある。福祉サービス利用者のQOL の向上を目指した福祉施設等でのレクリ エーションに福祉サービスという意識が芽 生え、創意工夫を加えるようになった。そ のため、福祉施設職員のみならず、地域の ボランティア人材を巻き込んでの福祉レク に関するセミナー・ワークショップ等の研 修会開催が全国各地で増加した。地域ボラ ンティア力を活かした「認知症高齢者キャ ンプ」等、パワフルな取組みが全国各地で 起こったのもこの時代であった。

筆者もこの時代に、学生時代のキャンプ カウンセラーからレクリエーションという 言葉に触れた。レクリエーションやキャン プの指導者に資格制度があると聞いて講習 会に飛び込み、地域のレクリエーション協 会に関わった。また福祉施設で働きなが ら、仲間とボランティアグループを立ち上 げ、障がいのある方々との交流活動を実践

した。スキルアップを目指し各地の研修に 参加すると、パワフルな人、おもろい人、 人をつなげるのが上手な人、等々…全国に は人に優しく心の熱い人が大勢いることを 知った。このような方々が持つ遊び心& ボランティア精神こそが地域福祉を活性化 させる原動力だったように感じている。 それから四半世紀を経て、どうも福祉に 元気が不足しているように思えてならな い。原因の一つに、2009年度の介護福祉 士のカリキュラム変更で「レクリエーショ ン活動援助法|(レクリエーション指導法 から2000年に変更)が科目名から消えた ことが挙げられる。「福祉レクリエーショ ン」の後退ムードに危機感を感じているレ クリエーション関係者は多い。どうすれば もっと元気ある地域福祉になるのだろう か?本論では、主に社会福祉領域からの遊 び・レクリエーションから、これまでのレ

が?本論では、主に社会福祉領域からの遅 び・レクリエーションから、これまでのレ クリエーション運動の足跡を辿り、元気あ る福祉レクリエーションムーブメントにつ

いて論じてみたい。

2 日本のレクリエーション運動の これまで

「レクリエーション運動」という言葉を 定義すれば、「余暇を活用して心身の健康 を増進し、国民生活の発展と充実を目指す 社会運動」と言えよう。レクリエーショ ン運動のルーツをたどれば、都市の青少 年の修養活動に始まる YMCA 運動(最初 の YMCA は 1844 年、ロンドンで設立され た)や19世紀末にアメリカで興った遊び 場(プレイグラウンド)運動、20世紀初 頭の青少年育成運動であるボーイスカウト 運動(イギリスが発祥)やワンダーフォー ゲル運動(ドイツが発祥)を挙げることが できる。これらの運動は、産業化と都市化 の進展が自由な時間を拡大したことを背景 に、余暇が伝統的な社会を解体し、人々の 連帯感を低下させる状況に対抗して、余暇 による社会の再統合を目指す動きと見るこ とができよう。はじめは青少年問題から起 こった余暇の組織化が成人にまで対象を広 げてレクリエーション運動が誕生したので ある。1)

日本におけるレクリエーション運動は、 第二次世界大戦後の社会の変遷に対応しな がら、教育や産業、さらには地域や社会福 社の領域で「レクリエーション」なるもの の拡大と発展に努めてきた。すなわち、敗 戦直後の地域型の展開に始まり、1960 年 代には職場に根を下ろし、1970 年代後半 には再び地域への浸透が課題になり、1990 年代以降は福祉領域がメインになるという 動きを示している。これは戦後の日本人の 暮らしの主要な関心事に寄り添いながら、 レクリエーションがその存在意義を確立し ようと模索を繰り返してきたことを如実に 示すものと言える。²⁾

社会福祉の新制度の発足を視野に入れ て、国は1987年に「社会福祉士及び介護 福祉士法」を制定した。その中の介護福祉 士養成指定科目に「レクリエーション指導 法」が入った。これは「レクリエーション は、本来の意味に付け加えて障害者などに 対する治療的レクリエーションも取り組ん でほしい。また、高齢者福祉の中では、彼 らの社会的存在感の充足という点からもレ クリエーションは不可欠である」いう考え 方に基づくものである。³⁾

この法律の制定によって、社会福祉領域 におけるレクリエーションは、国家資格者 である「介護福祉士」が当然身につけてお かなければならない知識・技術として、確 固たる地位を得た。生活に困難を生じてい る人を介護するという行為の中に「レクリ エーション」が位置づけられたということ は、すべての人の基本的人権としてのレク リエーションが認められたことであり、「レ クリエーション運動」の成果として大きな 意義があったということができよう。4

社会福祉領域の「福祉レクリエー ション・ムーブメント」の25年 一近畿地方に焦点を当てて一

2013 年発行の日本レクリエーション協 会公認福祉レクリエーション・ワーカー 資格養成用新テキスト第1巻⁵⁾の80~83 ページには、「これまでの福祉レクリエー ションのあゆみ」がまとめてあるが、ここ ではもう少し絞り込んで、筆者がこれまで 関わってきた近畿地方の特徴的な実践活動 の足跡を振り返ってみたい。

1) 全国福祉レクリエーション・ネットワーク

国家資格「介護福祉士」制定から新たな 動き(ムーブメント)が次々と起きたのが この後である。代表的なものの一つとして 「全国福祉レクリエーション・ネットワー ク」がある。

1989(平成元)年に福岡県で開催された 第1回全国レクリエーション研究大会(42 年続いてきた全国レクリエーション大会を 名称変更)で、部会の一つに「福祉レクリ エーション」が設けられた。「福祉レクリ エーション」という言葉を日本レク協会が 公式に採用したのがこの時であったとされ る。この大会で「全国福祉レクリエーショ ン・ネットワーク」の旗揚げに向けての準 備会が持たれ、翌年に正式に発足し、活動 を開始した。⁶⁾

事業としては、①ニュースレターの定期 発行、②研究レポート(後に「あしすと」 という実践集へ変更)の発行、③フォーラ ム(兼総会)の開催、④全国レクリエーショ ン大会や地域の福祉レク講習会の企画運営 への協力、⑤その他依頼に応じて福祉レク 推進につながる事業を行なっている。

組織の形式を整えるよりも、活動の内容 を充実し、実績を積み上げていく方がよい という全体の意見から、あえて会長・副会 長等の役員を置かず運営委員制でスタート したこの団体は、発足25年を経て、代表・ 副代表・事務局長・会計・ブロック代表運 営委員等で構成される常任委員会を中心に 運営している。そして各都道府県に運営委 員を置き、ブロックごとの連絡会議を持 ち、各地域の意見を届ける仕組みは出来て おり、1~2月の常任委員会、5~6月の 「福祉レクリエーションフォーラム in 横浜 ラポール」開催時の総会、9月の「全国レ クリエーション大会」(全国持ち回り)開 催時の福祉レクリエーション全国集会と、 年3回は福祉レクリエーション・ワーカー をはじめとする福祉レクリエーション関係 者の声を集め、ネットワークづくりに努め ている。⁷⁾

筆者が現在兵庫代表の運営委員をしてい る近畿ブロックでは、各府県の代表が毎年 11月頃大阪に集まり、ブロックセミナー の企画運営・PR方法や、全国や各府県の 動向等を報告し合い情報交換を行ってい る。2府4県が持ち回りで担当している「近 畿ブロックセミナー | は今年度の兵庫県で 第18回(3順目)を数える。毎年参加者 が 70~100 名程度集まり活気ある交流が 出来ている。全国のブロックの中でも比較 的連携がうまくいっている地域ではないだ ろうか。ただし、各府県の中で運営状況や 活動内容は異なっており、運営面ではメン バーの固定化・高齢化や新規会員の減少、 活動内容のマンネリ化・縮小化等、様々な 課題を抱えている。

2) 高齢者レクリエーション研究会

日本における福祉レクリエーションの普 及・実践と PR に大きな役割を果たしたの は、大阪で 1989 年に始まった「高齢者レ クリエーション研究会」だろう。介護福 祉士やホームヘルパー2級3級の養成カリ キュラム中にレクリエーションを学ぶカリ キュラムが新たに誕生した当時、分かりや すい教科書もなければ、専門性をもって教 育に当たる教員もほとんどいないという現 状だった。いち早くそのことに気付いた石 田易司氏(当時朝日新聞厚生文化事業団)・ 長尾正子氏(当時神戸介護福祉専門学校)・ 永吉宏英氏(当時大阪体育大学)・山田一 郎氏(当時大阪府藤井寺保健所)(*五十 音順)らの呼びかけで、レクリエーション 指導者はもちろん、医師・看護師・作業療 法士・介護福祉士養成校の教員・キャンプ 指導者ら、本当に多様な専門性をもつメン バーが集まって、毎月1回の勉強会を始め た。

ガイドブック等を発行し、ワークショッ プを実施し、元気高齢者のキャンプを実施 し、そして、1993年には兵庫県北部の大 屋町で日本初と語り継がれる認知症高齢者 のキャンプ(名称はシニアキャンプ)が実 施された。⁸⁾

事務局を朝日新聞大阪厚生事業団(その 後大阪YMCAに移す)に設置できたこと が活動基盤を支えていたと思われる。その 後も福祉レクリエーションのブームにも乗 り、各地からのワークショップ開催依頼が 増え、シニアキャンプの実践活動は近畿圈 にとどまらず、全国の山・海・川等の自然 豊かな野外活動施設や、日本を飛び出てカ ナダや台湾での高齢者キャンプ等にまで拡 大していった。

その当時の研究会中心メンバーは、本菜 の傍ら、ボランティア的な関わりで福祉レ クリエーションの様々な現場指導実践を重 ねていった。楽しくて勉強になるたくさん の経験をさせてもらった。その後メンバー の本業が忙しくなり自然消滅のようになっ たが、あの頃の活動をステップにして、現 在大学等で福祉レクリエーションの人材育 成に携わっている者は多い。またその中か ら、障がい者を支えるキャンプ・ボラン ティア・グループを創ろうというムーブ メントも起き、1998年には「キャンピズ (CAMP WITH)」という NPO 法人まで生 み出すメンバーも出てきた。メンバーの入 れ替りはあるが現在も続いている。⁹⁾ 3) TR 研究会

茅野宏明氏 (武庫川女子大学)・マー レー寛子氏(社会福祉法人小羊会 デイ サービスセンターむべの里)らが呼びか け、Therapeutic Recreation (以下 TR と表 記)に関心のある者、アメリカで Certified Therapeutic Recreation Specialist (以下 CTRSと表記)資格を取得した者等が、 2003年ぐらいから新大阪で月1回18:30 ~ 20:30に集まって勉強している任意団 体が「TR 研究会」である。 普段は TR を 取り巻く様々な課題を見つけて、それにつ いて持ち回りでテーマを発表し参加者で 意見交換情報交換をする場となっている。 また 2010 年には、全国にいる CTRS の専 門資格を持つ方々にも呼びかけ "TRの現 状と今後の可能性について情報交換をす る"ことを目的に、武庫川女子大学で「日 本 TR 会議 | というシンポジウムを開催し c^{10}

この研究会は Skype を用い、北海道や アメリカ等遠隔地にいる CTRS ともリアル タイムで議論が出来るようにしたり、日本 レジャー・レクリエーション学会の学会大 会を 2006 年に平安女学院大学、今年 2015 年は武庫川女子大学での開催時に運営メン バーとなる等、レクリエーションの研究に 力を注ぎ、知的好奇心を刺激する研究会活 動である。

4 日本福祉文化学会第26回神戸大 会交流分科会「レクリエーション」 要録

「遊びとレクリエーションから見た福祉 文化~地域を元気にする福祉レクリエー ションムーブメント」をテーマに、日本の レクリエーションムーブメントを牽引し実 践・研究を進めてきた石田易司氏とマー レー寛子氏を迎え、福祉レクリエーション の未来について参加者と共に考えた。 1)地域福祉と大学を繋ぐ NPO 活動

石田氏からは、まず前述の1990年代に 始めた地域ボランティア力を活かした高齢 者レクリエーション研究会の認知症高齢者 キャンプの事例や、キャンピズの瞳がい児 キャンプの事例、オーストラリアの障がい があっても余暇を楽しめる地域社会づくり の事例紹介があった。福祉の仕組みが施 設中心から地域に移行し、NPO 法制定後、 市民活動という言葉が急に叫ばれるように なり、財力やリーダーシップを失くした行 政機関が市民と協働することを率先して言 い出したりする等地域社会の大きな変化が ある。その中で介護福祉士養成カリキュラ ムの必修科目から外れたことで力を失くし かけているレクリエーション運動の新しい 可能性はボランティアの活用法にあるので はないか、制度を超えた新しい試みの可能 性がいっぱいのレクリエーションが新しい 福祉文化の大切なカギになると提言があっ た。

2) 地域福祉と行政の連携

マーレー氏からは、TR を学ぶため渡米 し体験した障がい者・高齢者のキャンプ経 験からインテグレーションや世代間交流の 重要性を学んだことや、地域の障がい者の レクリエーションの機会について研究した 大学院時代の話があった。帰国後、障がい 者スポーツセンターを経て高齢者のデイ サービスセンターむべの里を立ち上げたの だが、「楽しさ」をテーマにデイサービス のプログラムを構築、展開し模索している とのこと。むべの里の地域行政と連携した 取組み事例から、介護保険制度の中で社会 資源としての福祉施設が地域と連携しなが ら展開できる可能性は大きく、「<u>楽しむこ</u> とができる</u>ための援助」の重要性を語っ た。

その後参加者からの感想や質問を聴き、 活発な意見交換がなされた。

5 まとめ

石田氏の話にあった、夢も希望もないと 施設の高齢者が言う日本の社会と、死ぬま で自分の意思が出せるオーストラリアの社 会との比較から、決まりきった枠にはまら ず利用者のニーズが芽生えてくるようなぞ んな暮らしやすい施設をつくるために必要 なものは何かと考える。言い換えれば、福 祉に関する QOL の向上のために何が必要 か?ということである。それは「個別性に 対応できる組織づくり」ではないか。それ には、組織内の主体性のあるリーダーシッ プはもちろんのこと、組織の外の社会資源 とのネットワークも重要である。施設を取 り囲むコミュニティとの関係づくりがカギ を握ると思われる。

QOL 向上のためのアクティビティを積 極的に展開できる福祉施設のリーダーとし て大切なのは、決断力・好奇心・積極性・ 勇気等、変化を恐れない、新しいものを組 織に取り込めることだと、石田氏は著書の 中で述べている。¹¹⁾

またマーレー氏は、健康の獲得が訓練か ら得られるのではなく、ICFの概念からも 「社会参加」「活動」のあり方、そして「心 の在り方」をも視野に入れ「レクリエーショ ン援助」すなわち「<u>楽しむことができる</u>た めの援助」を通して健康の獲得が得られる ということもこれからの日本の課題になっ てくると述べている。¹²⁾

福祉に関する QOL の向上のための組織 づくりは、実際困難だらけであるが、それ でも、楽しさの追求・職員の意欲・リーダー シップ・ネットワーク・ボランティアの活 用…等をキーワードに知恵を出し合えば、 まだまだ可能性は拡がっていくと信じてい る。

注

- 菌田碩哉、「日本社会とレクリエー ション運動」、8、学校法人実践女子学園、 2009
- 財団法人日本レクリエーション協会 編、『レクリエーション支援の基礎』23、 財団法人日本レクリエーション協会、 2007
- 3) 財団法人日本レクリエーション協会
 編、『レクリエーション支援の基礎』、
 22、日本レクリエーション協会、2007
 4) 財団法人日本レクリエーション協会
 編、『レクリエーション運動の50年』、
- 195、日本レクリエーション協会、1998

- 5) 日本レクリエーション協会編、「楽し さの追求を支える理論と支援の方法・理 論に根ざした福祉レクリエーションの支 援の方法・事例でなっとく!よく分かる 福祉レクリエーションサービスマニュア ル1」80-83、2005
- 6)「全国福祉レクリエーション・ネット ワークニュース(仮称)第1号」、全国 福祉レクリエーション・ネットワーク発 行、1990
- 7) 田島栄文、「福祉レクリエーション運動を活性化するネットワークづくり一全国福祉レクリエーション・ネットワークの歩み―」『甲子園短期大学紀要』第30号、2012
- 石田易司、『認知症高齢者キャンプマニュアル―いつまでも自然の中で』明石 書店、57、2005
- 石田易司編著、『障害者キャンプマ ニュアル』、129-130、エルピス社、2000
- TR研究会編、『日本TR会議』TR研究会、2010
- 日本福祉文化学会編集委員会編、『新・ 福祉文化シリーズ2・アクティビティ実 践とQOLの向上』、明石書店、2010
- 12) マーレー寛子、『高齢者が楽しさを経 験するための Therapeutic Recreation 援 助理論モデル研究』、京都府立大学大 学院公共政策学研究科福祉社会学専攻 2012 年度博士論文、44、2013

(たじま よしふみ 神戸医療福祉大学)

■「ともに生きる」をつくりだす地域力■

特

隹

「ともに生きる」をつくりだす地域力 ~大阪の小地域福祉活動~ 片岡 哲司・髙橋 俊行

はじめに

関西、とりわけ大阪は、古くから小地域 福祉活動に力を入れてきた歴史があり、各 地でユニークな、活発な活動がたくさん取 り組まれています。そうした活動の魅力や 実践者のパワーの源、展開のポイントにつ いて、第26回日本福祉文化学会全国大会 神戸大会の交流分科会3で確認できた内容 と大阪府内の小地域福祉活動の様子を踏ま えて寄稿させていただきます。

交流分科会の2つの実践報告の特徴 と「地域力」が育つポイント

岸和田市の「りびんぐほしがおか」の実 践のユニークなところは、生活している中 で把握・発見されたさまざまな暮らしの困 りごとや不安について、地域のボランティ アスタッフがアイデアを持ち寄り、地域ぐ るみで朝市やサロン、食事会などさまざま な活動を次々と展開しているところにあり ます。実践報告をしていただいた原口さん は「活動していてしんどい、ということは ないなあ」と振り返ります。「みんなのた めに」「困ったときはお互いさま」「自分た ちができる範囲で、楽しく元気に住み慣れ た地域で暮らしたい」という、あまり気負 わない、イキイキとした思いが伝わってき ました。

大阪市東住吉区の「ハートフレンド」は、 「子どもが主人公になる居場所づくり、親 子の居場所」を目的に掲げて、たくさんの 地域の関係団体に応援団になってもらい、 地域全体で子育て支援を行うとともに、高 齢や子どもといった世代や分野を越えた人 と人の関係づくりをすすめているところが 大きな特徴です。実践報告された徳谷さん は「いろんな場面を活用して、"想い"を 伝え、"つながっていく"努力をした」と のこと。そこからたくさんの共感を生み、 活動が広がり、地域が活性化してきた様子 が伝わってきました。

小地域福祉活動に多く共通する「活動が 広がる」「地域力が育つ」ポイントとして は、以下の点が確認できました。 ①住民の生活課題をキャッチする
 ②「なんとかしたい」からはじまる夢や ビジョン
 ③続けること
 ④みんなが共感できるように発信する、 活動を見せることで輪が広がる
 ⑤活動拠点がある
 ⑥楽しさを盛り込む
 ⑦つながること

地域ではいま、「孤立」の課題が世代を 問わず深刻な問題となっています。「地域 で孤立死をさせたくない」「子育てに不安 を抱えた親をほっとけない」といった想い を出発点に、いま自分たちが暮らす身近な 地域で、「孤立」から派生する暮らしの困 りごとが何なのか、をキャッチすることか ら地域の福祉活動はスタートしています。 そこで、「なんとかしたい」「もっとこん なふうになればいいな」と気づいた人(リー ダー)とその思いに共感した仲間が、ひと り、ふたりと増えることから活動が地域に 広がっていきます。そのためにもまずは、 夢やビジョンを所属する団体や近所の方な

「最初のうちは数人しか集まらない」こ とも地域での活動ではよくあります。地道 に活動を続け、仲間を増やし、活動してい る姿を地域の方に見せる、発信していくこ とで共感が生まれてきます。

どに相談する、伝えることが必要です。

また、自由に使える活動拠点があること も活動を始め、継続するための重要なポイ ントになっています。最近では、学校の空 き教室や民家を改修してまちかど相談やふ れあい喫茶をしたり、さまざまな当事者の 集いの場が生まれてきています。 活動を継続し、広がっていく中で、ボラ ンティアをする・されるという関係ではな く、自分たちの地域の課題は自分たちで解 決していく、というような仲間意識や支 え・支え合う感情が地域の中に広がって いっています。その中で、「楽しく」活動 できる仕掛け、が多くの活動で工夫されて います。地域の祭りにみんなで一緒に参加 したり、ボランティア活動のポイントカー ドを作って、地域のサロン等で利用できる ようにしたりしているところもあります。 「元気?」「いつもありがとう」と顔をあわ せて、声を掛け合うこと、コミュニケーショ ンをとること自体が "楽しさ" につながっ ています。

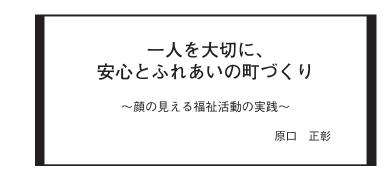
さらに、一人であるいは特定のグループ や団体だけで抱え込まず、「こんなことで 困っているから、手伝ってもらえないか な」「こんな応援があったら助かる」「地域 のことは地域で、みんなでなんとかしてみ よう」と、地域内外の関係団体や協力者の 力を大いに借りることで、活動内容に広が りが生まれます。学校や福祉施設とつなが りが生まれ、新しい活動へと発展すること もあります。社会福祉協議会に相談するこ とで、これまでつながってなかった団体と の出会いをコーディネートしてもらえるこ ともあります。

他にも大事なポイントがたくさんあるの だと思いますが、今回の交流分科会で以上 のようなポイントを報告者や参加者ととも に確認することができました。実践報告を された二人に共通する「発信力」「元気・ 明るさ」が印象的でした。地域のみんなに 共感を得て、活動がさらに活動を生み出す 好循環(スパイラル)と、さまざまな人や 団体の輪を広げるネットワークを通じて、 一人ひとりに寄り添い、支え合う地域づく り、「ともに生きる」をつくりだす地域力 につながっています。

(かたおか てつじ 大阪府社会福祉協議 会/たかはし としゆき 関西社協コミュ ニティワーカー協会)

特

隹



1 「リビングほしがおか」の設立

少子高齢化が進み超高齢社会になりつつ ある現在、地域における福祉活動が重要に なっている。「リビングほしがおか」が設 立された星ヶ丘町にも、例外なく超高齢化 の波が訪れている。星ヶ丘町は大阪府岸和 田市北西部に位置し、大阪府営荒木住宅と して 1961 年にできた町である。1997 年の 府営住宅の立て替え(1棟~12棟、650戸) により若い世代の入居はあるものの、年少 者人口は減少傾向にあり、一方で、高齢化 が進み独居高齢者数が増加している。しか し、われわれは、この状況を悲観すること なく前向きに捉え、問題点はどこにあるの か、どのようにすれば高齢者が元気になる のか、少ない子供達をどうすれば未来の使 者として育てられるのかという観点から、 多様化する地域福祉のニーズと住民参加の ありかたを考えてきた。

2002 年、岸和田市社会福祉協議会の要請 で、小地域ネットワークのボランティア組 織が結成され、ふれあい訪問を出発点とし て、町内会、民生委員、児童委員、小地域

ネットワーク、町内会各種団体が連携し、 様々な福祉活動が展開され始めた。当初 は、各団体間の連携には不充分なところも あったが、星ヶ丘町にとってはこの小地域 ネットワークの活動が地域福祉活動の原点 となっている。2006年、大阪府の福祉事 業である「ふれあいハウジング」の推進に 星ヶ丘町会が推薦され、2008年に「リビ ングほしがおか」が設立された。大阪府 の「ふれあいハウジング」事業は、高齢者 が元気で自立した生活を実現できるよう、 大阪版コレクティブハウジング(共生型住 宅)として共同施設の整備を行う事業であ る。具体的には、高齢者や世代を超えた住 民が、①お互いに交流し、②助け合い、③ 生きがいのある自立した生活ができるよ う、既存集会所の改修等を行い「ふれあい の場」としての「ふれあいリビング」を整 備することを目的とする。これにより、い つでも、誰でも、気軽に立ち寄れる「協同 の場 (喫茶コーナー)が、星ヶ丘町に作 られた。

「リビングほしがおか」設立後は、町内 会の福祉活動の拠点として、町内会および 町内会各種団体が相互に連携を図り、自 助・共助・公助による地域協働型福祉活動 の充実発展のための協力体制作りが進めら れてきた。さらには、行政・専門職との連 携も推進され、地域による「安心ネットワー ク」活動が活発に展開されている。以下、 星ヶ丘町におけるふれあいリビング活動を 紹介する。

2 ふれあいリビング活動

1) 朝市「ほしがおか」の開催

高齢者による買物難民化の防止として、 2008 年から毎日曜日に朝市を開催してい る。安価で新鮮な野菜・果物、ジュース、 乾物、日用品(トイレットペーパー、ティッ シュペーパー、洗剤)、防災グッツ・防災 食、岸和田市指定ゴミ袋などを販売し、 スーパー等に買物に行きにくい方達の支援 を行っている。この朝市は人気が高く、普 段あまり地域の活動に出て来ない方達も参 加するようになってきている。

2)「ふれあい喫茶」

~いきいきサロン~の開催

週4回開催され、ふれあいの場、憩いの たまり場、福祉・困りごとの相談の場、各 種打ち合わせの場などとして利用されてい る。近くに地区公民館があり、公民館の行 事・クラブ活動の帰りの来場者も多い。地 域校区内外から来場があり、来場者が多数 のときは集会室もオープンスペースとして 活用している。

3) ふれあい訪問の実施

小地域ネットワークの活動として、ふれ あい訪問を定期的に実施している。65歳 以上の独居高齢者を中心とした安否確認と

日常的な生活支援のための情報を収集し、 必要に応じて行政・専門職と連携した速や かなサポート体制作りを行っている。ここ では、次の3つ事例を紹介する。①対象者 宅の郵便物がそのままになっており、不在 確認もできない状態であったが、その対象 者の専門職と連携が出来ていたため入院中 であることが確認できた。②ヘルパーが、 対象者宅の訪問時に在宅・不在の状況がわ からず、リビングほしがおかに対象者の状 況を確認しに来た。小地域ネットワーク責 任者と一緒に再度対象者宅を訪問し、対象 省宅の裏手にまわり確認したところ、対象 者が意識不明の状態で倒れているところを 発見し、救急車の手配ができ一命を取り留 められた。

 ③介護認定から亡くなるまでの4年間 (2008年~2012年)にわたる支援:ふれあ い訪問で状況を知り、社会福祉協議会・専 門職による支援と連携した支援活動を行っ た。支援開始後、銀行の通帳管理が困難と なり、専門職・包括支援センターと相談し て日常生活自立支援事業を導入した。ま た、耳の障害、身体の不調、認知症の進行 に伴い、頻繁に救急車を要請することもあ り、日常生活上の支援とともに、介護タク シーによる通院の支援、訪問看護支援(薬 の管理を含む)、夜間の看護ステーション の利用、デイサービス実施・ナイトヘル パー支援が行われた。その後、徘徊が頻繁 になり、その見守りと、少し疲れたところ で帰宅を促し家に連れて帰る、「リビング ほしがおか|での休憩などの支援を行っ た。2012年に入院、間もなくご臨終され たときには、親族への連絡、地域での葬儀 の手配・実施、住宅の整理などを行った。

4) 作品展の開催

小地域ネットワークの主催により、小学 生・中学生から高齢者まで、町全体の手作 りのお楽しみ展覧会を年1回、秋に開催し ている。

5) いきいき相談広場の開催

いきいき相談広場を毎月第2水曜日に開 催している。岸和田市いきいきネット相 談広場の出張相談所として位置付け、生 活上の悩みや困りごとの相談窓口として、 コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の協力を得て活動している。いきいき相談 広場を通じて、CSW との情報交換が円滑 になり、また血圧等の測定を通じた地域住 民とのふれあいのなかで地域の様々な情報 を得ることができ、また問題点を把握する ことができている。

6) 老人クラブ(和み会)の活動

老人クラブの主催または運営により、以 下のような活動が行われている。

①カラオケ広場:明るく楽しく賑やかに、 世代を超えた住民が交流する場として、毎 週、日曜日の午後にカラオケ広場を開催し ている。「リビングほしがおか」発足後は 参加者も増加し、地域の住民も多く参加し ている。

②折り紙教室:明るく楽しくそして細やか に、老人クラブ会員中心に子供達も参加 し、テーマ毎の制作を通して元気に活動し ている(毎月、第2日曜日)。

③なごみ体操:夏休みのラジオ体操をきっ かけに、高齢者対象に年間通じて実施して いる。

④美化大作戦:皆で我が町をきれいにする ため、老人クラブ中心に清掃ボランティア が活動している(毎月、第3日曜日)。

7) 子供の安全見守り隊・子供会の活動

子供達を対象とした、あるいは子供達自 身による活動が行われている。①「皆で守 ろう未来の使者を一を合言葉に、子供の安 全見守り隊が、おもに小学生を対象に登下 校時の見守り活動を実施している。②ま た、子供達を不審者から守ろうと見守りパ トロールを実施している(毎週、水曜日の 午後と夕方)。③クリーン作戦:「私の町を 美しく、僕らの町をきれいに」と子供達が ボランティア活動を行っている(毎月、第 1日曜日)。④おべんきょうひろば:小学 生低学年を対象に学習の場を提供し、学習 指導も実施している(毎週、土曜日)。⑤ 七夕笹飾り:子供達の情操教育と仲間作り の場として、「夢と希望を大空へ」届ける 七夕笹飾りを年1回、夏に開催している。 ⑥子供ランチ:一人親家庭等で充分食事が 出来ていない子供達を対象に、春・夏・冬 休み期間に、宅配弁当を有料で提供する事 を始めた。

7) 災害対策委員会

岸和田市危機管理室が行う災害時避難行 動要支援者(「あんしんカード」)の登録受 付を町内会の災害対策委員会が行ってい る。また、防火は生活基盤の原点であるこ とから、年1回、防災講座(講演と消火訓練) を行っている。災害対策委員会のキャッチ フレーズは、「『いざ』よりも『日々』が大 切。防災は自助と共助の心から」である。

3 今後の課題

星ヶ丘町における地域福祉活動を紹介し たが、まだ様々な課題が潜在している。現 在は高齢者対象の比重が大きいが、子供の

不登校、親の育児放棄・虐待、自殺、景気 低迷のための失業による被生活保護者、離 婚による母子・父子家庭の増加、広汎性発 達障害者の引きこもり・高年齢化など、子 供を取り巻く課題も多い。地域における福 祉ニーズは多岐にわたっており、地域社会 の包括力を充実させる福祉活動の体制強化 が望まれる。また、防災関連では、災害時 避難行動支援における障害者対策や避難所 設営マニュアルの作成も課題であり、福祉 活動と防災活動が一体となった防災福祉コ ミュニティーを目指す取り組みが今後の重 要な課題となる。この多様な課題を解決す るためには、行政・専門職・地域の連携(あ んしんネットワーク)が非常に重要ではな いかと思われる。行政においては、庁内横 断的な福祉・防災関連の組織が必要であ り、包括支援センターの機能強化も必要で ある。

(はらぐち ただあき 「リビングほしが おか」代表)

地域で取り組む子育て支援

~社会資源としての大学~

川北 典子

1 はじめに

特

隹

「子育て支援」という言葉が、日常的に 耳に入るようになった。かつては、「子育 てに何故支援が必要なのか」「若い親を社 会が甘やかしているのではないか」などと いう懐疑的な声もしばしば聞かれた。子育 ては親として至極あたりまえの自然な営み であるという思いが頭にある世代は、特に そうなのであろう。しかし、地域の教育力 とともに、育児力もまた、確かな支えがな ければどうにもならないほど低下し疲弊し ていることは、今やまぎれもない事実と なっている。

また一方で、大学という高等教育機関に おいては、人材の育成や研究のみならず地 域貢献が一つの大きな使命であるといわれ る。すなわち、学生の学びや教員の研究の 成果を、地域にいかに還元できるかが問わ れるようになったのである。とりわけ小規 模の私立大学においては、その存亡を賭し て地域との連携を密接に図ることを試みて いる。

筆者の所属校においても、学生のボラン

ティア派遣および大学祭やクリスマス行 事への近隣住民の参加等をベースにして、 2007年に大学の中に子育て支援施設を開 設した。本稿は、その設立にかかわるなか で、大学という教育機関が地域のなかで社 会資源の一つとして活きて働く方法を考察 したものである。

2 大阪府高槻市における子育て支援

本学の所在する大阪府高槻市は、人口 約35万人の中核市である。京都市内と大 阪市内との中間地点にあり、いわゆるベッ ドタウンとして発展してきた。近年は総人 口自体は一定の数値で落ち着いてきている が、生産年齢人口の減少および老年人口の 増加が少しずつ現れてきている。2014年 9月現在、14歳以下の年少人口は約47,000 人である。

地域子育て支援の基本事業としては、① 交流の場の提供、交流の促進 ②子育てに 関する相談・援助 ③地域の子育ての関連 情報提供 ④子育て・子育て支援員に関す る講習等の実施を主な内容とし、公民合わ

せて5か所の保育所内に地域子育て支援セ ンター(センター型)を開設している。ま た、各中学校区に1か所を基本に、0~3 歳の子どもと保護者を対象としたつどいの 広場(ひろば型)が、2005年度から順次 開設された。2014年現在、14か所の運営 主体は、社会福祉法人6か所、NPO法人6 か所、医療法人1か所、学校法人1か所と なっている。

また、2007年に市の中心部の交通至便 な場所に子育て総合支援センターが設立さ れ、就学前の乳幼児と保護者が集えるプ レイルームやクッキングルーム、パソコ ン・コーナーなどを備えており、子育てに 関する種々の講座も開催されている。ファ ミリーサポート・センターや児童家庭相談 事務所や児童発達支援事務所も館内に併設 され、市の子育て支援事業の要となる施設 である。地域子育て支援センターおよびつ どいの広場の支援員の研修や講習、ネット ワーク会議なども行われている。

14 か所のつどいの広場のうち、本学が 運営する施設"平安女学院大学どんぐりの 森"は、唯一の学校法人運営の施設であ り、大学内の元教室を利用して開設されて いる。運営費はほぼ市からの補助金で賄わ れており、大学が独自に運営する子育て広 場やセンターは近年各地でみられるように なったが、大学と行政が協同して運営して いるものは全国的にも稀少である。

"どんぐりの森"は、月曜日から金曜日 の10時から15時まで、年末年始を除いて、 大学の休校期間中も開いており、大学の地 域貢献に大いに寄与している。学生食堂の 営業中には利用者も使うことができ、大学 構内で学生たちと談笑している姿もしばし ば見られる。本学高槻キャンパスは、保育・ 幼児教育、初等教育系の四年制1学部1学 科、保育・幼児教育系の短期大学部1学科 を有しており、専門職として社会に出てい く学生にとっては、身近に子育て中の親子 とかかわる機会をもつことは意義のあるこ とであろう。大学教員による食育や児童文 化の講座が開かれたり、授業の一環として 学生がかかわることもある。

3 大学における子育て支援活動

①設立の経緯

2007 年度が始まってまもなくの頃、高 槻市の広報誌に「つどいの広場運営団体募 集」の記事が掲載された。大学の地域貢献 が多方面で取り沙汰されていた頃でもあ り、学内では四年制の福祉臨床学科(現在 は子ども教育学科に改組)において保育士 養成課程を設置した時期でもあった。これ は、学生の学びにも役立つのではないかと 考え、さっそく、事務部に諮り、学内にそ のような施設を開設することが可能かどう かの検討を始めた。

調べてみると、当時全国には種々の子育 て支援施設が存在し、保育者養成に携わる 大学や短期大学が独自で開設しつつある状 況も見られた。しかし、地域子育て支援拠 点事業ひろば型(つどいの広場)について は、682 か所が開設されていたが、自治体 と大学が連携をして運営にあたっていると ころは、皆無に等しかった。メリット・デ メリットは数々あろうが、とにかくやって みようという強い想いに押され、企画書を 作成し、大学本部の同意を得ることができ た。 高槻市は、中学校区に1か所のつどいの 広場の設置を目指しており、本学の所在地 である中学校区からは複数の団体が名乗り をあげたが、書類提出とプレゼンテーショ ン等を経て、公正な審査が行われ、本学 に委託されることとなったのが8月であっ た。10月末から11月初旬には、開所しな ければならないということで、場所(教室) の決定、諸設備の整備、スタッフの確保な どを進め、11月1日に開所の運びとなった。

②活動の内容

開設後1年のサイクルを経るまでは、果 たして利用者や地域のニーズに合ったサー ビスを提供できているかのだろうかと、手 探りの状態で考える日々であった。スタッ フはなおさらのことであっただろう。利用 者数の増減に一喜一憂した時期もあった。 何かイベントを開催すれば、利用者数は伸 びる。だが、1 调間の間にいくつもの行事 を入れると、スタッフの負担も大きく、静 かに親子で遊びたいから来たのに・・・・と いう利用者の声も聞かれた。そこで、徒に 利用者を増やすことを考えるより、サービ スの質を高めることを重視するようにし た。持続可能な支援、継続的な支援こそが、 地域のなかで求められているものではない かという思いがあったからである。

そのようななかでも、少しでも大学運営 の施設であるという特色を出そうと、2012 年度からは、月1回のペースで、本学教員 の専門領域を活かした講座を開催し、好評 を得ている。基本的に、子どもたちも同じ 場で過ごしながらの講習会なので、講師の 側にも、親子で楽しく学んでもらうための 工夫が求められる。日頃特定の保育現場等 のようなフィールドを持たない教員にとっ ては、親子の様子を観察するまたとない機 会でもある。

また、学内に所在する附属幼稚園との連 携も、年を経るごとに緊密になってきてい る。園長による絵本を活用したお話会や、 園庭開放への参加などは、"どんぐりの森" 利用者の間でも、すっかり定着した楽しい 行事となった。そのまま、附属幼稚園への 入園希望に繋がることも多い。

③大学における子育て支援

・利用者にとってのメリット

まず、本学は女子大学であり、危機管理 マニュアルに基いた安全管理を徹底してお り、利用者の安全面においても、十分な配 慮がなされている。門を一歩入れば、子ど もたちが伸び伸びと活動できる環境が用意 されているといえる。



写真 1

また、前述のように学生食堂の利用も可 能であり、学生たちの好意的なまなざしの なかで、周囲に気兼ねすることなく、幼い 子どもとゆっくり食事を楽しむことができ る。少し前の自らの学生時代を思い起こせ ることが楽しいといった利用者の声も耳に した。

さらに、学生たちと交流することで、今 ひとつ育児に自信をもてない母親も、学生

のぎこちない子どもの抱き方を見て、多少 なりとも余裕のある微笑を見せることがで きる。子育てに関して、未熟な学生のモデ ルになれることが、利用者自身の子育てす る力・成長する力を引き出すことにも繋が るのだと感じることができた。

・学生にとってのメリット

本学高槻キャンパスは、四年制の子ども 学部子ども教育学科と短期大学部保育科と いう2学科のみの小規模大学ではあるが、 北摂随一の保育者・教育者養成校を目指し ている。取得資格は、保育士・幼稚園教 論・小学校教諭であり、いずれも保護者支 援・保護者対応の必要な専門職である。少 子化社会のなかで、実際に幼い子どもとか かわったことがないという学生が保育者志 望として入学してくる現状において、身近 なところで親子の様子に接することができ る場は、貴重な体験学習の機会となってい る。

学生ボランティアについては、開設当初 は、希望者を募り、1ヶ月単位で配属表を 作成し、授業の空き時間に参加させてい た。しかし、配属表の作成や連絡調整が煩 雑なこともあり、2009 年度からは希望す る学生が直接申し出て、スタッフや学科教 員の判断により、柔軟に参加できるように している。だが、特に短期大学の学生にとっ ては、カリキュラムの過密度や、ピアノの 練習を始めとする予習・復習時間の確保の 難しさ、さらには経済的に課外活動よりア ルバイトを優先させなければならないなど の事情により、ボランティア希望の意思は あっても関わることのできない学生も多 い。それらのボランティア参加のシステム 化や、すべての学生が大学内での資源を利 用し、子育て支援の場を体験するために、 授業のなかでいかに有効的な活用を図るこ とができるか検討を進めている。

・その他のメリット

本学附属幼稚園は、交通至便とはいえな い場所に位置しながらも、いわゆる通園バ スを所有していない。送迎の際には、常に 大学と同じ正門を保護者が利用し、わが子 とかかわる姿を学生たちに明示してくれて いる。同様に"どんぐりの森"でも不特定 の利用者ではあるが、学内でさまざまな親 子の様子を間近に見ることができ、それ は、学生のみならず、教員にも常に研究の 材料を提供しているのだといえる。

4 今後の課題

ひろば型事業は不特定多数の利用者を対 象としているが、本当に支援の必要な人に 対して、手を伸ばせばいつも届くところで 寄り添っていける施設でなければならな い。そのためには、より地域に密着したと ころで、地域の実情を把握していく必要が あろう。当然のことながら、大学のなかで 完結する事業ではない。市との協同事業と しての制限はあるものの、地域福祉の視点 から、そして地域の教育力の回復に寄与す るために、開設から8年を経過した"どん ぐりの森"は新たな在り方を模索すべき時 にきている。

子育て中の親子とスタッフ・教員、そし て大学生という限られた世代だけではな く、中高生・高齢者といったあらゆる年代 の地域住民との連携と協力を視野に入れな がら、人と人との繋がりを築いていかなけ ればならない。それらを紡ぐ役割も、大学 に課せられているのではないだろうか。

5 おわりに

"どんぐりの森" 開設にあたっては、毎 日利用するわけではないけれど、少ししん どいなぁと感じたとき、あそこに行けば ホッとできる ···· そう思える場所が存在 するだけでも安心できる ···· そんな温か な空間の提供を目指してきた。同じ時間に 同じ場所に居合わせた母親たちが、スタッ フのさりげない言葉かけで繋がり、明日は 地域の公園に時間を合わせて行くことを相 談しながら帰っていく ···· そんな支援が この施設の役目だと考えてきた。

しかしながら、それらの提供している サービス以上に、学生たちには、たくさん の学びの機会を与えてもらっている。附属 幼稚園とともに、常に同じ空間のなかで子 どもの姿を目にすることができる環境を 大切にしたいと思ったことが開設の趣旨 の一つであるが、8年という歳月は、本当 に自然なかたちで、それを実現させてく れた。学生食堂や中庭で、子どもを見て、 「キャー、カワイイ!」としか言えなかっ た学生たちが、「お子さん、何歳ですか」 と、母親にも話しかけることができるよう になっている。また、育児にちょっと疲れ たと思っている母親も、「おかあさんって 素敵」という学生たちの称賛のまなざしを 得て、母であることの誇りと自信をもつこ とができる。

人は、楽しい経験をしたことが、次へ の意欲になる。"どんぐりの森"で、安ら ぎの時間を得ることができたという体験 が、何年か後には次の世代を支える人材に なるといったことを期待できはしないだろ うか。さらに、保育・幼児教育専門職を志 す学生たちは、子育て支援の最前線での職 務に携わるとともに、自らの子育てをやは りまた地域社会のなかで支えてもらうこと になる。そのような循環型の支援体制が定 着していったとき、真の意味での地域子育 て支援機能の構築が可能になると考えられ る。まさに、大学による地域貢献としての 人材育成であるともいえよう。

(かわきた のりこ 平安女学院大学)

隹.

「大好きな地域」	の実現をめざして
	朱 まり子

日々過ごしている「地域」は生活基盤で あるにもかかわらず、普通に過ごしている のでは素通りし、関係性を生み出せず、出 会いも次の一歩も生まれません。そのよう な地域とのかかわりを何とかし、一人ひと りの子どもが大好きと言える地域になるこ とを願っての活動から、2事業を紹介させ て頂きます。

1 循環型の団体として

私達のフィールドは、京都市街(京都盆 地)から東山を越えた所にある「山科盆地」 で、盆地の東に位置する山を越えると琵琶 湖に出ます。25,000 年前から人が住み、天 智天皇が狩りを楽しみ、平安時代には条里 制の敷かれた村で、現在も多様な文化財や 遺跡、清水焼、仏具、金属箔粉等の産業や、 豊かな自然に恵まれ、134,000 人が住む「京 都市山科区」です。JR・京阪電車・京都 市営地下鉄・名神高速道路・東海道新幹線 も走り抜ける町で、歴史的にも京都市中心 部より古くから開けておりますが、「京都」 に目が行ってしまい、わが町を意識しない 人が殆んどの町です。そこで 2002 年から、 地域の人達と手をつなぎ、支えられ、「こ の町が大好き!」と思う子どもで溢れる町 にしたいと願って、子ども達と町たんけん を続けています。

私が親になり、地域で最初に関わったの が、生の舞台鑑賞を主な活動としている 「山科醍醐親と子の劇場」でした。学生時 代に同系列団体に所属しており、長男の幼 稚園入園と同時に入会、第3子入園を機に 役員となりました。この団体は、我が子に 良質な児童文化をとの思いを持った人の集 まりで、最初はお客様的な参加ですが、少 し子どもが大きくなると、次のステップと してスタッフに回るという循環型団体で、 楽しい活動でしたが、当時、我が家の会費 は4人で毎月5000円弱。この高額会費が 支払い可能な家庭だけを対象にした活動か らの脱皮を図り、1999年にNPO法人化を 決議、名称を「NPO法人山科醍醐こども のひろば」としました。変更後は世帯当た り月800円(現在500円)に会費を引き下 げ、10年間理事長を務めました。その後 も活動は続き、秋には設立15周年を祝っ ています。この活動に参加する一人ひとり に願うことがあります。それは、一人ひと りが、新しい伸問を見つけること。子ども・ 大人を問わず、自分で意識して行動しなけ れば、なかなか仲間は出来ません。活動に 参加することで、袖すり合うも何かの縁で の、新たな人の輪を大事にしています。ま た、団体と団体の出会いも大事だと考え、 団体間で出会える場づくりも企画してきま した。

もう一つの願いは、一人ひとりの持てる 力を十分に発揮できるような環境にしてい くこと。仲間と創り上げる喜びを経験して いると、他の事に出会っても、自分がどう すれば良いかを考えたり、どうしていきた いか、願いを具体的に表明したり、前を向 くことが出来ます。これは年齢を問わずの ことで、子育て支援の居場所で、一番大事 にしているのは、一人ひとりが地域の資源 となるための、第1歩を踏み出すことと考 えています。子どもを持つまでには考える ことも気づくこともなかった「地域」です が、親になって、初めて向き合うことにな るのも地域です。私は一時、保育者養成の 短期大学で地域福祉を教えていましたが、 その時、自分は「地域と、どのように関 わってきたか|「地域に育てて貰ったこと は何か」を先ず考え、そこを講義の出発点 としました。しかし、学生たちは、学区民 運動会・秋祭り・盆踊り・花火大会・子ど も会・バーベキュー大会など、半数程度は 参加していた内容は思い出すけれども、そ こで育った力は、何も感じていないようで した(実感が伴わないだけで、皆、きっと 地域に育てられている)。その中で、一握 りの、達成感を持って育った子は、地域で

育った良さをしっかり話し、中には、その スタッフとして地域で関わり続けている学 生もいました。自分の核としての地域を 持っている学生は、学ぶ姿勢もブレが無い と感じました。

2 つどいのひろばで、身に着けてほしい力

立ち上げから関わった「つどいのひろ ば」では、目的の一つに、一人ひとりが地 域の資源となることを目指し、その糸口と して、お母さん同志が関われる機会を奪わ ない(ちょっとした依頼が互いに出来る関 係づくり)、相手を知ることで仲間づくり ができることを配慮しました(自由に書き 込める名札を着用=自分の名札はフルネー ム、子どもの名札は月令を書いたり、誕生 日を書いたりしてアピール)。このほか、 刺繍の会、ベビーマッサージ、完璧な親な んていない (NP)、安心感の輪 (COS) 等、 長時間、同じメンバーで共に過ごす機会を 設けてきました。保育付の講座では、ゆっ たりとした時を過ごせるようにしました。 表向きは講習会ですが、関わりを持つきっ かけ作りの場として意味あいを大切にして きました。

「つどいのひろば」に通う期間は大体1 年余りです。現在は入園時期が早くなって いるので、もっと短かい方もおられます が、親として初めて関わりを持つ場である だけでなく、次に役立つ社会性、言い換え れば、地域に生きる大人(親)としての動 きを、少しずつ身に着けて頂きたいと願っ て運営しています。幸い、現在の「つどい のひろば」のスタッフは、大半が、わが子 を団体内で育ててきた親たちで、上手く循 環の輪が回っていると感じています。施設 長も3代目になりましたが、3人とも団体 内での子育てに喜びを感じ、そのお礼の意 味で、この仕事を引き受けているようで す。

子育てを地域社会で支えることの意味を 考える時、自分が受けたものを次につない でいくという理念がしっかりと根付く必要 を感じます。これは、当法人内だけのこと ではなく、その資源の還元先は保育園や学 校 PTA、町内会などで、親として一人ひ とりが地域を豊かに、誰もが過ごしやすい ように動く、その力を獲得することが地域 が良くなる近道だと感じています。

私どもの団体内の乳幼児と親の「あそ びっこクラブ」(1999年4月開始)では、 子どもを産み育て、初めて、自分の住む地 域と向き合ったお母さんたちが、「次のお 母さんたちの役に立つ」ことを実感し、次 につなぐことにより、クラブを運営してい ます。特に義務化しているのではないので すが、最初の1年は受け手、次の1年は伝 え手側に回り、大体2年程度在籍される方 が多いので、上手く循環しています。中に、 第2子、第3子で戻って来られる方がおら れると、その方々は意志を持って戻ってこ られますので、親の立場とお世話役の立場 の両方をこなしながら、ここでのひととき を楽しんでおられます。

今の山科の若い人たちは、進学時・就職 時に出て行く人が圧倒的に多いですが、そ れでも人口減少に歯止めがかかっているの は、大学進学・結婚を機に山科に移り住む 人が多いからです。その結果として核家族 が多く、子育ての仕方についても知識が無 い人が多くなっています。そのような地域 性もあり、おばちゃん・おばあちゃんの役 割をするのが、つどいのひろばのスタッフ の役割でもあると考えています。しかし、 スタッフだけの力では足りません。先ほど 述べた親の社会資源化が、ここで大きな力 となります。ちょっとした声掛けが、「大 きな助け舟」になるのが子育て時です。い ろんな人がつながり、助け合いながら進ん でいって欲しい、その最初の一歩をお手伝 いしているのがつどいのひろばだと思って います。

3 地域を歩き回り、地域を好きになる「町たんけん」

地域とのつながりの深い「町たんけん」 ですが、この活動は、地域を知ることで「こ の町が大好き!」と感じる子どもを一人で も多くすることを最大の目的にしていま す。

幼少時から見続けている地域が便利な都 会に近づき、それと共に人の関わりも交わ りも少なくなり、寂しさを感じるように なってきたことが契機で、2002年、子ど もたちに地域の良さを知らせる活動として 開始しました。その際、子ども自身が地域 を好きになれるように、探検しながら地域 の良さを肌で感じられるような内容を心掛 けました。大人はどうも、頭で考えるので 地域の史跡などが好きですが、子どもとの 活動では「すごいやん!」「大事にしなあ かんなぁ」と言う言葉が自然に発せられる 場を創ることに活動の重点を置きました。 例えば、醍醐寺の五重塔は、国宝だから凄 いのでは無く、その美しい姿に魅せられ

子どもたちは、寒さ・暑さの中でも、懸命 にスケッチをします。五重塔の持つ美し さ・荘厳さ・神秘さが、そうさせるのでしょ う。訪れる度に、子ども達は、素晴らしい スケッチを描きます。また、東海道新幹線 に架かる陸橋に昇った際、ビューンと走る 新幹線に目を奪われていた子ども達でした が、中の一人が、「なぁ…ぐる~んとまわっ てみい。まわり全部が山やで。お皿みた いやなぁ。」と陸橋の上で言った言葉から は、「山科盆地」を彼なりに発見した喜び が伝わってきました。この活動が目指して いるのは、このような自ら発見する行為で あり、そこで獲得する小さな果実の積み重 ねです。こうした地域への興味が関心を呼 びおこし、愛着へ発展していくと考え、地 域の宝物と子ども達との橋渡しをしていま す。

初年度終了時、子どものスケッチや言葉 で構成した、かなり恣意的な報告書を発行 しました。内容的に偏りがあり、不安な面 もありましたが、この報告書は思いがけず 地域に入り込み、大いに利用されました。 京都の案内書は数多くありますが、山科に 限ると、子ども用の参考書はマンガで描か れた歴史案内しか無く、報告書の中の歴史 地図は、夏休みの自由研究「山科本願寺に ついて という中学生の発表で利用された とか、地域の小学校では町の様子がわかる と先生たちが喜んだとか、地域の方からも 残部があれば欲しいとかの要望が届き、私 たちは報告書の価値に気づいたのでした。 ここで私たちは方向転換を図ります。 いっしょに歩ける子どもたちは多くても毎 年20名程度。出版したものを小学校の図 書室に置くと共に、一人ひとりの児童に配

■「大好きな地域」の実現をめざして■

布すれば、もっと役立つと気づいたので す。そこで、3年目には出版も兼ねた活動 で助成を受け、子どもたちが実際に手にす る、絵本のような地域紹介ガイドブックを 3000 部作成しました。ここから、町たん けん活動と、子ども向けガイドブック発行 (地域内のすべての小学校の児童約 6000 人) に配布する事業)の2本柱となりました。 味わったり、作ったり、描いたり、自らの 体験を大事にすると共に、報告書で写真や 絵を見せながら、他の子どもたちに自分が 見聞きしたものを伝えることも大事な活動 と位置付けています。実際には出会うこと が出来ない子どもたちにとっても、地域を 知り、地域の今を生きることが大きな力と なるようにとの願いを込め、14年間で「だ いすき!山科ガイドブック(2007・64ペー ジ・9000部) 「歩こう!だいすき山科(2014・ 36ページ・14000部)」「山科かるた双六 (2014・10000部)|「だいすき山科かるた (2015・7000部)」(切り離すとかるた遊び ができる冊子)などを区内の全児童に、学 校を诵じて全児童にプレゼントしてきまし た。

4 地域の人に支えられて大きくなる 子どもたち

生の文化体験・社会体験をする中で、実際の生活に役立つ生きる力を子どもたちは 得ます。中でも、地域の人と多く交わるこ とで、一人一人の子ども自身が内面から豊 かになることを実感しています。また、社 会をより良くしようとの気持ちが生まれる 動機付けにもなります。今までとは違う地 域社会への新たな扉を開くことは、地域に 住む多様な人の暮らしぶりを知ることにも なります。神社仏閣で話を伺うのは勿論、 工場や公共施設も"たんけん"させて頂く 中で、モノを作る心や仕事の大切さを知 り、社会の仕組みが少しずつ理解できるよ うになっていく姿をみることが出来ます。

活動初期には「子どもさんには危険やか ら…」と、商品の説明だけだった工場も次 第に活動を理解して頂き、工場内をヘル メットと防護服を着て見学し、実験をさせ て頂く迄になり、匂いのきつい所・耳栓の いるような場所にも入るようになりまし た。担当者が「お父ちゃんがどんな気持ち で毎日仕事をしているのか、きちんと伝え たいから、工場をしっかり見て貰う |とおっ しゃるような関係性が築ける迄になってき ました。別の所では、「修学旅行の高校生 よりも、ちゃんとしやはるなぁ」と褒めて 頂いたり、「よう話を聞かはるなぁ」と驚 かれたり、「子どもなら、この程度」と手 加減しようとした大人を、子ども達は見事 に裏切っています。

実は、50年も前の小学生の頃、私は京 都大学花山天文台に夜の月や星の観察に 行ったことがあります。町たんけん活動で 50年ぶりに訪れ、自分の宇宙への関心は、 50年前の一瞬で芽生えたのだと理解した のです。このように、人は多くの体験の積 み重ねにより、自己の興味・関心を育てる のだと思う時、子どもたちには豊かな体 験、出来れば質の高い出会いや、専門家の お話をしっかり聞かせてあげたいと願いま す。

5 山科かるたのこと

2012年には、3年をかけ、地域の小学生 200人以上の応募作品を基にして作成した 「山科かるた」が誕生、京都東山ロータリー クラブのご協力で1500箱を無料で地域に 配布しました。山科の主な地理・歴史・自 然・文化遺産・産業など、地域の宝を網羅 したもので、これで遊ぶことにより山科の 歴史だけでなく、自然の豊かさ、人の暖 かさも伝えたいと考えました。幸い、2012 年末から年始にかけてのかるたシーズンに は、地域のお店(酒屋・洋品店・ギャラリー・ 文具店など13店舗)が協力販売をして下 さり、183個のかるたが家庭に入りました。 その後、地域商業ビジョンでは「山科かる たウォークラリー | (店頭に、山科かるた の絵札あるいは読み札が貼り出され、どこ に貼ってあるかを、歩いて、ひとつずつ記 入していくラリー)が実施され、町角の絵 札・読み札を探して 300 名以上の方が歩か れました。お年寄りの方々の施設では、か るたで遊びながら、地域での昔話に花が 咲くそうです。現在も「山科かるた」は1 箱 1000 円にて頒布中ですが、2015 年 12 月 には、区内の全児童に向け、ハサミで切れ ば、山科かるたになる冊子を無料配布しま した。

地域の子ども全体に向けた活動を続けた 結果、子どもを受け入れて下さる企業や寺 院などが増え、大人同士のつながりも深ま りました。これからも、多くの方々の力を 頂きながら、豊かな町をめざして歩み続け たいと願っています。

山科で育った子どもは、かなりの割合 で、大人になると別の地域で暮らします。 しかし、1つの茶碗、それが清水焼であっ たなら、「あ、そうそう」と、山科を思い 出し、結構良い所だったのだと思うのでは ないでしょうか。それには、清水焼を作っ ているところを実際に見たり、自分が作陶 したり、絵付けしたりの実体験が必要だと 思います。全ての子どもに、記憶に残るよ うなインパクトある体験を地域が提供出来 る事を願っています。

最後に、わたしは子育ての支援を研究し ておりますが、特に、出産前後から、1・ 2歳位の赤ちゃんを育てるということは子 育ての文化に基づいているのであり、親に なったから子育てが上手くできるのでは決 して無いということを強く感じます。今の 子育てに、日本の受け継がれてきた子育て の文化の良さを、もっともっと伝承・継承 していきたいと願っています。また、折を 見て、このこともお伝えしたいと考えてお ります。

(しゅ まりこ NPO 法人山科醍醐こども のひろば 町たんけんチーム長・子育ての 文化研究所代表) 福祉文化批評

福祉文化批評への招待

薗田 碩哉/木村 たき子/加藤 美枝/浮田 千枝子

はじめに

昨年の『福祉文化研究』誌では、福祉文 化研究の新たな方向として「社会福祉を対 象とした文化的な批判を多角的に追及す る」という視点が打ち出された。それに 呼応して研究活動の言わば入り口として、 日々展開されているもろもろの社会福祉現 象を捉えてアップ・ツー・デイトな批評活 動を活性化したいと考える。

「批評」というのは一般的には「物事の 良い点・悪い点などを取り上げて、そのも のの価値を論じること」(新明解国語辞典) である。批評活動が盛んなのは芸術の世界 で、音楽、絵画、演劇、文芸の領域では「作 品批評」が必須の課題として展開され、作 品の出来・品質・良し悪しについてのさま ざまな見地からの議論が行われている。こ れをわれわれの社会福祉の領域にも応用し て、現場での実践活動やそれを土台にした 成果(作品、施設、組織、制度なども含め て)に対して「福祉文化」的な批評を行な おうというのである。

ここで留意すべきことは、福祉文化とい

う研究領域は「福祉の文化化・文化の福祉 化」という学会設立の当初から言われた合 い言葉が示すように、福祉と文化の対話、 あるいは相互批判に基本的な狙いがある。 したがって福祉文化批評には2つの側面が あることになる。すなわち、社会福祉の諸 現象を対象にして文化の観点から批評・批 判するという一面ばかりでなく、反対に文 化現象を対象にして福祉の観点から批評・ 批判するという一面も考えなくてはならな い。

また、その「文化」というのは一義的な ものではなく、多様性に富んだ複雑な概念 であることを忘れてはならない。福祉の動 きを文化的に問い直すと言っても、文化を 追求すべき価値あるものと考えて(例えば 人間性の拡張としての文化)、その観点か ら批評することもできるし、文化を生活様 式の特徴とみて(例えば日本社会に固有の 文化)、ある福祉実践が一般社会の常識と どのようなズレや偏差を持っているかを比 較検討することもできる。いずれの場合に おいても、1つの福祉実践を単に記述する だけでなく(それだと実践報告の域を越え ない)、ある基準を設けて批判的に検討す るのが、ここで言う「福祉文化批評」であ る。

さらに、一般社会の文化現象(いちばん 分かりやすいのは流行歌や映画やドラマな どのポピュラー文化だろう)を福祉の観 点(これも多様な見方があるが、人間が人 間らしく幸福に生活することと考えておこ う)から批評するというのも、重要な課題 である。総じて言えば「福祉文化批評」は 福祉的なものと文化的なものとの交感・交 流を促進し、福祉と文化の内実をそれぞれ に豊かにすることを目指しているのであ る。

今回は、児童虐待、高齢者と子供の交流、 高齢者の介護の3つの問題を取り上げた批 評をオムニバスで紹介する。(薗田碩哉)

1 児童虐待予防のためのプログラム

日本における児童虐待の児童相談所への 相談件数は、2000年以降毎年増加し、2014 年度は8万8931件である。これに対して アメリカではどうかというと、2013年に 通告数が210万件ある。米国と日本では人 口も違い、児童虐待に対する考え方や住民 の認識に違いがあるので、単純に比較する ことはできないが、それにしてもアメリカ は児童虐待が多い。アメリカでは虐待が問 題化した1960年代から、通報をはじめ子 どもの保護、家族支援などを福祉機関や警 察、司法、民間団体などが連携して当たる 仕組みが作られてきた。現在では、アメリ カならではの児童虐待予防のプログラムが 多く存在する。

今回は、米国の児童虐待防止活動をリー

ドする民間団体 Healthy Families America (HFA)の児童虐待予防プログラムのうち、 家庭訪問を中心にその一部を紹介してみよ う。「HFA」プログラムを採用している地 域は、米国内34州とワシントンDCやカ ナダであるが、実施地域の単位は様々で、 州全体で実施しているところもあれば、一 つの市や郡で取り組んでいるところもあ る。

家庭訪問者は厳しい研修を受けた人が行 う。最初に産院へ訪問し「おめでとうござ います | という挨拶とともに、HFA のみ ではなく、様々なサービスがあることを伝 え、その場で家庭訪問希望の有無の聞き取 りをする。これらの聞きとりにおいては、 すべての出産家庭に訪問しているというこ とを伝え(特別な家庭だから訪問するので はないということ)、HFA プログラムの中 の質問項目のリスク要因が高い家庭には継 続して家庭訪問ができるような面接をす る。日本で行われている「こんにちは赤ちゃ ん訪問事業」と似ているところは、費用は アメリカ(HFA 負担)も日本(行政負担) も無料であることである。アメリカでは、 家庭訪問者はスーパーバイザーと定期的に 面接を行い、ケースについて検討をするシ ステムができている。その中で、スーパー バイザーは家庭訪問者が自分の価値観や文 化の基準でケースを捉えていないか、訪問 家族の文化を中心にケースを考えているの かどうかなど、広い視野で物事を捉えるよ う検討をする。また、アメリカでは、訪問 者もスーパーバイザーもソーシャルワー カーとして質の高い能力が要求され、その ための研修が常に行われ、人選も厳しい基 進が設けられているのである。

日本の場合、かつては親子の絆は強固な ものがあった。それは親の姿勢や能力以上 に、親族や地域の人々の見守りの中で育ま れてきたものである。核家族化が進み、地 域のつながりも希薄になる中で、今後も児 童虐待の通報は増加こそすれ減少するとは 思われない。そのことを想定して、児童虐 待に対応するシステムの強化が望まれる。 アメリカのような質の高い専門職の設置の 方向が望ましいか、日本独自の対応策があ りうるか、日本の子育て文化の見直しを踏 まえた検討が必要であろう。(木村たき子)

2 高齢社の力を生かした子育て 「たまごの家」構想

戦後の社会福祉施策は対象者別に行政の 主導で発展してきたが、90年代前後には 綻びが見えはじめ、制度の外側にいる生活 者・当事者の側から、必要に迫られた実践 が始まっている。「地域福祉」という概念 が生まれ、日本地域福祉学会が誕生したの は 1987 年である。福祉を文化の視点から 捉える「日本福祉文化学会」発足は89年。 富山で「このゆびとーまれ」の活動が始 まったのは93年であるが、子どもも障碍 者も高齢者も一緒に過ごす共生ケアは、そ の後、滋賀・長野・熊本県でも行政の支援 や協力を得て広まって行く。98年の社会 福祉基礎構造改革を経て、2000年には介 護保険制度が実施されたのは周知のとおり である。

昨年の介護保険法改正により、予防給付 は地域の実情に応じて総合的に提供できる 仕組みに見直され、各自治体が地域支え合 い体制づくりに動き始めている。しかしこ れも介護保険の枠組みの中で従来通り進め られるならば、NPOや生協など住民組織 が担い手なったとしても、支援を必要とす る高齢者を対象に、サービスを提供すると いうかたちに変わりはないであろう。

こうした状況の中で制度を超えようとす る試みも始まっている。東京都世田谷区で *高齢者の力を子育てに 子どもの力を生 きがいに"という合い言葉のもと「ひこば え広場」の活動が始まったのは5年前のこ と。地域には人生経験を積み、専門知識・ 技術や生活の知恵を秘め、なお生きがいを 求めて様々な文化活動に勤しんでいる高齢 者が少なからずいる。一方で核家族・共働 きが当たり前の社会になって、子育ちの環 境は貧弱化してきた。高齢社会の秘めたる 宝を掘り起こして子育ちに役立てる試みが 「ひこばえ広場」である。

「ひこばえ広場」はこれまでの実践を踏 まえて、新たに「たまごの家」構想を進め ようとしている。長く生きてきた者には蓄 積された文化がある。それを呼び起こすの は子どもであり、次世代の力である。子ど もたちは心に文化の種を得て年月をかけて それを育んでいく。高齢者にとっては他 人の孫=他孫(タマゴ)である子供たち は、次の命を育む豊富な栄養に満ちた「た まご」でもある。その両者が出会う場所が 「たまごの家」である。元気な高齢者も多 少手助けが必要になった(要支援認定を受 けた)高齢者も等しくたまごの家の利用者 となって、これまで生きてきた人生こそ当 人の誇りであり、なお社会に役立つ存在で あるということの自覚をもち、お互いに足 りないところを補い合い認め合って、ここ ちよい時間・空間を共有しようとする。そ

こに幼児づれの親子が来る、学校帰りの子 どもが寄る、他孫たちである。

「こんにちは」「ただいま」等の挨拶が交 わされ、ゆっくり流れる時間の中で、よき 聞き手を得て冗舌になる子やけん玉やコマ 回しを高齢者相手に挑む子、宿題の音読を 聞かせてくれる子、折り紙やあやとりを若 い母親に教える高齢者など、それぞれが好 きなこと・出来ることで役割を見つけて過 ごす。一昔前の茶の間がそうであったよう に、互いを気づかい交流をとおして生活文 化にふれていく。卵のまーるい形のよう に、この場はやさしく温かい。「たまごの 家」がこの構想のように行っていくには何 が必要なのか、地域の知恵の見せ所であろ う。(加藤美枝)

高齢者へのリスペクトとは―― 映画『0.5 ミリ』を見る

2015年10月の「もちよりゼミ」では『0.5 ミリ』(主演:安藤サクラ、監督・脚本: 安藤桃子、2014年)を鑑賞した。安藤サ クラ扮するヘルパーの山岸サワは、派遣先 の娘から「冥土の土産におじいちゃんと寝 てくれない?」と頼まれる。会社に内緒で 引き受けたその夜、予期せぬ事件にまきこ まれ、職を失い、引き出したお金も無くし てホームレス状態に。見知らぬ街でワケあ り老人をみつけては、弱みにつけこみ強引 に彼らの生活に入り込む押しかけヘルパー をはじめる。

この映画は、そんなサワとワケあり老 人たちのデキゴトを中心に描いたもの。 DVDのキャッチコピーに「押しかけヘル パーのハードボイルド人情映画」とある が、現実にはこんなヘルパーはいないよな あ、と思いつつ、サワとワケあり老人たち の物語に、いろんなことを考えさせられ る。ひとつは、お話としては突飛だが、中 身は今の高齢者の現実をリアルに描いてい るということ。もうひとつは、「距離感」 ということ。

1000 万円を騙しとられそうな老人は「斉 藤くんはオレの話、まじめに聞いてくれる んや。斉藤くんと友達でいたい | とつぶや く。サワは「でも、友だちはお金とったり しないよ」と返す。なんだか身につまされ る。女子高生の写真集を万引きしたところ をサワに見られ家に押しかけられた元教師 は、「大事なカバン」を持って毎日研究会 やらなにやらに出かけるが、行き先は川の 土手やショッピングセンター。カバンの中 には脳トレの切り抜きがたくさん。やるせ ない。壊れたレコードのように強い口調で 「戦争はいけません」と繰り返す元教師。 その前でじっと編集者役を演じるサワ。「ワ ケーを剥いでみれば、映画の中のワケあり 老人の姿は今の日本では珍しくもない、リ アルな現実だ。誰もがこれは明日の自分か もしれないと感じるだろう。

サワはそんな老人たちを脅し、叱咤激励 し、時には母親のように寄り添う。そして、 当たり前のように部屋を整え、ゴミを捨 て、朝になるとカーテンを開けて朝ごはん をつくる。一緒にスーパーに買い出しに行 き、食べたいものを聞いて食卓を調え一緒 に食べる。嫌がっていた老人たちは徐々に なじみ、暮らしを取り戻して今を生きるよ うになる。サワには、介護や家事を果たす 仕事としてのヘルパー以前の姿勢として、 老人への〈リスペクト〉がある。憐みや同

情ではなく、時には正面から向かい、時に は横に立っている。その独特の「距離感」 が、サワと出会った老人たちに化学変化を 起こしたと言える。

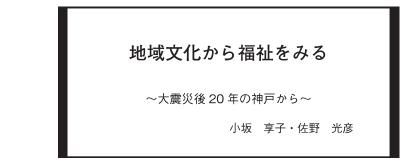
映画の終盤。最初の派遣先にいた引きこ もりの子どもと出会ったサワは、こんなこ とをいう。「死にそうなじいさんみてて思 うんだ。私の知らない歴史を生きてきた人 が一緒に生きてる。今生まれた子供も、死 にそうなじいさんも、一緒に生きてんだ。 お互いにちょっとだけ目に見えない距離を 歩み寄ってさ、心で理解できることってあ るんだね」。

リスペクトとは、「一緒に生きている」

「見えない距離を歩み寄って」という思い のことではないか。専門職ばかりでなく、 誰でもこういう思いを持ちたい。が、専門 職にはより強く、そうであって欲しいと映 画を見ながら思った。そうでないと、これ からの超々高齢社会を安心して生きていけ ないじゃないですか。安藤サクラも監督 も、この映画でいくつかの映画賞を受賞し ている。

(そのだ せきや 法政大学大原社会問題 研究所/きむら たきこ 日本医療科学大 学/かとう よしえ 世田谷区老人問題研 究会/うきた ちえこ 帝京平成大学)

日本福祉文化学会第 26 回神戸大会 報告



はじめに

第26回全国大会神戸大会は、大会テー マを「地域文化から福祉をみる一大震災後 20年の神戸から一」とした。これは、阪 神・淡路大震災から20年を経た今年、我々 は未曽有の災害にどのように立ち向かった か、そこから何が創造されたのかを整理し たいと考えたからである。さらに、このよ うな20年の検証に留まることなく、この 検証を東日本大震災をはじめとする他の災 害復興に繋げることを考えた。

そのために、本大会では二つの特別講演 と一つのシンポジウムを設けた。ここで は、そのうち、河田のどか氏の講演と石田 易司氏をコーディネーターとするシンポジ ウムを取り上げ、各演者の災害時の体験と その後の活動の概要、さらにそこから紡ぎ だされる福祉文化的知見を整理したい。

1 「特別講演」地域でつくる ぼうさい文化

河田のどか(NPO 法人さくらネット)

(1) 大震災発生時から現在まで

講演者の河田のどか氏は、NPO 法人さ くらネットの防災・減災教育推進部門で活 動しておられる。

大震災の時、河田氏は小学校1年生で あった。ゴーオーという地鳴りの音ととも に、上下左右に激しく揺さぶられたこと と、高速道路が横倒しになっている映像、 潰れた家屋の前でうずくまり泣き叫ぶ人の 様子を見たことが記憶にあるという。そし て、亡くなられた 6434 人のうちの一人が 自身が通っていた保育園の先生だったとい うのである。

このような震災の事実ときちんと向き合 いたいと考えるようになり、環境防災科 のある高校に進学した。そこでの授業で、 6434 人のうちの 4000 人の方は、もし地震 に備えて家を強化していたり家具を固定し ていたら助かった命であるということを学 んだ。それが、保育園の先生が亡くなった という事実と自然とリンクし、ああ、先生 は死なずにすんだのかもしれない、と思う ようになった。そして、防災教育というも のを、広げたり、伝えたり、実践していく という仕組みを作ることで、守れる命を増 やしたいと考えるようになったという。そ の思いを果たすべく、大学卒業後は、現在 の NPO 法人の職に就かれた。

(2)「ぼうさい甲子園」の取り組み

河田氏が所属する NPO 法人さくらネッ トは、「ぼうさい甲子園」という事業を行っ ている。これは、児童・生徒・学生が学校 や地域において主体的に取り組んでいる活 動内容を募集し、その中から防災や災害の 専門家が際立った活動を選考し、受賞した 子どもたちが毎年1月17日の前に神戸に 集まり活動の発表をするというものであ る。今年で11年目になるが、累計1255の 学校や団体から応募があったという。講演 では、そのうちから二つの取り組みが紹介 された。

まず一つ目は、岩手県の釜石東中学校の 取り組みである。中学生たちは、「想定に とらわれるな」、「最善を尽くせ」、「率先避 難者」になれ、という避難三原則を念頭に 置いて、これら三原則を達成するためには どのような活動が必要か、試行を積み重ね ていった。生徒たちは、実際に地域を歩き、 一軒一軒家を訪ね、高齢者が多いことを知 り、そして地域の皆が助かるために東日本 大震災の2年前に考え付いたのが「安否札」 である。これは、避難しました、というこ とだけが書いてある札で、災害が来たらこ れを玄関にかけて逃げるのである。この安 否札が実際に大震災の時に多くの人を助け たこと、さらに、小学生と中学生が共に皆 で助かりたいという気持ちで避難した様子 の詳細が報告された。日々の積み重ねを活 かして命を守りぬいた事例である。

二つ目は、徳島市の津田中学校である。 ここでは、まず中学生たちはアンケートを 作り防災の意識調査を始めた。家具を固定 しているかというアンケートを持ち、3人 から5人のチームで家をまわって行った。 そうすると、家具を固定していない住民が 多く、なぜ固定していないのかと聞くと、 買っても自分でつけられない、つけ方がわ からない、という人が多かったのが分かっ たという。この結果に基づき、家具固定装 置を自身でつけられない家には、自分たち が手伝ってつけることを行政に提案した。 このように、地域に出て課題を探って自ら が協力するという前提で行政に提案した事 例が他にも紹介された。

(3) 地域の皆で助かる

河田氏が阪神・淡路大震災に向き合って 知った事実は、備えていれば守れる命が あったということであり、その思いで防災 教育に取り組まれたが、防災教育のなかで わかったことについて最後に整理された。 それは、子どもたちは"災害ありき"で活 動をスタートしたのではなく、地域に出て 行き、地域の人と出会い、徐々に顔の見え る関係が出来ていき、その過程のなかで自 分たちの地域をさらに知るための切り口と して、災害や防災というテーマが活用され たということである。つまり、守りたい大 切な人が地域にいて、その人を守るための 活動が防災であるということに防災教育を 通じて気づかされたのだという。皆で助か るぞという機運が地域全体で高まっていく

ことが防災文化なのだと締めくくられた。

2 「シンポジウム」地域文化から 福祉をみる

村井雅浩(被災地 NGO 協働センター顧問)

(1) 大震災発生時から現在まで

シンポジウムにはお二人のシンポジスト を招いた。まず、被災地 NGO 協働センター の前代表で現在顧問をしておられる村井雅 清氏の活動を報告する。

村井氏は震災前までは神戸市内の長田区 でケミカルシューズの業界にいて手作りの 靴の工房を営んでおられた。長田区は多く の建物が倒壊し火災も発生し、工房で仕事 ができなくなった。知り合いの保育園の牧 師を訪ねて行き、そこから20年間、活動 をすることになったという。最初は、長田 区の隣の兵庫区の公園にテントを張り、支 援グループのメンバーとして活動を始めら れた。地域をまわるうちに、炊き出しや救 援物資など必要なことへの対応をしていか れた。その後、事務所を移し現在に至るの であるが、あの時お世話になった国内外の 方々にお返しをすることをいつも念頭にお いて NGO で災害救援活動をしておられる。

(2)活動の概要

村井氏は、東日本大震災、北関東・東北 南部の水害支援など、国内で大災害が起こ ると必ず駆け付けて支援活動をし、海外に も頻繁に行かれネパールには20年間で56 回行かれている。また、最近は、被災地に おける高齢者や障がい者の生活を守る活動 を中心に展開しておられる。被災地では、 復興に向けてどうするか、何が大事なのか を被災地の人たちと一緒に考えながら支援 していくというのが、神戸の体験を活かし た活動のスタンスであることを語られた。 そして、多くの活動について話をして 下さったが、ここでは「足湯ボランティ ア」について取り上げる。「足湯ボランティ

ア」とは、ボランティアがバケツにお湯を 張って被災者の足を温めるという活動であ る。2004年の中越地震での新潟の体育館で、 日本一の鯉を育てたという方に、宮崎から 来たボランティアが足湯をした時のことで ある。その方が、毎日同じことを話す、鋰 を死なせてしまったと。ボランティアは同 じ話を、そうですか、そうですか、とずっ と聞き続けた。そして、数日経つと、その 話をぴたっとしなくなった。誰かにとこと ん、鯉のことを聞いてほしかった、とその 時わかったという。足湯は、足や体を温め るだけでなく、それと同時に被災者の吐露 する話を聞くことが大事なのだということ を語られた。

(3) 一人ひとりに焦点をあてる

靴づくりをしておられた村井氏は、人間 の足は十人十色で人それぞれ違う、そもそ も人間の考え方もそれぞれ異なるというこ とにずっと向き合ってこられたので、被災 者あるいはボランティアをひとくくりに捉 えるというのが自身のなかにはないとい う。宮城県の避難所に知的障がいの青年が いて、その青年が、福祉避難所があるので よろしかったらいかがですかと言われたと き、いつも自分のことを気にかけて声を掛 けてくれる子どもがいるのでここに居たい と言ったという話しをされた。マニュアル 通りになりがちな避難所の対応を村井氏は 心配しておられる。

阪神・淡路大震災をきっかけに、災害救 援をするグループが多く生まれたが、それ らが全国規模でさらには海外のグループも 含めてネットワーク化されるという動きが 現在みられる。一つになって大きくなるの はいいかも知れないが、それだけ小さな部 分には目が向かなくなる。避難所は、そこ で出来た一つのコミュニティなのだから、 その力でもって、一人ひとりの事情に対応 した支援が必要であることを語られた。

3 「シンポジウム」地域文化から 福祉をみる 大震災後20年の神戸から(2)

中村順子(認定 NPO 法人 コミュニティ・ サポートセンター神戸 理事長)

(1) 大震災発生時から現在まで

もうお一人のシンポジストは、認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター 神戸の理事長をされている中村順子氏であ る。

中村氏は、1980年から、住み慣れた家 で歳をとっても暮らせる地域づくりを目指 した協会のボランティアとして活動してお られた。その活動を始めて十数年経った時 に震災が起こった。直後、それまで関わり のあった高齢者や障がいのある方々の安否 を一軒一軒確認してまわったが、あまりの 惨状にどこから手を付けたらいいのか何を すべきなのかわからず、苦しい、という状 態が続いたという。そのような時に、それ まで付き合いのあった方々から連絡が入っ た。全国から支援の物資や義援金、そして 人材が集まってくるから、とにかく、そこ に基地を作らないかと。そして、神戸市内 でもっとも被害の大きかった東灘区を拠点 とした「東灘・地域助け合いネットワーク」 を立ち上げた。さらに、被災者が避難所か ら仮設住宅に移って生活が落ち着き始めた 時期に、今の組織である「コミュニティ・ サポートセンター神戸」を立ち上げるに 至った。

(2) 活動の概要

中村氏が最初に立ち上げた団体でまず 行ったのが水汲みであった。自分自身、震 災直後、給水車からもらってきた水をバス タブに溜めておけば本当に安心だった。特 に高齢者や小さな子どもをもつ家は水に 困っているに違いない、これだ、と思った という。「水汲み 110番|という看板をダ ンボールで作って、あなたの家のバスタブ を水でいっぱいにします、とまわる活動 だった。次に皆が困っていたのが洗濯であ る。コインランドリーの前はいつも長蛇の 列。そこで、同じ東灘区域で、早く水が復 旧した地域の人が、まだ復旧していない地 域の人の洗濯物を引き受けるというしくみ を作られた。洗濯物はプライバシーそのも のである。中が見えないごみ袋のなかに洗 **湿物を入れてもらって水の出る協力者の家** に持っていく。協力者は洗濯機にかけてそ のまま干さずに袋に入れて、水の出ない依 頼者に届ける、という活動である。

次に、徐々に仮設住宅が出来始めると、 そこにテントとパラソルを配り、とにかく 家から一回出てきてもらい、家族が亡く なった、家がなくなった、仕事がなくなっ た、どうしよう、と性で同じことを言い合 いましょうと働きかけた。ああ一人じゃな い、同じ思いの人がたくさんいる、その思 いを共有しコミュニティという単位のなか で課題を解決していくことを考えられたの である。

(3) 復興に向けた車の両輪を被災地につくる

復興に向けた車には、救援物資やサービ スを提供するグループと、エンパワメント 促進グループという両輪が必要だと中村氏 は言う。避難所から仮設住宅に移って生活 が落ち着いてくると、人々は出来ることが 増えてくるのだけれど、そのような変化に サービス提供組織が対応できない場合があ る。そうすると、ボランティアに過剰な要 求をするということが続くこともある。人 の助けを借りなくても自立して前を向ける 人には、今度は地域のために何かしません か、我々に出来ることは何でしょうか、と いう問いかけをしなければならない。この ような問いかけをするのがここでいうエン パワメント促進グループである。この機 能が極めて重要だと中村氏は考えている。 サービス提供グループとエンパワメント促 進グループが地域にあって暮らしの必要性 のなかで色々な人がこの両輪に手を加えて いくことによって様々な繋がりができる、 そして、コミュニティを単位として復興に

向けて課題を解決していこうという流れを つくっていくことが重要であると語られ た。

4 おわりに

幼少期の震災の記憶を胸に刻み防災教育 に携わっておられる河田のどか氏、震災前 はビジネスの世界におられ現在は救援支援 の活動家である村井雅清氏、震災前から福 祉的活動をされ震災後は住民同士が支援し あう組織で活動しておられる中村順子氏と いうお三方の活動の一部を紹介した。

違った目線や価値観やそれぞれのストー リーを持ち寄り、組み合わせ、新しい絆や 仕組みを創造し、あるべき方向を探って行 くこと、そうすることによって防災や復興 を取り巻く福祉文化は創造されるのではな いか。災害でいったん切れる繋がりはある けれど、もう一度新たな繋ぎ方をするため に何が必要か、助け合う気持ちをどのよう に伝えていくかについて大会を通して再考 できたように思う。

(こさか きょうこ 第26回日本福祉文化
学会 全国大会 神戸大会 大会長)
(さの みつひこ 同事務局長)

論

Υ -

発達障害のある子どもを支援する セルフサポートグループの役割と有用性

~学校と暮らしの架け橋となる 地域での活動を通して~

小野 尚香

要 旨

目的

発達障害のある子どもの親の思いから発足した、 発達障害のある子どもとその親のためのセルフサ ポートグループの役割とその有用性について明らか にする。

方法

グループの誕生から現在に至るまでの活動を、筆 者が直接間接的に関わってきたセルフサポートグ ループSの創設者 A さんと B さんの二人の語りを 拠りどころとした。

結語

セルフサポートグループS(以下、グループS) に関して、グループ発足までの経緯、グループ活動 の特徴、グループ活動と地域との連携、について要 点をまとめた。

①グループ発足に至る経緯では、A さんの子どもに 関わる数年にわたる葛藤と、A さんの気持に寄り 添った人たちとの関わり合いの中で、子どもの状態 を受容していく過程を示した。

②グループSの活動の特徴のひとつは、当事者の

子ども、青年、そして親など支援対象範囲が多岐に わたることや、課題やワークを一方的に設定するの ではなく参加者の主体性を重視した活動を工夫して きたことであり、それが活動を継続し発展できた理 由でもある。

③グループSの活動の他の特徴として、地域との つながりを念頭に置いていたことである。その思い は、次第に地域の学校や社会福祉協議会などからの 要請に応えて、啓発のための研修や、学校での出前 授業や個別サポートを行うという双方向性をもつよ うになった。

④発達障害のある子どもをめぐるセルフサポートグ ルーブの活動理念や、地域で社会資源として認知されていく経緯をグループSの活動を通して検証することで、発達障害のある子どもの特性を理解して認め、地域で共生できる社会の在り方を考える糸口とした。

キーワード

発達障害 セルフサポートグループ 障害の多様性 啓発活動 地域連携 特別支援教育

1 はじめに

そのとき、すでに、教室で、そして家庭 で、困っている子ども達がいた。2002年、 文部科学省は通常の学級の担任に対してア ンケート調査を行い、発達障害の疑いのあ る子どもたち(知的障害を伴わない自閉 症¹⁾、注意欠陥多動性障害²⁾、学習障害³⁾ が疑われる子どもたち)の割合は約6.3% と報告した⁽¹⁾。数字の高さに対する驚き の声とともに、教育現場では、「もっと多 いかもしれない」という声も聞かれた。

福祉領域でも発達障害に対する意識が高 まり、早期気づき早期支援ならびに一生涯 の継続的支援を謳った「発達障害者支援 法」が2004年に成立した。この法は、発 達障害のある子どもをもつ家族や支援者た ちの活動が結実したものでもあった。

欧米諸国では、1980年代には、知的障害 を伴わない自閉症や注意欠陥多動性障害の ある子どもに注意が向けられ始めていた。 1980年に改訂されたアメリカ精神医学会 による DSM-II(Diagnostic and Statistical Manual, Third Edition)では、自閉症が広 汎性発達障害として精神障害から発達障害 へと分類が変更され、さらに不注意や多動 を主訴とする子どもたちを注意欠陥障害と して分類した。この影響も多大であった。

日本でも、1990年代になると、医学の 分野で、知的障害を伴わない自閉症、注意 欠陥多動性障害、そして学習障害を、発達 障害として位置づける知見が広がった。文 部科学省の調査報告、「発達障害者支援法」 施行に続いて、2007年4月に特別支援教 育が本格的にスタートした。それまでの特 殊教育から特別支援教育への動きによっ て、支援の対象を、当時の特殊学級などに 在籍している児童生徒に加えて、通常の学 級に在籍している発達障害(知的障害を伴 わない自閉症、注意欠陥多動性障害、学習 障害)が疑われる児童生徒にも拡大した。

発達障害の疑いのある児童生徒への気づ きが増えていき、それに伴って支援の拡大 が急務となった。しかしながら、当時、十 分な社会的資源はなかった。その後、マス コミ報道や専門書の増加などにより、発達 障害に関する知識が、医療・保健現場だけ ではなく、教育や福祉現場で、そして子ど もの状態に戸惑う家族の間で広がっていっ た。追って、支援を求める動きや支援を提 供する多様な様相が、少しずつ目に見える 形になっていった。

ボランティア活動として、セルフサポー トグループSが発足したのは2005年であ る。思い溢れて、このグループは誕生した。 まだ、支援が少なく、支援を求めてもなか なかたどりつけない時代であった。そして 10年間、発達障害のある子どもや親の居 場所をつくること、求めに応じて相談に応 じること、子どもの適応スキルをはぐくむ こと、理解と支援を得るために地域で啓発 を行うこと、ペアレント・メンターとして の保護者による保護者支援を提供すること へのたゆまぬ努力を重ねている。

2 研究の目的と方法

2-1 目 的

発達障害のある子どもに対する支援の必 要性やそのあり方が模索されてきた。医 療、保健機関での健診およびその後のフォ ローアップ、福祉施設での療育やソーシャ ルワークや親子教室、教育現場における教 員による支援などの方策の一方で、NPO やボランティアグループによる事業や支援 活動もみられるようになった。本稿では、 発達障害のある子どものしんどさに寄り添 いたいという思いから仲間が集まり発足し た、発達障害のある子どもと親のためのセ ルフサポートグループSの活動経過から、 セルフサポートグループの有用性について 明らかにする。

2-2 対象および方法・倫理的配慮

筆者が直接的間接的に関わってきたセル フサボートグループSの創設者2人の発言 を拠りどころとした。グループの誕生への 系譜から現在に至るまでの10年の活動経 過を、創設者3人の内Aさんへのインタ ビュー調査を中心として整理した。また補 足的に研修会でのレジュメを参考とした。 加えて、創設者であるBさんとの対面時 の自由な会話を通して得た情報を合わせ て資料とした。さらに創設者Cさんには、 本稿について齟齬がないことを確認してい ただいた。尚、匿名性を保つため、内容に 大きな影響を与えない範囲で、記載に変更 を加えた。

3 研究の結果

3-1 受容と共感が生みだす自己理解の プロセス

地域には多様な社会的資源があり、困難 な状態を超えていくためにアクセスしたと き、それらは問題解決のために有機的に動 こうとする。まず、インフォーマルな社会 資源を、当事者の内面世界と外面世界から 捉えるために、A さんの語りと視点を用い て、①戸惑い続けた 10 年、②人や知識と の出会い、③自己と息子の理解、に分けて その要素を概観した。

1) 戸惑い続けた10年

息子 D 君が幼稚園や学校で日常的にト ラブルを起こし、先生や保護者から度重な る批判や叱責を受けても、A さんは心を尽 くして子育てをしてきた。葛藤や苦悩を重 ね、自分だけの努力では限界にきていたこ ろ、D 君は広汎性発達障害⁴⁾の特性があ るという診断を受けた。小学校6年生のと きであった。それまでの数年間、D 君の困 難さを、A さんは躾によって解決しようと 努力を重ねていたのである。

「発達障害者支援法」において、広汎性 発達障害は自閉症やアスペルガー症候群な どを含み、「脳機能の障害」と考えられて いる。基本症状は、「ウイングの三つ組み」 からみれば、社会性・対人関係、言語・非 言語コミュニケーションの障害、常同行 動・こだわり、と説明されているが、その 困難さはスペクトラムである。故に、子ど もの状態は多様であり、一般的な躾が、有 用な時も、有用ではない時もある。

A さんの苦悩、不安、悲しさ、孤独などは、 他者からの働きによって構成されていく。 ①就学前:一生懸命子育てをしていた。 にもかかわらず、「おかあさん、子どもさ んと関わっていますか?」と、躾のできな い母親と見られているような気持がして耐 えがたかったこと。けれども、緩やかな成 長もみられた。②幼稚園:衝動性が目立つ ようになり、トラブルメーカーとみられる ようになる。そのため、毎日、園児やその 親、先生方に頭を下げる。きちんとしなければならないという自責の念に駆られ、厳しいしつけをする。③小学校:ことばより先に手が出るという行動のため、先生からは「お母さん、何度注意してもなおらないですよ。家でも見てあげて下さい」といわれる。問題が起こると「またD君か」といわれ、家で子どもを責めることが多くなる。高学年になり、暴言も出始め、いじめの対象にもなる。先生から「全く反省の色もありません」、体調不良で学校を休んだ時には、「D君がお休みの日はクラスが平和です」といわれる。

その時、どのような努力も限界に来て いました。気持ちのおき場所もありませ んでした。子どもをどれほど叱っても、 どれほど教えても、解決しませんでし た。子どもは、幼稚園でも小学校でも、 トラブルメーカーのように言われ、躾や 愛情不足のようにも言われ、子どもの友 だち、友だちの親、先生方に、頭を下げ る毎日でした。

解決の目途が立たない子どものトラブ ル、先生方の言葉に、A さんは、「お願い だから私を困らせないで」、「普通にして ちょうだい」とD君に叱責を繰り返すよ うになる。子どものことを何とかしなけれ ばならないという母親としての責任感、外 でトラブルを起こしてはいけないという自 責の念は、子どもへの躾へと向かってい く。しかし、A さんにとって解決は難しかっ た。それでも、一人で努力を重ねていた。 2) 人や知識との出会い

努力の限界を感じてAさんは、子育て の講座や息子と同じような困難さがある親 の会にも参加していく。そこで、Aさんの 気持ちを受け止め寄り添ってくれる人と出 会う。この出会いが、Aさんの努力の方向 を変えていく力となる。

集団という場からみれば、D君は「問題 を起こす個人」であっても、子ども「個 人」からみれば、自分自身の行動に困惑 し、どのように努力すればよいのか分から なく困っている場合が多い。みんなとうま くやっていきたいと思っている子どもも多 い。Aさんが出会う人たちは、Aさんの 苦しさや悲しさに共感し、そして、Aさん の気持ちに安らぎをはぐくんでいった。専 門的な知識は、子どもに対する視座を変え た。「困っていた」のは、子どもだった。 心理、教育、医学の専門家との出会いによっ て、発達障害の特徴があるかもしれないと いうことを念頭に置いて、問題に応えてい く方向性を見出していく。

子どもに対してできることがあれば教 えてほしい、ただ、すがる思いで動き始 めました。講座や集会に出かけたりしま した。そのようなときに、後で、セルフ サポートグループを一緒に始めること になった、Cさんに出会いました。「思 春期の子どもを考える」という講座でC さんから話を伺ったのですが、聞いた方 法ではなかなかうまくいかない。うちの 子どもはCさんが話しておられた子ど もと比べて、何かが遠うなという想論では 語れない何かがあるように思いはじめた

のです。そのころ、発達障害と言うこと ばが世間でも聞かれるようになり、もし かすると私の子どもはこれかもしれな い、という思いをもつようになりまし た。

発達障害の子どもの親の会にも足を運 ぶ縁もありました。話を聞いてもらいま した。共感してもらって、私の周りにも 分かってくださる方がいるんだ、という 気持ちが芽生えてきました。Cさんはそ の後、発達障害がどうであるといった専 門的な話ではなく、ただ単に、私の話を 聞いて下さって、私が私自身を包み隠す ことなく、ありのままを何でも話せるよ うな状況を作ってくださいました。同じ ころ、やはりわが子が学校で困った子ど もといわれ、子育てに苦労されながら、 大学でも勉強をされていた、教員Bさ んに出会うことになり、発達障害の子ど もは「困った」こどもではなく、「困っ ている」子どもなんだというお話を聞か せてもらいました。子どもの心に、初め て一歩、近づくことができる言葉でし た。

発達障害の知識を少し得て、学校で相 談をしました、そうすると「病院へ行っ てみて相談されてはどうでしょうか」と いわれました。病院へ行ってみると、「広 汎性発達障害と思うけど教行のことやか ら、学校で相談してもらいたい」といわ れました。どうしたらいいのだろうとい う感情に駆られていた時、専門医の情報 をもらい、受診しました。すぐに、息子 に広汎性発達障害の特徴があることが説 明され、そして「お母さん、これまで辛 かったね、しんどかったね、よく頑張っ てこられましたね」といってもらえまし た。お医者さんとか教師とかに対しては 反抗的だった息子が、このお医者さんに 対してはなぜかいうことを聞いていたこ とにも驚きました。子どもは小学校6年 生になっていました。

A さんの数年に渡る戸惑いは、人や知識 との出会いによって次の一歩へと進む力と なっていく。

3) 自己と息子の理解

審判的態度ではなく、受容され共感され た経験は、A さん自身のエンパワメントへ とつながっていく。気持ちを支えられて、 一人ではないことを認識していった A さ んは、自分の気持ちに向き合い、自分を分 析することを始める。自己を理解すること は、息子 D 君の心に寄り添い、D 君の困 惑や悲しみへの理解につながっていく。

私のことを「分かってくれる人たち」 との出会いを重ねながら、セルフ・カウ ンセリングを学ぶ機会も得ました。自分 の心をみることは、息子に対する自分の 「怒り」という感情の後ろにたたずむ、 「恐怖」「不安」といった気持があること に気づくことでした。私はずっと「私の しんどさを分かってほしい」と心の中で 叫んでいましたが、息子はただ単にずっ と、「僕のことを分かってほしい、僕の ことを認めてほしい」と訴えていたとい うことに気づかされました。初めて、息 子の行動(問題行動)から、気持ちを考 えることができました。

この時、息子に対して心から「お母さ

ん、あなたのことが分かってあげられな くてごめんね」と謝りました。もちろん、 謝ったからといって、翌日からすべてが 好転するわけではありませんが、このよ うに気持ちを切り替えることができたこ とは、とても大きなことだったと思って います。

A さん自身の理解と A さんの D 君に対 する理解、B さん、C さんとの出会いがきっ かけとなり、 セルフサポートグループの活 動へとつながっていく。

3-2 セルフサポートグループ S 発足と グループ活動の広がり

 1)親同士の共感関係を築く場 セルフサポートグループS(以下、グルー プS)は、2005年に発足した。

このような辛い経験をする中で、きっ と私と同じような経験をしている親はた くさんいるはずと思い、自分の経験を無 駄にしたくないと思いました。さらに、 「あなたの経験が役に立つのよ」という 後押しの声もありました。そして、子育 て支援の立場から C さんが、特別支援 教育の立場から B さんが、親の立場と して私 (A さん)が担当するということ で、セルフサポートグループ S を設立い たしました。

グループSは、発達障害のある子ども の親と、支援に自負心をもつ専門職との 協働活動である。ペアレント・メンター⁵⁾ 的な役割だけではなく、親同士が共感関係 を築ける場で、子どもが自分の居場所を得 て生活の適応スキルをはぐくんでいくため に、また、親の生活問題を解決する手助け のために、その専門的な知識が活かされて いくことになる。

活動の広がり

表に示したように、グループSでは、親 や子どもを対象とした活動に加えて、啓発 活動などを展開してきた。活動の広がり は、発達障害に関する診断の有無に関わら ず、同様な困難さがある子どもはだれでも 参加しやすく、また、不登校の子どもの居 場所にもなっていく。

(1) おとな対象の活動

①親の会:月に1回、保護者対象で開催されている。

②おとなの当事者の会:子どもとともに参加して、「私も発達障害かもしれないと思うことがある」と相談する親を対象に、おとなの当事者の会を始める。

対象は緩やかに考え、親の会もおとなの 当事者の会も、発達障害の診断の有無にこ だわらず、自由参加としている。

(2) 子ども対象の活動

③子どもの療育ワーク:子どもの療育が目 的。2005年当時は、就学前や小学校に通 う子どもたちに療育を提供する機関・施設 は少なく、子どもの居場所作りからスター トする。発達障害のある子どもは、話す、 書くなど、言葉を使う作業の苦手な子ども が多く、白板を使って気持ちや出来事を記 して自分の気持ちを表す練習を行った。そ の後、2007年に特別支援教育が本格的に 実施されたことにより、「ことばの教室」 なども増えてきた。そこで、専門的知識と いうレベルから検討し、この活動を休止し

	国の動向	セルフサポートグループS の活動内容
2003年	文部科学省報告:発達障害が疑われる児童生徒が	
	通常の学級に約6.3%在籍	
2005年	発達障害者支援法施行	親の会立ち上げ 対象:保護者
		子どもの療育ワーク 対象:子ども
		子どもの体験ワーク 対象:子ども
		啓発活動(講演、勉強会)著名人を招いて(医療、教育)
		啓発活動(発達障害の子どもを育てた親の体験談)
		個別カウンセリング/個別サポート
2006年	障害者自立支援法施行	
	障害者権利条約採択(国連)	
	LD(学習障害)等通級指導教室開始	
2007年	特別支援教育本格実施	
	・インクルーシブ教育の充実	
2008年	特別支援教育総合推進事業開始	
	学習指導要領改訂「交流及び共同学習」	
2009年	障害者の雇用の促進等に関する法律附則	
2010年		┃ ┃ ┃ おとなの当事者の会 対象:青年~大人 ┃ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
2011年	「障害者基本法の一部を改正する法律」公布・施行	青年の会活動 対象:小学校高学年~青年
	(障害者の定義に発達障害が加えられた)	
2012年	障害者虐待防止法施行	
	児童福祉法改正	
	文部科学省報告:発達障害が疑われる児童生徒が	
	通常の学級に約6.5%在籍	
2013年	障害者総合支援法施行	
	児童にかかわる「障害児通所支援」サービス	
	·児童発達支援、·医療型児童発達支援	
	・放課後等デイサービス、・保育所等訪問支援	
	障害者差別解消法公布	
	「子ども・子育て関連三法案」成立	
2014年	障害者権利条約批准(国連)	子どもの体験・居場所ワークエ
2015年		* *****

表 国の動向とセルフサポートグループSの活動内容

た。

④子どもの体験ワーク:〈子どもの療育ワーク〉と並行して実施。発達障害のある子ど

もは、刻々と変化する状況のなかで人の気 持ちを読みながらかかわりを展開すること が難しく、同年代の子どもたちの遊びに入 りづらいことから、子どもたちに集団遊び の場を提供した。遊びの例として、「自分 たちの街をつくろう」と題して、地図を書 いた大きな紙を広げ、その上に様々なお店 や建物を書いた紙を置いて、自分たちの街 を作り上げていった。

⑤青年の会活動:思春期以降の子どもたち の居場所は、地域でまだ十分に設けられて いないと考え、成長していく子どものニー ズに応じて、中・高校生の集団活動の場と してスタートする。不登校の子どもも集っ ている。サイコロを振って、出てきたテー マについて自分で話をするというワークな ども行っている。

(3) おとなと子ども対象の活動

⑥ものづくり活動:発達障害のある子どもの中には、手先の不器用な子どもたちが多い。グループに因わり、特異な技を持っている人たちが講師として指導している。例えば、アレンジングフラワーでは、その土台となる緑色のスポンジを球状に切って、その上に、たくさんの材料から自分が好きな草花を選択して作る。何度も作っていくうちに、季節や季節の行事を意識する作品もできあがっている。

(4) 個別支援の活動

カウンセリングは心理カウンセラーのC さんが担当。いわゆるアダルトチルドレン や DV の問題を抱えて、相談を求める人も いる。また、子どもや、子どもをとりまく 周囲との困難な状態を乗り越えてきた人た ちが、困っている親に助言を与えている。

以上のように、グループSの活動は、親 や幅広い年齢の子どもを対象として、グ ループワークやカウンセリングの手法が取 り入れられている。教員、心理カウンセラー などの専門職がグループの中心スタッフに いるがゆえにできることもある。子どもの 成長とともに余裕がもてるようになった人 の中には、先輩の親から後輩の親へ、ペア レント・メンターとしての役割を担う人も 出てきた。

おとな対象の活動では、子どもの障害理 解と関わり方を学び、情報交換も行ってい る。子ども対象の活動では、発達障害の子 どもが苦手な、「表現すること」「自分の気 持ちを伝えること」「手先を使って作業を すること」「創造性をはぐくむこと」など を主眼として、集団活動のなかで勇気を出 して自分を表現し、他者を意識して自己調 整をしながら、協働・創造などができるワー クを取り入れて、子どもの適応スキルを伸 ばしている。

個別支援の活動として、グループ内の心 理カウンセラーの相談やペアレント・メン ターを活用して、悩んでいる親を受けと め、生活問題を解決するための助言を行 う。解決できない場合には、グループから 地域の支援へとつなげることができるよう 情報提供を行っている。さらに医学や教育 の専門家を招いての勉強会を開き、保護者 や地域の教員、心理士、ケースワーカーな ど支援者となる人たちが一堂に会して学ぶ ことができる場を設けている。勉強会で は、障害理解や支援の方法、さらに子ども や親の生きやすさのヒントを得ることもあ る。

3-3 個別支援から支援なしでの般化へ

グループSでは、子どもの困難な状態 を解決するために、その都度リーダーたち を中心に話し合う。活動は、支援となって こそ、初めて有用であるという考えが根底 にあるためである。本項で紹介する E 君 および F 君の事例は、A さんへのインタ ビュー調査を基にしている。

1) 子どもの自尊感情の育成

(1)事例:「子どもの療育ワーク」のE君 小学生の男子E君(現在15歳)。周り が細心の注意を払って環境を整えていて も、どこからか先のとがったものや危険な ものを見つけて振り回すということを繰り 返し、ワークには全く参加できていない状 態。母親は、いつも、「やめなさい」「戻っ てきなさい」と怒鳴っていた。

子どもたちは学校に行けば叱られ、家 に帰っても叱られ、さらに子どもの療育 ワークに来てまで叱られていたのでは、 どこにも居場所というものがなくなって しまう。私たちはこのように子どもを叱 る場所を増やすためにこの活動を始めた のではないという思いに立ち返り、どう してこうなってしまったのか、どのよう に進めていけばいいのかを考えました。 そこで、私たちは子どもたちが何をした がっているのか、ということをまず考え ることにして、E 君にも聞いてみました。

すると、この子は手先を使う作業をし ていると落ち着けるということが分かっ てきました。さらに、手品をすることが 好きであることが分かり、それなら、子 どもの療育ワークの時間の最後に、この 子の手品のコーナーを作ろうということ になりました。この子は子どもの療育 ワーク自体には参加できませんでした が、その手品の準備をするために、ワー クの15時間一生懸命何かを考え準備し ていました。その時、スタッフに対し て「ここをおさえて!ここ切って!」と いうように指示も出せるようになりまし た。そしてそれまでであれば他の子ども たちが自分の持ち物に触ろうとするよう なときには、手で払うような仕草をして いましたが、その時は「触ってもいいよ」 という声掛けをすることができました。 このような中で母親も少しずつ変わって いきました。

行動理論は、子どもの行動には原因があ ることを説明している。「危険なものを取 り出し振り回し、ワークに参加しない」と いう行動を分析する際に、その前兆(きっ かけ)となる行動、結果としての対応を変 えることによって解決する場合もある。グ ループSのスタッフは、この問題だとみ なされる行動そのものの代替行動を提示し た。「手品を披露する」目的のために、ワー クそのものには参加しないが、ワークの時 間に問題となるような行動をすることな く、手品の準備をすることに専念した。そ して、手品を準備し披露することによっ て、E君に対する注目行動は、叱責ではな く、手品に対する賞替に替わっていったの である。この時、父親もE君を手伝った。 子どもの良い所を見つけ、それを活かし 褒める。グループSはこうして、E君の居 場所となった。E君は達成感を得たであろ う。E君の姿は母親の態度まで変えていっ た。

(2) 事例:「青年の会」のF君
 思春期を迎えた子どもが集う「青年の
 会」に集うようになったF君(現在17歳)

は、小学校の時から登校しぶりがはじま り、中学校に入ると、不登校の期間が長く なっていた。グループSのスタッフが、自 宅に出向いて、F 君と話をする機会を設け ていた。

ある時、ちょうど学校の先生がいらっ しゃって、彼に学校の文化祭で何か出し 物をしないかというような話になりまし た。実は前年同じような話があり、水を 使った出し物をしたいと伝えましたが、 水は使えないということで却下されてし まいました。このように少しでも否定さ れると後ろ向きの考え方になりやすい子 どもで、今回ももう一つ乗り気ではな かったのですが、横で私(Aさん)がい ろいろアイデアを出して彼を説得してい ると、先生から「それならAさんも一 緒に来られたらどうですか」ということ になり、私も文化祭に向けてお手伝いを することが決まりました。

今回も水を使うことはできないという ことで、水を使わないパーティークラッ カーの親玉のようなものを披露しようと いうことになりました。企画書を二人で 書いて、試作品を持って学校に行きまし た。F君は、企画書をただ無言で先生に 手渡すだけでした。ところが、本番の日 になると、企画書を先生と確認しなが ら、先生方に指示を出すF君の声も聞 かれました。出し物は成功し、友だち からも「すごいなあ」「どんなして作る の?」といった言葉や質問が出ました。 F君は嬉しそうにしていました。彼の自 尊感情もかなり回復できたのではないか と想像できました。 人との関係性にとまどい、自分が他者と は何か違うと感じ、自己コントロールの苦 手な子どもにとって、安心できる場所で関 係性を作っていくことも小さなステップ になる。F君は、自分の生活圏に入った A さんとともに学校に足を運ぶことができ た。学校での先生とのやり取りや肯定的な 賞賛は、F君にとって、学校での自分の居 場所を認知できる機会となった。

F 君はまた、「青年の会」のプログラム 作りや進行係を任され、参加する子どもた ちの好みを考えて、それに合わせた活動を 計画した。

F 君は中学生まで場面緘黙で、学校で は話をしませんでした。「青年の会」に 参加していた頃、家以外のところでは、 マイクを持つと声を出すことができるよ うになっていました。学校の文化祭に参 加してから少しずつ学校で声を出せるよ うになりました。ところが、サイコロゲー ムに、F 君が参加したときに「将来のこ と」というテーマが当たり、この時はマ イクがなくても話すことができました。 そして、彼が発したことばは「幸せに生 きる」ということばでした。

2) 地域の子どもの支援

A さんはまた介助員として、学校でG 君(現在16歳)を支援することになった。

とても荒れていて、学級内で過激な言 動で表現する生徒でした。G 君は、「ク ラスは燃え盛る炎みたいで、自分は一滴 の水にしかすぎない。その中に入ったら

一瞬にして蒸発してしまう」と自分の気 持ちを話してくれました。こんなことも 言っていました。「好きなことをしてい る時は炭酸水みたいにシュワッとはじけ るけど、そうじゃない時は気の抜けた炭 酸水みたいやねんし。G君を支援する中 で、気づいたことがありました。それは 私のような支援員と子どもとの関係が、 親子、先生といった「縦の関係」ではな い、「斜めの関係」ということでした。 「斜めの関係」がいろいろな話をする際 にも役に立ったと考えています。そのう ちに、学校も自分で選べるようになり、 また字を書くことが苦手であった子ども が、書こうと努力する姿がみられるよう になりました。

学校からの依頼で始まった介助員の仕事 は、学校で「困っている子ども」を支える 役割をもつ。自分の存在を確認することに さえ憂うG君。G君の言動には訳があっ た。居場所を確認できないまま、学校で過 ごす子どもたちに、Aさんは、「斜めの関 係」から、何をすればいいのかをスモール ステップで教えていき、できたことを褒め て、好ましい行動を確認していった。G君 は自分の不安を理解して、寄り添い、G君 ががんばることを心から応援する A さん を社会的安全基地(拠りどころ)にして、 あるがままの自分からスタートする努力を することができるようになる。支援する A さんにとって大切なことは、援助を続ける ことではなく、G君が自分で考え、自分で 頑張ろうという気持ちをもつことである。

3人の事例が示すように、はじめは目の

前にある一つひとつの困難を乗り越えるた めに個別支援を行っていくが、困難を乗り 越えていくプロセスで子どもは支援がなく ても状況適応できるようになっていく。い わゆる般化である。そこでは、自分でやっ ていこうという動機が育つことも重要であ ることが示唆される。子どもの変化は、周 囲の大人の態度も変えていく力にもなるこ とが示された。

3-4 地域とつながり地域をつなぐ

グループSは、地域の発達障害のある 子ども達、またそれに類する困難さのある 子ども達の社会的資源となり、地域へと活 動範囲を緩やかに広げている。学校や社会 福祉協議会などとの連携の機会を得て、発 達障害のある子どもに対する理解や親支援 も、当事者の立場からすすめている。その 活動には、地域で、発達障害のある子ども が成長するための福祉・教育のネットワー クを広げていくだけではなく、障害の有無 に関わらず、子どもや親の「あたりまえの 生活」を作り出していくことへの願いがあ る。

1) 教育との連携

(1) 教育と家庭との連携

グループSでは前述のように、学校から の要請で児童生徒に介助員として関わり、 加えてその子どもの保護者支援にも関わっ ている。

困っているような子どもさんに、介助 員としてお手伝いさせてもらい、教育と 家庭の相互の通訳になるような活動をし ています。学校と家庭の誤解を解く通訳

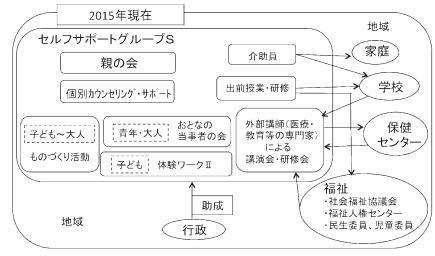


図 セルフサポートグループSの現在の活動状況と支援環境

のような役割です。実際、介助員として 学校に入っていると、先生方が一生懸命 子どものために頑張られていることを間 近に見ることができます。その様子が、 なかなか家庭にはうまく届かないよう で、そのような時に、先生が支援してく ださっていることや学校での子どもの様 子を、先生とは違う視点でお伝えしてい ます。そうすると、学校と家庭の誤解が 解けることもあります。

特別支援教育が2007年に本格的にス タートして、10年目を迎える。教育現場 での発達障害に関する知識が広がり、教員 の取り組みも、学習や生活指導において多 様なかたちで具現化している。家庭との連 携も必要不可欠である。子どもに指示が入 りやすいように、学校での支援や指導につ いて保護者が理解し、同じ基準で考え、同 じ対応ができることも、学校と家庭との連 携に重要である。

(2) 出前授業

学校への出前授業もまた、学校からの依 頼で始まった。介助員として関わっていた 発達障害のある子どものことを担任教員に 話すと、「クラスの子どもたちにも考えて ほしい」と依頼されたことによる。出前授 業は、発達隨害に対する理解をうながすた めに、まず教室にいる子どもたちは一人ひ とり違うことを理解してもらうことから始 めた。障害も違いにしか過ぎない。文部科 学省の「特別支援教育の理念」には、「障 害の有無やその他の個々の違いを認識しつ つ様々な人々が生き生きと活躍できる共生 社会の形成をめざす」という言葉がある。 この「特別支援教育の理念」はグループS の願いでもある。今、目の前にいるクラス のすべての子どもが、「大切にされる体験|

を通して、ありのままの自分を理解し、自 分がクラスにいる他の子どもとは異なるこ とを認識し、その上で、「ちがっていても 自分は大切な存在」だと実感できるような ワークを行った。

子ども達の感想文

●いろいろ気づいたことがありました。
やくそくをしたのにあそんでくれなかったときの気もちをやさしく言ったらわかってもらえると気づきました。(小2)
●ちがっていいよ、しっぱいしていいよ、あきらめなくていいよをしっかり覚えておきたいと思いました。意見を発表するときも、私はいつも「まちがってたらどうしよう。まちがってたらはずかしいな。」と思って言わないときがあります。だから、こんどからは、自分の意見をしっかり発表したいと思いました。(小5)

●人は見た目だけでなく、なかみや、感じ方など、たくさんのちがいがあって、みんな一人ひとり大切なんだなとわかったし、人によっていろんな見え方があるんだなーと思いました。(中1)

2) 福祉との連携

(1) 研修・講演を通してのつながり

活動の積み重ねによって、グループSに 集う子どもや保護者からの情報も広がり、 地域の福祉専門職や担当事務員からも、少 しずつ注目されるようになってきた。2007 年から、学校でのPTA や教員研修に加え て、社会福祉協議会や福祉人権センターで の講座を担当している。民生委員や児童委 員、また一般の地域住民も対象である。そ の中には、発達障害のある子どもの親も参 加して、その後、グループにつながる人も いる。

語ることは、自身の体験を無駄にした くないという思いです。語ることで自己 肯定感を高めることにもつながります。 子どものしんどさや親のしんどさだけで はなく、子どもを中心にして私たち大人 が何ができるのか?と立ち止まって考え るきっかけとしていただきたいという思 いでお話を続けて参りました。教育、福 祉、人権、親支援、子ども支援等々、垣 根を越えてつながるための「かけはし」 になりたいと思っています。

支えられ、困難さを乗り越えた親たち が、自分たちの知恵と経験を地域に還元し ている。

(2) 研修・地域の人たちが集う勉強会を通 してのつながり

グループSは活動2年目の2006年から、 教育、福祉、保健の専門職に限らず、地域 住民を対象とし、医療や教育の専門家を招 いて勉強会を開催している。地域で様々な 立場の人が一堂に会することにも意味があ ると考えている。

親や子どもと関わる地域の方々が集 まって同じお話を聞くことに意味がある と思い、回を重ねました。様々な立場の 方が子どものことを考えて交流できる場 になったと思っています。その時に書か れた感想の中に、「親御さんのご苦労を 始めて知りました」、「子どもの立場に 立って専門職の方々が、一生懸命子ども のことを考えてくださろうとする姿に感 謝しました」など、それぞれの立場を知 ることが出来たとてもいい機会だった と思います。発達障害のことを考える 会、親の居場所、子どもの居場所の存在 は知っていただくことができたと思いま す。実際に何人かは学校から聞いて会に 来てくださった方もいらっしゃいます し、保健センターさんからも問合せのお 電話をいただきます。

勉強会は、人と人をつなぎ、他領域の専 門職と専門職をつなぎ、困難な状態にある 人が専門機関やセルフサポートグループS につながる機会ともなっている。

4 考 察

発達障害の子どもと真剣に向き合い、努 力し、そして縁のある人たちに支えられて 苦悩や生活問題を乗り越えて、Aさん、B さん、Cさんは、ボランティア活動をベー スとしたセルフヘルプグループSを発足し た。グループ内での子どもの居場所づくり や社会適応スキルの支援を行い、また相談 や個別サポートを行う。その活動が人づて に伝わり、グループ内から地域への活動へ と広がりを見せていった。学校での出前授 業、学校での子どもの個別支援や保護者支 援、そして、市民講座や民生委員・児童委 員あるいは教員対象の研修などである。10 年を経て、地域の社会資源の一つとして機 能している。

活動を計画し遂行していくプロセスは、 発達障害のある子どもをとりまく環境をど のように変えてもらいたいのか、発達障害 をどのように理解してもらいたいのか、そ して、子どもが暮らし生きていく社会に何 を求めていけるのかを確認していく作業で もあった。その一つの答えが、発達障害の ある子どもの困難さを「一人ひとりの違 い」として再考し、障害の有無ではなく、 子どもの多様性の一姿として啓発活動をす すめることであった。

発達障害のある子どもと親の生活問題を 解決するという視点から、グループSの発 足経緯と活動の展開を経年的に考察する。

4-1 発達障害の子どもへの気づき・障 害理解と共感・受容の支援環境

発達障害のある子どもの将来への漠然と した不安を抱きながら、子どもの「生きに くさ」を正面から受容することは保護者に とって困難なことである⁽²⁾。そのような 状況で、受容され、認められて、支えられ てこそ、子どもへの気づきや障害受容が可 能になることを示唆する。A さんの場合も、 葛藤に満ちた孤独な子育てに共感し、その 気持ちを受容されることが、自己と子ども への理解をすすめる一歩となった。支え合 う人間関係は自分の安全基地となり、それ までの苦悩や葛藤を超えていく条件とな る。

発達障害のある子どもの親に対する聞き 取り調査では、すでに就学前の段階で、親 は、子どもが他の子どもと何かが違うと気 づいていることが多い。その時に親は、と くに子育てに熱心な親の行動の一つとし て、子どもの発達の遅れや偏りに関する不 安から、子どもの問題行動に対して、過度 に叱責したり受容できない状態に陥ってし まったりすることがある。本稿で述べてき たように、問題行動の原因を子どもに帰 し、叱責につながるのである。自分だけの 努力では、問題行動の原因が、自分の躾不 足でも愛情不足でもなく、子どもの我儘や 故意でもなく、子どもが抱える機能障害が 原因であると理解することは難しい。

しかし、障害であると診断されたからと いって、すべてが容易に解決できるわけで はない。告知を受けた親は、ドローターの 段階説にあるように、「ショック」、「否認」、 「悲しみと怒り」、「適応」、そして「再起」 の段階を辿りながら、障害受容に長い年月 を要する⁽³⁾。そのプロセスもまた葛藤の 連続であり、障害であるということを受け 止めることは容易ではない。「適応」なら びに「再起」には、共感し受容してくれる 仲間、寄り添って問題解決を共に考え続け てもらえる専門職などとのかかわりの中 で、自分の心に向き合い、頑張りを自ら認 め、子どもの特性や気持ちに気づくことが 必要である。

また、受容できることで全てが解決でき るわけでもない。子どもが一時期落ち着い ているように見えても、オルシャンスキー の慢性的悲哀説にあるように、子どもの成 長過程の折々(就学時、思春期、高校進学 時など)、そして人生の節目ごとに悩み、 落胆することがある⁽⁴⁾。つまり、継続し て支えてもらえる人間関係や適正な助言を 得ることができる専門職が必要である。本 研究で取り上げたセルフヘルプグループS も、以上のような親の状態に呼応する支援 機能をもち、地域の中で、だれにとっても 居場所となれる場所で、専門機関とは異な る視点から親支援が提供されるものと期待 される。 4-2 セルフサポートグループの有用性 親の会には様々なタイプがある。全国規 模の組織で発達障害の子どもたちの権利擁 護をめざし、学習保障や就労を求めて活動 している会や⁽⁵⁾、地域社会で同じ悩みを もつ親が集い、支え合い、勉強会のような 形で学び、子どもや親への直接的な支援と ともに、子どもをとりまく生活環境に働き かける会もある⁽⁶⁾。本稿で取り上げたグ

ループSは後者に属する。 このようなセルフサポートグループは、 全国レベルの会に比べて組織がしっかりし ていないため、数年で自然消滅していく場 合もある。グループSでは、発達障害の ある子どもの状況や親子関係が落ち着いて くると、自らの課題を見つけ出し、活動と して具現化していく。子どもや親の居場所 づくり、子どもの社会生活スキルの向上な どのグループ内活動である。それは、既存 の専門知識を取り入れながらも、参加者の 声に耳を傾け子どもの発達を促すために、 また親を支援するために何が必要かをメン バーで検討し、自ら創造した活動であっ た。グループメンバーの専門職の知識を土 台にした親としての視点をもった主体的な 取り組みは、学校や福祉機関からの理解を 得て、既存のサービスや制度に織りなされ ていく。

このようにセルフサポートグループは、 地域によって、対象とする障害によって、 また年齢によって、さらに子どもたちの成 長に伴って、その活動特性は異なるため、 変化していくことも必要である。ニーズに 見合った活動を提供し、ニーズの変化に対 応した活動を提供するセルフサポートグ ループの有用性は、本研究で取り上げたグ ループSに認められるように明らかであ る。そのような意味で、地域のニーズに敏 感で、柔軟に変化していけるグループの誕 生が求められる。そして、それらのグルー プ活動が長く続くためには、保護者ととも に専門知識のある人たちの参加も望まれ る。

4-3 セルフサポートグループの成長と 支援活動継続の原動力

発達障害のある子どもをもつ親として、 同じ悩みをもつ親、そして心から支援を提 供してくれる人たちと、気持ちを分かち合 い、支え合い、ともに学び、自生的主体的 な協働的活動が成立した次に、同様の状況 にある親への支援と「より与える」活動へ とシフトしていく。いわゆるペアレント・ メンターのような役割である⁽⁷⁾。

セルフサポートグループ発足当時のメン バーのニーズは変化し続け、新しく入会し てくる人たちとのニーズが異なってくる場 合がある。ペアレント・メンターとしての 活動は、自分を、与えられた者から与える 者へとシフトさせることにより、支えられ ていた自分から、他者を援助する自分へと 自己存在を変容させていく。グループSで は、自分の子どもに関する問題を乗り越え た親が、専門職であるメンバーと共にその 役割についたことで、さらなる成長を遂げ ていったのである。グループによっては、 父親を含めた家族の参加が活動の展開に重 要であったと述べているものもある⁽⁶⁾。

グループSの力は、メンバーに専門職が おり、新しい知見を取り入れることができ たこと、そして、中核的なメンバーに加え て、新しく入ってきたメンバーに会の活動 の役割を担ってもらうような仕組みを作り 出していったことであろう。それは、地域 での啓発活動にも応用されていく。さらに グループSの活動が継続できた要因の一つ として、多層な年齢や多様な特性のある子 どもたちのニーズに対応した活動を提供で きたことが挙げられる。

成長して思春期を迎えた子ども達が同世 代の子どもとの仲間づくりの場になったこ とも大きい。子どもの主体的活動も重要で ある。当初は支援される存在であった子ど もたちが、年齢が長ずるにつれて、会の進 行係・音響係・実演係など活動のパートを 担っていく。その経験は、社会生活スキル を伸ばすだけではなく、達成感を得る機会 ともなった。親の会活動に参加した青年を 対象に行った研究で、障害の説明を受容し た群において子どもの会活動に参加してい た割合が高かったことも示されている⁽⁸⁾。 子どもたちが参加できる活動が増えるほ ど、子どもの障害受容が高まることを示唆 している。

活動の広がりはまた、会のメンバーの忌 憚ない議論を拠りどころとしている。何を 課題に、どう取り組んでいくのか。幾重に も重なる議論は、子どもや親の困難さに 添った、またニーズに適切に対応した活動 を継続していく原動力となっている。

4-4 地域の支援の創造

どのような会の活動でも、発達障害のあ る子どもの支援が、その会に留まるだけで はなく、地域や子どもの生活において般化 していくことは会のメンバーが願うとこ ろである。グループSの活動は、「3. 結果」 で示した事例のように、不登校気味だった 子どもが得意なことを通して学校で賞賛を 受け自尊感情が高まる機会を得たことは、 他の場面でも同じようなパフォーマンスが できていく基礎になるとも考えられる。

グループSは地域から孤立した会ではな く、会で生き生きと過ごすことができる子 どもの生活圏を広げるために、学校に、地 域に活動の場を広げていく。教育や福祉と の連携による、学校での介助、出前授業、 福祉機関と連携した地域で行う研修は、障 害のある子どもの気持ちや親の気持ちを伝 える機会である。同時に、発達障害への理 解をすすめ、グループSを、発達障害やそ れに関わる生活問題があったときに、だれ でもがアクセスできる社会資源として認識 してもらえる機会となった。発達障害のあ る子どもたちも教育を終えた時に、地域で 職業を得て自立していく。地域住人に発達 障害のことを知ってもらうために、親の会 が地域の住民とのつながりを強めておくこ とは大切である⁽⁹⁾。

近年、発達障害に関する研修会や講演会 が増加した。広く市民に向けた会がある一 方で、教育委員会主催や各学校が開催する 教員対象の研修会や医師会が主催する研究 会は、クローズドまたはセミクローズドの 場合も多い。それに対して、前述の親の会 が開催する勉強会や講演会は基本的にオー プンであり、地域の誰でもが参加可能であ る。その会が教育や福祉機関と連携して開 催されることにより、その集いが広く周知 され、さらに専門職と一般の人たちが共に 集まる場所としての意味をもつことになる であろう。

出前授業では、子ども一人ひとりの違い を示し、それを互いに認識し認め合う大切 さを伝えた。発達障害は違いの一つであ り、支援が必要な特性であることを伝える ワークを作り実施した。このワークは、そ れぞれの子どもの個別のニーズに支援を提 供していくという、2007年4月に施行さ れた特別支援教育において文部科学省が目 指した大きな目標の一つと呼応している。

5 おわりに

セルフサポートグループSは、グループ 内で協働して活動するだけではなく、学校 や暮らしのなかでの課題に自分たちの方法 でアプローチしていくことにより、子ども を取り巻く環境に変化をもたらそうとして いる。それは、単に支援のネットワークを 作るだけではなく、生きて暮らす空間その ものを変えていく力になるであろう。

発達障害のある子どもに向き合う人が仲 間とともにグループを作り、その活動が教 育や福祉活動とつながり、その関係を得 て、地域のなかで自分たちが主体性をもっ て新しい視点や方法を導入していく小さな 活動の経緯を記した。誰でもが認められ生 かされて暮らしていくための視点は、人は 一人ひとり異なること、だからこそ、多様 性を受け止めて認め合い、理解し合うこと が大切であること、そのなかに、支援と理 解が必要不可欠な子どもや大人がいること を明らかにする。セルフサポートグループ Sが伝える思いのたけは、子どもの多様性 を地域で包摂していく次の時代への細い系 譜となるであろう。質的な面の検討につい ては今後の課題とする。

注

1) 知的障害を伴わない自閉症とは、1943

年カナーが報告した古典的な自閉症に比 較して、その特性が薄くさらに知的障害 も伴わないことから、非常に気づかれに くい存在であった。その特性として、視 線は合うが人の気持ちや表情が読めな い、ことばは出るが単調な話し方であっ たり方言が話せなかったりする、一つの ことには集中できることから「〇〇博 士」と呼ばれるような物知りであったり することがあげられる。

- 注意欠陥多動性障害には、不注意を中 心とするタイプ、多動衝動性を中心とす るタイプ、そして両者を併せ持つ3つの タイプが想定されている。学校や家庭で の指導のほかに、中核症状に有効な薬剤 も存在することから、早期気づき・早期 診断により、投薬も可能な一群である。

 学習障害とは、明らかな知的な遅れは ないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」
- 「計算する」「推論する」能力のうち、一 つまたは複数の領域において困難を抱え ている子どもたちを指す。発達障害の中 でも最も気づかれにくいものの一つであ り、支援が遅れている子どもたちであ る。
- 4) 広汎性発達障害とは、アメリカ精神医 学会が作成した精神疾患に関する診断と 統計マニュアル第3版(DSM-III)にお いて提案された項目で、その中には特徴 の濃い自閉症から特徴の薄い自閉症まで を含んでいる。当時、自閉症のことを広 汎性発達障害として総称することもあっ た。
- 5) ペアレント・メンターとは、発達障害 などの障害のある子どもをもつ保護者 が、子どもを通して障害のことを十分理

解し、そして子どもが大きくなり手がか からなくなった時に、他の保護者に支援 を提供したり、共に悩んだりする人のこ とを指す。

文 献

- (1) 文部科学省「通常の学級に在籍する 特別な教育的支援を必要とする児童生徒 に関する全国実態調査」、2003.
- (2) 内藤孝子「保護者の立場から(大会 企画シンポジウム「連携」するために知 るべき、それぞれの事情)」『LD研究』 Vol. 16、2007, pp. 21-24.
- (3) Drotar, D., Baskiewicz, A., Irvi, N. et al. "The adaptation of parents to the birth of an infant with congenital malformation: A hypothetical model", *Pediatrics*, Vol. 56, 1975, pp. 710–717.
- (4) Olshansky, S. "Chronic sorrow: A response to having a mentally defective child", *Social Casework*, Vol. 43, 1962, pp. 190-193.
- (5) 内藤孝子「発達障害のある人の教育から就業への移行の状況:全国 LD 親の会・会員調査より(第20回大会特集あらためて問う発達障害児の学習支援:知能・学力・生きる力:一般社団法人日本LD 学会第20回大会教育講演)」『LD 研究』 Vol. 21、2012, pp. 215-228.
- (6) 木谷秀勝「発達障害児への地域・家 族支援の可能性を探る一長門市の発達障 害児親の会「ブルースター」の活動か ら」『山口大学教育学部教育実践総合センター研究紀要』Vol. 26、2008, pp. 147-155.

(7) 原口英之・加藤香・井上雅彦「わが

国におけるペアレント・メンター養成研 修の現状と今後の課題」『自閉症スペク トラム研究』Vol. 12、2015, pp. 63-67.

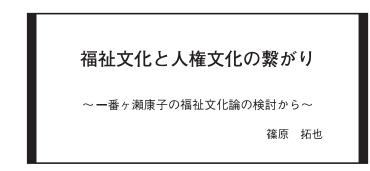
(8) 山田純子「発達障害のある青年と親の障害理解:親の会の果たす役割」『植 草学園短期大学紀要』Vol. 9、2008, pp. 15-29.

(9) 新堀和子「親の会によるキャリア発

達支援(特集 障害のある児童生徒・青 年へのキャリア発達支援(2)学校教育 から社会生活・職業生活への移行を中心 に)」『発達障害研究』Vol. 36、2014, pp. 262-269.

(おの なおか 幾央大学教育学部)

研究ノート -



要 旨

目的・方法

一番ヶ瀬康子は福祉文化論の議論において「人権 文化の基盤に福祉文化があると考えられる」(一番ヶ 瀬 1997a:267-268) と述べているが、これはどう いうことだろうか。この「基盤」をなすという関係 を明らかにすることで、福祉文化論のみならず人権 論一般や社会福祉学にも開かれた議論の可能性が示 せるのではないか。そのような関心から本稿では一 番ヶ瀬が「人権文化」や「福祉文化」に関係してし ばしば「心」という曖昧な概念を用いていること、 また「人権」概念も曖昧であることに注意しつつ、 この「基盤」の意味について考察する。

結 語

一番ヶ瀬康子の福祉文化論においては、福祉文化 の営みが個々人の感性や情念といった内面の領域で ある「心」を醸成するとした上で、その個別的な「心」 が普遍的な語彙である非実定法レベルの「理念とし ての人権」に「流入」し、実定法化などを含めこれ を追求し実現していくことで「人権文化」に到達す ることを目指す。このことをもって「福祉文化」が「人 権文化」の基盤をなす、という構図となる。社会福 祉学あるいは人権論において「熱い胸」たる「心」 を持ち出すことには批判があるが、一番ヶ瀬の福祉 文化論における「基盤」の関係、すなわち〈福祉文 化→心→理念としての人権→人権文化〉という図式 は、実定法レベルの人権を中心とした人権観へのオ ルタナティヴを示すものとなる可能性がある。

キーワード

福祉文化、人権文化、福祉の心、一番ヶ瀬康子

1 はじめに

一番ヶ瀬康子は福祉文化論に関する著作 において「福祉文化」が「人権文化」でも あるとし(座談会 1997)、また「生存し、 生き生きと暮らす生活のなかから、当然自 己実現に至るまでの在り方を、人権保障と して念頭においた場合、人権文化の基盤に 福祉文化があると考えられる」(一番ヶ瀬 1997a:267-268)と述べているが、「基盤」 をなすとはどういうことだろうか。この 点、一番ヶ瀬が福祉文化論において「福祉 文化」や「人権」概念と関係して「心」と いう言葉を用いていることに着目したい。 物は豊かになったが、心がやせ細った今 日の日本の状態に思いを馳せるとき、そ してその今後の在り方を考えるに当たっ て、福祉文化こそは、新しい世紀の日本 をより良く変えていくと同時に……(一 番ヶ瀬 1997a: 270)

"心"、"ハート"の点では、現代の社会 福祉において、人類の普遍的な人権とし ての福祉権、さらに生活権の教育が肝要 であろう……実践のエッセンスが普遍化 し、潮流となって人権概念に流入しあら ためてそれを現代人の共通の価値概念と して成熟せしめたといえよう(一番ヶ瀬 1997b:189)

この「心」という言葉は曖昧さを抱えて いながら、一番ヶ瀬の福祉文化論において 散見される言葉である。一番ヶ瀬は「福祉 においては偏差値はどうあれ、一番大切な のは優しい気持ちをもつことです……心 の優しさ、魂のみずみずしさが大事なの です」(一番ヶ瀬 1997b:84-85)とし、そ のような感性による工夫や創造性を追求す る意図をもって学会を創設したと述べてい る。また「人権」という語も検討の余地が ある。この概念は広範な意味と用法があ り、一番ヶ瀬が「人権文化」と「福祉文化」 との関係においていう場合の「人権」がど の位相にあるのかを人権論の体系において 見定める必要がある。

そこで本研究では「福祉文化」が「人権 文化」の基盤をなすという関係を、曖昧だ が何らかのキーワードであると思われる 「心」や「人権」との関係に触れながら明 らかにすることを試みる。まず次の第2節 では一番ヶ瀬の福祉文化論における「人権 文化」の意味と、このときの「人権」観念 の位相を明らかにする。第3節では「福祉 文化」や「人権文化」に関係すると思われ る「心」が、「人権」に「流入」するとい う見立てについて検討し、そこから「福祉 文化」が「人権文化」の「基盤」をなすと いう関係を明らかにする。最後の第4節で は、考察として、「心」を社会福祉学や人 権論との関係において論じることに対する 批判に言及しながら、「人権」と「心」の 関係についての議論を進めていく可能性に ついて述べる。

2 一番ヶ瀬の福祉文化論における 「人権文化」

2-1 理念としての人権文化

一番ヶ瀬は「人権文化」について、「人 権文化の創造」を一つの理念とした1994 年の国連総会における「人権教育のための 国連10年」の決議・採択に言及している (座談会1997:一番ヶ瀬1997a)。「人権教育」 の枠組内での言及として読むこともできる が、一番ヶ瀬の議論のエッセンスは人権一 般の議論に通じている。

一番ヶ瀬は「人権文化」について「人間 としてのお互いの生きる権利、と同時に人 間らしく生き抜く権利、さらに幸福実現を めざす自己実現の権利にもとづく」(一番ヶ 瀬 1997a:267)とし、そのような権利を 「人権」として観念していることを示唆し つつ、「人権文化」を目指される目的概念 であるとしている。また「長い人類の歴史 の中で人類が確かめ、自らの在り方の中で 人権という概念に収斂してきた人権の種々 の在り方は、21世紀にかけてますます拡 がり深まるであろう」とし、「自由権的人 権が19世紀の産物であったなら、社会権 的人権が20世紀に成立し、21世紀はそれ らが統合化され、さらに1人の人格として 展開されるよう総合されていく第3の時期 といえようか」(一番ヶ瀬 1997a:267、傍 点は引用者)と述べている。人類の(何ら かの)あり方が人権という概念に「収斂」 し、また歴史的所産たるそれらが弁証法的 に「統合化」ないし「総合」されたという 理解が特徴的である。この止揚の先に目的 概念としての「人権文化」があるという見 立てである。

「人権文化」は、人権を実定法的に捉え たところに登場するのではなく、理念的に 捉えた上でそれに向かって実際に行為し実 践するところにある。「人権文化」は「単 に『人権』という言葉の意味や解釈に留ま らず、日常的な絶えざる努力、不断の工夫 が生活全面になされ、具体的な素材や方 法、そして成果が創造されていくことが期 待され考えられている」(一番ヶ瀬 1997a: 270)としてプラグマティックに観念され、 「福祉文化」はその行為や実践の過程、あ るいはそれを与える基盤をなす、という見 立てとなる。

2-2 理念としての人権

そうするとこの「人権文化」における「人 権」も第一義的には理念的なものとして捉 えられる。我が国の人権論として極めて厳 格に体系化されてきた憲法学を参照する と、人権はまず実定法レベルのものと超実 定法レベルのものに分けられ、主に前者が 憲法学的な考察対象とされる¹⁾。憲法学で は超実定法レベルの人権について「実定法 の世界の外にあるいはそれを超えたところ で活発に生きて」いる「野性味豊かで活き のいいじゃじゃ馬みたいなもの」であって 「そうであることに格別の意義をもってい る」(奥平 1993:20、傍点ママ)と表現さ れるが、実定法学的な関心に引き寄せるた めに自然権や道徳的権利、背景的権利(佐 藤 1995)などの語彙で実定法学体系に接 続され、また実定法化されることを期待す る発展段階的意味で捉えられてきた。

そのような独特の態度もあってか、憲法 学者の観念する人権は一般市民感覚におい て観念されるような理念を表す意味での人 権と乖離するようになった。憲法学者の高 橋和之はそのような研究者の態度を戒めつ つ、超実定法レベルの人権においてあえて 一般市民感覚寄りの「理念としての人権」 という観念領域を設定したのである。

人権を実定法上の権利ではなく、実定法 が追求すべき人権と捉えれば、われわれ 日本人の一般的な人権感覚と一致する。 人々が人権という言葉で理解しているの は、まずは理念であり、そしてその理念 が実定法によっても保障されているはず だ、あるいは、保障されるべきだ、とい う感覚ではないだろうか……人権を勝手 に憲法上の権利に限定して、日本人には 人権が国家に対する防御権であることが 理解されていないと批判するのは、専 門家の身勝手というものだろう。(高橋 2005:126)

一般に想定されるような、個々人の描く

理念レベルの人権を人権「論」の体系に含 めたことは注目に値する。社会福祉学にお いては日本国憲法 25 条や 13 条などによっ て人権としての社会福祉関連の諸サービス が根拠づけられているが、社会福祉学にお ける「人権」とは単に実定法体系における 権利義務や要件効果といった諸関係に終始 するものではない。もともと社会福祉学で は、特に概論書、講演、一般書などにおい て、実定法レベルの人権と超実定法レベル の「理念としての人権」をあまり厳格に区 別することなく「人権」の語を用いる傾向 があり、とりわけ実践家の多い福祉文化論 においてはこの傾向が顕著ではないだろう か。「人権」はそれによって達成されるべ き人間や社会のあり方に関する理念を指 し、それが「理念としての人権」の領域に 仮託されて素朴な「人権」の語の使用に繋 がっている。この意味での「人権」は、自 然権のように実定法レベルの人権を形而上 学的に基礎づけるとか、背景的権利のよう に専ら実定法化される前段階として観念さ れるというよりは、福祉に携わる者にとっ てのある種の目的概念として観念されるも のである。

一番ヶ瀬が「人権文化」の文脈で観念し ていた「人権」も、「人権文化」が理念的 である以上やはり「理念としての人権」の 色が濃い。そもそも一番ヶ瀬が福祉文化論 においていう「人権」自体、例えば「旅は 人権」(一番ヶ瀬 1997b)などの文学的記 述の絡んだ「人権」も、「理念としての人権」 に関するものであろう。また一番ヶ瀬は「福 祉文化」の語が成熟してきた背景として日 本国憲法 25条の生存権の「解釈」が深ま り、単なる生存ではなく文化性、自己実現、 QOL 等への関心が深まってきたことを挙 げている (一番ヶ瀬 1997b:67)。福祉文 化の充実の必要性は実定法レベルの人権の 充実の必要性に繋がっている。なお一番ヶ 瀬のここでいう「解釈」は条文の厳密な文 理解釈というよりは、実際の人権状況の閉 **塞性を超えて達成するべき福祉的な「理念** としての人権」の側から解釈するというこ とであって、実定法レベルの人権は「理念 としての人権 | と対話し、解釈され、批判 的に言及されるという文脈である。換言す れば、実定法レベルの人権は「福祉文化」 を形成する条件(例えば文化的な余暇生活 が保障されるなど)であるとともに、「理 念としての人権|ひいては「人権文化」の 実現手段であり、実現過程の一つの実際的 反映である。

社会福祉学の研究者にはそのような「人 権」理解の態度について特殊であるとして 不満に思う者もいるかもしれない。しかし この一番ヶ瀬の人権観には社会福祉学一般 においても一定の示唆があると考える。そ れは人権に込められるとされる「心」の議 論に関してである。以降、一番ヶ瀬の福祉 文化論における一つのキーワードである 「心」に着目して述べていく。

3 一番ヶ瀬の福祉文化論における 「心」の領域

3-1 伝統的な二分法

一番ヶ瀬は社会福祉理論の研究者として は「科学」の語を多用しており、「人権」 も実定法学的範疇における生存権ないし生 活権の文脈に近い。学問的系譜でいえば一 番ヶ瀬の立場は「運動論」や「新政策論」 と呼ばれている。これは孝橋正一などマル クス主義的分析をもとに社会福祉ないし社 会事業を資本主義社会の構造的欠陥によっ て必然的に引き起こされる諸問題への対応 策として理解する立場を継承するものであ り、その一方で、訴訟運動を想定しながら 「権利としての社会保障」論を展開した小 川政亮など社会保障法学の流れも汲んでい る(古川 1997)。一番ヶ瀬は社会福祉理論 の研究者としては社会福祉学を厳格な社会 科学の範疇で成立させようとしてきた立場 ではあるが、その一方で、それとは色の異 なる価値的、精神論的な言及をしてきた研 究者でもある。

一番ヶ瀬は「熱い胸と冷たい頭」という マーシャルの言葉をよく用いた。これは主 観、感情、情念などの内心の様相と、客観、 理性、実際性に関する合理的認識という大 まかな二分法を意味している。一番ヶ瀬が 社会福祉理論の研究者として「社会福祉」 概念の検討を行う際に用いたのが、竹中勝 男の「目的概念としての社会福祉」と「実 体概念としての社会福祉」という二分法で あった(一番ヶ瀬 1975)²⁾。「目的概念と しての社会福祉」は目指すべき何らかの理 念的、観念的な意味での「社会の福祉」を 意味し、「実体概念としての社会福祉」は その手段としての具体的な制度、政策、サー ビス体系としての「社会福祉」を意味す る。一番ヶ瀬はこれらを形而上と形而下に 分け、社会福祉学は形面下の「実体概念と しての社会福祉 | を中心に研究すべきであ るとした³⁾。社会福祉学にとってこのよう な二分法は伝統的である。一番ヶ瀬のいう 熱い胸と冷たい頭、形而上と形而下、吉田 久一のいう「『理想・目的』というパトス」

と「社会科学的ロゴス」(吉田 1995)といっ た区別などは社会福祉理論の研究者におい てしばしば意識されてきた。

3-2 一番ヶ瀬における「人権」の意義

それでも、日本福祉文化学会の設立時期 である 80 年代末に、一番ヶ瀬は社会福祉 理論研究者のコミュニティにおいて、様々 な立場を超えて福祉理念を共有する領域と して「人権」を観念するべきだと説明して いた。

社会福祉の理論化を考えたときに、みん なに通じる広場というものをまず第一に 設定する必要があると思うのです。キリ スト教であろうと、仏教であろうと、マ ルキストであろうと、その思いをつぎ込 んで、そして現実の世の中に表現したい 言葉、というのが私は"人権"ではない かと思っています(座談会 1989:314)

「思い」というのは「熱い胸」などを指 すと考えられるが、それらを「つぎ込んで」 表現されるものが「人権」であり、これが 社会福祉理論研究において共有される「広 場」であるという。このような人権観は結 局のところ社会福祉学の人権論として主題 化され体系的位置を得たものではなかっ た⁴⁾。

以上のことを念頭において考えると、一 番ヶ瀬があえて福祉文化論なる領域を開拓 したことには、社会福祉理論研究において 主題とされなかった「熱い胸」、形而上的 なもの、「『理想・目的』というパトス」と しての「思い」を、社会福祉学のうちに担 保しておくという意義があった。一番ヶ 瀬は日本福祉文化学会の座談会において、 「私は一番責任を感じているのは日本社会 福祉学会で……どうしても情念、或いは芸 術的側面が抜けてくる。しかしやはり人間 は最後は情念で動くんじゃないかと思うん ですね」(座談会 1997:8-9)と述べ、従 来の社会福祉学の主流である日本社会福祉 学会と日本福祉文化学会の違いに言及して いる 5)。また別の箇所では「人間は理屈に よって動くより、情動、情念、情緒によっ て行動する場合が少なくない。ことに福祉 は、自然の人情、愛他本能に基づく場合が 多い。ところが、その情動、情念そして情 緒を満足させる環境、教育活動が少なく、 それらは、あまりにも一部の人に局限され てきた状態がある」(一番ヶ瀬 1997a:266) と述べた上で、芸術のもつ意味を積極的に 「福祉文化」として考えなければならない と述べている。芸術は「福祉文化」の実践 例であろうが、個々人の内心の領域を豊か に醸成し発揮させる実践例として考えられ るものである。一番ヶ瀬自身、「熱い胸」「情 動|「情念|「情緒|「人情|など、表現に 苦労してきたようであるが、一番ヶ瀬が福 祉文化論を開拓したことで、社会福祉学の 全体像から、「思い」の領域が切り捨てら れることを防いだ側面があり、ゆえにこの 領域は、社会福祉理論においてはともかく 福祉文化論においてはその「論」の重要な 要素といえるのではないか。

3-3 人権に流入する「心」

個々人の「思い」の領域には様々なこと が含まれているであろうが、おそらくこれ らをまとめた表現として、一番ヶ瀬は福祉 文化論の折々で「心」や「福祉の心」とい う一般的な言葉を用いており、2002年に は『シリーズ福祉のこころ』(全5巻、旬 報社)の編者や著者として関わっている⁶⁾。 しかし一番ヶ瀬は「心」の分析や「福祉の 心」の定義に繋がるような考察をしてはい ない。

もっとも、本稿の問いである「基盤」の 関係を理解する上でまず重要なのは、「心」 ないし「福祉の心」が、「人権」などの諸 観念とどのような関係を持っているかであ る。その点において重要なのは、一番ヶ瀬 が「心」が「人権」に「流入」するという 見方を持っていたことである。一番ヶ瀬は 「"心"、"ハート"の点では、現代の社会福 祉において、人類の普遍的な人権としての 福祉権、さらに生活権の教育が肝要であろ う」(一番ヶ瀬 1997b:187)と述べた上で、 「心」はかつてキリスト教や仏教などの信 仰あるいは様々なヒューマニズムとして実 **탢の動機となったが、現代ではそのエッセ** ンスが「普遍化」し、「潮流となって人権 概念に流入しあらためてそれを現代人の共 道の価値概念として、成熟せしめた」(一 番ヶ瀬 1997b:187、傍点は引用者)とし ている。つまり「心」は個人的であるから、 この「心」のありようを表明するために「人 権|という普遍的な語彙に「流入」すると いう見立てで繋げているのである 7)。この ことは前章 2-1 において述べた、「人権文 化|の実現過程としての人類の歴史が、自 らの種々の在り方に関する事柄を人権に 「収斂」させてきたという一番ヶ瀬の見方 にも合う。

「心」が「人権」に流入するというとき、 具体的にはどのような過程があるだろう か。一番ヶ瀬の記述からはっきりと読み取

ることはできないが、一番ヶ瀬は「人権」 や「人権文化」については頻繁に国際人権 法に照らしながら言及しており、また「共 通の価値概念 に「成熟せしめる」と述べ ている点から考えると、種々の「人権」の 個別的な価値を形成する段階に関係してい る。「人権文化」の条件たる「人権」は、 総論的には「人間としてのお互いの生き る権利、と同時に人間らしく生き抜く権 利、さらに幸福実現をめざす自己実現の権 利」(一番ヶ瀬 1997a:267) である。これ を具体的な人権の語彙に落とし込む際、例 えば「熱い胸=心」に駆られて子どもの幸 福、あるべき生活について考えたとき、一 つには「発達」という価値ないし理念に至 り、「発達の権利」を人権のカタログに加 えるに至った。この「発達」の発見に至る までの道程、あるいは「発達」の意味の充 実は、人間の理性のみによって完結させる ことはできず、子どもに関心を持つ人間の 感受性や想像力などの諸能力にも依存して いる⁸⁾。つまり「心」は個々人の「思い」 を「人権」の総論、各論における価値とし て形成する過程にあると考えられる。

3-4 小 括

これまで、一番ヶ瀬の福祉文化論におけ る「人権文化」と「福祉文化」の「基盤」 の関係を理解するために、両者にまとわり つく曖昧な「人権」や「心」というキーワー ドに着目しながら考察してきた。それを図 で整理して示したのが次の図1である。

一番ヶ瀬は福祉文化論の研究者として「熱い胸」ないし「思い」である「心」を「理 念としての人権」に「流入」させることを もって普遍的な語彙に昇華させ、「現実の 世の中に表現」していく過程を「人権文化」 の構想としていた。そして「福祉文化」を 土壌に「人権文化」が目指されてきたので あるが、これが「心」を醸成し、「理念と しての人権」に「流入」ないし「収斂」さ せる意義があることをもって、「福祉文化」 の営みが「人権文化」の「基盤」をなすと いうことになるだろう。

4 考察――「心」の強調に対する批 判的議論について

最後に、考察として、社会福祉学や人権 論において「心」に言及することがいかな る批判を招き得るかに言及した上で、「人 権」と「心」の関係についての議論を進め ていく可能性について述べる。

4-1 社会福祉学における「福祉の心」言説への反応

社会福祉学において「心」に関連する議 論のうち、伝統的な一つが「福祉の心」の 語の使用についてである。「福祉の心」と いう語は福祉関係の専門書や一般書におい てよく用いられてきたが、これが強調され 出した時期は1970年代のいわゆる「福祉 見直し|論が台頭してきた時期に符合して おり(佐藤 1978)、そのため行政責任を転 嫁する文脈で捉えられることが多い。それ に加え「福祉の心=主観的=非科学的」と いう図式があるために科学志向の強い社会 福祉学において避けられる傾向にあったと いう見方もある (中村 2009;谷川 2007)。 特に社会福祉理論の研究者からは学問的検 討に値しない「精神論」と名辞されること もある (真田 2003)。実際「福祉の心」の

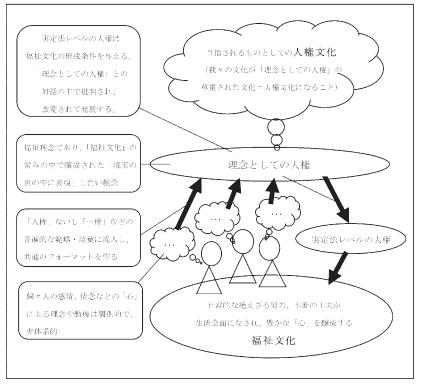


図 1

語をタイトルに含む著作は1970年代から 今日まで公刊されているが、そのほとんど が実践家や実践を重視する研究者によって 書かれた自叙伝、現場実践記、講演会記録 などであり、専門書や学術論文はそれほど 多くない⁹⁾。

しかしながらそのことは「福祉の心」が 専ら実践家などにおいて用いられている語 であり、関心事であり続けてきたというこ とでもある。「福祉の心」を主題化し追究 していく意義は既にいくらか指摘されてお り(中村 2009:谷川 2008:谷川 2007)、今 日においても「福祉の心」は「ほんものの 福祉」に関わる極めて重要な意味を持って いるとされている(上野谷・炭谷 2015)。 また、精神主義の与え返しとして「福祉の 心」の強調を通しての行政批判の必要性が 指摘されていたことや(西村他 1977)、あ るいは日本の社会福祉における貨幣中心の 方策にもみられる日本社会のモノ・カネ万 能主義に対置されるものとしての福祉優位 の社会開発などが指摘されてきたことに も留意すべきである(西村他1977;佐藤 1978;安藤1985)。「福祉の心」論は、一方 ではモノ・カネによる福祉を追求しづらく なってきたところで議論を「心」へとシフ トさせていくポリティカルな企図があった が、その一方で、人間はモノ・カネのみで 幸福になることができないという端的な認 識から精神的充足を目指す福祉理念やニー ドからの企図もあった。

福祉文化論に散見される「心」も、この 「福祉の心」論と同様の文脈で読まれる可 能性があり、すなわち賛否両論の可能性が ある。ただ、いずれにせよ、社会福祉学と いう広範な学問領域が実践家に開かれたも の、あるいは実践家のためにあるものとい う側面を考えれば、「心」という領域を切 り捨ててしまうよりは、むしろ曖昧さを抱 えていながら実践家や研究者に用いられて いるという状況の方に着目して、学問的な 整理と検討を行っていくことが必要ではな いだろうか。

4-2 人権教育論からの批判

我が国では「人権教育のための国連10 年」を契機として1995年に内閣に「人権 教育のための国連10年推進本部」を設置 し、この推進本部が1996年に「国内行動 計画」を公表した。「国内行動計画」にお ける「基本的考え方」では「広く国民の間 に多元的文化、多様性を容認する「共生の 心」を醸成することが何よりも要請され る」とされ、「共生の心」などの価値、意 識、態度の醸成が強調されている。その流 れを汲むものとして1996年の「人権擁護 施策推進法」、2000年の「人権教育及び人 権啓発の推進に関する法律」があり、今日

■福祉文化と人権文化の繋がり

の法務省流の人権行政(人権教育、人権啓 発、人権擁護)がある。今日の人権行政に おける「人権」をめぐる言説や表現活動に は、市民向けの啓発冊子や、自治体公式の 人権キャラクターなどにおいて「心」の語 や「心」を表す記号が積極的に用いられて いる¹⁰⁾。

「心」を強調する人権行政の転換期に法 務省人権擁護局の局長を務めた吉戒修一は 「人権とは『思いやりである』と言っては どうかと思う」(吉戒 2004:201)と述べ、 人権を頭だけで理解せず、「思いやりの心」 などに言い換えられる「人権感覚」を体得 する必要性を説く(吉戒 2004:202-203)。 しかし「人権文化」を目指し、「人権」を 「心」との関係で捉えるこのような立場(な いしその文脈で人権教育を考えること)に 対しては、人権教育の研究者からの批判が ある。特に憲法学的な理解によって法教 育、社会問題理解のための教育の重要性を 説く研究者は人権を「心」と繋げること自 体に強い警戒心を抱いている(例えば新岡 2013;阿久澤 2012;北川 2004)。法的な権 利義務関係としての人権を軽視し、単に徳 目としての人権ばかりを市民に根付かせる とすれば、「より広い社会と自分自身のつ ながりを意識し、差別の不当性などを社会 に訴え、人権侵害が起きないシステム(法 はその一つである)を社会の中に築く力」 (阿久澤 2003:188) が醸成されなくなる 危険もある。これは1970年代の「福祉の心」 への批判と同様の批判であり、いうならば 福祉であれ人権であれ行政が「心」の言説 を提示する際には法則的にこの手の批判が 出ることになる。

とはいえ、危険視的な観測があるのみで

これに対応するオルタナティヴがなければ 既に実践下にある人権行政に対する批判や 改良の議論に繋がらない。「心」が悪用さ れることを恐れたり、相対的に法教育的な 理解が妨げられたりすることを恐れるのな ら、なおのこと「心」の言説の議論を避け るのではなく、その意義と限界を認めるほ うがよいのではないか。例えば新岡昌幸の いうように全方位的な「理念としての人 権」と対統治権力の「憲法が保障する権利 としての人権」を分離し、もって「心」の 言説を用いる人権論と法教育的な人権論と を分離することで(新岡 2013)、各々にお いて市民サイドにとって納得のいくように 検討していく方がよいのではないか。

4-3 人権文化と「心」をめぐる一つの 方向性

「人権文化」概念に関して、一番ヶ瀬の 福祉文化論と法務省流の人権行政が同じく 「人権教育のための国連10年」に言及し、 「心」の語を使用しているので、本稿で検 討してきた一番ヶ瀬における議論も同様の 文脈とみなされ、批判を被ることになるか もしれない。しかし、そもそも法教育、社 会問題理解のための教育は、福祉文化的実 践とは別種のものであり、依拠している「人 権」も、基本的には実定法レベルでの人権 と超実定法レベルの「理念としての人権」 とで別種である。

また、実定法学寄りの研究においてはと もかく、人文社会科学一般に共有される人 権論としてみれば、「心」やこれに近しい 概念である「感情」をめぐる議論の余地は ある。例えばL.ハントは文学的な記述や 作品と関わりながら個々人の心の変化が人 権の登場のような大きな政治的社会的変化 を引き起こした歴史的過程を描いている。 「人権は、その定義、実際はまさにその存 在そのものが理性「reason」と同じくらい 感情〔emotions〕に依存しているので、意 味を明確にすることが困難である。人権の 自明性の主張は、最終的にはそれぞれの人 の心の琴線に触れれば説得的なものとな り、感情に訴える類の主張にかかってい る | (Hunt 2007: 26、括弧内は原文の語、 以降同様)のである。「人権」にとって重 要なことは、心ないし感情の領域が、人権 の発展に寄与する可能性である。実際的 に「人権」を創造し発展させるための心な いし感情という視点から、「心」と「人権」 の議論に繋げる余地はあるだろう。

また「心」の醸成をもって「人権文 化」を目指すという点については、R.ロー ティのいう「人 権 文化」 [human rights culture〕に関する議論と似ているところ がある (Rorty 1993)。ローティは「人権 文化の出現は増大した道徳的知識〔moral knowledge〕に負うところは全くなく、悲 しく 感傷的な物語 (sad and sentimental stories〕を聞くことに負っているように見 える | (Rorty 1993:355) として、「感情教育 | [sentimental education] によって人権文化 を創造する方向性を示した。豊かな感情が 豊かな世界の創造に寄与する側面を重視し ているのである。ここではローティの「人 権文化|実現の戦略について説明した大賀 祐樹の以下の文が参考になるだろう。

文学や映画、演劇、ドラマ、歌といった 表現に触れることで人びとは、生きるこ とに伴う苦悩と悦び、痛み、悲しみ、不 条理を知り、より鋭敏な感性を養うこと ができるようになる。その意味では、精 級な分析による社会問題の論文も重要だ が、それ以上に重要なのは、小説家が人 生の機微を描き、映画監督がそれを作品 化し、ミュージシャンがそれを美しい旋 律にのせて歌うことではないだろうか。 様々な感情を媒介することで、訴えたい ことは、いっそう多くの人へ伝わってい くはずである。(大賀 2015:172)

芸術の力によって感性、感情の力を高め ることを期待するのは、福祉文化論の特徴 の一つではないだろうか。このような視点 から〈福祉文化→心ないし感情→人権ない し人権文化〉という図式を構想することも できるだろう。

5 おわりに

以上、一番ヶ瀬の福祉文化論において、 「福祉文化」が「人権文化」の「基盤」を なすという関係について、「人権」や「心」 というキーワードに着目して考察してき た。

一番ヶ瀬康子の福祉文化論においては、 福祉文化の営みが個々人の感性や情念の領 域である「心」を醸成するとした上で、そ の個別的な「心」が普遍的な語彙である非 実定法レベルの「理念としての人権」に「流 入」し、実定法化などを含めこれを追求し 実現していくことで「人権文化」に到達す ることを目指すものであった。

社会福祉学あるいは人権論において 「心」を持ち出すことには批判があるが、 本稿で描いた一番ヶ瀬の福祉文化論におけ

■福祉文化と人権文化の繋がり

る「基盤」の関係、すなわち〈福祉文化→ 心→理念としての人権→人権文化〉という 大きな枠組み的図式は、批判からうかがえ る実定法レベルの人権を中心とした人権観 へのオルタナティヴを示すものとなる可能 性があるといえるだろう。

注

- 戦後憲法学の基礎を築いた宮沢俊儀は 人権をまずもって前国家的にして実定法 によって剥奪できないものと観念してい た(宮沢 1971)。しかし石川健治によれ ば戦後憲法学における人権論は啓蒙の観 点から政治思想としての超実定法レベル の人権と「憲法上の権利」としての実定 法レベルの人権とを戦略的に混同してき た(石川 2002)。それでも今日の憲法学 は「憲法上の権利が人権を意味するとい われるのは、憲法とは独立に存在してい る人権を憲法が確認した上で明文化した と見なされている」(松本 2007:25) か らであるという自覚の上で、「憲法上の 権利 | としての人権に主眼をおいてい る。
- 2) 竹中の文献は竹中(1956)を参照されたい。
- 3) 社会福祉理論の研究者の立場から社会 福祉学のあり方について述べた著作集と して一番ヶ瀬(1994)を参照した。
- 実際問題、そもそも社会福祉学では小 川政亮の流れを汲んで「権利としての社 会福祉」を追究する「権利論」という分 野は周知されているが社会福祉学固有の 理念的な「人権論」というのはあまり発 展せず分野化されているともいい難い。
 なお、制度、政策、サービス体系とし

ての「実体概念としての社会福祉」を科 学的に考察しようと試みる従来的な社会 福祉学から抜け出ようとする学問的試み は、「福祉文化」論以外にもいくらか出 てきている。それらを概説する紙幅はな いが、例えば秋山智久らのいう「人間福 社」(秋山ほか 2004)や、池田敬正のい う「福祉学」(池田 2011)がそれである。

- 6) 『シリーズ福祉のこころ』の出所は日本福祉文化学会ではないようだが、シリーズを一貫する一番ヶ瀬の「刊行のことば」では明らかに「福祉のこころ」を福祉文化との関係で捉えている文脈である。
- 7)「福祉の心」のネガティヴな側面を指摘している井岡勉も、権利意識の裏付けが必要であるとして「福祉の心」論を「人権」論というより普遍的な枠組みに置き換えることを示唆しており、「心」を「人権」に「流入」させる一番ヶ瀬と同じ構想であるといえる(西村他 1977)。
- 8) なお一番ヶ瀬は子どもの人権に関係して「児童の権利に関する条約」を参照して特に「発達の権利」と「意見表明権」を挙げている(一番ヶ瀬 1995)。
- 9) 『国民福祉辞典』(金芳堂)や『社会福 祉学小辞典』(ミネルヴァ書房)などい くつかの福祉系の辞典には「福祉の心」 の説明が記載されており、一応は学術用 語として位置付けられているといえるか もしれない。なお「福祉の心」の内容は、 その本質を追求し定義を試みた研究もあ るが(例えば中村 2009)、そもそもこの 概念を学問的議論として積極的に持ち込 んだ阿部志郎が複数の言説の列挙という 形で紹介しており(西村他 1977)、多く

の場合複数の意味で語られる。
10) 平成 21 年度から 27 年度までの法務省の啓発活動重点目標には「みんなで築

こう 人権の世紀 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」とある。ここ 数年は「心」の言説を用いることが人権 啓発の重要な方法となっているようであ る。

文 献

- 秋山智久・平塚良子・横山穣『人間福祉の 哲学』ミネルヴァ書房、2004
 阿久澤麻里子「人権教育再考」石埼学他編 『沈黙する人権』法律文化社、2012:pp. 33-54.
- 阿久澤麻里子「日本の人権教育・啓発に求 められる視点」江橋崇・山崎公士編著『人 権政策学のすすめ』学陽書房、2003; pp. 187-199.
- 安藤順一「人間と福祉についての考察―福 祉の心を求めて一」『名古屋女子大学紀 要』 31, 1985; pp. 155-164.

古川孝順『社会福祉のパラダイム転換』 麦閣、1997

- Hunt. L. 2007, Inventing Human Rights: A History, New York London, W. W. Norton 一番ヶ瀬康子『福祉のこころ:シリーズ福
- 社のこころ1』旬報社、2002
- 一番ヶ瀬康子「21世紀へむかって」一番ヶ 瀬康子・河畠修・小林博・薗田碩哉編『福 祉文化論』有斐閣ブックス、1997a:pp. 263-270.
- 一番ヶ瀬康子『福祉文化へのアプローチ』
 ドメス出版、1997b
- 一番ヶ瀬康子「21世紀社会福祉学への展望」一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉

- 学一人権・社会福祉・文化一』有斐閣、 1995; pp.343-356.
- 一番ヶ瀬康子編『一番ヶ瀬康子社会福祉著 作集第1巻:社会福祉とはなにか』労働 旬報社、1994
- 一番ヶ瀬康子「社会福祉への視点」一番ヶ 瀬康子・真田是編著『社会福祉論(新版)』 有斐閣双書、1975; pp.1-12.
- 池田敬正『福祉学を構想する』高菅出版、 2011
- 石川健治「人権論の視座転換—あるいは 『身分』の構造転換」『ジュリスト』1222, 2002; pp.2-10.
- 北川善英「人権教行論の課題─憲法学からの問題提起─」秀明大学紀要『国際研究論集』13 (1・2)、2004; pp. 156-176. 宮沢俊儀『憲法Ⅱ〔新版〕』有斐閣、1971 松本和彦「基本的人権の保障と憲法の役 割」長谷部恭男・土井真一・井上達夫ほか編『岩波講座 憲法 2:人権論の新展開』
- 岩波書店、2007, pp.23-48.
- 中村剛『福祉哲学の構想―福祉の思考空間 を切り拓く』株式会社みらい、2009
- 新岡昌幸「法教育における憲法教育の課題 と展望」法と教育学会編『法と教育』4、 2014; pp. 15-24.
- 西村秀夫・日高登・井岡勉他「なぜ『福祉 の心』が強調されるのか」鉄道弘済会社 会福祉部『社会福祉研究』21、1977; pp. 64-75.
- 奥平康弘『憲法Ⅲ 憲法が保障する権利』 有斐閣、1993
- 大賀祐樹『希望の思想 プラグマティズム 入門』筑摩書房、2015
- Rorty. R. M., "Human Rights, Rationality, and Sentimentality", Stephen Shute and

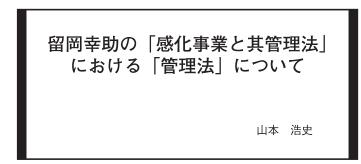
■福祉文化と人権文化の繋がり■

- The Oxford Amnesty Lectures, Basic Books, 1993, pp. 112–134.
- 真田是『新版社会福祉の今日と明日』か もがわ出版、2003
- 佐藤幸治『憲法〔第3版〕』 青林書院、 1995
- 佐藤進「福祉のこころを求める社会的背景 --その社会的・時代的要請を探る---」全 国社会福祉協議会編『月刊福祉』61(4)、 1978; pp. 4-29.
- 高橋和之「現代人権論の基本構造」『ジュ リスト』1288、2005, pp.110-126.
- 竹中勝男『社会福祉研究』 関書院、1956
- 谷川和昭「福祉の担い手における福祉の 心のポテンシャル」『関西福祉大学附置 地域社会福祉政策研究所:平成20年度 事業実施プロジェクト研究報告書⑥』 2008:pp.29-36.
- 谷川和昭「社会福祉援助からみた福祉の心 での支援」『関西福祉大学研究紀要』10、 2007; pp. 161-167.
- 上野谷加代子・炭谷茂「コミュニティ再生 と福祉のこころ」「福祉のこころ一私た ちはどこに向かうのか」全国社会福祉 協議会編『月刊福祉』98(3)、2015: pp. 10-21.
- 吉戒修一『21世紀の人権擁護一無上の宝 珠一』商事法務、2004
- 吉田久一『日本社会福祉理論史』 勁草書房、 1995
- 座談会「福祉文化学会は何を目指すのか― 変革の時代の福祉を問う」『福祉文化研 究』6、1997
- 座談会「社会福祉研究における思想と理論」大塚達夫・阿部志郎・秋山智久編

『社会福祉実践の思想』ミネルヴァ書房、 1987; pp.284-318.

(しのはら たくや 大阪府立大学大学院 人間社会学研究科社会福祉学専攻博士後期 課程)

研究ノート



要 旨

目 的

本稿は、留岡幸助の「感化事業と其管理法」(以 下、留岡(1909)と記す)における「管理法」とは 何かについて、これを明らかにすることを目的とし た。本稿が取りあげる留岡(1909)は、重田信一が 1929(昭和4)年の世界恐慌前後から日米戦争前ま での期間に、社会事業の運営問題を取りあげた文献 数が多いなかで、他にしのぐものは見当たらないと 高く評価している。しかし、その詳細は不明であり、 留岡幸助に関する先行研究においても、その検証は 見当たらない。そこで、本稿では、留岡(1909)の 「管理法」について分析及び考察を行った。

方 法

本稿の目的を果たすため、まず留岡(1909) に関 する先行研究の整理を行った。先行研究では、特に 重田の分析が本稿における命題となった。研究方法 であるが、留岡(1909) を一次資料とし、留岡が参 考にした文献を用いて分析及び考察を行った。

結 語

留岡(1909)における「管理法」とは、必ずしも

明確化されたものではなかったが、その中には「ア ドミニストレーション」という言葉が見られ、具体 的には「治める」(監督)を指していた。その意味 においては、施設運営に経営学的かつ科学的方法を 導入しようとするものではなかった。結論として は、留岡が理想とする感化院のあり方が「管理法」 として留岡 (1909) に示されていたと考える。

キーワード

アドミニストレーション、治める、監督、廣瀬淡窓、 チャールス・ダツトン

1 はじめに

我が国におけるアドミニストレーション 研究において、重田信一は、(財)中央社 会事業協会が発刊する雑誌『社会事業』を 整理するなかで、1929(昭和4)年の世界 恐慌前後から日米戦争前までの期間に社会 事業の運営問題を取りあげた文献数が多い とし、その内容においては留岡幸助の著 「感化事業と其管理法」(以下、留岡(1909) と記す)をしのぐものは見当たらないとし ている¹⁾。しかしながら、その詳細は十分

ではなく、留岡(1909)を分析する必要が あると考えた。

また本稿を福祉文化の視点から考えれ ば、理論は歴史的な展開や社会情勢、実践 者や人々の営みのなかで醸成される。本稿 としての課題はあるが、まだ施設運営に科 学的手法が重要視されていない時代の留岡 (1909)を考察することは、この時期の社 会事業、あるいは、感化事業における「管 理法」の一つを知る作業につながると考え る。

2 研究方法並びに先行研究の概況及 び研究対象について

2-1 研究方法及び先行研究の概要

本稿の目的を果たすため、留岡(1909) を一次資料とし、これを考察する。

次に先行研究の概況であるが、留岡や家 庭学校についての個別的な論文をあげれば 枚挙にいとまがないが、著書として代表的 なものでは、室田保夫の『留岡幸助の研究| があげられる。室田は留岡の著「家庭学校」 をもとに、明治30年代中期における感化 院(以下、院と記す)の経営について整理 している。その内容は、教育方針が中心で あり、ペスタロッチやシカゴのエルマイラ 感化監獄の影響を指摘している²⁾。また最 近の留岡研究では、二井仁美が『留岡幸助 と家庭学校」を執筆しており、このなかで、 留岡(1909)が取りあげられている。二井 は、後述する重田が着目した院の位置の選 定と院長の選択、さらには、家族制度、普 诵教育、職業教育、徳育、宗教、音楽、娯 楽、校外教育、懲罰、善行表彰制度、教職 員の選択及待遇といった留岡(1909)の内 容について触れ、これは留岡にとって、「彼 が主張しかつ家庭学校において実践してき た感化教育のあり方を範として示す場でも あったということができる」³⁾と整理して いる。

一方、アドミニストレーション研究で は、前述した重田の他、高沢武司が若干で はあるが、留岡(1909)について言及して いる。

まず重田は、留岡の「管理法」を施設運 営として捉え、留岡の考え方を「教育的慈 善に目標をおき、運営の実際を宗教と教育 と資金から考慮し、具体的な施設運営法の 検討も加え、合理的な施設運営の研究は、 彼からはじまるといっても過言ではない と評価している4)。この点が、重田がいう 留岡の施設運営における科学化への貢献で ある。さらに重田は、留岡(1909)を留岡 が施設運営を通して体験した経験と、1900 (明治33)年から内務省地方局・宗教局の 嘱託となり、全国を巡回指導した経験をも とに施設運営の改善策について意見を述べ たものだとしている 5)。そのうえで、 重田 は留岡(1909)における施設運営の視点と して、上述で二井が触れた部分である、① 感化院の位地と選定、②院長の選択をとり あげ、その要点として「(1)院の位置の選 定(境遇のよいところに良い人物が育つ、 という考え方を紹介する)、(2) 院内設備 (敷地、建物、家族舎の構造にふれている。 舎の運営にもふれている)、(3) 生徒の処 遇方法(省略)、(4)教職員の選択、待遇 (感化事業の要素は、教えること、治める こと、化すること、にある。「教えること」 は、学課の指導、人格陶冶を含む、「治め ること」とは、院全体を管理する技術、「化 すること」は、院長・教職員の人格が、人 を感化するには大きく関係している。こ の3つを兼ねることは困難で、分業がおこ る。)(5) 教職員の待遇(院の基金で教職 員に生活保障できるだけの給与水準を保持 する。しかし、現実には低賃金が多い。休 暇も7~10日間づつ(ママ)年2回与え、 旅行させる。なお、養老年金保険の設置を 必要とする。)(6) 院の経済(維持費に寄 付金を原則、募金は院長が当たること、募 金勤務員の不正はめだっているので連絡団 体で取り締まること。) | をあげている⁶⁾。 ただし、(3) については、「(省略)」とだ け記している。これらの要点は、留岡が取 りあげた内容を重田が取捨選択し、施設運 営の視点として(1)から(6)を見出した と言える。それが表1の下線部で示した箇 所であり、第四編第四章に集中している。 そして、重田は「このような原則を今日見 るならば、いたってあたりまえのことであ るが、当時としては相当進んだ見解である ことが、実証される |⁷⁾と述べ、「ここに 示された基本的姿勢の貫徹については、今 日においても、まだ新しい今日的課題とし て取り組んでいるものもあり、われわれの 努力の不足を反省するとともに、提起され た問題の根深いことを感じさせる | ⁸⁾と述 べている。

一方、高沢は、「施設が多くの矛盾をは らんで経営され管理される以上、理論の責 任をとびぬけて、具体的に実際的に、そし て日々の必要にかりたてられてルーテン化 しながら現場的に成立しなければならない ことも事実である」⁹⁾と述べ、「そのよう な『施設管理』の理論は、留岡幸助以来、 わが国に多く存在している」¹⁰⁾としてい る。そして、それは「施設を経営する最高 責任者にとってだけの理論であり、その必 要を充たすことをまず第一に期待された理 論である」¹¹⁾としている。

2-2 留岡(1909)の構成及びその背景

1908(明治41)年から内務省を中心に感 化救済事業が、その翌年からは地方改良事 業が推進され、1908(明治41)年9月に第 一回目の感化救済事業講習会(以下、講 習会と記す)が開催されている。内務省 は、この講習会の各講義をまとめ講演集と して発刊したが、留岡(1909)も留岡の講 義内容を書きおろしたものであり、この講 演集の中に収載されている。吉田によると これら事業の目的は、国民を国家の良民に 育成する国民統合にあり、さらに国富政策 を推進するにあたり、地方に自発的協力を 求め、国家による国民の共同一致を目指す ものであったとしている¹²⁾。この講習会 であるが、留岡自身は、社会救済事業の発 展における内務省の取り組みと併せて、こ の講習会がその知識の普及に努めたことを ·評価している¹³⁾。このような背景のなか で、留岡の講義が行われたのだが、その内 容は四部構成から編成されている(表1参 照)。二井は、留岡(1909)が感化事業の 部分を担い、そのなかでも、感化法改正に 対応するものとして、他の講義より特に多 く時間が割り当てられ、そのため他と比べ ても留岡(1909)の項数が多いと分析して いる¹⁴⁾。このことは、留岡自身も、刑法 改正により14歳以下の児童が犯した罪に ついては、感化事業の範疇で処遇すること になったことから、他の講師よりも講義時 間が長く設定されたと説明している¹⁵⁾。

また土井によれば、講習会の初期に留岡 (1909) をはじめ、感化事業に関するもの が多数を占めたのは、感化法改正により、 政府からの感化院に対する補助金が付いた ことや私立感化院がその代用感化院に指定 され、施設数が増加したことを指摘して いる¹⁶⁾。これらの背景から、留岡(1909) の大部分が感化事業の概論になったことは 歪めない。このことは、表1からもうかが え、第一編から第四編第三章までが感化事 業の概論であり、それ以降が感化教育の実 践に関する内容となっている。しかし、こ こには「管理法」といった見出しは見られ ない。つまり、題目が「感化事業と其管理 法|とあっても、その内容は「管理法」を 中心に述べられたものではなく、また「管 理法 | とされる内容は、第四編第四章のな かに含まれているということになる。

3 分析と結果

3-1 留岡における問題意識と「管理法」

留岡は院に対する考え方として、「不良 少年を改良する為には悪い環境から良い境 遇に移さなねはならぬといふ必要かある。 然らは感化院なるものは少なくとも良い境 遇のものてなくてはならぬ (ママ)。」¹⁷⁾ と言及している。しかし、現状は「感化院、 養育院、育児院は極めて無趣味のものてあ る、恰も尼寺か人間社会を全然離れて居る か如きてある (ママ)。」¹⁸⁾ と述べ、さら に「慈善院の多くは動すれは殺風景になる のは趣味かないからである (ママ)。」¹⁹⁾ と述べている。このように留岡は、施設に 「趣味」が無ければ、そこでの生活は単純 となり、施設での生活は死んでしまい、生 徒の精神も枯死してしまうといった問題意 識を抱き²⁰⁾、この改善のための条件とし て、前述した①及び②を取りあげている。 これらのことも踏まえ、①及び②と、重田 の整理した要点である(1)から(6)をも とに、留岡(1909)における「管理法」を 整理したい。

院の位地の選定

留岡は境遇の良いところには、良い人物 が育つと考えていることから、施設の設置 場所を天然の風光に富んでいる所を選ばな ければならないとし、これが院の趣味にか かわるとしている²¹⁾。留岡は感化教育に おいて、自然環境を重視していることがわ かる。

(2) 院内設備

留岡は院の位地の選定が済んだら、「感 化院内部を如何にするかということが大切 である」と述べ、院内設備を取りあげてい る²²⁾。その主な内容は、一棟に15名収容 するとして6棟で90名を収容し、これを 100名以下に止めたいとすることや²³⁾、家 族舎間に花壇を造る、敷地の中央に体操機 械等を備えた運動場を整備する、あるい は、浴場を教育機関として重要視している ことから、浴場を綺麗に掃除しておくこ とが重要であるとする留岡の主張や、設 備では、シャワーバスの設置を提案して いる²⁴⁾。さらに院の設備としては、遊泳 浴の設置や小動物岡の設置などをあげてい る²⁵⁾。

(3) 生徒の処遇方法

留岡 (1909) において「生徒の処遇」と いう項目はない。したがって、重田が留 岡 (1909) から「生徒の処遇」を見出した

表1 留岡(1909)の構成及び内容一覧

	構 成		内容					
	緒言	講習会の開かる、所以、刑法の改						
	総治	感化事業の定義(広義及依義)、感化の真意義、感化教育と普通教育の差別、英国の感化院(其種類と総数及在院者の数)、佛国 の感化院及其種類(獨漫国公私の感化院						
第一編	第一章:感化 事業の沿車並 に現況	*****(1004)ス件(5%)、汚染目のスキン(3105) 歴化院に電気の不成なり、青年に於ける電気の内容、感化事業と其歴史の大要、デー・メッツの格言、自然と感化一及院内に於 ける農事思想、物質界に於ける農業精神異に於ける完教、消酒農業電気、農業の第二利益、熱音事業を指表者の通味、熱音事業 我は須要らく名相なるを要す、なご最初の感化院及感他化の含熟、不良少年を載うる観念の変遷、予防事業としての感化事業、 我以の感化止差と具件報件(1%)、現行感化法の特位、他川時代と不良少年、不良少年毎世沢例、不良少年と非未手下、水必及火間・ 表徴、社会の体制と五人和開促、可治五年の感覚期時に監治相関度、量治制度の変遷、感化的名称、家庭学校名称の由来、教育 は人格を尊まさるへからす、果噌麵在院と東京派児院との改称、世界に於ける三模範述化院一「エルマイラ」感化監急、「ボル スタル」感化に「少年自治国」						
第二編 不良行為並 に犯罪の原 因	第一章:自然 的原因	 (イ) 気候と行為との関係 (ロ) 温度と犯罪との関係 (ハ) 人種と犯罪 (二) 四주と犯罪 	人間と境遇、文明を造成する五大勢力、境遇と感化、自由思想と山地との関係、正直と山 との関係、気候型上の鐘稽に及ぼす(警察、英人の米国に移住したる質例、地球の両極と文 の発達、其実例、生産物と大用組合、勤労と事業、曖定と確応との関係、炎熱と生命危知 叙人犯者と其称計、温度と犯罪、気候の激度と殺人肌、犯罪と秘密結社、社会制度と短胎 現足駆殺、自北改計と北環の差異、山儀地方と殺人犯との関係、人種と犯罪、四季と犯罪 以矛と生命犯、冬冬と財産刑、予節に関する刑事権に、社会制度と犯罪の防患、中世の「 ルド」及近世の産業報信、印度の「ケースト」制度と実圏の五人組制度、社会制度と共同の精粋、社会制度としての 報差社、社会制度と共同の精神、社会制度と同情の就差					
	第二章:社会 的原因	 イ)人口病害と知罪 (1) 経済6年市を犯罪との関係 (2) 水油2名第 (2) 水油2名第 (2) 水油2名第 (2) 水油2名第 (3) 水油2名第 (4) 北会北2名第 (5) 水油2名第 (5) 水油2名第 (5) 水油2名第 (7) 火油2名第 (7) 火油2名 	人口の制密と犯罪、農村の哀和と都会の発達、都会は多く是れ釋敗の地たり、地方行政と、 貧制度、帝都の三大食民營、下宿生活と卒生の堕落、財産刑と鬼罪数、懲治人食富の純洁 不量気と犯罪、米信と犯罪及其統計、法律と警察制度、教育と犯罪との関係、堅治人食富の純洁 存置気に、洗婆の教育、社会状態と犯罪、維護前後の割をと思慮の決問及来に堅否んと其 育程度、洗婆の教育、社会状態と犯罪、維護前後の割をと思慮の決問及来にの気化、大量の 化、伊勢の大時へ卒業詰考を取りに行く、悪友の感化、不良少年と悪友の感化、周囲の感化 家庭と不良少年、悪しき家庭は不良少年の表成所なり、不良少年と世末見低化、周囲の感覚 等差と素態の衰退、愛情的冷然、感じに助なを見かる日見、感じ事と地裏の感情 普差論、ロンプロゾーと犯罪人の相貌、犯罪者の身体的特徴、習慣犯罪者の増加、習慣犯 若の減少する提徑					
	第三章:個人 的原因	犯罪者と其年齢、犯罪及不良行為と個人的原因— (一) 男女別―證質の差異、年齢の差異、遺伝の害、二宮翁と善悪論						
第三編 不良少年の 類別	第一章:其種 類	(イ)法律上の区別(ロ)学術上の区別(留岡式区別)	不良なる家庭と児童、英国に於ける感化学校、不良少年の種別、窃盗児、怠惰児、乱暴児 辞浪児					
	第一章:司法 権を以て処遇 すへき者	叩く前に三たひ之を戒告せよ、微罪不検挙、起訴猶予、刑の執行猶予、試験官と執行事項、少年裁判所と其或績、家庭制度と兵 営制度及び家庭委託制度						
	第二章:警察 権を以て処遇 すへき者	刑罰と度数、威嚇の背景、認論、留置						
	第三章:刑罰?	罰を以て処遇すへき者						
			教育萬能力、ウィリアム・ハリスの語、教育の二大目的、感化事業の教育的方法に三つあり 族、感化院の構造と趣味の輸入、 <u>感化院構造の二大要素</u> 、図案、 <u>一感化院に収容すべき人員数</u> 維及水浴、小動価額					
第四編 救治制度	第四章:教育 的処遇	第一・案定制度…個人的特遇…家事の手伝い…名称を付する利害…奇遇に生徒を収容すると…案族長の住宅構造法…炊事場友 堂…点候…来客の際注意すべきを… 第二、普遇我育…美野茶を程度とする企…我提時間…文字の教育よりは農業の教育… 第二、普遇我育…手工業の不良少年に切要える理由…授業予選擇の困難…院外に徒弟に出すこと…委託制度の困難…院内実業の 季節によりで見るを…市内にある感化院と市内感化院との実策の差異… 第四、他们型・総行の五回型・院内に宗教を採用するの目的…宗教心と宗派心…信仰と人格…呉宗徒の共時退帐… 第二、常我教育・総書解にある宗教の位置・不良少年と宗教心…敬長の主体たる神智佛那一個住館の敬畏論。中央美音利の特別 なる学校… 第二、修習…体育の種類…不良行為の一原因は身体の不完全にあり…福原語の格言…シックの格言説…博士モリンのの 常ん、修習…体育の種類…不良行為の一原因は身体の不完全にあり…福原第の格見…を小え吸盖…「たり」でローの調査研究…フロールえの格言…シックの希見」であり、マローの						

(出典:留岡幸助「感化事業と其管理法」により筆者作成。)

と推察される。しかし、その内容について は、前述したように「(省略)」とだけ記載 され、内容については不明であった。生徒 の処遇法として、留岡(1909)から確認で きる内容は、1・家族制度、2・普通教育、 3・職業教育、4・徳育問題、5・宗教教育、 6・体育、7・音楽、8・娯楽、9校外教育、 10・懲罰制度、11・善行表彰制度、そして、 後述する(4)となる12・教職員の選択、 待遇の計12項目である。この中の1から 11までが感化教育にかかわる内容である。 (4)教職員の選択、待遇

留岡は「感化事業の成功は土地を選ふこ とと、院長を選擇することか都合よく決し たならば感化の大部分は成功したものと見 て宜しい(ママ)」²⁶⁾と述べつつも、「法 律も大切てあり、組織の方法も大切てあ り、土地の選定も大切てあるか、感化教育 の成功、不成功の決勝点は此の教職員の選 定てある(ママ)」²⁷⁾と述べている。

まず留岡はガバナンス組織である理事会 について、府県立院の場合は、一切知事の 意志で経営が行われるが、私立の場合は理 事会があり、これは民法上においても組織 しなければならないものだと説明する。そ の上で、理事は同じ目的、あるいは思いを 持つ賛同者の中から理事を選出するべきで あるとしている²⁸⁾。

次に院長の人選であるが、「勿論院長 はその理事の一人てある、而して院長は 理事の中から選はれてなるのてある(マ マ)」²⁰⁾とし、その他の役職員については、 「数人の理事の外には監事といふものを選 はねはならぬ(ママ)」³⁰⁾と述べている。 この監事の役割は「会計上に付て院長のし たことを総て監査するのてあつて会計報告 には必す相違のないといふ印を捺さねはな らぬ、之世の同情者に向つて責任を明にす るのてある (ママ)」³¹⁾ と説明し、院長の 業務執行状況の監査と寄附者等に向けた会 計報告をその職務としている。留岡(1909) では、特に理事の役割について触れられて はいないが、「家庭学校寄附行為」第7条 によれば、理事の人数は5名以上15名以 下とされ、そのうち理事の互選により1名 を理事長とし、任期は4年である。そして、 その職務は第8条で法人を代表し、諸般の 事務を総括するとある³²⁾。

次に留岡は「慈善事業の三位一体と謂ふ べく、三者其一を欠如して慈善事業は成就 せざるものと知る可し」³³⁾と述べ、宗教、 教育、資金がその3大要素だとし、感化教 育では(一)教えること、(二)治めること、 (三)化することの要素で構成されるとし ている³⁴⁾。

まず(一)は教員等の掌るところである が、教員の教科だけを教える術のみでな く、生徒を教え導く訓育感化も含むとして いる³⁵⁾。特に宗教を訓育の根本としてい る施設では、その説教を院長自ら行わな ければならないとしている³⁶⁾。次に(二) であるが、留岡は「治めるといふをは監 裕(アドミニスツレーション)の方に属す るのてある (ママ) | ³⁷⁾ と述べており、こ こで初めて留岡(1909)において、「アド ミニストレーション」という用語が登場す る。これについては、次の3-2で分析す る。最後に(三)であるが、これは人をし て人を感化することを意味している。留岡 は(三)を行うためには、院長及び教職員 の人格が大いに関係するとし、特に院長の 人 選が大切であるとしている³⁸⁾。この院

長であるが、府県立の場合は、役人風にな り形式的になる恐れがあるが、私立の場合 は、比較的人物を得られやすいとしてい る³⁹⁾。そして、教職員については、「感化 院の教職員なるものは、院長、幹事と申し まするか、即校長の代理をする人私は以後 之を幹事と申しませう、それから書記、教 員、保母、といふやうな者を以て教職員を 組織するのてある (ママ) | ⁴⁰⁾ とその職種 を列挙している。これらの教職員について は「家庭学校規則」第7条に「本校の職員 を分つて校長、幹事、教師、医師、家族長、 家母及家母補とす」とあり、「第一、校長 は全校を総理する、第二、幹事は本校の庶 務及会計を整理す、第三、教師を三種に分 ち学術教師、職業教師、体操教師とす(一、 学術教師は専ら学術の教育を掌る、二、職 業教師は各種の職業を授く、三、体操教師 は体育を掌る、第四、医師は校内の衛生医 務を掌る、第五、家族長は一家族の管理者 たるものとす、第六、家母は家族長を補佐 し家族内を整理す、第七、家母補は家母を 助けて家事に働くものとす」と説明されて いる⁴¹⁾。しかし、留岡は「自然教員は教 える方と治める方に分かれる。しかし、衝 突があってはならない」42)と述べ、分業 と協働の必要性も主張している。特に協働 について留岡は、会計と事務を担当すれば 教育はしない、逆に教える、あるいは、「化 する | を担当すれば会計や事務には立ち入 らない等のような弊害を指摘し⁴³⁾、教職 員は両方とも大切であるという認識を持つ とともに、院の一大目的は不良少年を救う ことにあることを再認識し、両者に衝突が 起こらないよう注意しなければならないと している44)。

(5) 教職員の待遇

この内容であるが、「慈善事業は献身し てやるへきてあるといふのは社会か悪いと 思ふ (ママ)」45) としたうえで、「寧ろ待 遇は頗る宜しくしてその代りには他の者が 一時間働く所は二時間働き、又は生徒を親 切に取扱ひ一つ事業に長く献身して貰った 方か善いのてある (中略)、出来るならは 相当の待遇をして、安して其職に尽して貰 ふやうにしたいのである (ママ) | ⁴⁶⁾ と述 べている。このことから留岡は、教職員に 対し、その待遇として、相応の給与条件や 休暇、福利厚生の充実としては、旅費の 支給や養老保険の加入を提案している⁴⁷⁾。 その理由として、このような待遇を行わな ければ、有力な良い人物をこの事業に歓迎 することはできないことをあげている 48)。 そして、カーネギーの例を出し、アメリカ では大学教授が老後に困るのでカーネギー が養老資金を提供したことに世間の人は称 賛するが、留岡自身はそうは思わないとし ている。その理由として、その大学が義務 的に養老保険を付けるべきであるからだと している ⁴⁹⁾。このような例をあげながら 留岡は、事業が成功しないのは、感化事業 に従事する者の待遇が良くないことが原因 であると思うことから、困難な事業に生涯 献身する教職員の待遇改善は必要なことだ と述べている ⁵⁰⁾。

(6) 院の経済

留岡によれば、日本人は金銭の使用法 に、あまり重きを置いていないように見 え、慈善院を始めるにも無一文でやるとい う姿は、西洋各国でも多いし、信仰の立場 から言えば、施設経営を無一文で出来ない わけではないが、基本金に依り事業経営が

成り立っている施設はあまり多くはないこ とを指摘している 51)。ちなみに留岡の家 庭学校は財団法人であったが、この法人化 の理由を「本校の基礎を鞏固ならしめんが 為めに基本金を募集すると同時に、膨張せ る経費を補給せんが爲めに、経常費の募集 にも亦大に勉むる所なかるべからす(マ マ)」⁵²⁾と説明している。そして、留岡は 教職員の給与は、安定した基本金から捻出 すべきだとし、そのためには寄付金の募 集が必要であるとしている⁵³⁾。実際、留 岡が設立した家庭学校の「家庭学校寄附行 為|第6条では、資金の管理方法として、 郵便貯金や銀行預金、有価証券、不動産に よるとある54)。そして、第13条において 事業の執行に関する費用は、預金の利子、 事業収入、寄附によるとあり 55)、さらに「家 庭学校規則|第18条では「学校を維持す るために義捐金を受く」⁵⁶⁾とある。そして、 この寄付金を集めるのは募集員であること から、その選定が重要となり、さらに業界 団体による募集員への取り締まりが必要だ としている 57)。そして、これだけに留ま らず、留岡は会計報告も大切だとし、それ を会計の専門家に委ねることの必要性にま で言及している⁵⁸⁾。

また留岡は寄附物品の使用についても言 及しており、寄贈された古いシャツと新し いシャツがあったとするならば、院児は新 しいシャツを選び、古いシャツは見向きも しないが、それでは寄贈者に不審や不満感 を与えてしまうことから、その管理が必要 であることを述べている⁵⁹⁾。

以上、重田の(1)から(6)をもとに整 理したが、重田が言うように、確かにこれ らの内容は、今日の施設運営においても課

題とされている内容も含んでいる。しか し、留岡自身は、院に「趣味」がないこと に問題意識を抱き、院にその「趣味」を持 たせるための条件として①をあげ、①と併 せて②が院の成功と失敗を決定するとし た⁶⁰⁾。そして、その要点として(1)から (6) をあげていた。しかし、このなかで明 確に「管理法」とされるものは見られなかっ たが、院の人事管理や労務管理、さらに は、会計管理や設備管理、そして、感化教 育(生徒の処遇)等、院の運営に必要な事 項があげられていた。これらを今日、見る のであれば、施設運営管理の内容であると いえる。しかし、このような中で、(4) に おいて、初めて「アドミニストレーション」 と言う用語が見られた。これについて、次 で考察を深めたい。

3-2 留岡(1909)に見られるアドミ ニストレーションとは

上述したように、留岡(1909)において、 (4) で初めて「アドミニストレーション」 という用語が登場した。この「アドミニス トレーション」を留岡は、「治めるといふ ことは監督(アドミニスツレーション)の 方に属するのてある。英語の所謂『アドミ ニスツレーション』て、院全体を管理して 行く術であります (ママ) | ⁶¹⁾ と説明して いる。この「アドミニストレーション」で あるが、留岡は1907(明治40)年に「嗹 馬救貧制度」という小論を記しており、そ の中の第一章で「監督権(Administration)」 を取りあげている。これによると「監理 (ママ)トハ如何ニその制度が活用セラレ、 誰レニヨリテ活用セラル、カヲ極ムルニア リ | 62) と説明している。つまり、この小 論における「アドミニストレーション」と は、どのように制度が活用され、誰によっ て活用されたのかを極めることだとされて いる。これと同様に留岡(1909)に見られ た「アドミニストレーション」も「監督」 を指しているのだが、ここでは、院全体を 管理する技術、あるいは、その方法を指し ている。

まず留岡は上述の(5)を取りあげ、「第 一治めるといふことに付ては教職員をして 各其所を得させ、彼等が楽て働くやうにし て行かなければならぬ (ママ) | 63) と述べ ている。これについて留岡は、職場の人間 関係による悪影響について触れ、「感化事 業は厭てはないか、あの人間か居るから辞 職したいといふて遂に辞職して仕舞ふ(マ マ) | ⁶⁴⁾ と説明している。実際に家庭学校 の運営においても「然るに適ま適ま来任す る者も、事業の予想外に困難なるに避易し て、退職する者少なからず」65)と伝えら れるように、留岡自身も職員の離職を経験 している。このような経験もあってなのか 留岡は、教職員の適材適所と配慮の必要性 を主張している。留岡はこれらが整ったこ とを前提に「治める」を説明するのだが、 これについてはペスタロッチを例にしてい る。その内容であるが、ペスタロッチは、 教育は成功したが、「治める」ことには不 得意であったとし、徳が高く学識があった としても治まるものではなく、監督の才が なくては治まらないと述べている 66)。こ のことから教職員に対し、感化教育におい て必要な教育、倫理、宗教等が大切なだけ でなく、院を治める才幹、つまり、物事を 成し遂げるための知識や能力、手腕がなけ ればならないとしている $^{67)}$ 。

さらに留岡は、「治める」という言葉に ついて、廣瀬淡窓(1782-1856)の言葉が 大いに参考になるとし、『大分縣偉人伝』 から次の文を引用している⁶⁸⁾。

「大凡人を率ふる途に二つあり、一は 治にして二には教なり、然るに世の儲者 にして人を率ふるには教に在りて治に非 すといふ者あれとも、数百の少年を一室 に集め唯経義のみを講習し之に懲罰を施 さすんは駆りて遊逸に赴かしむるなり。 左れは余は人を教育するに当たり、先つ 治めて而して後に之を教へんと欲するな り」

上述の文脈は、廣瀨の「門生の監督」の なかに記されているものである⁶⁹⁾。廣瀬 は、江戸時代後期の豊後日田の儒学者であ り、1817(文化14)年に咸宜園を開墾した 人物である。その管理法として「真賞必罰 を旨としたれば、賞罰黜陟とも、宛がら軍 令の如くなりしと云ふ。此は其の威信を保 つと共に、質朴の風を維持し、理想的人物 を養成せんとしたるなり | ⁷⁰⁾ といった方 針が採られている。また「都講、舎長、副 監、講師、会長の役員を、上級生中の、才 学ある者より選抜して、門生取締の事を分 擔せしめ、苟も規約に違ふものあらば、容 赦なく之を懲罰し、毫末も假借する所なか らしめき | 71) と述べられるように、都講、 つまり、塾生から抜擢された塾頭等による 塾生の監督を行っている。このことは、真 賞必罰の具体的な内容を見ると理解しやす V 72)

イ、塾生は一定の時間外に於て、外出

を許さ、てども、已むを得ざる場合 に限り、之を許せり。但し、必ず、 都講、又は含長の允許を受くるを要 せり。

- ロ、夜間の外出を厳禁したるも、都講、 又は舎長と同行する時に限り、之を 許せり。
- ハ、塾生中、飲食又は遊蕩の爲め、潜 に外出するものあれば、此の風を矯 正せんが爲め、都講は舎長をして、 時々塾生の人員點検を行はしめ、無 届にて外出せし者あるを見出した る時は、取調の上、罰則に照し、相 当の処分を行へり。
- ニ、塾生の学資金は、確実なる商人に 委托して、之を保管せしめ、必要あ る場合に限り、都講、又は舎長の承 認を経て、之を引出さしめ、以て浪 費を預防せり。
- ホ、懲罰を洒掃、給事、侍史、減点、退塾、 破門の六種となし、所犯の情状に依 り、斟酌して之を課せり。
- へ、犯則者を処分したる時は、何の誰 を、何々の廉にて、罰則何々に照ら し、懲罰を加へたりとのことを食堂 に掲示し、塾生食卓に着きたる時、 其の理由を説明し、以て戒飾を加へ しめぬ。

そして留岡は、院の家族舎制において「本 当の監督は院長でなければ教員でもない。 生徒をして生徒を監督させるといふことて ある (ママ)」⁷³⁾と述べている。これは廣 瀬の「門生の監督」から生徒自身による「治 める」(監督)を読み取ったことがわかる。 さらに留岡は、チャールス・ダットン(マ

マ)の「教育の社会的方面」(ママ)を取 りあげている。このチャールス・ダツトン (ママ) であるが、留岡(1909) には「紐 育『コロンビヤ|大学に師範部といふもの かある。其師範部の学長てあるか(ママ) (略) | ⁷⁴⁾ とあり、『人道』 32 号には、「教 **台家の社会的任務**|において、「今より十 年前に米国ニューヨーク市にあるコロンビ ア大学師範部長チャールス・ダットン (マ マ)と云ふ人が一書を著し名けて "Social Phases of Education"即『教育の社会的現 象」と申して居りますが、之は確かに今日 の教育の特徴即ち教育を社会的に研究する もの、為には慥かに一つの権威であります (ママ) | ⁷⁵⁾ と紹介され、『社会と人道』に おいても同様な紹介がされている⁷⁶⁾。し かしながら、チャールス・ダットン (ママ) という人名を調べても見当たらず、この経 歴から推察すれば、サミュエル・トレイ ン・ダットン(1849-1919)だと推察される。 しかし、確かな断定ができないため、本稿 では、この人物を留岡が示すまま、チャー ルス・ダツトンとして扱う。

まず、これによれば、ドイツは教師が生 徒を監督するが、イギリスでは生徒自身が 自身を監督するとし、「教育上大切なるこ とは学校及生徒は第一校長及教師が監督す へきものてある、併なからそれ丈てはなか なか届かないから、生徒をして自身を監督 するのみならす、他生徒も監督させるやう にせねはならぬ。茲に至つて監督といふも のか極地に達したのてある。(ママ)」⁷⁷⁾ と述べている。この内容からチャールス・ ダットンの論が、上述した廣瀨から得た「治 める」(監督) といった概念を補強したと 考えられる。

4 考察及び結論

留岡(1909)について考察した。留岡白 身が①及び②の条件や(1)から(6)の要 点を「管理法」と捉えていたのかは不明で ある。しかしながら、留岡が理想とする、 人をして人を化する院は、ハード及びソフ ト面ともに境遇が良くなければならず、そ のための院のあり方とその改善点が留岡 (1909) で述べられていた。そして、その なかに「アドミニストレーション」の言葉 が見られ、その定義は、院全体を管理して 行く術を指していた。しかし、それは感化 教育の要素の一つである「治める」の中に ある「監督」であり、それは廣瀬からヒン トを得たものであった。そして、チャール ス・ダツトンの論が、さらにこれを補強し た。その内容は、感化教育における教職員 の才覚としての「治める」(監督)と、生 徒自身による「治める」(監督)を「監督」、 つまり、「アドミニストレーション」とし て捉えていたことが確認できた。このこと は、先行研究では触れられていなかった点 である。

以上のことから、留岡 (1909)の「管理法」 は、院の運営に経営学的な科学的管理論を 導入しようとするものではなく、また「管 理法」として確立されたものであったとは 言えなかった。それは、留岡の理想とする 感化教育の視点からの提言であったと考え る。

引用文献

 1) 重田信一『アドミニストレーション』 誠信書房、1971; pp.65-66.
 2) 室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、 1998 ; p.455.

- 3) 二井仁美『留岡幸助と家庭学校』不二 出版、2010; p.205.
- 4) 5) 重田前掲著; p.37.
- 6) 同上; pp.38-39.
- 7) 同上; p.39.
- 8) 同上; p.40.
- 高沢武司「『社会事業管理』研究の課題一アドミニストレーション研究の日本的成立をめぐって一」『社会事業の諸問題』(15)、日本社会事業大学、1968: p.81.
 10)11) 同上.
- 12) 吉田久一『日本の社会福祉思想』 勁 草書房、1994; p.132.
- 留岡幸助「感化事業回顧十年」『人道』
 (55)、1909(再録:同志社大学人文科学 研究所編『留岡幸助著作集』(2)同朋舎、 1979、pp.495-496.
- 14) 二井前掲著; p.204.

35) 36) 37) 同上; p.220.

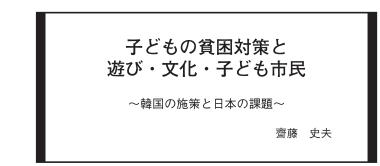
- 15) 留岡幸助「感化事業と其管理法」『感 化救済事業講演集』(下)、内務省地方局、 1909; p.59.
- 16) 土井洋一「解説」『児童関係感化救済 事業講演』日本図書センター、1985: p.6.
 17) 留岡15)前掲著: p.186.
 18)19)20)同上: p.187.
 21)22)23)同上: p.188.
 24)同上: p.190.
 25)同上: pp.190-191.
 26)同上: pp.218-219.
 27)28)29)30)31)同上: p.219.
 32)上野他七郎編『家庭学校』家庭学校、1906: p.2.
 33) 留岡15)前掲著: p.236.
 34)同上: p.219.

38) 同上; p.222. 39) 40) 同上; p.219. 41) 上野前揭著; pp.48-50. 42) 43) 44) 45) 留岡15) 前掲著; p.223. 46) 同上; p.232. 47) 48) 同上; p.233. 49) 同上; p.234. 50) 同上; pp.232-233. 51) 同上; p.228. 52) 上野前掲著; p.78. 53) 留岡15) 前揭著; p.232. 54) 上野前揭著; p.2. 55) 同上; p.5. 56) 同上; p.52. 57) 58) 留岡15) 前掲著; p.230. 59) 同上; p.231. 60) 同上; p.187. 61) 同上; p.220. 62) 留岡幸助「嗹馬救貧制度」、1907(再

绿:留岡幸助日記編集委員会『留岡幸助 日記』(2) 1971; p.668). 63) 64) 留岡 15) 前揭著; p.220. 65) 上野前揭著; p.64. 66) 67) 68) 留岡15) 前掲著; p.221. 69) 大分県教育会『大分縣偉人傳』三省堂、 1907 ; p.255. 70) 71) 同上; p.254. 72) 间上; pp.254-255. 73) 74) 留岡15) 前掲著; p.225. 75) 留岡幸助「教育家の社会的任務」『人 道』(32)、1907(再録:同志社大学人文 科学研究所編『留岡幸助著作集』(2)同 朋舎、1979; p.357. 76) 留岡幸助『社会と人道』 警醒社書店、 1911; p.179

(やまもと ひろふみ 岡山県立大学)

研究ノート



要 旨

目 的

日本の子どもの相対的貧困率が16.3%と高率と なっており、子どもの貧困問題に本格的に取り組ん で根本的に解決し、健康で文化的な生活を保障して すべての子どもの幸福を実現することが喫緊の課題 となっている。

2013年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に 関する法律」が成立し、2014年8月29日には「子 供の貧困対策に関する大綱〜全ての子供たちが夢と 希望を持って成長していける社会の実現を目指して 〜」が定められた。子どもの貧困対策が国家レベル の重要施策として位置付けられたことは大きな意義 を持っている。

しかし日本での子どもの貧困対策は、子どもに健 康で文化的な生活を保障すること、すなわち「福祉 文化」という視点から見て、さらに充実させること が求められている。韓国の子どもの貧困対策の調査 研究から、子どもの貧困対策の課題を考察する。

方 法

日本の厚生労働省に当たる韓国の保健福祉部と、 韓国の児童福祉法で子どもの貧困対策の施設とされ る「地域児童センター」への訪問調査を行い日本の 施策と比較検討する。

結 語

韓国の保健福祉部は、貧困の基準を設け、0から 12歳のケアを必要とする子どもの家庭訪問・計画・ 継続的ケアをおこない、すべての子どもの夢と基本 的生活を保障する、「ドリームスタート事業」を実 施している。また、貧困状態にある小学生から高校 生までを対象とした「地域児童センター」が児童福 祉法に児童福祉施設として位置付けられている。

小学生対象の「ヘソン地域児童センター」、中学 生高校生を対象とした「虹の青色カエル地域児童セ ンター(1318 ハッピーゾーン)」を調査した。両施 設では基本的生活・学び・職業体験指導などととも に、遊び・文化が保障されており、また、子どもた ちが市民として、自治的に自分たちの要求実現とま ちづくりに活躍する姿があった。

日本における子どもの貧困対策を、子どもの健康 で文化的な生活を保障し、子どもの「最善の利益」 を実現して子どもの幸福を保障するために、「子ど も市民」による子どもの自治活動をすえた「子ども の生活圏文化」づくりの施策としていくことが必要 である。

キーワード

子どもの貧困 子どもの生活腐文化 遊び 文化 子ども市民 子どもの権利条約第31条

1 はじめに一子どもの貧困と子ども の福祉文化

日本の子どもの相対的貧困率が16.3%¹⁾ と高率を示し、子どもの貧困問題に本格的 に取り組み、解決をはかることが日本の喫 緊の課題となっている。すべての子どもに 健康で文化的な生活を保障し、幸福を実現 することが求められる。

日本国憲法(1947年5月3日施行)第 13条は「自由及び幸福追求に対する国民 の権利 | をさだめ、児童憲章(1951年5) 月5日制定)前文は、「すべての児童の幸 福をはかる ことをうたっている。そして、 児童福祉法(1947年12月12日公布)第1 条2では、「すべて児童は、ひとしくその 生活を保障され、愛護されなければならな い。」とされている。そして、「児童の権利 に関する条約 | (1989年11月20日国連総 会採択、1994年4月22日日本政府批准) 第3条1は、「子どもにかかわるすべての 活動において、(中略)子どもの最善の利 益が第一次的に考慮される|(国際教育法 研究会訳)と「子どもの最善の利益」の尊 重をうたっている。

小川太郎は、子どもの生活の領域を「基本的生活」「労働」「学習」「遊び」として 整理している²⁾。子どもの貧困対策の推進 に当たっては、この4つの領域全体を視野 に入れて、子どもの「最善の利益」となる 「健康で文化的な生活」の内実を常に問い ながら推進することが求められる。その意 味で、子どもの福祉は常に「子どもの福祉 文化」の実現・創造という視点から推進さ れなければならず、子どもの貧困対策にお いてもその視点が貫かれることが求められ ている。

2 子どもの貧困対策と 貧困研究の課題

2-1「子どもの貧困」の発見と「子どもの貧困大綱」

阿部彩は、2008 年が「この年に初めて、 日本で子どもの貧困がマスメディアや政策 論議の机上に乗った、という意味」で「子 どもの貧困元年」であり、「子どもの貧困 の発見の年」であるとしている³⁾。「豊か な国」である日本において、実は子ども の7分の1から6分の1が相対的貧困の状 態にあることが明らかとなり、社会問題と なったのである。

その後、「子どもの貧困対策の推進に関 する法律」(2013年6月26日、以下・子ど もの貧困対策法)が、衆議院・参議院とも に全会一致で可決して成立した。そして内 閣は2014年8月29日、「全ての子供たち が夢と希望を持って成長していける社会の 実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に 推進するため」として、「子供の貧困対策 に関する大綱〜全ての子供たちが夢と希望 を持って成長していける社会の実現を目指 して〜」(以下、子どもの貧困大綱)を定 めた。

「子どもの貧困大綱」ではその「第4指 標の改善に向けた当面の重点施策」を、「1 教育の支援 2生活の支援 3保護者に対 する就労の支援 4経済的支援 5その他」 としている。子どもの貧困対策が国家レベ ルの重要施策として位置付けられたことは 大きな意義を持っている。しかし、我が国 の子どもの貧困対策の全体的方向を示す子 どもの貧困大綱を、対策を「総合的に推進 する」という点から見るならば不十分な面 があり、子どもの貧困対策を真に効果ある ものとしていくことが求められる。

第1に経済的貧困を生み出す根源にメス を入れた根本的な対策の提起が必要であ る。多くの国で行われている所得再配分に よって子どもの貧困率を下げること、非正 規労働の拡大など貧困を生み出す雇用シス テムを改めること、必要な家庭への生活保 護の支給やひとり親家庭、特に母子家庭へ の経済的支援など、実現すべき課題は多 い。

第2に、学校を「プラットフォーム」と して対策を展開することとするように、「教 育」に大きな重点が置かれていることを検 討する必要がある。小川利夫らが、福祉に おける教育の欠如を指摘して「教育福祉」 の考えを提起したように、教育の重視は当 然求められる⁴⁾。同時に、小川太郎の言う、 基本的生活や遊び、さらに「労働」を将来 の就労としてのみではなく、地域社会など で子どもが果たす役割等として理解して総 合的に豊かにしていく必要がある。

第3に、子ども・保護者双方とも対策の 終着点として「就労」を置いているのでは ないかと考えられることである。「仕事」 は、子どもにとっても親・保護者にとって も重要であり、貧困の世代間連鎖を防ぐう えでも重要である。しかし就労のみを強調 することは、貧困を生み出す社会構造の根 本の改善に向かわずに、貧困状態にある個 人の責任追及へと社会の視線が向かうおそ れもある。また、子どもの生活の総合性を 大切にする必要がある。

第4に、何よりも求められる子どもの基本的生活の保障が不十分と思われる。基本 的生活のもっとも根幹となる一つである食 について、子どもの貧困大綱は「子供の食 事・栄養状態の確保」において「学校給食 の普及・充実及び食育の推進を図り、適切 な栄養の摂取による健康の保持増進に努め る」、「食育の推進に関する支援」において 「保育所を始めとした児童福祉施設におい て、ふさわしい食生活が展開され、適切な 援助が行われるよう」努めることとしてい る。しかし、給食中心では、「毎日朝食を 食べずに登校する」「給食がないので夏休 み明けに10キロも痩せてくる中学生がい る」という現実には対応できない⁵⁾。

第5に、生活の領域の4つの中の一つの 柱である「遊び」については一切触れられ ていない。「多様な体験活動の機会の提供」 の一節はあるが、子どもの毎日の生活を充 実させ、人生に向かう意欲を育て、他者と つながる力を育てるためにも日常の「遊 び」が重要である。さらに遊びと共に文化・ 芸術もふくめた「文化」を子どもに保障す ることが求められる。「健康で文化的な最 低限度の生活」は子どもにとってこそ重要 である。

第6に、子どもを社会的な主体として育 てる子どもの自治や「子ども市民」の社会 的参加の視点が必要である。増山均は、「『子 どもの権利条約』の子ども観の核心を市民 的自由権の行使主体としての〈市民として の子ども〉としてとらえ、家庭・地域・学校・ 児童福祉施設などあらゆる領域で、子ども の〈権利としての参加〉が追求されるべき」 ことに「今日の教育・福祉・文化をめぐる 実践の中心課題がある」としている⁶⁾。

貧困などの社会的課題に取り組む主体と して子どもが持つ力を考える必要がある。

第7に、急速に進みつつある子どもの貧 困研究・直面する現実への切実な対応とし て民間で取り組まれている貧困の子どもへ の多様な支援・海外での子どもの貧困対策 などを研究し積極的に取り入れることが求 められる。

子どもの貧困対策が国家レベルの重要施 策として位置付けられるという積極的な施 策が始まった今だからこそ、より根本的に 施策を整え急速に対策を進めることが求め られる。

2-2 子どもの貧困研究の動向

阿部彩が「子どもの貧困元年」とした 2008年を前後して子どもの貧困研究も多 様に取り組まれている。「国立情報学研究 所学術情報ナビゲータ」(以下 CiNii) での 文献検索によれば、タイトルに「子ども の貧困」を持つ文献は640件あり、その中 で最初に登場するのは2003年の「先進工 業国における子どもの貧困⁷⁾」である⁸⁾。 2003年から05年には各1文献、06年2文献、 07年4文献であったが、08年に36文献と なり、09年に109文献と加速度的に増加 した。また、国立国会図書館サーチにおい て、「子どもの貧困」をキーワードに持つ 図書は 75 件が該当し⁹⁾、最初にタイトル に「子どもの貧困」を持つ図書は2008年 の阿部彩『子どもの貧困』である。

CiNiiによれば、「子どもの貧困」「教育」 の2つのキーワードを持つ文献は193件 (フリーワード検索)・121件(タイトル検 索)(以下同様)である。「子どもの貧困」 「福祉」は108・20件、「子どもの貧困」「生 活」は68・43件、「子どもの貧困」「保育」 は37・26件、「子どもの貧困」「経済」は 80・19件である。研究の動向として、「子 どもの貧困」は第1に「教育」との関連か ら論じられ、ついで、「生活」「保育」など「福 祉」の問題として論じられている。他方、「子 どもの貧困」「文化」は32・5件、「子ども の貧困」「遊び」は0・0件と、子どもの貧 困を遊び・文化からとらえる視点は非常に 弱い。

また、日本と比べて諸外国では早くから 子どもの貧困が社会問題化し、解決に向け た対策が取り組まれており、海外研究は子 どもの貧困対策の進展にとって欠かせな い。

前掲、阿部『子どもの貧困』はアメリカ の「ヘッドスタート」を、浅井『脱子ども の貧困への処方箋』は、イギリスの「子ど もの貧困法」(2010年3月25日)制定の過 程を紹介するなど、西欧の事例の研究と紹 介は多様に行われている。

しかし、我が国の近隣であるアジア諸 国の子どもの貧困対策の研究は、南銀 伊「韓国における貧困家庭の子育て支 援」、劉眞福「韓国一Weスタートから Dreamスタートへ」などがあるものの、 未だこれからの課題となっている¹⁰⁾。

一番ヶ瀬康子は、子どもの権利条約制定 後に「子どもの権利保障としての福祉文 化を、創造していかなければならない¹¹⁾」 としている。しかし、福祉文化の視点から の子どもの貧困対策の研究は十分に行われ ているとは言えず、これからの課題となっ ている。

「子どもの貧困」研究は多様に進められ ながらも、文化の視点、とりわけ子どもの 生活の領域の大きな一つの柱となっている 遊びの視点からの研究、アジア諸国におけ る子どもの貧困対策の現状と対策に関する 研究を進展させることが大きな課題となっ ている。

2-3 本研究の目的と方法

以上見たように、子どもの貧困対策とそ れに関する研究においては「遊び」「文化」 を全ての子どもに保障するという視点が不 十分である。また、海外研究においてはア ジアにおける子どもの貧困の現状と対策に ついて解明することが求められている。

本研究は、日本の隣国で、かつアジアの 一国である韓国の現状を調査研究し、子ど もの貧困対策における「遊び」と「文化」 の持つ意味を考察することを目的とする。 また、施策の実施にあたって、子どもたち を単に支援される対象とのみとらえるので はなく、困難な状況でも子どもの集団・組 織を通じて主体的・能動的に生きる、子ど もの自治・市民としての子どもの可能性の 視点からも考察する。

〈方法〉

5次にわたって韓国を訪問し¹²⁾、それら のうち、子どもの貧困対策部署である韓国 保健福祉部でのヒアリング調査、及び、子 どもの貧困対策のための児童福祉施設とし て法的に位置付けられている「地域児童セ ンター」の事例調査を中心に分析して考察 する。

3 韓国子どもの貧困対策の基本 一対象とする子どもの全訪問・計 画・継続的ケア

3-1 韓国における子どもの貧困対策

日本の隣国であり、経済発展が著しい大 韓民国(以下、韓国)の子どもの貧困対策 はまだ日本に十分に紹介されておらず、こ れからの研究課題となっている。『平成26 年版子ども若者白書』は、韓国の全体的な 相対的貧困率は14.9%と日本(16.0%)と 大きな差はないが、子どもの相対的貧困 率は9.4%と、日本(15.7%)に比して低い 数値となっていることを紹介している¹³⁾。 南は、韓国での子どもの「相対貧困世帯は 10.62%」であり、0から18歳までの「貧 困の児童は102万7883人」、「36.6%である 37万6485人が支援を受け、63.4%である 65万1348人は支援を受けていない現況」 と紹介している。

南によれば「貧困家庭の児童・青少年と かかわる政府の社会福祉サービスや相談支 援サービスは、Wee 事業、ドリームスター ト、地域社会青少年統合支援体系(CYS-Net: Community Youth Safety Network)、 地域児童センター」などであるという。

Wee 事業は、教育科学技術部が行う「情緒不安、学校暴力、学校不適応などの危機 生徒に三段階安全網(safe-net)構築事業」 である。CYS-Net は、「市、道及び市・郡・ 区の青少年相談福祉センターで、青少年に 対する相談、緊急援助、自活、治療などの ために設置された機関」である(2013年9 月 196 センター、以下 3 章の個所数は南に よる)。

韓国の子どもの貧困対策には、対象児童

の 63.4%が支援を受けていないなど、独自 の状況と課題がある。しかし、今までの調 査からは日本の対策に示唆を受ける視点が あり、本論文では、ドリームスタートと地 域児童センターの訪問調査から考察する。

3-2 すべての子どもの夢と基本的生活 の保障-ドリームスタート事業

日本の厚生労働省にあたる韓国保健福祉 部の、保育振興院ドリームスタート事業 部の責任者から聞き取り調査を行った¹⁴⁾。 「ドリームスタート事業」とは、その前身 となる事業が2006年度より開始された、0 歳から12歳(小学生以下)までの「すべ ての子どもに、夢を持てる出発の機会を保 障する」(ドリームスタートの名称の由来) 事業である。

同事業は、生活保護基準の120%の所得 水準(次上位)以下の家庭のすべての子ど もをリストアップし、ケアすることを目的 とする事業である。そのために韓国の市郡 区にドリームスタートセンターの設置を進 めている(2014年219/全230市郡区)。

「次上位」に属する子どもを全員把握し、 基礎生活困難者・一人親家庭・虐待被害の 子どもを優先して家庭訪問して事情を把握 する。そして、社会福祉士、担当の公務員、 地域専門家(ほとんどがボランティア)に よる事例会議を開き、必要なケアの計画(① 身体・健康一診断・予防接種等、②認知・ 言語—基礎学力検査・学習支援等、③情緒・ 行動—社会性発達プログラム・心理判定・ 文化体験等、④親・家族支援)を立案する。 ケアは、社会福祉士・「児童統合サービス 専門要員」・地域ボランティアが提供する。 その後、事例管理が終了しても継続的にモ ニタリングすることとなっている。

3-3 児童福祉施設・地域児童センター におけるケア

「地域児童センター」は、2004年に韓国 の「児童福祉法」第16条11項に保健福祉 家族部が所管する児童福祉施設として位置 付けられ、貧困状態にある小学生から高校 生までの子どもへの放課後支援を行う児童 福祉施設である。

同センターの前身は、1980年代から民 間で行われていた、低所得層の子どもを対 象とした放課後の保育・学習指導の場であ る「コンブバン」(「コンブ」は勉強、「バ ン」は部屋の意)である。①給食(夕食)、 ②生活相談、③学習指導を提供し、4.061ヶ 所に設置され、109.066名の子どもが利用 している(2014年末)。貧困の子どもを対 象とした施設としてスタートし、現在も7 ~9割は貧困の子どもが利用しているが、 近年は低所得層の子どもだけではなく不登 校や保護者が就労によって放課後の家庭に いない子どもなどを対象とした、日本にお ける学童保育(放課後児童健全育成事業) と類似した施策となってきている¹⁵⁾。

地域児童センターは、夜間(21時ない し22時)まで開設されるとともに、栄養 士を配置して夕食を無償で提供している。 また長期休暇時には、センターで昼食も提 供され、無償の学校給食と合わせて、通年、 ケアされたすべての子どもに2食が保障さ れる。

4 貧困の子どもと遊び・文化・自治

4-1 小学生への貧困対策と子ども市民 -ヘソン地域児童センターの事例

から ¹⁶⁾

1) 貧困家庭の子どもへの文化の保障

「地域児童センター」の草分け的存在で あり、ほかの地域児童センターにも影響を 与えている¹⁷⁾という、「ヘソン地域児童 センター¹⁸⁾」に4回の訪問調査を実施した。 ヘソン地域は、ソウル市内東大門市場に近 く、縫製業が多数集中する地域であり、24 時間の家内制工業に従事する親も多い。参 加する子どもは、生活保護と次上位の家庭 の子どもが7から9割を占めている。

同センターを訪問してまず目を引くの が、子どもが30人の民間センターであり ながら、自前の3階建ての施設を所有し、 また、センター内には、ギターやバイオリ ンなどの楽器が多数置かれていることであ る。毎週木曜日にはギター・ウクレレ・バ イオリン・チェロ・フルートなどの個人レッ スンがある。このレッスンは、ソウル市に 申請することによって、対象児童に無料で 音楽講師が派遣され行われている。

センターの2014年度の文化的活動の目 標は「1自分を知ってうまく表現しよう。 人とのコミュニケーションをとろう 2芸 術的に集中してやってみよう 3村共同体 の中で文化の拠点になろう」である。週1 度のレッスンとともに、アンサンブルに力 を注いで毎日15分の時間を設定して練習 し、地域住民を対象としたアンサンブルの 発表も行っている。

同センターでは、学校が午前中に終了す る毎週水曜日の午後を遠足の日としてい る。その行き先も、スタッフが提案する博 物館等の社会見学(国立博物館等は基本的 に無料)とともに、チムジルバン(韓国の 温泉施設)・スケート場・映画館など子ど も自治会が選定した場所となっている。遠 足の夜は、日常の夕食代の節約や用途を指 定されない寄付などによって外食をし、水 曜日の午後を楽しく過ごしている。

貧困家庭の子どもであっても、毎日の生 活の中で、食事などにとどまらずに文化・ 芸術、遊びが保障されており、そのための 公的・私的な支援がなされている。

 子ども自治の哲学」と子どもたちが 地域を変える「ヘソン子ども図書館」

ヘソン地域児童センターでは、唯一毎週 月曜日に開催される子ども自治会への参加 が義務付けられている。金美姫センター長 によると、子ども自治会は、「子どもたち に、自分の生きる道に責任を負う自立的な 人間に育ってほしい、そのためには日常的 な生活の中で自分が決定していくことが必 要である」という「子ども自治の哲学」に もとづいている。

「ヘソン子ども図書館」は、子どもたち が貧困な地域の状況を嘆くだけではなく、 「子どももこのまちに住む一人として、自 分にできることを探して変化させよう、 もっといいまちにするために私が変えよ う、という姿勢を育みたい。そのために、 図書館がないからつくろう」という子ども の活動の結果設立されたものである。

子ども自治会の話し合いによって、「ヘ ソン図書館プロジェクト」をつくり、市 民運動出身のソウル市長のファンド(2500 万ウォン)・初代センター長の母からの寄 贈などの資金を活用して、2012年に図書 館の開設が実現した。開設に向けては、旧 ミシン工場の1階を活用し、子どもたち自 身がペンキで壁を青く塗るなど、資金も節 約しながら取り組んだ。図書館には、子ど もたちが入り込んでほっとできるような狭 い空間、のんびりできる広い部屋もある。 コピー機を完備し、調理のできる場所もあ る。

子ども図書館は、近隣5か所の地域児童 センターも共同で利用し、子どもたちが自 由に読書できるとともに、読書セミナーも 行われている。また、地域を自分たちの手 で変えようというスタート時の理念に基づ いて近隣の市民にも開放され、7つの読書 セミナー・村共同体 (マウル)の会議・住 民による天然ろうそく作りなどに利用され ている。

 3) 遊び環境を自ら作る「ヘソン遊び場プ ロジェクト」

筆者らの調査時に、新年度最初のヘソン 子ども自治会(2015.3.16)が、新5・6年生 が初めて司会を引き受けて開始した。自治 会の開始早々、新1年生が、「きれいに掃 除をした私たちをほめてくれるといってい ましたが、いつほめてくれるんですか?」 と大きな声で発言した。1週間に友だちの ために良いことをした子どもを報告して、 みんなで拍手しあう時間があることを聞い ての発言であった。9人の1年生は、無事、 自治会後半で拍手された。このように、子 ども自治会では子どもたちが活発に発言す る姿を開始当初より終了するまで見ること ができた。

この日の主要な議題は「ヘソン遊び場プ ロジェクト」であった。調査時、国家プロ ジェクトの近隣地区再開発が計画され、そ の中に2か所の公園の建設が予定されてい る。これを子どもたちが自由に楽しく遊べ る公園として実現しようというプロジェク トである。

そのために毎週の遠足を、自分たちがど んな公園で遊べば楽しいのかを実地調査す る機会として位置付け、この日までに7か 所のあそび場を訪れていた。そしてこの日 の自治会では、4年生が先週訪問して遊ん だ公園の様子をスライドにまとめて、コン ピュータ画面で報告をした。画面を示しな がら、「船の遊具があった」「昔の遊びがで きた」など報告し、その中でも「立って滑 るすべり台が面白かった」などの意見が出 されていた。

調査以後、同センターでは子どもたちの 提案が実現可能か建築家から聞き、国家プ ロジェクト実施主体のソウル市・区に子ど もの声が届くように、町会でのプレゼン テーションを実施した。その後、公園が子 どもたちの声を反映して建設されたとい う。その調査を次の課題としている。

4-2 中学生・高校生の貧困対策と子ども市民

 1) 中学生・高校生対象の「虹の青色カエ ル地域児童センター (1318 ハッピー ゾーン)」

子どもの貧困対策としての地域児童セン ターは、まだ少数が開設されているだけと のことであるが、中学生・高校生を対象と した児童福祉施設でもある。

13歳から18歳までが幸せに過ごせる場 所という意味の「1318 ハッピーゾーン」は、 「社団法人 小さな愛を分かち合う会」(プ スロギサランナムフェ)が支援して開設し ている、中学生・高校生対象の地域児童セ ンターである。33 か所ある「1318 ハッピー ゾーン」から、もともとはビニルハウスに 多数の住民が暮らしていた地域が再開発さ れたソウル市ソンパ区にある、「虹の青色 カエル地域児童センター¹⁹⁾」を調査した。

同センターでは、学習支援と共に、就労 支援に取り組んでおり、センター内にはミ シン・パソコンが置かれ、食事と共に就労 支援の場ともなる食堂がある。地域の陶芸 家による陶芸指導など、専門家によるボラ ンティアを組織して職業体験・指導の機会 を多様につくっており、専門を一つでも身 に着けるように配慮しているという。

2)市民に開かれた文化施設―「ともに笑

う村共同体"楽しい家(か)!?"」 このセンターの特徴は、近隣のビルの地 下に開設された「ともに笑う村共同体"楽 しい家(か)!?"」(以下、「楽しいか」) (「か」は「家」という漢字の読みと疑問詞 に共通する発音)にある。「楽しいか」は、 センター利用の子どもたちのために、地域 の住民とセンター関係者・子どもが協力し て建設し、スタッフも配置した、子どもだ けでなく住民にも開かれた居場所である。

中高生たちのバンド活動に近隣住民から 騒音への苦情が出たことを契機として、「楽 しいか」が建設された。場所は、貧困の住 民が暮らすビニルハウスが再開発によって ビルとなったところである。子ども自治会 では、自分たちがどのような施設がほしい のか話し合い、建設の計画を立案する。建 設に当たっては、自分たちの利用に供する のみではなく、地域住民に開かれた施設と して市民団体を設立して共同して取り組み 建設した。 市民から寄付を募るとともに、近隣の建 築家からの協力も得、土地の整備の段階か ら中高生も参加して建設された。施設内に は楽器を備えた防音のバンド練習室、一面 が鏡張り・一面がボルダリング壁のステー ジ、公演の際には観客席ともなる階段状の 箱が設置された広間、食事をつくり調理指 導の場ともなる食堂、一時は高校生が営業 もしたカフェスペース、本棚が設置された 天井の低い屋根裏スペースなどがある。食 事スペースには職業指導の一環として制作 された机なども配置されている。訪問調査 の日には、中高生がステージでダンスを踊 り、防音室では近日に控えた発表に向けて バンド練習を行っていた。

貧困の中学生・高校生対象の児童福祉施 設において、基本的生活である食と居場所 の提供のみではなく、豊かな文化活動が行 われていた。

3) 行動する市民としての子ども

虹の青色カエル地域児童センターのもう 一つの特徴は、子どもたちが地域と市民社 会を構成する市民(子ども市民)として行 動していることである。

調理は空腹を満たすとともに職業指導の 一環でもある。同時に、高齢者を招いて料 理を提供する食事会を毎月行っている。バ ンド活動でも、高齢者などを招いての演奏 会を行うという。自らも貧困状態にある子 どもたちでありながら、貧困や孤独で暮ら す高齢者を支援する地域活動に取り組んで いるのである。

自らにかかわる社会的問題へアピールす る活動も展開している。遊び空間を確保す るためのキャンペーン・石油流出事故の際 の募金活動などもあるが、ソウル市の教育 監(日本の教育委員会の長に当たる)選挙 においての社会的アピールが特筆される。 選挙に当たって、中学生高校生がプラカー ドを持ち街中を歩き、地下鉄通路でアピー ルし、選挙に行くこと、子どものための選 挙監を選出することを市民に訴えたのだと いう。

貧困状態に暮らす韓国の子どもたちの中 では、文化や遊びも重要な支援の内容とし て保障されるとともに、「子ども市民」と して、地域の生活の向上に貢献し、自らに かかわる社会的問題に積極的にかかわって 解決に向かう姿を見ることができる。それ らが、公的な児童福祉施設において行われ ていることが重要である。

5 子どもの貧困対策への韓国からの 示唆

5-1 貧困下の子どもと文化の権利—国 連・子どもの権利委員会 GC17

国連子どもの権利委員会が発する一般的 意見 (General Comment) の第 17 号 (GC17) は子どもの権利条約第 31 条「休息、余暇、 遊び、レクリエーション活動、文化的生活 および芸術に対する子どもの権利」に関す るものである。

その「VII.第31条に基づく諸権利を実 現するために特別な注意を必要とする子ど もたち」の第49パラグラフ「貧困下で暮 らしている子ども」は、「第31条に定めら れた諸権利の実現から最貧層の子どもたち を排除する」こととなっている現状に注意 を促し、「国は、文化的・芸術的活動への アクセスおよびこのような活動の機会の双 方をすべての子どもたちに対して確保し、 かつ遊びおよびレクリエーションのための 平等な機会を確保するための措置をとる必 要がある。²⁰⁾」としている。

日本における子どもの貧困対策にも「休 息、余暇、遊び、レクリエーション活動、 文化的生活および芸術に対する子どもの権 利」を位置付けることが求められる。

5-2 子どもの貧困対策と「子どもの生 活圏文化」の創造

一番ヶ瀬康子らは、1969年に「子ども の生活圏」創造の課題を提起した。「生活 圏」とは「本来的に、まず人間が、人間と して健康で文化的な最低限度の日常生活を 展開するのに、必要な場」であり、「子ど もの生活圏」は「さらにそのなかで自由に 遊び友だちをつくり、未来のおとなとして の成長・発達が充分になされるだけの状況 がなくてはならない」場であること、そし て、「『すべての児童は、心身ともに健やか にうまれ、育てられ、その生活を保障され る」ことの状況的な証でなければならな い」とされる²¹⁾。

筆者は、「子どもの生活圏」論を再評価 して、「子どもの生活圏文化」づくりの課 題を提起した。「子どもの生活圏文化」づ くりとは、第1に、子どもの身近な生活世 界を、生存権・生活権、教育権・学習権、 文化権を含めた子どもの権利を総合的に実 現する場とすること、第2に日本での子ど もの文化権の確立と文化的参加の実現をそ の中心課題として位置づけること、第3に 子どもの参加によって地域政策を立案し計 両的実現を図るという子ども参加の「まち づくり」をすすめることである²²⁾。 韓国の事例を見るならば、子どもの貧困 対策を「子ども市民」の参加による「子ど もの生活圏文化」創造の観点から見直すこ とが、すべての子どもの幸福を保障するう えで重要であることが示唆される。第1に、 すべての対象となる子どもに毎日の夕食や 長期休暇期間の昼食などの食や居場所な ど、基本的生活を保障することが必要であ る。健康で文化的な最低限度の生活の出発 点には、基本的生活の保障が大前提として ある。

第2に、子どもの気晴らし(休息)・遊 び・文化の権利は、貧困下にある子どもに とってもかかせない権利であり、生活の欠 かせない部分として位置付け保障すること が必要である。日常の生活のなかに遊びが あり、さらに、文化・芸術へのアクセス、 望めばより高度な文化の面での学びも可能 とすることが必要である。

そして第3に、子どもを社会形成に欠か せない市民として位置付け、「子ども市民」 の自治と参加による「子どもの生活圏文 化」の創造を子どもの貧困解決の方策とす ることである。子ども自身の要求の実現に 子ども自身が取りくむことは、子どもの視 点に立った「最善の利益」に接近する方法 でもある。さらに、子どもの発想による社 会創造への参加は、地域と市民社会の内容 豊かな発展への道でもある。

6 おわりに

日本国内においても、子どもの貧困克服 のための民間の活動の中には、学習・仕事 などの支援と共に、居場所・食などの基本 的生活を保障する取りくみ、子どもの遊 び・文化を保障する取り組みが行われてい る ²³⁾。

日本における公的な子どもの貧困対策の 構想に当たっては、韓国をはじめ国際的な 動向・国内での市民的な活動を真摯に研究 し、その教訓を取り入れながら早急に充実 していくことが求められる。その際には、 貧困を生み出す構造に本格的にメスを入れ るとともに、「子ども市民」の参加による「子 どもの生活圏文化」創造の観点から対策を 再構築することが求められる。そのことに よって、子どもの貧困対策が、子どもの福 祉文化創造の過程となることも可能となろ う。

韓国の子どもの貧困対策の研究は、今回 端緒的に手を付けたに過ぎない。その施策 の全体像と共に、公的・私的な対策の具体 的な状況について調査し研究することが求 められている。また、子どもの貧困を目の 前にした日本の民間の取り組みの中にも多 様な活動が展開しており、多くの教訓があ る。それらの研究を今後の課題としたい。

注

- 厚生労働省『平成25年国民生活基礎 調査』2014.7.による2012年の値。
- 小川太郎『増補 日本の子ども』新評 論、1964. pp.159-188.
- 阿部彩『子どもの貧困Ⅱ─解決策を考 える』 岩波書店、2014. p. i.
- 小川利夫・永井憲一・平原春好編『教 育と福祉の権利』勁草書房、1972、参照。
- 5) 浅井春夫 『脱子どもの貧困への処方箋』新日本出版社、2010. p.34.
- ・増山均『教育と福祉のために子ども観
 〈市民としての子ども〉と社会参加』
 ミネルヴァ書房、1997.pp.7-8.

- Bradbury Bruce · Jantti Markus 「先進 工業国における子どもの貧困」国立社会 保障・人口問題研究所『季刊社会保障研 究 39 (1)』、2003. pp.4-18.
- 8) http://ci.nii.ac.jp/ 閲覧 2015.8.13. によ る結果。
- 9) http://iss.ndl.go.jp/ 閲 覧 2015.8.13. に よる結果。
- 南銀伊「韓国における貧困家庭の 子育て支援」『月間社会教育』国土社、
 2015年8月号、劉眞福「韓国―Weスタートから Dream スタートへ」埋橋孝文・ 矢野裕俊編著『子どもの貧困/不利/困 難を考えるI』ミネルヴァ書房、2014.
- 11) 一番ヶ瀬康子「子どもの権利条約と 福祉文化」一番ヶ瀬康子・小沼肇編『子 どもと福祉文化』明石書店、2004. p.9.
- 12) 5回の調査日程は2012.8.29~9.2・ 2014.2.25~28・2014.9.4~6・2014.11.16 ~19・2015.3.16~19である。
- 13) OECD (2014) Family database "Child poverty"を出典とする内閣府『平成 26 年版子ども・若者白書』「第1部子ども・ 若者の状況・第3章成育環境・第3節子 どもの貧困」.
- 14) 韓国保健福祉部・保育振興院・ド リームスタート事業部 Headquarters of Dream Start Moon Sejeong 事務長 Choi Geumsoon、2014年11月17日ヒアリン グ調査。拙稿「韓国保健福祉部・保育振 興院・ドリームスタート事業部」一般 社団法人協同総合研究所『厚生労働省 平成26年度セーフティネット支援対策 事業(社会福祉推進事業)貧困などに よる子ども・若者を対象にしたセーフ ティネットの現状とその課題に対する提

言に向けた調査研究』2015、pdf 版参照。 http://jicr.roukyou.gr.jp/img/h26safety2. pdf2015.11.24 閲覧

- 15) 増山均・南銀伊「韓国における学童 保育の現状―『地域児童センター』に注 目して」日本学童保育学会紀要『学童保 育」第4号、2014.
- 16) 拙稿「ヘソン地域児童センター」前 掲『貧困などによる子ども・若者を対象 にしたセーフティネットの現状とその課 題に対する提言に向けた調査研究』も参照。
- 17) 前掲、増山・南「韓国における学童 保育の現状」参照。
- 18) 所在地:ソウル特別市鍾路區 駱山城 郭東。
- 19) ソウル特別市松坡區東南路六。宮下 与兵衛「「虹の青色カエル地域児童セン ター(1318 ハッピーゾーン)」「関連施 設楽しい家(か)」前掲『貧困などによ る子ども・若者を対象にしたセーフティ ネットの現状とその課題に対する提言に 向けた調査研究』pp.82-84 も参照。
- 20) 平野裕二訳「子どもの権利委員会・ 一般的意見17号:休息、余暇、遊び、 レクリエーション活動、文化的生活お よび芸術に対する子どもの権利(第31 条)」http://www26.atwiki.jp/childrights/ pages/233.html 2015.11.22. 閲覧。
- 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子他
 『子どもの生活圏』日本放送出版協会、 1969、pp.13-14.
- 22) 拙稿「子どもの地域生活の今日的変容と『子どもの生活圏』論の再考」早稲 田大学文学学術院教育学会『早稲田教育 学研究』第6号 2015.

23) 田中聡子・西村いづみ・松宮逶高「断ち切らないで』フクロウ出版、2012 に 紹介される「山王こどもセンター」、山 科醍醐こどものひろば編『子どもたちと つくる 貧困とひとりほっちのないまち』かもがわ出版、2013、前掲『貧困な どによる子ども・若者を対象にしたセー フティネットの現状とその課題に対する 提言に向けた調査研究』に紹介されてい る事例など参照。

(さいとう ふみお 小田原短期大学)

子育て意識とコモンセンスペアレン ティングの関連性についての一考察 ~2つの事例検討にみる子育て意識の変化~ 谷 俊英

要 旨

目 的

現在、わが国は児童虐待が大きな社会問題となっ ている。その背景には、核家族化や貧困の問題など が影響していると言われている。また、世代間で引 き継がれる子育て文化も影響しており、それが世代 間での虐待に繋がっている。ここでは、現代の子育 て世代がどのような子育てについての意識を抱いて いるのか、また、親支援プログラムであるコモンセ ンスペアレンティングを実施することにより、その 子育て意識について、どのような意識の変容がもた らされたのかを考察し、今後の調査と研究に繋げる ことを目的とする。

方 法

子育てに対し、親支援プログラムがどのような効 果があるのか、その多くは質問紙調査で分析されて いる。本研究では現役の子育て養育者の二人にイン タビューを実施し、その語りから考察を行い、子育 て意識にどのような変容がもたらされたのか、また コモンセンスペアレンティングの有効性と課題につ いても検討した。

結 語

インタビューの結果、今回は子育てを「楽しむこ とができている」「楽しむことができていない」と いう二人の養育者から聞き取りを行うことができ た。その内容から、子育てというものは、世代間で 繋がっていることが再認識され、自分が育ってきた 環境が、子育てに影響を与えているということが再 確認できた。また、コモンセンスペアレンティング が養育者の子育て意識に変容をもたらすことも確認 でき、自分の行ってきた子育てについて、問題点を 見出し、子どもに肯定的に関わろうとする意識が生 まれ、それを実践に繋げようとする変を見ることが できた。しかし、コモンセンスペアレンティングを 実施する時間や継続性、どのように子育てに浸透さ せていくかなど、今後の課題についても検討するこ とができた。

キーワード

子育て観 世代間の繋がり コモンセンスペアレン ティング 子育て意識の変化 児童虐待予防

1 はじめに―研究の目的

子育ては多くの家庭において、自然に営

まれる行為である。その子育てについて多 くの家庭は楽しむことができている(甲 南大学人間科学研究所第2期子育て研究会 2007)。しかし、その反面、児童虐待は大 きな社会問題となっている。しかも、少子 化という現状であるにも関わらず、児童相 談所における児童虐待に関する相談件数は 毎年増え続け、その増加率をみると児童虐 待防止法施行前の平成 11 年度(11.631 件) に比べ、平成26年度(88.931件:速報値) には約7.6 倍にまで増加している(厚生労 働省 2015)。子どもの数は減少し続けてい るのが実際であるが、児童虐待に関する相 談件数がここまで異常なほどに増加してい る状況はまさに「矛盾」と捉えることがで きる。

1990年以降の日本は様々な子育て支援 施策が取り組まれ、子育てしやすい環境作 りが行われているはずであるが、原田正文 (2006)は、実際には子育てに関する不安 や負担感を抱く養育者は増加していると指 摘している。また、八重樫牧子ら (2008) は「子どもへの関わり方」「しつけの仕方」 などの子育て不安と虐待的傾向や被虐待経 験との間には関連性があることを指摘して おり、上記で述べたような児童相談所にお ける児童虐待相談件数の増加について、こ れらの子育て不安が関連していると考えら れる。

また、虐待が世代間で連鎖することやア タッチメントと虐待が関係していることに ついては三上真千恵(2009)や西澤哲(2010) ら多くの研究者によって論じられている。 鯨岡崚(2002)は自分が育ってきた環境や 文化は世代から世代へと引き継がれ、子育 てにおいても、その世代間の連鎖が大き く影響していると指摘している。また鯨 岡(2002)は虐待を行った親の多くは過去 に虐待を受けた等の断片的な傷つき体験を していると指摘している。子行てを肯定的 に捉えるための親教育として、親となる前 に乳幼児とのふれあい体験や子育て体験と いった研究も多く行われ、その有効性につ いても佐藤洋美(2004)や川崎雅子(2008)、 川瀬隆千(2010)といった多数の研究者に よって検証されている。

ここでは数ある親教育の中でも、親から 子に引き継がれる環境や文化という点に注 目し、子育て意識を「子育ての仕方」「し つけの仕方|「子どもとの関わり方」とい う観点から、インタビューを通じて二人の 養育者が持つ「子育て意識」について考察 を行った。そして、上記の観点から、子ど もの問題行動に対し体罰ではなく、望まし い行動を効果的にしつけられ、教育的に対 処できるスキルを経験的に体得できるコモ ンセンスペアレンティング(以下 CSP)を 実際に養育者に知ってもらう。その結果、 今までの子育て意識にどのような変化が あったのか、また子育てにおいて CSP が どのように影響したのか考察を行い、今後 の量的・質的調査と研究に繋げることを目 的とする。

2 調査の概要

2-1 CSPとは

CSPとは、アメリカネブラスカ州にある 児童福祉施設 BOYS TOWN が開発した子 どもの養育技術であり、親支援プログラム である。CSP が目指すところは、6つの具 体的な援助方法を子育てに取り入れること

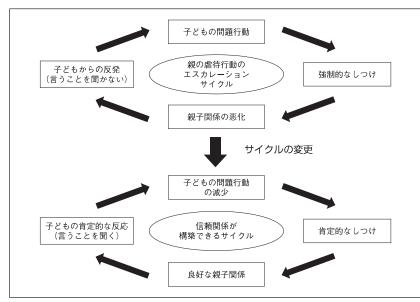


図 1 強制的なしつけから肯定的なしつけへのサイクル変換

出所:野口啓示『神戸少年の町版コモンセンスペアレンティングトレーニングマニュアル―普及版―改訂4版』 一部筆者改編

により、大人と子どもが信頼関係を結びな がら、子どもが社会で生活するための必要 な社会スキルを身につけていくことにあ る。CSPの特徴の一つは、子どもの問題 行動を予防することと、そのスキルを身に つけるための練習である。大人が子どもに 行って欲しいことを具体的に話し、練習を 行う。そして、その行動が見られたら具体 的に誉めるといった行為を繰り返すことで 大人と子どもの信頼関係ができ、子ども自 身が適切な社会スキルを多く身につけて社 会で成功する可能性を高めることが期待で きる。

また、野口(2009)によると、CSPがア プローチする特徴は、子ども虐待の原因を 親の精神力動的な問題に求めず、虐待や体 罰等で生じる親と子の相互関係を問題と捉 えるところである。

強制的なしつけ(暴力や暴言、叱責、体 罰など)を、子どもの問題行動を抑えるた めに行うとすれば、その強制的なしつけ は、初期の段階では、子どもへの影響力が 強く、問題行動を抑える効果はある。しか し、その結果、親がその強制的なしつけに 依存してしまう。時間の経過とともに、子 どももその強制的なしつけに慣れてしま い、効果が薄れ、親側は強制的なしつけを エスカレートさせてしまう。Azar (1989) は、この強制的なしつけは、親子関係にも 影響し、その影響が子どもの問題行動や親 への反発を強めると報告している。親がこ の強制的なしつけに依存することで、それ 以外の方法をとることができず、親の強制 的なしつけが虐待行為にまでエスカレート してしまうことになる。

図1は体罰等の強制的なしつけから褒め る等の肯定的なしつけへのサイクルの変換 を示したものである。CSP が目標とすると ころは、この強制的なしつけではなく、肯 定的なしつけの方法を親に伝え、それら を基礎とした子どもとの関わりを行うこ とで、図1のような虐待行動のエスカレー ションサイクルから、親子の信頼関係を構 築できるサイクルへと転換させることであ る。

CSP では、強制的なしつけを行う要因と して、暴力的なしつけの持つ即効性、暴力 以外のしつけの方法を知らないこと、親の 権威の喪失への恐れ、といった3点を挙げ ている。これらの要因から引き起こす、虐 待の連鎖を止めることができるよう親への 支援を行うことが CSP の視点である。ま た親が強制的なしつけを行ってしまう状況 への理解を示しながら、強制的なしつけ以 外の方法を用いたしつけのスキルを教える ことで、親に子育てに対する自信を持ち、 肯定的なしつけを行い、良好な親子関係を 築くことができるよう導くプログラムであ る。

2-2 インタビューの方法

インタビュアー(以下、実施者)がイン タビュー対象者(以下、対象者)と日程 を調整しインタビューを実施する。対象 者にはCSP実施前に子育て意識について のインタビューを行う。そしてCSP実施 後、日を改めて子育て意識についてどのよ うな変化があったのかをインタビューを行 い、その変化について考察を行う。インタ ビューについては、こちらであらかじめ用 意した項目について質問を行い自由に答え もらった。

また今回は CSP 幼児篇を使用。対象者 の時間上の都合もありダイジェスト版を実 施した¹⁾。

2-3 先行研究の検討や分析手法

世代間の虐待の連鎖やアタッチメントと 虐待の関係は三上(2010)や西澤(2010)、 鯨岡(2002)が明らかにしている。また、 親世代になる前に乳幼児とのふれあい体験 や子育て経験の有無が子育ての不安や困難 の有無に繋がることやそれらの体験が子育 てのイメージに肯定的に作用することは、 佐藤(2004)や木村留美子ら(2004)、矢 萩恭子(2007)、川崎(2008)、川瀬(2010) らによっても検証されている。原田 (2006) は親支援プログラムが子育ての不安の軽 減や虐待の予防に繋がることを Nobodv's Perfect²⁾を取り上げて指摘している。ま た藤本夏美ら(2007)は、4歳児を持つ親 にペアレントトレーニングを行い、質問紙 調査を通じて、その養育態度の変化とし て、育児への不安の減少が行われたことを 指摘している。

本稿のテーマでもある CSP については 野口啓示(2003,2005)が児童虐待を行った 親への親教育や被虐待児とその親の家族再 統合に有効性があると述べており、野口が 所属する社会福祉法人神戸少年の町の報告 (2005)では、CSPトレーナー養成講座を 受講した児童福祉関係の専門職に質問紙調 査をとることで、親支援への有用性が報告 されている。

ペアレントトレーニングに関係する効果 や有効性について、その多くは質問紙調査 の結果から分析され報告されており、質的 に分析されているものは少ない。ここでは 実際に子育てを行う二人の養育者からのイ ンタビューを通じて、子育て意識に CSP がどのような影響と変化をもたらすのか考 察を行う。

倫理的配慮として、インタビューを実施 する前、対象者にインタビューから得た データの使用目的と個人情報保護、インタ ビューの協力について拒否および中止する 権利、データの管理と処理についての説明 を同意書を用いて十分に行った。そのうえ で、インタビューへの同意を得た場合、同 意書に署名してもらい、本研究のデータと して使用した。またデータにおいては、個 人が特定されないように表記し、内容に影 響が及ばない程度に加工を施している。

2-4 対象者について

A さん:大阪府在住の 30 代後半、専業主婦、 子育て歴6年の女性。家族構成は会社 員である夫と幼稚園に通う長男(6歳)、 次男(3歳)である。実施者の配偶者の 知人であり、子育てについての悩みと不 安を持っている。実施者がペアレントト レーニングについて、多少なり精通して いることを知り、子育てについての相談 とペアレントトレーニングに関心を持 ち、今回のインタビューの協力に至る。 B さん:大阪府在住の 30 代後半、専業主婦、 子育て歴6年の女性。家族構成は専門学 校で就職支援を行う夫と幼稚園に通う長 女(6歳)、妹(3歳)である。実施者の 配偶者の知人であり、Aさんの知人でも ある。子育てにさほど苦労はしていない が、ペアレントトレーニングに興味があ り、今回のインタビュー協力に至る。

2-5 インタビューの日時
1回目:2013年11月28日 Aさん9:30~9:50 (CSP実施前)
2回目:2013年12月3日 Aさん10:00~10:20 (CSP実施後) Bさん10:30~11:00 (CSP実施後)
(Bさんについては日程の都合上、CSP実 施後、まとめてインタビューを行った)

3 質問項目

3-1 質問の主旨

親から子に引き継がれる環境や文化とい う点に注目し、子育て意識を「子育ての仕 方」「しつけの仕方」「子どもとの関わり方」 という観点から捉え、その意識についてイ ンタビューを行う。そして CSP 実施によ り、今までの子育て意識がどのように変容 したのかを検討し、子育てに対する CSP の影響を考察する。

CSP 実施前に大項目 A と B、CSP 実施
 後に大項目 C と D についてインタビュー
 を行う。

3-2 大項目

A:基礎項目 B:子育て観について
 C:CSP を受けた後の子育て意識の変化
 D:子育てに関する CSP の有効性について

- 3-3 小項目
 A: 基礎項目

 - 1. 家族構成 2. 出身地 3. 性别
 - 4. 年齢 5. 職業 6. 配偶者の職業
 - 7. 子育て歴
- B:子育て観
 - 子育てについてあなたが大切に思っていることは何ですか。
 - 子育てを楽しむことはできていますか。
 - 10. 子育てを行ってきた中でどのような ことが楽しかったですか。
 - 11. 子育てを行ってきた中でどのような ことが大変でしたか。
 - 12. 子育てにとって何が一番負担に感じていますか。
 - 子どもにとってのしつけの意味は何でしょうか。(CSPを受ける前の考え)
 - しつけのなかで、子どもに不適切な
 関わりをしたと思ったことはありま
 すか。あればそれはどんなことか、
 よければ教えてください。
 - 15. しつけに体罰は必要でしょうか。
 - 子行てについて、どのような援助が 必要であると感じられますか。
 - 今までの子育てで困ったことや悩みはありましたか。あれば一番困ったことや一番の悩みを教えてください。
 - 18. それはどのような方法で解決しましたか。
 - 自分が行った子育ては、自分が育っ てきた環境(自分の親の子育てなど) が影響していますか。
- C:CSP を受けた後の子育て意識の変化

- CSP を受けて、子育てについてあな たが大切に思うことに変化はありま したか。
- 21. しつけの意味に変化はありました か。
- 不適切な関わりに対してのイメージ に変化はありましたか
- 23. 体罰に関して変化はありましたか。
- 24. 虐待に関してどのように思います か。
- 25. CSP を受けて、子育てに対する意識の変化は変わりましたか、変わったとしたらどのような所が変わりましたか。
- D:子育てに関する CSP の有効性について
- 26. CSP は子育てに役に立つと思います

か。

- 27. 役立つと思う場合、それは、どのように役に立つと思いますか。
- 28. CSP は虐待予防に効果があると思い ますか。
- 29. 効果があると思う場合、それは具体 的にどういった点に効果があると思 いますか。
- 今後、あなたは子育てのなかで CSP を使ってみようと思いますか。
- 31. 使ってみようと思う場合、それはな ぜですか。
- 子育てを始める前(子どもを産む前、 例えば学生時代や親になる前)に CSPを知っておくことは有効だと思いますか。
- 有効だと思う場合は、どのような点が有効だと思いますか。
- 34. また、子育てを始める前に CSP を 知ることは虐待予防に有効だと思い

ますか。

4 インタビューのまとめ

4-1 Aさん

1) 子育て観について

A さんが子育てにおいて大切にしている ことは、「上手に育てる」「優しく」「子ど もの目線に立つ」といったことを挙げてお り、子どもを育てるということに「責任を 感じている」と言葉にしていた。

子育てを楽しめているかについては「楽 しめていない」と直ぐに返答し、子育てを 行う上で楽しかった点については、「旅行 や公園など外出に行った際に皆が笑い、楽 しんでいる時が楽しかった」「ささやかな ことが楽しかった」と話す。子育てにおい ての負担については「白分の思うように子 育てが進まないとイライラする」と話し、 夫と子ども達の休日が合わないため、一人 で子ども達を外出に連れて行くことが多 く、A さん自身が子育てを抱えこんでいる 印象を受けた。

しつけについては「社会に出た時に困ら ないように社会性を身に付けさせる」とい う印象を持ち、しつけを行う上で不適切な 関わりを行ったと話しており、その内容は 感情的に叱ったり、怒鳴ったりすることで あった。また、しつけには体罰を多少用い てもよいという考えを持っている。

子育ておいてどのような援助を求めてい るかについては、A さんの体調が悪い時 など短時間でも、子ども達の面倒を見て欲 しい時に気軽に子ども達を預けることがで きるような場所があれば助かると話してい た。 子行てにおいての悩みや困ったことにつ いては、子ども達の不適応行動に対し我慢 ができず、感情的に怒ってしまうとのこと であった。その中で解決した方法の一つが 「子どもの話を反論せず聞く」ということ であったが、それはAさんの余裕のある 時にしかできないとも話していた。 自分の子行ては自分が行ってきた環境が 影響しているかについては、自分の親の子 育て(感情的になることや、子育てに対す る厳しさ)が影響しているとのことだっ た。

2) CSP 実施後の子育て意識の変化について 子育てについて大切に思うことの変化 は「怒ることについて抵抗を感じる」よう になったと話す。その為、今まで怒ってい た場面で「感情的に怒ったらいけない」と いう意識が働き、葛藤を感じているとのこ と。褒める関わりよりも、怒り方というと ころで変化が生じたことが推察される。

しつけに対するイメージはほとんど変わ らず、不適切な関わりについて「感情的に 流されてはいけない」ということを再確認 できたとのことであった。体罰については 「しなくてもいい方法があれば、そっちを 取った方がいい」と答え、体罰はできれば 使わない方がいいという意識の変化があっ たと答える。虐待に関しては、自分も感情 的に流されてしまうと、一歩間違えれば、 虐待を行ってしまうかもしれないと答え る。

CSP を受けての子育ての意識の変化は、 子どもを怒っている時に CSP で知ったこ とを使おうとするが、実際にはどのように 使えばいいのか分からないとのことであっ た。

3) 子育てに関する CSP の有効性について 子育てにおける CSP の有効性について は、子どもに問題行動ではなく、肯定的な 行動がとれるよう事前に練習することが 有効であると答える。それは CSP 実施後、 実際に子どもに練習を行ったことで有効性 があると感じたとのこと。但し、余裕がな ければ実施できないとも答えていた。

虐待予防の効果については、「あるかも しれない」と答えるが、その後「CSP を完 璧に実施することができれば絶対に効果は あると思う」と答えていた。また、定期的 に CSP を実施し、虐待者自身に適切な養 育方法を染み込ませることが重要だと意見 も出た。

虐待予防における具体的な効果のある点 は、自分の経験を踏まえて「怒ることに抵 抗を感じる点」であると答える。

自分が CSP を子育てに活用したいかと いう点については、感情的に関わるより も、落ち着き、具体的に説明する方が子ど もにとってはわかりやすいので使ってみた いが、まだ子育てにおいてどのように使え ば分らないとのことであった。

子育てを始める前に CSP を知ることの 有効性については、学生時代に CSP を聞 くということは、子どもの立場で聞くとい うことになり、自分が育っていた環境と比 較することになる。そこから子育てに改善 点を見出し、自分の子育てに活かすことが できれば、かなりの有効性があるのではな いかと答える。また、A さん自身が学生 時代に CSP を聞いていれば、それを自分 の子育てに活かしたいと感じるとのことで

あった。

子育てを始める前に CSP を知ることが 虐待予防に繋がるかという点は、虐待を受 けてきた人は、何が適切な養育なのか分か らない場合があるので、CSP を利用し、適 切な養育を染み込ませることができれば虐 待予防に有効性はあるのではないかと答え ていた。

4-2 Bさん

1) 子育て観について

子育てについて大切にしていることは 「楽しく、神経質にならない」という点を 心掛けていると答え、子育ては100%では ないが楽しむことができており、また楽し もうと努力しているとのことであった。

子育てを行ってきた中で楽しかった点 は、「成長の過程を感じることが嬉しく楽 しい」とのこと。負担に感じる点について は、日常の時間に追われ、イライラしてし まう、またマナー等を子どもに上手く伝え ることが負担であると答える。

しつけに関しては、常識やマナーを教え るということであり、しつけを行う上で不 適切な関わりを行ったことがあるかについ ては、「イライラが募って、手が出たり、 暴言を吐いたことがある」と答える。しつ けにおいての体罰の必要性については、「判 断は微妙であるが、ゼロにはしない方がい い、危ないことや人に迷惑をかけた時に、 口で言っても分からない時に特別な形で使 い子どもの成長にも合わせるが多少なり必 要ではないか」と答える。

子育てにおける援助については、「金銭 的な援助」「体調が悪い時(母が)や何かあっ た時に、子どもを見てくれる援助が地域で あればよい」と答える。

子育てにおける悩みについては、悩みは 特に無くあえて困ったことをあげれば「指 吸いの対応」と答え、その解決方法として 「指を吸わないように、歌を歌ったり、抱っ こをしたりと工夫したこと」と答える。

自分が育ってきた環境が子育てに影響し ているかについては、「あまり小さな時の ことを覚えてないが、怒鳴り口調や感情的 に叱る時は母親と似ている」と答え、多少 なり影響していると答える。

2) CSP を受けた後の子育て意識の変化に ついて

子育てについて大切にしている点の変化 は、「落ち着き、具体的に話すということ を、今まで以上に重要視するようになっ た」とのことである。

しつけに関しての変化は「特に無かっ た」と答え、不適切な関わりに対するイメー ジの変化については「脅しや嘘の関わり(例 えば、閻魔様が来るよ、鬼から電話がかかっ てくる)など、具体的に説明しない(理屈 が無い)怒り方は、不適切であると感じる ようになり、まずは否定ではなく、肯定的 に関わるべきである」とのことであった。

体罰に関しての変化は、体罰自体は子育 てに良くないことがわかったとのこと。し かし、現代は、ほぼ体罰が無いような状態 になっており、反対に大人側が体罰に関し て、過敏になり過ぎ、子どもが調子に乗っ ているような気がすると答えていた。こ れはBさん自身の体罰に関する経験則(B さん自身、学生の頃は体罰が普通であった こと)に基づいての返答であり、そのこと も踏まえ、「直接、手をあげるのではなく、 悪いことに対するペナルティ的な要素は必 要であり、それが人間社会のような気がす る」とも答えていた。

虐待に関しては「虐待は親の感情に問題 があり、よくないもの、また虐待と体罰は 違う」と答える。具体的にどのような違い があるかについては、虐待は「日常的に頻 繁にあるもの」体罰は「私にとって、体罰 は使わない方がよいと思っているので、状 況がかなり悪くならないと使わないもの と答え、その重要度と頻繁度の違いが虐待 と体罰を分けるものであると答えていた。 また虐待をする可能性については「誰でも する可能性がある」という返答であった。 子育ての意識の変化については、上記で 記載しているように「落ち着いて具体的に 話すということを今まで以上に重要視する ようになった」「脅しや嘘でなく、具体的 に説明し、まずは肯定的に関わる」という 点であった。

3) 子育てに関する CSP の有効性について CSP が子行てに関して役に立つかという 点については、CSP の受講の場が母親同士 の悩みの共有や相談できる場になり、繋が りが持てること。また CSP の内容(特に 叱り方や説明の仕方、予防的に練習をさせ ること)が一般の母親たちは知らないこと で、それを知ることは非常に有効であり、 子育てに関して役に立つとの事であった。 虐待予防の効果については、「子どもに 対して具体的に説明する」「良い結果と悪 い結果の用い方の観点」「暴言や体罰では なく、他の方法で結果を用いること」など を知ることができれば、虐待予防に関して 有効性があるということであった。 Bさん自身が子育てにおいて CSP を使 用するかについては、実際に使用して効果 があったと答える。子どもとの関わりの中 で、CSP 実施時に出た事例と同じような場 面になり、実際に CSP を使用することで、 子どもの行動に変化をもたらすことができ たという返答があった。具体的には「落ち 着く」「具体的な説明を行う」という点を 子どもに伝えることで、子どもと親が落ち 着き、子どもと向き合えることができたと のことであった。

子育てを始める前にCSPを知ることの 有効性については、「有効性はある」と答 える。CSPを知る時期については、妊娠中 にCSPを知ることが、より効果的に子育 てに繋がるのではないだろうかと答える。 それは学生の時に聞いても、子育てのイ メージがつかず、想像できないのではない かとのことであった。但し、子育てという 概念を越え、「子どもとの関わり方」といっ た対人コミュニケーションとして伝えるこ とで将来的に子育てに繋がるのではないか と答える。

虐待予防についても効果があると答えて いる。Bさん自身が CSP を知り、楽しく、 子育てに関する知識をたくさん得ることが でき「目から鱗が落ちるようであった」と 答えていた。子育てに困っている、困って いないに関わらず、CSP に関心を持つこと ができれば、虐待云々に関わらず、子ども と関わるという点で効果があるのではない かとのことであった。

子どもを生む前に CSP を知ることが虐 待予防として有効であるかという点につい ては、実際に子どもを授かる前に不適切な 関わり方でなく、他の方法での子どもとの 関わり方を知ることができるという点で有 効性はあるのではないかと答える。但し、 ここでも学生等の子育て世代前の対象につ いては、子育てをどこまで想像できるかと いう点で疑問は残るということであった。

5 考 察

今回のインタビューは、結果的に子育て について「楽しむことができない」「楽し むことができている」という意識を持った 二人から話を聞くことができた。ここから 「子育てを楽しむことができている、楽し むことができていない」差と「二人の育っ てきた養育環境がどの程度、自分の子育て に影響しているか」を比較し、また CSP を受けることで、両者の子育てにどうよう な変化と影響を及ぼしているのかを考察す る。

家族構成について

二人の家族構成は、ほぼ同じであり、違 う点は子どもの性別であった。性別の差は 幼児期の男女の行動の差から、多少の困難 を感じることはあるが、その差が子育てに おいての苦労や困難に直接つながるもので はないと考えられる。

2) 子育て観からみえる子育てへの影響

子育て観については、二人から「楽しむ ことができない」「楽しむことができてい る」という対称的な意見を聞くことができ た。今回のインタビューから、両者の違い を考察すると子育てついての「責任」と「余 裕」というキーワードが浮かび上がる。 「楽しむことができていない」について

は、子育てについて大切にしている点で「責 任を感じている」と答え、子どもを育てる ことを「責任」と捉えている。それは子育 てにプレッシャーやストレスを感じている ことが推察できる。反対に「楽しむことが できている」については、子育てを楽しむ 努力が見られ、インタビューからも自分を 追い込むような語句は見られず「余裕」と 前向きな意識を持って、子どもの行動に対 応していると考えることができる。

上記のような点は、しつけに関する意識 でも見受けられ、「身につけさせる」や「教 える」といった形で差が出た。「身につけ させる」という言葉からは、「強制的」な 印象を受け、子どもに対しての責任やプ レッシャーが感じられる。一方、「教える」 という言葉からは、責任やプレッシャーで はなく、子どもへの関わりについて「肯定 的」な印象を感じることができる。

これらの差から子育てやしつけに対し、 責任やプレッシャーではなく、余裕を持っ て子ども達の行動に前向きに対応する意識 が、子育てを「楽しむことができている」 点に影響を与えているのではないかという ことが考えられる。

体罰や子育てについての援助に関して は、二人から同じような意見を聞くことが できた。「楽しむことができている」「楽し むことができていない」に関わらず、体間 は多少あってもよいという考えを持ってお り、また体罰を子育てに利用していること が窺える。

援助については金銭的な援助ではなく、 二人とも体調が悪い時や子ども達の面倒を 少し見てもらいたい時に、子どもを預ける ことができるような環境を求めていた。子 育て支援として、気軽にレスパイトができ るような仕組みを望んでいることが示唆さ れる。

自分が育ってきた環境における子育ての世代間連鎖への影響

自分が育ってきた環境は、子育てに影響 しているかという点でも、ほぼ同じような 意見を聞くことができ、どちらもその環境 は子育てに影響しているとのことであっ た。特にしつけにおける強制的な関わりに ついては、具体的な形で意見を聞くことが できた。それは、親から影響を受けた点に ついて、肯定的な関わりではなく「感情的」 「厳しさ」「怒鳴る」などの強制的な関わ りを挙げていた。ここから推察されること は、鯨岡(2002)が指摘する世代間で子育 ては引き継がれるということであり、さら に付け加えるならば、肯定的な関わりより も強制的な関わりの方が引き継がれやすい ということである。

この点を児童虐待という観点から考える と、児童虐待は体罰等の行き過ぎた強制的 な関わりと捉えることができる。上述した ように、虐待を受けて育った子どもは、世 代間で強制的な関わりの方が引き継がれや すく、それが世代間の虐待に繋がっている のではないかと考えることができる。

また、二人とも不適切な関わりにおい て「怒鳴る」や「暴言」などの強制的な関 わりが不適切な関わりであると認識してい るが、それでも子どもとの関わりの中でそ のような行動で対応している。この点にお いても、世代間の子育ての連鎖と強制的な 関わりは、相互に影響していると考えら れ、子育てにおいて体罰や不適切な関わり といった形で表れているのではないだろう か。

4) CSP が及ぼす子育て意識の変化

CSP 実施後の子育て意識の変化について は、両者ともに変化が見られた。A さんは 自分の課題であった感情的に怒るという点 で「怒ることに対して抵抗を感じる」、B さんは「落ちついて具体的に話す」という ことを心掛けるようになった。

体罰に関しては「できれば使わない方が いい」「他に方法があればそちらを使った 方がいい」「体罰ではなく、他の方法でペ ナルティを」といった話を聞くことがで き、体罰は子育てにおいて利用しない方が よいという意識の変化に繋がったと考えら れる。

虐待についても両者とも「誰でも行って しまう可能性がある」と答えるが、この点 においてAさんは「一歩間違えれば私自 身も」と話しており、BさんよりもAさ んの方が虐待に関してリスクを感じていた ことが窺える。これは子育てに不安を抱え る人に CSP を実施することで、虐待に関 しての意識づけができたと考えることがで き、それは CSP の虐待予防の効果として も捉えることができる。

5) 二つの事例から見える CSP の効果と課題 CSP の有効性について、両者から「子育 ての観点」「虐待予防の観点」「意識の変化 の観点」から肯定的な話を聞くことができ た。

今回のインタビューから、CSP が子育 てに対する意識について、ある一定の肯定 的な変化と影響を与えていることがわかっ た。

特に CSP が両者に与えた影響について、 CSP を意識はするが、子育てに「困難」や「楽 しむことができていない」という意識を持 つことで、実践に上手く結びついていない ということが対象者の語りから示唆されて いる。それは、CSP を子育てに取り組みた いが、今までの子育て経験から、どのよう にして肯定的な形で結びつければよいのか がわからず、CSP の効果や影響をあまり実 感することができていないこということが 考えられる。

反対に、子育てに「困難」を感じず「楽 しむことができている」という意識を持つ 方が、CSPを子育ての実践と結びつけ、効 果を実感することができていた。それは、 実際に子どもと関わる場面で CSP をどの ように使えばいいかを具体的にイメージす ることができ、それが実践に繋がり、CSP の効果を肯定的に捉えることができていた ことが推察される。

両者の差から考えられることは、CSP は 子育てに対して、ある程度余裕を持って取 り組み、また子育てに「困難」や「難しい」 といった印象を持つ前に、CSP を実施する 方が子育てにおいて効果的に影響すること が考えられる。この点において、子育てを 行う前に CSP を実施することで、子育て を肯定的に捉え、実践に結びつく期待が高 めることができると考えられる。

但し「学生のような子育て前の世代にど のようにして子育てを具体的にイメージし てもらうか」「ペアレントトレーニング自 体に関心がない人(自分の子育てに自信を 持っている人)にどのようにして関心を 持ってもらうか」「そもそも虐待のような 強制的な関わりを受けてきた、関わりを 行っている人に対し、どのように CSP を 取り組んでいくか」といった課題が挙げら れる。

これらの課題に対して、CSP を子育て技 術という域を超え、対人コミュニケーショ ンスキルとして知ってもらうことが有効で あると考えられる。実際に市原(2012)は 大学の講義でコミュニケーションスキルト レーニングとして実施し、学生たちの表現 能力を高める変容をもたらせたことが報告 されている。

また、CSPの認知と定期的な実施を行う ために、例えば妊娠した際の母子手帳交付 のタイミングを利用して、CSPを実施し、 子育て方法の一つとして知ってもらう。そ して、出産後も親子教室等でCSPを継続 的に実施することで、子育てにおける効果 についても実践を交え継続・段階的に実感 してもらうことができ、効果的に子育てに 影響を及ぼすのではないかと考えられる。

虐待のような強制的な関わりを受けてき た、関わりを行っている人についても、定 期的に CSP を実施することができる仕組 みさえあれば、肯定的な子育てを浸透させ ていくこと可能であると考えられる。

上記のような課題を解決していくために も、まずは「CSPを知ってもらう」とい うことと「関心を持ってもらう」という点 が重要であると考えられる。そのためには CSPを養育者のみではなく、親になる世 代、親になる前の世代を含めた人たちに親 教育、親準備教育として実施し、子育ての 方法を「知識」として知ってもらうことが 有効な方法ではないだろうか。

6 おわりに

今回は時間の制約もあり、ダイジェスト 版での CSP 実施となった。それでも今回 のインタビューでは、多少なりとも肯定的 な変化や影響を見ることができた。但し、 今回の調査結果を見てもわかるように、子 育てに対して「困難さ」や「否定的な感情」 を持っている人に対しては、2時間の CSP を実施するだけでは、本人が子育ての中で 肯定的な実感を得るまでには至らなかっ た。

そのような人に対しては、これを一つの 契機にしてもらい、定期的に通常のCSP を実施することで、より大きな効果を得ら れることが期待できる。そして、対象者に CSP が浸透し、この技術が子育ての中で定 着すれば、子育てを楽しみ、肯定的に捉え ることができる可能性を高めることが期待 できる。

子育てとは、表裏一体なものであり、誰 にとっても「肯定的」「否定的」どちらに も捉えられることができる。それは自分が 育ってきた環境や経験が少なからず、影響 している。しかし、CSP がその人の子育 てに関わることで、少しでも子育てを楽し く、肯定的に捉えることがきるように導い てくれることは大いに期待できる。それ は、子ども達にとっての適切な養育環境を 整え、また養育者にとっても育てやすい環 境となり、児童虐待予防に繋がるというこ とになるのではないだろうか。そして今回 のインタビューを通じて、その可能性を大 いに感じることができた。

今回のインタビューをもとに、養育者だ けでなく親となる前の世代にも子育て方法 の「知識」として CSP を知ってもらうこ とが、子育て不安や困難を軽減させ、子育 てを楽しみ、肯定的に捉えることができ、 また児童虐待予防に繋がることを明らかに できるよう今後の量的・質的調査とその研 究に繋げたい。

謝 辞

本研究のために、お忙しいなか種々ご協 力賜りました皆様方には、心より感謝申し 上げます。

注

- 1) CSP 幼児篇は、本来なら、1回(約2 時間)×7セッションでプログラムが構成されている。今回実施したダイジェスト版は1回だけであるが、幼稚園の保育 講演や1回ものの子育て講座等で使用されており、一般的に多くの人にCSPを知ってもらう場合に使用されることが多い。
- 2) Nobody's Perfect とは 1980 年代はじめ に、カナダ保健省と大西洋4州の保健部 局によって開発された親教育のためのプ ログラムである。対象は就学前の親であ り、親自身が自分の持っている長所に気 づき、子どもを育てるための前向きな方 法を探れるように親を手助けする親だけ のグループワークである。

参考文献

(1) 市原乃奈「コモンセンスペアレンティングと表現指導一大学生指導への応用と認知分析をめぐって一」『明治大学日本文学』第38号、2012;pp.77-97.
 (2) 川崎雅子「親世代になるための準備

教育の授業開発」『授業実践開発研究』 第1巻、2008; pp.13-21.

- (3) 川瀬隆千「大学生の親準備性に関する研究」『宮崎公立大学人文学部紀要』
 第17巻第1号、2010; pp.29-40.
- (4) 木村留美子・津田朗子・木村礼・輿水めぐみ・中出清香「大学生の親性の準備に関する研究―ふれあい体験とアタッチメントスタイルからみた子ども観―」 『金沢大学大学教育開放センター紀要』 第24号、2004; pp.9-18.
- (5) 鯨岡峻『〈育てられる者〉から〈育て る者〉へ―関係発達の視点から―』日本 放送出版協会、2002.
- (6) 甲南大学人間科学研究所第2期子育 て研究会「文部科学省学術フロンティア 共同研究プロジェクト『〔第2回〕子育 て環境と子どもに対する意識調査』報告 書」2007.
- (7) 厚生労働省「平成 26 年度の児童相談 所での児童虐待相談対応件数」2015
 (http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukatei kyoku-Soumuka/ img-X07223508_2.pdf,2015.11.1).
- (8) 佐藤洋美「乳幼児とのふれあい体験 学習が中学生の子育てに対するイメージ に与える影響」『日本生活体験学習』第 4号、2004;pp.35-54.
- (9) 田中麻里「日本における子育て支援 施策の変遷―『エンゼルプラン』から 「子ども・子育てビジョンまで」『西九 州大学子ども学部紀要』第2号、2010; pp.77-85.
- (10) 西澤哲『子ども虐待』講談社、2010.
 (11) 野口啓示「ケアする人への支援―ペ

アレントトレーニング―」『世界の児童 と母性』 VOL.55、2003; pp.54-57.

- (12) 野口啓示「児童養護施設における 援助一行動アプローチの有用性につい て一」『母子保健情報』第50号、2005; pp.159-164.
- (13) 野口啓示『日本財団助成事業 虐待 をする親への親支援専門職講座の開催お よび調査事業 2004 年度』社会福祉法人 神戸少年の町、2005.
- (14) 野口啓示『神戸少年の町版コモンセンスペアレンティングトレーニングマニュアル一普及版一改訂4版』社会福祉法人神戸少年の町、2009.
- (15) 原田正文『子育て支援の変貌と次世 代育成支援一兵庫レポートにみる子育て 現場と子ども虐待予防』名古屋大学出版 会、2006.
- (16) 藤本夏美・福田恭介「ペアレントトレーニング情報提供による4歳児をもつ親の養育態度の変化」『福岡県立大学人間社会学部紀要』Vol.16, No1、2007; pp.109-121.
- (17) 三上真千恵「幼児に対する虐待相当

行為についての研究―世代間伝達現象と
夫婦関係の視点から―」『心理相談セン
ター年報』第5号、2010; pp.31-37.
(18) 八重樫牧子・小河孝則・田口豊郁・
下田茜「乳幼児を持つ母親の子育て不安
に影響を与える要因―子育て不安と児童
虐待の関連性―」『厚生の指標』第55巻

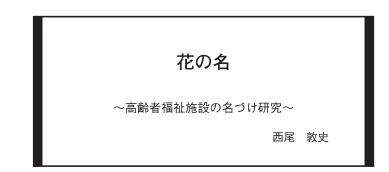
(19) 矢萩恭子「次世代育成としての乳幼児とのふれあい体験:中学生・高校生の『保育体験学習』に関する実践の検討」『田園調布学園大学紀要』第2巻、2007:pp.125-153.

第13号、2008; pp.1-9.

(20) Azar, S.T.「被虐待児の親訓練」『共同治療者としての親訓練ハンドブック』 山上敏子・大隈紘子(監訳)、二瓶社、 1989; pp.561-597 (Training Parents of Abused Children In C. E. Shaefer and J. M. Briesmeister (Ed.) Handbook of Parent Training Parents as Co-Therapists for Children's Behavior Problem. New York: John Wiley & Sons).

(たに としひで 大阪成蹊短期大学)

研究ノート



要 旨

人やものに名前があるように、福祉施設にも名前 がある。名前はものの固有性を表すとともに、もの の分類体系でもある。本研究は、福祉施設、中でも 高齢者福祉施設の名づけ(ネーミング)の暗黙の ルールを「命名コード」ととらえ、その体系と時代 や地域の福祉的な価値、理念についての変化、変容 の関連を考察することを目的とする。

研究方法としては、3種の高齢者施設種別を取り 上げ、全国の施設名称データを取り扱い、名称に使 用される言葉の頻度を、施設の種別名称、漢字、ひ らがな、カタカナの意味から分析を行った。その結 果、「養護老人ホーム」から「特別養護老人ホーム」、 そして「グループホーム」へと時代が近くなるにし たがって、その名称に使用される漢字、ひらがな、 カタカナの意味する願い・理念に変化がみられた。 背景には、戦前の養老院の時代の価値から、戦後の 措置時代、さらには介護保険の利用制度における福 祉・ケア理念の変化があり、近年は、明るさ、優し さ、親しみやすさといった、ケアの相互行為として の理念、望ましいあり方を願う名称が増えているこ とが明らかになった。

とくにグループホームには、花の名が名づけられ

る割合が高いが、そこには祈るときに木の花(枝花) や野の花を捧げる日本の古くからの信仰が根底にあ り、それが小規模のケアの場において、相互行為と してのケアの願い・理念を花の名前に託して、共有 しやすくするという背景があるのではないかという ことが示唆された。

キーワード

名づけ、命名コード、特別養護老人ホーム、養護老 人ホーム、グループホーム、養老院

1 はじめに

すべての人が名前をもっているように、 福祉施設にもすべて名前がついている。人 名はその人の固有性を表す固有名詞と考え られているが、時代とともに名づけの特徴 や傾向も変わっており、戦後の時代には 「子」がつく女性の名前がほとんどだった が、最近ではきわめて珍しくなっている。 また、一見して読めない奇抜な、いわゆる キラキラネームも増えている。誰が名づけ るかという点に関しても、地域や文化によ る違いがあり、また時代とともに変化す る。名前自体はその人の固有性(代替不可 能性)を表すものであると同時に、名づけ る、命名という行為は、その時代に支配的 な価値観に影響を受ける、ある種の目に見 えないルールにしばられているようにみえ る。

福祉施設には、その名が福祉施設である ことが一目で分かるような特徴をもつもの が多い。「さくら園」、「ひまわり苑」など である。福祉施設も、人名と同じように、 その施設の願いや理念を込めて名づけられ る面があり、人名と同様に一種の「文化的 コード」が名づけの背後にあることが想像 される。施設名は、他の施設と識別するた めの固有性を表すと同時に、福祉に関する 価値や理念の体系を表現している可能性が あり、しかも、それは地域性、時代性によっ ても変化する性格をもっていると考えられ るのである。

例示した施設名称として、花の名前がつ いた施設名を挙げたが、実は福祉施設には 花の名前をつけた施設がかなり存在する。 それが時代や地域性、福祉理念の変化とど のように関連があるのか考えることは興味 深いテーマであり、本研究の直接の動機で もある。

本論のタイトル(名前)は、「花の名」 である。「花の名」というのは、BUMP OF CHICKEN のシングル曲(2007 年)のタイ トルである。

「あなたが花なら 沢山のそれらと 変わりないのかも知れない そこからひとつ を選んだ 僕だけに 歌える唄がある」と 歌う。花の名にかけがえのない固有性があ るといっていると同時に、沢山のそれらと 変わりないのかもしれないと、命名の文化 的コードと無縁ではないことを予見してい るようでもある。

本研究の目的は、福祉施設の名づけ(ネー ミング)の暗黙のルール、これを本論では 「命名コード」ととらえ、それが施設の種 別や施設の理念・方針とどのように関係し ているのか、その「命名コード」の体系と 時代や地域の福祉的な価値、理念の変化、 それは時代に支配的な文化・価値観をも描 きだすことになると思われるが、その相互 作用について検討することにある。その相 互の影響はおそらく福祉の価値の変化を表 現するものとして扱いうるのではないかと 考える。

福祉施設には、多様な分野の施設が存在 するが、本研究においては高齢者施設の名 づけを取り上げることにする。

2 研究方法

本論は、まず名づけ・命名の先行研究を 取り上げる。寡聞にして、福祉施設の名づ け研究は眼にしたことがなく、ここでは人 名、地名、商品名等の命名研究の枠組みを 参考にする。

つぎに、命名コードの分析にあたって、 取り上げる名称データは、特別養護老人 ホーム、養護老人ホーム、高齢者グルー プホームの3種類の施設とする。名称デー タについては、基本的には2011年8月の WAMネットに登録されている施設の基本 情報から得ている¹⁾。

検討を行う命名コードについては、以下 の点をデータとして扱い分析を行う。 ①施設種別(特別養護老人ホーム、養護 老人ホーム・グループホーム)、②設置年 代、③地域(所在都道府県)、④名称の終 わりにくる種別・タイプを表すと考えられ る語(岡、苑、荘、家など)、⑤名称に含 まれる漢字・カタカナ・ひらがな、⑥名称 に含まれる花の名前、などである。これら を変数として扱い、命名コードそのものの 体系、福祉理念の時代の価値観(従属変数) を説明しようという試みである。

命名が表現する価値・理念・願望などは、 当然、質的研究の領域といえる。量的な変 化、傾向の把握だけではなく、その文化的 背景についても、いくつかの文献研究から 補完したい。

特別養護老人ホーム、グループホーム は、ともに老人福祉法および介護保険法に 位置づけられている施設である。特別養護 老人ホームは介護保険法では、「介護老人 福祉施設」と規定される。グループホーム は、介護保険上は「認知症対応型共同生活 介護」、老人福祉法上は、「認知症対応型老 人共同生活援助事業」と規定されており、 制度上は「施設」と位置づけられておらず、 介護保険制度における地域密着型サービス の一つである。ただし、グループホームは 入所(生活)する利用形態であり、入所施 設と比較する形で取り扱い、その名称体系 が規模による違いなのか、ケアの理念や提 供のあり方等を反映しているのか、その違 いにも焦点をあてる。

特別養護老人ホームには、介護保険制 度前後で法的な位置づけと利用形態が異 なる。2000年以前は、老人福祉法上の老 人福祉施設として措置による入所であり、 2000年以降は契約による利用制度となる。 命名時期による違いも考察対象としたい が、本研究においては、特別養護老人ホー ムの設立時期のデータを得ていないため、 ここでは扱わない。

一方、養護老人ホームは、介護保険制度 には含まれない老人福祉法上の施設であ る。利用は措置であり、利用の可否は行政 処分により決定される。ただし、養護老人 ホームには、老人福祉法以前の前史があ る。明治時代からの養老院があり、昭和に 入ってから救護法による制度化があり、戦 後は生活保護法による設置が行われた。現 在の養護老人ホームは、老人福祉法以前の 養老院が移行し転換したケースが多い。し たがって、その名称もまた戦前・戦後の価 値観、法制度の主旨を受け継いでいる面も ある。そうした歴史的な経緯を踏まえて、 施設名の分析を行うこととする。

3 福祉施設の名づけ研究

3-1 名づけの先行研究と本研究の枠組み はじめに、名づけとはどのような行為な のか、命名の意味についての先行研究を概 観しておきたい。

命名に関してはさまざまな研究がある。 人名や地名に関しては民俗学の、親族名称 などを中心として文化人類学の研究があ り、商品名など世界のさまざまな事象への 命名についての言語学の研究があり、広範 な研究領域がある。

文化人類学者・出口顕は、『名前のアル ケオロジー』において、ゴダイゴの「ビュー ティフルネーム」が「すべての子どもが美 しい名前をもっている」と歌うように、名 前が個人を識別する固有名詞であることが 普遍的であるという常識を根底から疑い、 世界の多様な文化においては、同じ名前が 世代を超えて受け継がれる社会や異なる命 名構造の存在を明らかにする。

どの社会においても、人は名を持ち、他 人に名を授けることは確かである。しか し、どのような名前を持つか、改名の有 無、名前の数、名づけの時期、命名者は誰 かなどは、社会によって大きく異なる。し かし命名の規則が存在するという点におい ては普遍的であり、適当に名づけてよいの ではなく、そこには規則が存在している。 社会ごとに固有の規則をもち、それに従っ ているという点において分類と無縁ではな く、それは文化の領域に属するという性質 を持っているとする(出口 1995 : 5-105)。

思想史家・市村弘正は、「名付けとは、 物事の創造や生成であり、物事の認識であ る」と考える。常識的には、名づけとは既 に存在する物事に名前をつけ、他の物事と 識別することであり、物事は名づける前 から個別に存在していると考える。しか し、市村は「連続体としてある世界に切れ 目を入れ対象を区切り、相互に分離するこ とを通じて事物を生成させ、それぞれの名 前を組織化することによって事象を了解す る」ことを命名ととらえる。人間が積極的 に世界に関与し、空間が新たに創造される あり方を名づけと考える(市村 1996:132-159)。

命名は分類であり、分類による世界の認 識の方法であるとする。「わかる」ことは「分 かる」とも書き、「分ける」ことで理解す るやり方を意味している。

言語学者の森岡健二は、「名は、人間が 認識し発見し発明したものやことがらのリ ストである。人間が何かある存在を認識す ると、例外なく名がつけられる。ものやこ とがらは名をつけられることによって、人間界にその存在を登録することになる」とする。

「名は、一種の地図である」とも指摘す る。地図を見ても現地の具体的な姿が分か るわけではない。分かることは、地点が全 体の中でどのような位置にあり、他の諸地 点とどのような関係にあるかということで ある。分かったと感じる理解の方式という のは、記号体系における位置、つまり地図 上の地点を知ることであり、実物を知るこ とではない(森岡,山口 1985:5-60)。

森岡は、命名の構造というものがあり、 人名、機関名、企業名、動植物名、道具・ 製品名あるいはファッション・薬品関係 で、それぞれ命名の型や習慣がきまってい て、ある程度はそのルールに従わなければ ならない点を指摘している。

こうした命名の分類体系に注目し、本研 究では、これを「命名コード」とする。 臨床心理学者・井芹聖文は、名前が対象 の分割や組織化と深く関係しているという 認識論だけでなく、ときに主体が対象に対 して好意を寄せた名前をつけることでそこ に愛着関係が生まれるように、命名を通じ て主体と対象は心理的に深い結びつきを持 つことに注目している。命名とは「混沌と した、連続的で切れ目のない素材の世界 に、人間の見地から、人間にとって有意義 と思われる仕方で、虚構の分節を与え、そ して分類する働きを担っている」ため、主 体と対象との関係においては主体の優位性 が生まれやすいことを指摘すし、命名に見 られる主体と対象との関係に注目している (井芹 2013:429-441)。

民俗学者・田中宣一は、『名づけの民俗

学』の中で、名前には「名が体を表わす」 という考え方があるが、例えば、女の子に いつまでも美しくあってほしいと「久美 子」と名づけるように、そこには名前にあ やかって子どもが成長するようにという期 待や願望がある。こうした命名は、「あや かりの原理」に基づくもので、これとは別 に、子どもが生まれたときの状況などから 命名するという「ちなみの原理」に基づく 命名もあるとする。

田中は、命名とは「ある事物を解釈し、 それらを他の事物と区別するために短い的 確な言葉で説明しようとする行為」と定義 し、その目的は事物に「さまざまな意味で 関心を抱くからであり、関心ある事物を記 憶にとどめ、他の事物から区別するとも に、その事物について他の人々と認識を共 有するためである」としている。

そして、命名の目的には、大別すると① 対象の形状や性質の解釈に基づく命名(名 づけ)と、②期待や願望や決意をこめた命 名(名のり)の二つがあるとする。そして、 後者の「名のり」には、「期待や願望や決 意の内容を他へも宣言するとともにみずか らにも言いきかせるという意味」がある(田 中 2014:1-23)。

「名づけ」=ちなみの原理、「名のり」= あやかりの原理と整理ができるが、命名は 「その社会の名づけのルール」に基づくも のであるという視点は共有している。これ を本研究では「命名コード」とし、分類の 体系としての命名に着目する。福祉施設の 中には、このちなみの原理、あやかりの原 理がともに生きていると考えられるが、そ れが福祉施設の命名コードの体系を支配し ていると考えられる。本研究はこの認識を 枠組みとして、とりわけ福祉理念との関係 では名のりの原理に注目し分析を行うこと とする。

3-2 特別養護老人ホームの名づけ分析 ここから、福祉施設の名称を見ていきた い。

まず、特別養護老人ホームである。2011 年8月現在のWAMネット(介護保険事業 所検索)データでは、全国に特別養護老人 ホームが6,368か所ある。第1号被保険者 1万人あたりでは、全国平均で2.18施設が 存在し、この割合が最大なのは、鹿児島県 で3.22、最小なのは愛知県で1.40となって いる。

特別養護老人ホームの名前のもっとも後 にくる言葉は、「園」が1.484 か所(23.3%) でもっとも多く、ついで「苑」が1.096 か 所(17.2%)であり、二つの「えん」を合 わせると、2.580(40.5%)となる。第3位 が「荘」で818 か所(12.8%)、ついで「里」 587 か所(9.2%)、「ホーム」359 か所(5.6%)、 「郷」(さと)235 か所(3.7%)と続く。こ のほか、20 か所以上ある名称として、「家」 (68)、「丘」(51)、「ハウス」(43)、「館」(39)、 「杜」(38)、「ハイツ」(27)、「寮」(26)、「森」 (23)がある。

この特別養護老人ホームの種類名称に は、都道府県ごとの特徴も見られる。都 道府県内の施設の中で、「園」の割合が 55.6%(144 施設中 80 施設)と半数以上あ り、もっとも割合が高いのが鹿児島県であ る。また、もっとも少ない割合なのが鳥取 県で、36 施設中1 施設のみで 2.8% しかな い。

「苑」で見ると、都道府県で「苑」の割

合がもっとも多いのが、富山県で、67 施 設中35 施設で52.2%あり、半数以上となっ ているが、もっとも少ないのが山形県で、 85 施設中1施設のみで、1.2%にすぎない。

このほかの特徴ある名称として、全国に 27 施設ある「ハイツ」のうち、3分の2の 18 か所は北海道に所在する。北海道全体 の施設の中では、6.1%に過ぎないが、そ れでもなぜ北海道には「ハイツ」と名がつ く施設が多いのか、興味深いデータといえ る。

また、「ハウス」は全国に、43か所ある が、そのうち愛知県に13か所存在してい ることも特徴的なデータである。数はかな り少なくなるが、26 施設ある「寮」のうち、 三重県に5か所、京都に6か所あり、また 全国に12か所の「院」のうち、石川県に 3か所、大阪府に4か所と地理的な偏在が あり、おそらくは戦前の養老院をその出自 とした施設であることが想像される。

3-3 グループホームの名づけ分析

ついで、グループホーム(認知症対応型 共同生活介護)である。2011年8月現在、 全国に11,465か所があり、第1号被保険者 1万人あたりの施設数は、全国平均で、3.39 と特別養護老人ホーム(2.18か所)を上回 る。ただし、入所者数はグループホームが 定員9名であり、入所者数からみれば、グ ループホームが全国で1.923,210人、特別 養護老人ホームが5,401,405人となってお り、特別養護老人ホームの35.6%の割合と なっている(2011年8月)。

グループホームの名称は、特別養護老人 ホームの傾向とはかなり異なっており、特 別養護老人ホームで最多の「園」は、グルー プホームでは、全国 310 か所でわずか 2.7%、 「苑」は 427 か所で、やはり全体の 3.7%を 占めるに過ぎない。

グループホームでもっとも多いのは、 「家」で 1.302 か所、全体の 11.4%、ついで 「里」が802か所で7.0%を占める。第3位 が「苑」(3.7%)、第4位「園」(2.7%)が 続き、さらに「館」が257か所(2.2%)、「郷」 231 か所(2.0%)、「荘|210か所、1.8%、「ハ ウス | 151 か所、1.3%、「丘 | 125 か所、1.1% 「杜」95か所、0.8%等となっている。特別 養護老人ホームの名称のうち、第1位と第 2位の「園」と「苑」とで4割を超えてい るが、グループホームでは「家」と「里」 をあわせても18.4%であり、分類名称が多 様化していることが分かる。このほか、比 較的多い名称として、「ホーム」78、「庵」 47、「森」46、「村」41、「タウン」18、「舎」 14、「ハイツ」10、「ハイム」6、「寮」5 な どがある。

グループホームの方が、カタカナの分類 名称が多いことに気づくが、多様な分類名 称となっているのは、特別養護老人ホーム に見られるような福祉的命名コードという べきルールがやや緩やかになっていること が考えられる。

3-4 養護老人ホームの名づけ分析

養護老人ホームは、老人福祉法に定めら れた老人福祉施設で、常時介護の必要はな いが、心身および経済的な理由などから居 宅における生活が困難な65歳以上の高齢 者を養護するための施設である。平成23 年社会福祉施設等調査によれば、全国に養 護老人ホームは、893施設存在する。2006 年10月の時点では全国962か所であった

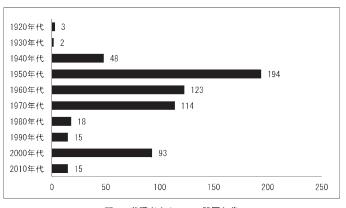


図1 養護老人ホームの設置年代

養護老人ホーム設立年代データ(637 施設、各都道府県の福祉施設名簿等から筆者作成) * 2010 年代は 2014 年まで

ので、施設数は急速に減少してきている²⁾。 名称データについては、2011年に入手 した各都道府県の福祉施設名簿等から把握 した、全国 938 施設を対象とする。

養護老人ホームとなったのは、1963年 の老人福祉法制定以後であるが、それ以前 の養老院時代からの施設が養護老人ホー ムになったケースも少なくない。設立時 期データがある 637 施設に限ってではある が、それを年代別に見てみると図1のグラ フのようになる。

もっとも古い施設は、1925 (大正 14) 年 に設立されている。戦前の設立が8か所 あり、年次ごとでもっとも多いのは、1952 年の46施設である。ついで1951 年の33 施設であるので、いずれも老人福祉法制 定以前ということになる。設立数の大き な山は、戦後(1950 年代)と老人福祉法 制定以後(1960 ~ 70 年代)にあり、1980 年代にはきわめて少なくなる。2000 年以 降、10 施設以上設置された時期もあるが、 2010年以降は再び減少傾向にある。

養護老人ホームの名称の一番後の名称
種別の字は、「園」が最多の368 施設で
39.1%を占め、ついで「荘」が215 施設で
22.8%、「ホーム」101 施設(10.7%)、「苑」
69 施設(7.3%)、「寮」61 施設(6.5%)、「里」
17 施設(1.8%)などとなっている。「寮」
は特別養護老人ホームでは、わずか28 施設であったので、養護老人ホームの名称種別を代表する特徴の一つといえる。

こうした養護老人ホームの名称の傾向 は、設立の年代と関連があるとみられる。

もっとも多い「園」は、1940年代以前 には5 施設のみで、その後1950年代~70 年代に設立されたものが多く、2000年以 降にも13 施設がつくられている。「荘」は、 1940年代に1 施設、50年代に6 施設で、 設立の中心は1960年代から70年代である。 「苑」・「ホーム」・「寮」は、いずれも1950 年代~70年代の設立が多い。

設立年代に特徴があるのは、「院」(5施

 設) であるが、1940年、46年、47年、67
 年に設立されており、戦前戦後期にあり、
 「家」(4施設) は、1969年と2010年に設 立されている。

ここでは、戦前の養老院について史的な 背景をたどっておきたい。

明治期の養老院は、大部分は民間の個人 事業または宗教団体の事業であり、老人だ けを入所させたのではなく、子ども、障害 者、病人などの貧窮者も一緒の混合収容の ものが多かった。

金沢の「小野慈善園」(1873年)、「東京 府養育院」(1872年)、長野の「大勧進養育院」 (1882年)等も、当初は混合収容施設であっ た。老人のみの収容施設は、1945年まであっ た聖ヒルダ養老院で、「養老院」と名乗っ た施設で、今日まであるものの最初は神戸 友愛養老院(1899年)である(百瀬 1997: 27-36)。

今日の老人福祉施設で、養老院の歴史が あり、大規模な事業展開を行っているのが 「浴風園」である。1925 (大正14)年、関 東大震災被災老人救済収容を目的として財 団法人浴風会が設立され、大養老院浴風園 が設立されている。

大正期から養老院の数も徐々に増加して いった。大正期の養老院の創設の一つの特 徴は組織的支援母体をもっていたことにあ るとの指摘がある。

1923 (大正 12)年の関東大震災、1927 (昭 和 2)年の金融恐慌と相次ぎ、不況の時代 が慢性化、1929 (昭和 4)年には世界恐慌 の影響により株価が暴落した。政府は失業 対策事業、経済保護事業等を実施したが、 大量の生活困窮者を救済する打開策にはな らず、統一的救済制度の実施が要請される ようになった。

1931(昭和6)年に「救護法」実施に関 する法案が成立し、「救護法」は1932(昭 和7)年になってようやく実施された。こ の「救護法」の特徴として、国が救護の義 務を負うという公的扶助の義務体制を確立 したことがある。救護法により公的に認可 された「養老院」は「救護施設」と位置づ けられ、「救護施設」には「救護費」とい う公的資金が導入されることになった(井 村 2010:11-14)。

戦前の「昭和15年全国養老事業団体一 覧」をみると、全国に128施設が存在する。 その中で、「養老院」という名称が50施設、 「救護院」という名称が7施設、「養育院」 が4施設ある。名称の最後の字を見ると、 「院」が72施設ともっと多く、ついで「園」 が14施設、「所」が10施設、「寮」が9施 設、「會」(会)が8施設、「舎」が6施設 などとなっている。今日ある「院」の名称 がつく特別養護老人ホーム、養護老人ホー ムはともにわずか5施設であるが、戦前の この時期には、養老事業施設の56%は「院」 であった(井村 2010:14-18)。

第二次大戦直後の養老院は、施設が戦火 に破壊され、食糧、物資の欠乏で死亡者が 続出するなど、終戦時には75 施設が運営 しているのみであったが、1945 年の生活 困窮者緊急生活援護要綱で事務費が支給さ れ、1946 年の旧生活保護法で、保護施設 と認められれば生活費と事務費等が出され ることになり、これを期待して養老院をつ くる動きが起きた。以後、養老施設は少し ずつ増加し、1949 年には189 施設となった。 戦後の生活保護法、社会福祉事業法によ り根拠をもち、1950 年から1959 年まで公

表1 高齢者福祉施設名称に使用される漢字の割合

漢字	特別養護老人ホーム		養護老人ホーム		グループホーム	
寿	458	7.2%	135	14.4%	199	1.7%
光	182	2.9%	61	6.5%	78	0.7%
愛	177	2.8%	28	3.0%	301	2.6%
和	167	2.6%	53	5.7%	248	2.2%
生	150	2.4%	43	4.6%	220	1.9%
楽	129	2.0%	60	6.4%	166	1.4%
風,	120	1.9%	44	4.7%	241	2.1%
清	105	1.6%	30	3.2%	64	0.6%
白	104	1.6%	16	1.7%	71	0.6%
松	98	1.5%	46	4.9%	120	1.0%
福	90	1.4%	33	3.5%	227	2.0%
陽	88	1.4%	11	1.2%	136	1.2%
花	86	1.4%	6	0.6%	247	2.2%
長	85	1.3%	37	3.9%	86	0.8%
美	80	1.3%	1 2	1.3%	73	0.6%
恵	69	1.1%	16	1.7%	38	0.3%
明	64	1.0%	21	2.2%	61	0.5%
豊	63	1.0%	5	0.5%	51	0.4%

(単位:カ所,割合は特別養護老人ホーム (n=6.368) 養護老人ホーム (n=938) グループホーム (n=11.465) における比率,2011 年 8 月現在 WAM ネット (介護保険事業所検索) データ 等より作成)

立が多数つくられ、収容者はほとんど生 活保護法による被保護者になった(井村 2010:20-27)。

1963年に老人福祉法が制定されて以後 は、従来の養老施設は老人福祉施設の中の 養護老人ホームに転換したのである。

3-5 名称に用いられる漢字分析

つぎの表1は施設名称の中で、地名とみ られるものを除いた漢字が用いられている 割合で、特別養護老人ホームにおいて全体 の1%を超えて使用されているものを、養 護老人ホームとグループホームとの三者の 間で比較したものである。

漢字が施設名称に使われる割合では、特 別養護老人ホームで5件以上みられる漢 字の使用頻度をみると、養護老人ホーム (97.0%) がもっとも多く、ついで特別養 護老人ホーム (55.3%)、グループホーム (37.5%) がもっとも少ない。それぞれの 種別の施設の成立時期が古いほど、漢字が 使われる割合が高くなると解釈することが できる。

施設が設置された時代を見ると、養護老 人ホームは戦前から1950年代~60年代、 特別養護老人ホームは、1960年代~現在、 グループホームは、1990年代後半~現在 に多く設置されており、設置時期の年代的 な大きな傾向としては古い順に養護老人 ホーム、特別養護老人ホーム、グループホー ムという形になる。時代とともに漢字の使 用という命名コードが弱まっているともい える。

特別養護老人ホームで使用頻度が最多

の「寿」(7.2%)は、養護老人ホームでは 14.4%と他の字と比べると圧倒的多数を占 める漢字であるが、グループホームでは、 わずか1.7%に使われているに過ぎない。 このような減少傾向(養護老人ホーム→特 別 養 護 老 人 ホーム → グ ループ ホームの 順) は、漢字の使用頻度全般にみられる。使用 頻度上位の漢字の中では、「寿」「光」「愛」 「和|「生|「楽|「清|「白|「松|「福|「長| 「美」「恵」「明」にこの傾向があてはまる。 それぞれの使用割合は顕著に減少している ことから、これらの字の意味する価値の低 下ないし漸減が示唆されるが、「愛」につ いては、グループホームでは2.6%と最多 であり、依然として多く使用されている。 また、「陽」は特別養護老人ホームで養護 老人ホームより若干割合が高いが、グルー プホームでは再び低くなる。

例外は、「風」と「福」で、特別養護老 人ホームよりもグループホームの割合が高 くなる。もう一つの例外は「花」で、グルー プホームで顕著に多くなっている。「花」 はグループホームでは2.2%と、「愛」「和」 についで第3位を占める漢字であるが、養 護老人ホーム、特別養護老人ホームではほ とんど目立たない存在である。

漢字にはそれぞれに意味があり、その意 味が組み合わされて施設の理念や願いを表 していると考えられるが、その価値が時代 とともに、また施設の形態とともに変化し てきていることが分かる。

養護老人ホームとグループホームを比較 し、漢字の使用率が極端に低くなっている ものは、「寿」「光」「長」「恵」、上位以外 の漢字では、「聖」「慈」「静」「慶」などで あり、その漢字の意味・価値が低下してき ているものと考えられる。逆に使用率が高 くなっているものでは、「陽」「花」「豊」、 上位以外では、「桜」「春」「樹」「悠」「真」「永」 「星」「穂」などがある。こちらは、むしろ その価値が高まっていると考えられる。

名称の漢字使用という命名コードにおい ては、もう一つ注目すべき点として、「〇 〇園」というような二つの異なる漢字を組 み合わせる名称が特徴的である。この二字 組み合わせ名称の割合についても顕著な相 違がある。

養護老人ホームでは 609 施設(64.9%)に、 この二字組み合わせ名称がついており、特 別養護老人ホームでは 2,122 施設(33.3%) あるが、グループホームではわずか 187 か 所、二字組み合わせの名称の割合は 1.6% にとどまっている。

3-6 名称に用いられるひらがな分析

名称にひらがなが使われている割合は漢 字よりは圧倒的に少ないが、カタカナより もやや多い。養護老人ホームで4.3%、特 別養護老人ホームで10.8%、グループホー ムの22.8%で、名称にひらがなが使われて いる。

ひらがなの中には、多く花の名が含まれ ている。花の名の分析については後述する が、花以外の言葉では、「やすらぎ」、「み どり」、「ふれあい」、「なごみ」、「ふるさと」、 「ひかり」、「いこい」、「いずみ」、「さわや か」、「あさひ」、「なごやか」、「のぞみ」、「こ とぶき」、「しあわせ」、「のぞみ」、「せせら ぎ」などがあがる。

グループホームでは、やはり花の名が多 いが、花の名以外では「ふれあい」の割合 が高く(1.2%)、「なごみ」(0.8%)も目立っ

表2 高齢者福祉施設名称に使用されるひらがなの割合

ひらがな名 称	特別養護者	き人ホーム	養護老	人ホーム	グループ;	ホーム
さくら	64	1.0%	3	0.3%	199	1.7%
やすらぎ	62	1.0%	4	0.4%	97	0.8%
みどり	42	0.7%	1	0.1%	44	0.4%
ひまわり	24	0.4%	3	0.3%	121	1.1%
ふれあい	22	0.3%	2	0.2%	133	1.2%
なごみ	20	0.3%	2	0.2%	93	0.8%
あじさい	18	0.3%	1	0.1%	42	0.4%
ふるさと	17	0.3%	2	0.2%	35	0.3%
ひかり	17	0.3%	4	0.4%	43	0.4%
ふじ	17	0.3%	1	0.1%	26	0.2%
いこい	16	0.3%	1	0.1%	59	0.5%
いずみ	16	0.3%	0	0.0%	34	0.3%
さわやか	15	0.2%	2	0.2%	28	0.2%
あさひ	15	0.2%	1	0.1%	35	0.3%
すみれ	14	0.2%	0	0.0%	34	0.3%
さつき	13	0.2%	2	0.2%	16	0.1%
なごやか	12	0.2%	0	0.0%	9	0.1%
つつじ	12	0.2%	1	0.1%	22	0.2%
のぞみ	11	0.2%	0	0.0%	36	0.3%
ことぶき	11	0.2%	2	0.2%	11	0.1%
しあわせ	11	0.2%	0	0.0%	15	0.1%
のぞみ	11	0.2%	0	0.0%	36	0.3%
りんどう	10	0.2%	0	0.0%	8	0.1%
こぶし	10	0.2%	0	0.0%	6	0.1%
せせらぎ	10	0.2%	0	0.0%	26	0.2%

(単位:カ所,割合は特別養護老人ホーム (n=6,368) 養護老人ホーム (n=938) グルーブホーム (n=11,465) における比率, 2011 年 8 月現在 WAM ネット 〈介護保険事業所検索〉データ等より作成)

ている。これ以外のひらがなで、グループ ホームで目立つのは「ひだまり」(0.7%)、 「ほほえみ」(1.6%)、「みんな」(0.8%)等 である。これらの言葉の意味する価値が親 しみやすさというようなグループホームの ケアの願いを表現しているのではないかと 考えられる。

なぜ、ひらがなの名前が多くなっている のか、命名コードからみると、おそらくひ らがなが平易でやわらかく、親しみやすい 印象を与えるためであり、その身近さ、親 しみやすさがグループホームのもつ価値と して高まっていると考えることができる。

3-7 名称に用いられるカタカナ分析

つぎにカタカナ名称を検討する。

カタカナが名称に含まれる頻度は、養護 老人ホームでわずか3.3%、特別養護老人 ホームでは8.4%、グループホームでは増 えて13.8%となっている。

特別養護老人ホーム名称に使われるカ タカナは表3のとおり、多いものから「サ ン」、「ケア」、「グリーン」、「ライフ」、「ヴィ ラ」、「シルバー」、「ガーデン」、「ハート」、

表3 高齢者福祉施設名称に使用されるカタカナの割合

1.6.1.1.8.76	44.00.00.00					
カタカナ名 称		老人ホーム		と人ホーム		プホーム
サン	107	1.7%	2	0.2%	114	1.0%
ケア	51	0.8%	2	0.2%	568	5.0%
グリーン	47	0.7%	1	0.1%	35	0.3%
ライフ	44	0.7%	0	0.0%	98	0.9%
ヴィラ	39	0.6%	0	0.0%	21	0.2%
シルバー	29	0.5%	3	0.3%	27	0.2%
ガーデン	25	0.4%	2	0.2%	67	0.6%
ハート	22	0.3%	1	0.1%	70	0.6%
ビラ	15	0.2%	1	0.1%	0	0.0%
リバー	15	0.2%	0	0.0%	3	0.0%
コスモス	12	0.2%	1	0.1%	40	0.3%
グレイス	11	0.2%	0	0.0%	9	0.1%
ハピネス	11	0.2%	0	0.0%	10	0.1%
サニー	10	0.2%	1	0.1%	8	0.1%
フラワー	9	0.1%	1	0.1%	37	0.3%
タウン	9	0.1%	0	0.0%	18	0.2%
ヴィレッジ	7	0.1%	0	0.0%	6	0.1%
シオン	7	0.1%	0	0.0%	11	0.1%
ハーモニー	7	0.1%	0	0.0%	24	0.2%
ウェル	7	0.1%	0	0.0%	20	0.2%
ビレッジ	6	0.1%	0	0.0%	8	0.1%
フローラ	6	0.1%	0	0.0%	12	0.1%
ファミリー	5	0.1%	0	0.0%	28	0.2%
ユートピア	5	0.1%	0	0.0%	3	0.0%
ロング	4	0.1%	0	0.0%	2	0.0%
ソレイユ	4	0.1%	0	0.0%	5	0.0%
スマイル	4	0.1%	0	0.0%	35	0.3%

(単位: カ所, 割合は特別養護老人ホーム (n=6.368) 養護老人ホーム (n=938) グループホーム (n=11.465)における比率, 2011 年 8 月現在 WAM ネット (介護保険事業所検索) データ等より作成)

「ビラ」、「リバー」、「コスモス」、「グレイ ス」、「ハピネス」、「サニー」等である。施 設のタイプを表現する言葉と、ある種の価 値・願い・理念を表す言葉があることが分 かる。

グループホームで目立つカタカナ名称と しては、このほかに「フラワー」(37)、「ス マイル」(35)、「ファミリー」(28)、「ハー モニー」(24) などがある。また、特別養 護老人ホームにはなく、グループホームで 10 件以上に使われているグループホーム に特徴的なカタカナ名称には、「ピア」(41)、 「サポート」 (37)、「ベル」 (15)、「ハッピー」 (10) がある。

カタカナは、一般的には外国語を表記す る場合の表音的な性格をもつ。外国語、外 来語だとすると、以前は高齢者には親しみ を感じられず、むしろよそよそしい存在と して、敬遠されがちであったが、カタカナ を使わない命名コードは徐々に緩和されて きたといえる。

その語の意味を見てみると、明るさ、心

表4 高齢者福祉施設名称に使われる花の名

花の名	特別養護老人ホーム	グループホーム
花	86	247
さくら	64	199
桜	43	80
梅	38	21
ゆり	24	72
ひまわり	24	121
桃	19	19
あじさい	18	42
藤	17	18
菊	15	2
すみれ	14	34
さつき	13	16
つつじ	12	22
コスモス	12	40
りんどう	10	8
こぶし	10	6
百合	9	1
やまゆり	9	7
フラワー	9	37
はまなす	9	12
はなみずき	9	13
たんぽぽ	9	59

(単位:カ所,割合は特別養護老人ホーム ⟨n=6.368) 養護老人ホーム ⟨n=938) グループホーム ⟨n=1,165) における比率,2011 年 8 月現在 WAM ネット 〈介護保険事業所検索〉データより作成〉

やさしさ、楽しさ、しあわせ、調和、笑顔、 家族、仲間、対等性などを表す価値が含ま れる言葉がふさわしいと考えられるように なっているといえる。ある種の願いを託す 場合に、漢字ではなく、ひらがなに、また カタカナに託そうとする、また託しやす く、また利用する側にも親しみやなじみや すさが感じられるように変化してきている のではないかとみることもできる。

4 名づけ分析

4-1 施設名称に用いられる花の名分析 花の名前がつく施設の割合は、養護老人 ホームで26 施設(2.8%)、特別養護老人ホー ムで510 施設(8.0%)、グループホームで 1,555 施設(13.6%)となっている。このよ うにグループホームで花の名がつく施設が 非常に多いが、この傾向は時代とともに増 加しているようにみえる。

グループホームは、スウェーデンにおけ るケア実践に学び、日本においては先行的 な試みが行われ、1997年度に厚生省の「痴 呆対応型老人共同生活援助事業」として法 制化・制度化された。2000年度に開始し た介護保険制度においては、居宅サービス の一つに位置づけられ、2006年度からは「地 域密着型サービス」の一つとして位置づけ られた、比較的新しい制度といえる。一割 を超えるグループホームに花の名がつくの はなぜなのか、それが時代の影響であるの か、あるいは定員が9人以下に制限されて いる小規模のケアの場としての理念が影響 しているのか、検討していきたい。

この中で「花」「はな」そのものは、花 の名称ではないが、特別養護老人ホームで は最も多いこともあり、花の名に含めて検 討することにする。このほか、特別養護老 人ホームでは8件以下で、グループホーム では、10件以上ある花の名施設として、「は な」(199)、「梅花」(59)、「すずらん」(42)、 「しらゆり」(40)、「菜の花」(37)、「山百合」 (34)、「こすもす」(29)「白百合」(29)、「山 ゆり」(29)、「ふじ」(20)、「つばき」(19)、「向 日奏」(19)、「花みずき」(14)、「なのはな」 (13)、「しらゆり」(13)、「秋桜」(12)、「花 水木」(11)「さざんか」(10)、「すずらん」 (10)、「ばら」(10) がある。

「ゆり」「百合」、「はなみずき」「花水木」 などのように漢字表記、ひらがな表記を分 けて件数を出しているが、同じ花の名でも このように複数の表記がある。

これらの花の名の中で、もっとも多く使 用されているのが、「桜」「さくら」である。 特別養護老人ホームで、漢字・ひらがなあ わせて1.8%、グループホームであわせて 2.4%で使用されている。

ついで「ゆり」「百合」である。「白百合」「山 百合」などをあわせると特別養護老人ホー ムで、42件(0.7%)、グループホームで94 件(0.8%)存在する。

3番目には「梅」があがる。特別養護老 人ホームで38件(0.6%)、グループホー ムで21件(0.2%)とグループホームの方 の割合が小さくなる。このようにグループ ホームの使用頻度が低くなる花の名では、 「梅」のほかに、「桃」、「藤」、「菊」、「さつき」、 「りんどう」、「こぶし」、「はまなす」がある。 ここにも「命名コード」における価値の低 下がみられる。

逆に、グループホーム名への使用頻度が 極端に高くなる花の名としては、「ひまわ り」(121 件、1.1%)、「たんぽぽ」(59 件、 0.5%)、「すずらん」(42 件、0.4%)、「薬の花」 (37 件、0.3%)があり、割合がやや高くな るものとして「あじさい」(42 件、0.4%)、「す みれ」(34 件、0.3%)、「コスモス」(40 件、 0.3%)が挙げられる。「はなみずき」(11 件) 「花水木」(13 件)もこれにあたり、これ らの花の名の価値の上昇がみられる。

4-2 なぜ、花の名が用いられるのか

特別養護老人ホームとグループホームを 通して、施設名称につけられる花の名につ いて、全体として言えることは、木の花が 多いこと、そしてグループホームの花の名 の傾向として野の花が多いことである。表 4 の中で、木の花、野の花でないもの、切 り花として用いられる機会の多い花として は「菊」のみである。「菊」については、 特別養護老人ホームで15件とそれなりに あるが、グループホームでは2件と極端に 少なくなる。

花の名は、施設名称だけでなく、例えば 施設名称が「はな」、施設の居室の名称に それぞれの花の名を使用しているというと ころも多い。特別養護老人ホームでは、個 室ユニット型の施設も増えてきているが、 ユニット名を花の名としているところもあ る。ある特別養護老人ホームでは、源氏物 語ゆかりの日本古来の花の名前さくら・や まぶき・はぎ・なでしこ・ふじ・あおい・ あやめ・ききょう、がユニット名として付 けられている³⁾。

施設が所在する地域固有の花の名をつけ るところもある。

花の名をつける理由を表明している施設 も少なくない。つぎの例のように、その花 がその施設の理念やケア方針を表現するこ とを謳っているところもある。

「季節の「花」にこだわった季節感ある 生活を過ごしていただきます。お部屋には 花の名前をつけております。外出行事では 季節の花と食事を楽しんでいただきます。 食事や入浴でも季節感を大切にします」(サ ンライズ・ヴィラ海老名)⁴⁾。

なぜ、花の名なのか、花の名をその名前 につける施設が相当数あり、増えていると 考えられるのか、それは花の名には祈りが 込められていることに関係すると推察され る。

花には「花言葉」があり、「花占い」が あり、私たちの日常は花とともに暮らして いるといってもいいが、花に寄せる気持ち の中に、花にあやかり、花のイメージに願 いを託したいという心情がみえてくる。

ここで、私たち日本人の花に関する習慣 に目をむけ、花をめぐる生活習慣や民間信 仰に関する民俗学者・鳥越皓之の研究か ら、その背景を考察してみたい。

ー年の節目や人生の節目に行う行事・習 俗の折に、私たちは必ずと言ってよいほど 花を供え、願いをこめて祝う。誕生日、結 婚式、卒業式や祝いの会など、さまざまな 場面(シーン)で花は贈り物として使われ る。東日本大震災の時にも、亡くなられた 方がたを悼み、供えるのは花であった。N HKの復興ソングは「花は咲く」である。 仏壇やお墓参りの時、交通事故で亡くなっ た方のその場所に花を供える。追悼の気持 ちを伝えるために花を捧げるという行為は 世界に共通しているが、鳥越はここに日本 人の行動の特徴をみる。

日本では、伝統的に花をささげる習慣が 強くあり、その行為が特別な意味をもつ。 花を神に(あるいは霊魂に)ささげること によって、神と人間との間にある種のコ ミュニケーションが保証され、多くは人間 に幸福をもたらすと考えられたようだ(島 越 2003:52-54)。

その根底には、「依代としての花」とい う信仰があるという。植物、とりわけ常緑 樹や花に神が降りてくるという信仰は日本 に多く見られる。これは花を依代としてそ こに神様が降りてくるという考えと、花を 神様にささげるという習俗とが渾然として いるようにみえる。そして、その花をささ げる行為は、山、山の神に深くかかわって いる。

路傍の草花を折ることを「ハナタテ」と いうが、花などを手折って供える動作から 起こった名称である。仏前や墓前に花を立 て供える器のことを「花立て」というが、 これも同様の信仰に由来する。この花を立 てるという行為は「生け花」にもつながる が、そこには山の神に花(柴)を供える民 俗がかなり広く、また古くから存在してい ることと関係がある。こうした花の枝をさ さげる「ハナタテ」ないし「花折り」には、「桜 花」が数多く登場する。野の花や桜などの 枝花には、神とか霊とか呼ばれるものを鎮 める機能があると考えられたのである(鳥 越 2003:54-68)。

このように花には、とりわけ木の花(枝花)や野の花には、日本人としての古来の 信仰なり習俗なりが由来していると考えら れそうだ。

施設によっては、花の名をつけること を、その理念の表現であることを宣言して いるところが少なくない。若干の例をあげ る。

「私たちは、家庭的な雰囲気の中で、一 人一人の暮らしを大切にし、自律に向けた 支援を行ってまいります。また、地域との かかわりを大切にし、花のようにやさし く、地域のみなさまに愛される施設をII指 します。施設名の「フローラ」は、公募よ り選定させていただいた名称です。ローマ 神話における花の女神の名です。花のよう にやさしく、誰からも愛される施設となり ますよう努めてまいります。各ユニットの 名称も、花の名前といたしました⁵⁾。」(高 齢者施設フローラ)。

「たとえ高齢であっても、心ときめく瞬間を大切にしていただきたいと私達は考え ています。ですから、私達の施設に足を運 ぶすべての方々に、そんな心ときめく、花 やいだ雰囲気を感じていただきたいと思 い、名称を「花の苑」としました⁶⁾。」(特 別養護老人ホーム「花の苑」)

このように施設のケアの理念・ねがいを 「花のように」と表現している。

花の名をつけることで、利用者と提供者 の間の相互行為としてのケアに対して、こ うありたい、こうあってほしい願いを表明 する、そして、その願いを共有したいと いう思いから来ているのではないか(上 野 2011:35-43)。花を捧げ、鎮める祈りの 行為と、名づけるという行為との間には隔 たりがあるが、そこには、名づけの機能の 「名のり」(あやかりの原理)が働いており、 それは日本の古層の信仰につながっている と考えることは不自然ではない。

また、なぜ「桜」が施設名称に多いのか、 については、日本人が桜好きであり、桜が 日本人の生活感覚や美的感覚に重要な位置 を占めていることに関連していると考えら れる。

日本人の桜好きは、まず「花見」という 習慣を通して語られる。春の季節の重要な 節目の一つの行事といえるが、老人ホーム などでも外出して花見を行事として行うと ころも少なくない。

「花見」のルーツは、貴族たちの桜狩り と農民たちの山遊びにあると考えられてい る。この二つの流れが近世に入って都市で 合体し、現在に至るまで続く花見という 形にあっている。桜の開花の時期は短く、 ニュースでは「桜前線」を報じる。桜の花 を待ち望み、楽しむことのできる時間の短 さが桜の開花宣言を気にかける。そして、 散りぎわが美しい。永遠に咲き誇ろうとし ない。そのはかなさの感情は日本的な美意 識であり、日本的美学の柱の一つともなっ ているという指摘がある(呉 2014:173-177)。

桜ほどではないが、グループホーム名称 に多い木の花に「花水木」(はなみずき) がある。もともとは外来の樹木で、明治後 期にワシントンのポトマック河畔に東京市 が贈った桜の木の返礼として日本に贈られ たことから広がった。

ー青窈が歌う「ハナミズキ」は 2004 年 に大ヒットし、長く歌われている曲であ る。「果てない夢がちゃんと終わりますよ うに 君と好きな人が百年続きますよう に」とその願いを「ますように」と練り返 し歌う。ここにもある種の祈りが花に込め られ、それが人びとの共感を得ていること がわかる。

花の名をつける行為の背後には、このよ うにある種の願い・祈りがある。たとえ介 護が必要になっても、その人らしく生活が 送ることができるようにという願いがあ る。命名の決定権をもつのは、その施設の 創設者であったり、経営者であるだろう。 しかし、その名称は経営者や働く職員だけ でなく、当然利用者やその家族、さらには 地域社会の住民にも呼びならわされる。そ こには、ケアを受ける人間と提供する人間 が相互行為の場において共有できる願いと して名称が考えられ、日常的に呼び合うこ とで共有される。

名称に花の名をつける場が増えていると いうことは、ケアというものが施設におい て提供する側の視点が中心であったところ から、ケアが相互行為であり、提供者と利 用者が相互に共有すべきものであるという 観念が浸透していることと関連があるので はないか。花の名をつけるグループホーム が多くなってきているのは、利用者が9人 以下に限定される小規模のケアの場である グループホームにおいては、ケアが相互行 為であるということが理解しやすく、受け 入れられやすい。それが相互に共有したい 析りの行為として名づけが行われていると 考えることはあながち的外れとは言えない だろう。

5 おわりに

本研究の目的は、福祉施設の名づけ(ネー ミング)の「命名コード」の体系と、時代 や地域の福祉的な価値、理念についての変 化、変容の関連であり、それらを名称デー タにより考察し、分析を行ってきた。

大きな時代の転換と、今回取り上げた三 種の施設種別は、重なりあうところがあ る。「養護老人ホーム」から、「特別養護老 人ホーム」、そして地域小規模のケアの場 としての「グループホーム」へと設立年代 の中心が推移する流れの中では、使用され る漢字の意味の理念としての価値が変化し ており、ひらがな名称、カタカナ名称も増 えてきている。養護老人ホームは措置の施 設であり、特別養護老人ホームには、措置 時代と利用制度時代の名称が混在してい る。グループホームは完全に利用制度のケ アの場であり、明るさ、優しさ、親しみや すさといった、ケアの相互行為としての理 念、望ましいあり方の願いの変化があるこ とが明らかになった。

そこには、花の名を使うように、ケアの 願いを込められるような命名コードのゆる やかな変化があり、それは当然時代の価値 観の変化とも相互に影響する関係にある。

花の名が増えてきている背景には、古層 にある日本人としての信仰がありながら、 今日の介護、福祉、ケアの価値を花の名に 託して共有しやすくなる意味があると考え られるのである。

本研究においては、高齢者施設のみを取 り上げ、しかもすべての高齢者対象の施設 や事業・サービスの名称を取り上げたわけ ではない。福祉施設には、児童施設も障害

者施設も存在する。今回の分析は一側面を 取り上げたに過ぎないが、今後の課題とし て、さらに領域を広げて、施設あるいは事 業名称と福祉理念の関係、時代の価値背景 との相互関係を明らかにする視点から、今 後も研究をすすめていきたいと考えてい る。

注

 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト WAM-NET介護・サービス提供機関の 情報から2011年8月時点で検索を行った結果

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/ pcpub/kaigo/service/

- 厚生労働省「平成23年社会福祉施設 等調査の概況」(2011年10月1日現在) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ fukushi/11/
- 山科積慶園 | 京都市山科区の老人ホームのホームページ:

http://yamashinasekkeien.com/

- 有料老人ホーム サンライズ・ヴィラ 海老名ホームページ http://www.sunrise-villa.co.jp/homes/
- sunrise-villa/ebina/ 5) 見附福祉会・高齢者福祉施設フローラ
- のホームページ:
- http://park12.wakwak.com/~shinkoh/

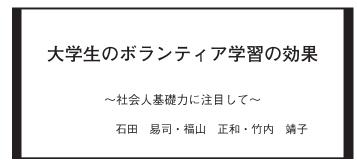
flora0.htm

 6) 花の苑医療法人社団 日高会 ホーム ページ:
 www.hidaka-kai.com/hananosono/about/

引用・参考文献

- (1) 出口顕『名前のアルケオロジー』紀伊國屋書店、1995
- (2) 呉善花『なぜ世界の人々は「日本の心」に惹かれるのか』 PHP 文庫、2014
- (3) 市村弘正『「名づけ」の精神史』平凡 社、1996
- (4) 井村圭壯・相澤譲治『高齢者福祉史 と現状課題』学文社、2010
- (5) 井芹聖文「命名機序と心理臨床」京 都大学大学院教育学研究科紀要、2013
 (6) 百瀬孝『日本老人福祉史』中央法規 出版、1997
- 山瓜、1997
- (7) 森岡健二・山口仲美『命名の言語学
 ーネーミングの諸相』東海大学出版会、 1985
- (8) 田中宣一『名づけの民俗学(歴史文 化ライブラリー)』吉川弘文館、2014
 (9) 鳥越皓之『花をたずねて吉野山―そ の歴史とエコロジー』集英社新書、2003
 (10) 上野千鶴子『ケアの社会学 当事者 主権の福祉社会へ』太田出版、2011
- (にしお あつし 静岡福祉大学)

研究ノート



要 旨

目 的

ボランタリーな関与型フィールドワーク¹⁾ は大 学生にどのような影響を与えるのだろうか。本論文 では、M大学社会福祉学科の1回生対象授業「社 会福祉フィールドワーク」受講生のボランティア学 習に対する評価、主に「社会人基礎力」について 明らかにし、主体的に福祉文化を育む人材育成²⁾、 福祉教育の在り方を再考することである。

方 法

ボランティア学習の効果を明らかにするために、 「社会福祉フィールドワーク」受講生108人を対象 に、アンケートの趣旨と結果の公表を了解しても らったうえで、2014年4月から12月の期間に3回 (4月、10月、12月)の自記式アンケート調査を行っ た。有効回答数は、66名(男性36名、女性30名) (61.1%)であった。調査内容は、「①対象者の特性」 と、経済産業省の提唱する「社会人基礎力」³⁾に 関する質問で構成した。調査分析は、「①対象者の 特性」は、単純集計により回答割合を算出した。「② 社会人基礎力」は、浅非ら(2009)の「社会人基礎 力尺度」⁴⁾49項目の回答を、1~4点に得点化し、 「社会人基礎力」12因子について、各因子を構成す る項目の得点を合算後、因子ごとの得点を算出し た。さらに、各測定段階で因子ごとの得点の平均、 標準偏差を算出し、各因子の合計得点を従属変数、 測定段階を要因とした、一要因分散分析を行った。 また、測定段階の単純主効果に有意差が認められ た場合、後の分析として多重比較(Bonferroniの検 定5%水準)を行った。統計処理については、IBM SPSS statistics version22 advanced modelを用いて 行った。

結 論

「社会福祉フィールドワーク」への学生の評価は 高く、授業を有意義だったという学生が97%であっ た。さらに、授業終了後も活動継続意思のある学生 が7割を超えていた。

「社会人基礎力」に関しては、「前に踏み出す力: 主体性(P<.001)」と「チームで働く力:発信力 (P<.001)」に有意な上昇がみられたことから、主体 的に仲間と協力しながら情報を発信することがで きたといえる。「チームで働く力:規律性(P<.01)」 に有意な低下がみられたが、学生の自己評価であ り、自らの行動を厳しく評価している結果である。 初めて本格的に福祉を学ぶ大学1年次生が、福祉を

相談や介護に特化せず、暮らしの豊かさや生きがい を求めるレクリエーション活動などに参加するこの 科目は、課題もいくつか見られるが、地域に福祉を 文化として根付かせるために必要な科目である。初 年次教育として必要な科目と考えられる。

キーワード

ボランティア、大学生、体験教育、福祉教育、社会 人基礎力

1 「社会福祉フィールドワーク」の 位置づけと授業内容⁴⁾

そして教育の特徴として「少人数教育の 徹底」「実践教育の重視」「実践力の修得」「資 格の取得」などを掲げて、体験型の授業を 多く取り入れている。

そのために、厚生労働省が定めている社 会福祉士、精神保健福祉士受験資格取得の ために必要な科目「ソーシャルワーク実 習」や「ソーシャルワーク演習」以外に、 学科選択科目として「レクリエーション ワーク」「野外レクリエーション実習」「コ ミュニティ・サービスラーニング」「福祉 レクリエーション実習」など、現場で福祉 対象者とともに活動できる科目をいくつか 組み入れている。

その重要な科目の一つとして、また、そ の考え方を学生に伝える手段として、1年 生の最初に行う「オリエンテーションキャ ンプ」と、今回テーマにしている「社会福 祉フィールドワーク」を置いている。オリ エンテーションキャンプも社会福祉フィー ルドワークも社会福祉士や精神保健福祉士 の資格を得るためには必要なハードル科目 として設置しているので、必修科目でな く、学科選択科目ではあるけれど、1年生 の(定員100人)ほぼ全員が受講し、地域 での活動に参加している。

オリエンテーションキャンプは入学後1 か月以内(2014年度は4月19~20日、15 年度は4月18~19日)に、社会福祉学基 礎演習の一環として、1 泊2日で実施して いる。1年生と専任教員は全員参加し、2、 3、4 年次生約 30 人で構成する支援スタッ フの計画に沿って、プログラムを展開す る。8~10人の小グループに1人の上級 生がキャンプカウンセラーとして付き、ア イスブレーキングゲーム、野外料理、キャ ンプファイアー、運動会、グループでの話 し合いなど、新入生がこの先の大学生活、 大学での学びをスムーズに行うための人間 関係づくりと、社会福祉を学ぶことは楽し いことなのだということを実感してもらう ことを目的に実施している。

社会福祉フィールドワークもオリエン テーションキャンプと同様、1年生の最初 に、福祉を楽しく学び、利用者とともに活 動することを通して、福祉を体で実感する こと目指している。

授業内容は、月1回程度、地域の社会福 祉や青少年育成の現場に少人数で出かけ、 利用者の理解、福祉現場の理解、そこで働 く人々の理解などを目標に、現場での、主 としてレクリエーション活動に参加する。 また、その活動を踏まえ、毎週の授業では、 その活動の振り返りを中心に、記録の取り 方やレクリエーション技術、リスクマネジ メントなど、活動に必要な技術の習得に充 て、活動上の必要な倫理を学び、体験して 学んだことをプレゼンテーションする。ま た、クラスを4つに分け、4人の教員と約 10人のスチューデントアシスタント(先 輩学生)が小グループに分かれて、活動上 の困難を乗り越えたり、目標を見失わない ように、スーパーバイズすることも特徴で ある。

こうした仕組みの中で、1年次生はもと より、上級生になっても、単位や授業とい う意識を取り払って、まさにボランタリー に継続的に活動する学生が多いことも特筆 すべきことだろう。学生たちはこの活動を 通して、福祉の現場で働くという自覚と主

体性を養っている。

最後に改めて述べるが、1年次からの福 祉現場での体験があるからと本学入学を志 望する高校生が出てきたり、周辺大学に比 べて、卒業後、福祉現場で働く学生の比率 が高いのは、この科目の成果だと思ってい る。

今回、この授業を通して「社会人基礎力」 の調査をしようと思った動機もここにあ る。福祉は相談や介護など支援者と被支援 者の関係だけで語られることが多いが、ま た、離職率の高さが指摘されているが、職 場集団や地域のネットワークの中で、多く の人との関わりや困難ももっと語られるべ きだろう。ここに「社会人基礎力」の育成 をこの調査のテーマにしたもう一つの理由 がある。



経済産業省ホームページより引用

1-2 「社会福祉フィールドワーク」の 学生の評価

「社会福祉フィールドワーク」受講生の 学び・成長を明らかにするために、「活動 の意義」や「活動による対人関係の変化」 に関するアンケート調査を行っている⁵⁾。

下記の図 3-1、3-2 で示す通り、学生た ちの評価はおおむね良好である。少数であ るが、有意義でなかった、あるいは継続し て活動したくないというのは、人間関係が 同級生の仲間同士、あるいは、支援に当た る上級生や団体職員との間で、うまくいか なかった学生が少数ではあるが存在するこ とを示している。

とても丁寧に、個別に指導、支援してい るのだが、それでも、なかなか関係性がう まく形成されない学生がいるのは、昨今、 どこの大学でも同じだろう。私たちにとっ ても、残念なことである。ソーシャルワー ク論は語れてもソーシャルワークのできな い学生を育てないために行っている授業で はあるが、私たち自身がそうならないよう に心しなければならないとつくづく思う。

2 研究方法

本研究の目的は、「社会福祉フィールド ワーク」受講生のボランティア学習の効果 を検証することである。

調査対象者は、「社会福祉フィールド ワーク」受講生108名であり、M大学社 会学部社会福祉学科の、主に1回生である (一部再履修者がいるため)。3回全ての調 査回答者のみを有効回答数としたため、有 効回答数は、108名中66名(男性36名、 女性30名)であり、有効回答率は61.1% であった。

調査期間は、2014 年 4 月~12 月であり、 自記式アンケート調査を 4 月(授業開始 時)、10 月(夏休み明け)、12 月(授業終了 時)の講義時間を使用し、個別でなく、統 計処理した結果の公表を前提に実施した。 調査内容は、学生自身が個々の学びをど のように自己評価しているのかを明らかに するために、「対象者の特性」と「社会人 基礎力」に関する質問を作成した。

「社会人基礎力」に関しては、経済産業 省の提唱する「社会人基礎力」³⁾をモデル に浅井ら(2009)が作成した「社会人基礎 力尺度」⁵⁾使用した。

経済産業省が2006年から提唱する「社 会人基礎力」は、「①前に踏み出す力」、 「②考え抜く力」、「③チームで働く力」の 3つの能力(12の能力要素)から構成され ており (図 2-1 参照)、「職場や地域社会で 多様な人々と仕事をしていくために必要な 基礎的な力」と定義されている。企業や若 者を取り巻く環境の変化により、「基礎学 力|「専門知識」に加え、それらをうまく 活用していくための「社会人基礎力」を意 識的に育成していくことを目指している。 浅井らが作成した「社会人基礎力尺度」 は、「①前に踏み出す力」は、「①-1:主 体性(3項目)|「①-2:働きかけ力(4項目)| 「①-3:実行力(6項目)」で構成されてい る。

また、「②考え抜く力」は、「②-1:課 題発見力(2項目)」「②-2:計画力(4項 目)」「②-3:創造力(6項目)」であり、 「③チームで働く力」は、「③-1:発信力 (2項目)」「③-2:傾聴力(8項目)」「③ -3:柔軟性(2項目)」「③-4:状況把握力 (5 項目)」「③ -5:規律性(4 項目)」「③ -6:ストレスコントロール力(3 項目)」 の12 因子 49 項目で構成されている。回答 は、「あてはまる」「少しあてはまる」「あ まりあてはまらない」「あてはまらない」 の4 段階で評価する⁵⁾

「社会人基礎力」調査分析は、「社会福祉 フィールドワーク」授業履修者の社会人基 礎力の向上効果を明らかにするために、青 木ら(2012)による「キャンプ体験が大学 生の社会人基礎力育成に及ぼす効果に関す る研究」の分析⁶⁾を参考にした。

「社会人基礎力調査」49項目の回答を「あ てはまる」を4点、「少しあてはまる」を3点、 「あまりあてはまらない」を2点、「あては まらない」を1点と得点化し、社会人基礎 力12因子について、各因子を構成する項 目の得点を合算し、因子ごとの得点を算出 した。

その後、各測定段階で因子ごとの得点の 平均、標準偏差を算出し、各因子の合計得 点を従属変数、測定段階を要因とした、一 要因分散分析を行った。また、測定段階の 単純主効果に有意差が認められた場合、後 の分析として多重比較(Bonferroniの検定 5%水準)を行った。

また、活動の満足度が高かった学生ほど 活動の効果が高いのではないかと考え、学 年末の段階で、次年度以降のボランティア 活動を希望する学生と希望しない学生にわ け、各因子の合計得点を従属変数、測定段 階と次年度以降の活動希望状況を要因とし た二要因混合計画分散分析を行った。測定 段階の単純主効果に有意差が認められた場 合、後の分析として多重比較(Bonferroni の検定5%水準)を行った。 その他の項目については、単純集計によ り、回答割合を算出した。なお、統計処理 については、IBM SPSS statistics version22 advanced model を用いて行った。

3 調査結果

3-1 対象者の特性

今回調査した対象者の性別は、「男子 学生 | 36 名 (54.5%)、「女子学生 | 30 名 (45.5%) であった。また、本授業は、少 人数での指導をすることを前提としてお り、教員間での調整を行いながら、4クラ スにわけて同一内容の授業を展開してい る。全アンケートに無効回答のない66名 の回答者は、「教員 A クラス」19名(28.8%)、 「教員Bクラス」14名(21.2%)、「教員C クラス | 16 名 (24.2%)、「教員 D クラス | 17名(25.8%)であった。なお、M大学の 専任教員は教員 B だけであり、A、C、D の3教員については、福祉現場やレクリ エーション活動の現場においてボランティ アの受け入れやコーディネートの実務を長 年に渡り行っている経験のある非常勤講師 である。

活動先については、授業開始時に活動先 の担当者より、活動の内容のガイダンスを うけ、活動内容を把握した上で、学生に第 5希望までを記入した希望調査書を提出さ せた上で、教員Bが中心に活動先をコー ディネートする方式をとっている。今回の 回答者の希望順は「第1希望活動先活動者」 44名(66.7%)、「第2希望活動先活動者」 13名(19.7%)、「第3希望活動先活動者」 8名(12.1%)である。なお、身体障がい がある学生1名については、他の学生のよ うに希望調査書による配属希望調査を行わ ず、教員との面談により、本人の希望とそ の活動が行うことができる活動先のマッチ ングを実施し、配属先を決定した。そのた め、希望活動先については、欠損値ではあ るが、今回の研究では分析の対象とした。

活動先については下記の表3-1の通 り、全部で23団体、最小は1名が参加し ている団体が、6団体、最大は7名が活 動している団体が2団体となった。ただ し、本来は学生同士の相互作用が生まれ ることを考え、1団体に2名以上の学生 を配属しているが、有効回答者が1名の 活動先も出てきた。また、各活動先では 様々な活動に参加することになるので、活 動内容を分類することは難しいが、活動 先における主な活動内容については(表 3-1)に明示した通りである。

また、夏休み明けの段階の調査では、他 の活動での影響を考慮するために、この授 業で行うボランティア活動以外に入学以降 何らかの活動を継続して実施しているかを 複数回答で質問した。「アルバイトを行っ ている学生」39名(59.1%)、「クラブ・サー クル活動を行っている学生」35名(53.3%)、 「ボランティア活動を行っている学生」9 名(13.6%)であり、この授業で行ってい る活動以外に何も行っていないという学生 は12名(18.2%)であった。継続的に何ら かの課外での活動を行っている学生は、54 名(81.8%)であった。

合わせて、授業で評価基準として年間 10回以上の活動を設定しているため、夏 休み明けの段階でどの程度活動が終了して いるかを質問した。その結果、夏休み明け の段階で、活動回数が1~4回の学生は5

表 3-1 活動先の人数と活動内容

	実人数(人)	%	活動先での主な活動
舌動先A	1	1.5	障がい児への余暇活動支援
舌動先B	1	1.5	児童養護施設
舌動先C	3	4.5	社会福祉協議会
舌動先D	2	3.0	児童への余暇活動支援
舌動先E	7	10.6	キャンプ場
舌動先F	5	7.6	障がい者の野外活動支援
舌動先G	3	4.5	障がい者の余暇活動支援
舌動先H	2	3.0	障がい者福祉施設
舌動先!	1	1.5	障がい児の余暇活動支援
舌動先J	2	3.0	高齢者福祉施設
舌動先K	1	1.5	高齢者福祉施設
舌動先L	1	1.5	児童への余暇活動支援
舌動先M	2	3.0	障がい者福祉施設
舌動先N	2	3.0	障がい者福祉施設
舌動先O	2	3.0	障がい者福祉施設
舌動先P	2	3.0	障がい者福祉施設
舌動先Q	2	3.0	児童館
舌動先R	3	4.5	高齢者福祉施設
舌動先S	6	9.1	障がい児の余暇活動支援
舌動先T	4	6.1	障がい児の余暇活動支援
舌動先U	1	1.5	障がい者福祉施設
舌動先∨	7	10.6	障がい児の野外活動支援
舌動先W	6	9.1	障がい者の野外活動支援
合計	66	100.0	

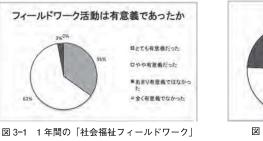
名 (7.6%)、5~9回の学生は44名 (66.7%)、10回以上が17名 (25.8%) であった。 9割の学生が、規定回数の半数以上を夏休みまでに終了させているということが明らかになった。

最後の学年末の調査では、学生の活動に 対する実感と継続意欲を確認するために 「1年間のフィールドワーク活動は有意義 であったか」、「次年度以降も引き続き同じ 活動先で、継続して活動をしたいか」の2 項目について質問した。

「有意義であったか」の質問に対し、「と ても有意義であった」23名(34.8%)、「や や有意義であった」41名(62.1%)、「あま り有意義でなかった」2名(30%)とい う結果であった。64名(97.0%)の学生が フィールドワーク活動終了時に意義を感じ ているという結果となった(図 3-1)。 次年度の活動継続希望については、「活動したい」15名(22.7%)、「どちらかというと活動したい」35名(53.0%)、「どちらかというと活動したくない」14名(21.2%)、 「活動したくない」2名(3.0%)であった。 授業が終わって、単位認定がされない状況 であっても引き続き、活動の意思がある学 生が7割を超えている(図 3-2)。

3-2 社会人基礎力の変容

授業を開始し、ボランティア活動先を決 定した時点、夏休み明けの授業、学年末の 授業の3度調査を実施し、学生全体の変化 をみるために、一要因分散分析を行った。 その結果、前に踏み出す力の中では「主体 性」、チームで働く力の中では、「発信力」 と「規律性」に有意な差が見られたため、 この3因子について、その後の検定とし て、bonferroniの検定により多重比較を行っ た。分散分析の結果と多重比較の結果につ いては、表3-2の通りである。多重比較に ついては、多重比較を行っていない項目及 び有意差が出なかった部分については、-と表記しており、変化については上昇した ものには<、低下したものには > で表記し ている。



活動は有意義でしたか? (2014年12月:自記式質問調査)

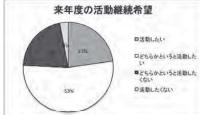


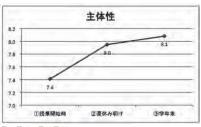
図 3-2 「社会福祉フィールドワーク」 活動の継続希望状況 (2014 年 12 月実施:自記式質問調査)

表 3-2 社会人基礎力の平均及び標準偏差と分散分析の結果

社会人基礎力	(N)-66)			平均(標準	偏差)			分散分析(F	. <u> </u>	多重比較	(2)3)
杜云人基键力	(N-00)	 ①授業開 	始時	(2)夏休み	明け	③学年	末	2016文2014) (1	1 1-2	1-3	(2)3)
	主体性	7.4	(1.9)	8.0	(1.7)	8.1	(1.8)	7.21 ***	<(**)	<(***)	-
前に踏み出す 力	働きかける力	9.6	(2.1)	9.6	(2.2)	9.9	(2.4)	1.83	-	-	1-
7 1	実行力	15.8	(3.4)	15.2	(3.2)	15.4	(3.0)	1.45	-	-	-
考え抜く力	課題発見力	4.5	(1.6)	4.7	(1.4)	4.5	(1.3)	0.96	-	-	-
	計画力	9.8	(2.3)	10.1	(2.1)	9.8	(2.2)	1.06	-	-	-
	創造力	14.5	(3.6)	14.8	(3.3)	15.0	(3.3)	0.91	-	-	-
	発信力	4.4	(1.1)	4.8	(1.2)	5.1	(1.2)	8.08 ***	-	<(***)	<(*)
	傾聴力	25.1	(4.0)	25.3	(3.3)	24.5	(4.3)	2.14	-	-	-
	柔軟性	5.4	(1.4)	5.5	(1.5)	5.3	(1.6)	3.45	-	-	-
チームで働く力	状況把握力	13.4	(2.5)	13.6	(2.4)	13.7	(2.6)	0.48	-	-	-
	規律性	13.4	(2.3)	13.0	(2.4)	12.5	(2.7)	5.55 **	-	>(**)	>(*)
	ストレスコント ロール力	8.9	(2.4)	8.7	(2.3)	8.4	(2.3)	1.68	_	_	_

* P<.05 ** P<.01 *** P<.001

「前に踏み出す力」の3因子については、 授業開始時と比べ、夏休み明けに有意に上 昇し、授業開始時と学年末でも有意な上昇 が見られている。夏休み明けと学年末には 有意差がないため、夏休み明けに上昇し た「主体性」が学年末まで、その効果は継 続されていると言える。なお、「働きかけ る力」、「実行力」については、分散分析の 結果では、有意な変化はみられなかったた め、その後の検定は実施しなかった。変化 の状況を把握するために、主体性のグラフ を提示しておく(図 3-3)。

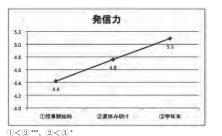


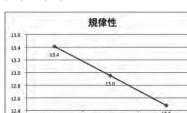
1<2** 1<3***

図 3-3 「前に踏み出す力」3 因子の多重比較

「考え抜く力」の3因子、「課題発見力」、 「計画力」、「創造力」については、分散分 析で、有意差がみられなかった。

「チームで働く力」については、6因子中、 「発信力」と「規律性」について、分散分 析で有意な差がみられた。そのため、多重 比較を行った結果、「発信力」については、 学年末が、授業開始時、夏休み明けに比 べ、有意に上昇しているのに対して、「規 律性」については、学年末が、授業開始時、 夏休み明けと比較して、有意に低下してい る。また、その他、「傾聴力」、「柔軟性」、 「状況把握力」、「ストレスコントロール力」 の4因子については、有意な差はみられな かった。(図 3-4)。







の夏休み用け

12.5 ③学年末

4 考 察

们没有新能的

(1)>(3)**, (2)>(3)*

社会人基礎力の変容について、今回の調 査において、前に踏み出す力では、「主体 性」が有意に上昇し、チームで働く力につ いては、「発信力」に有意な上昇が見られ、 逆に「規律性」については、有意に低下し ているということが明らかになった。ま た、有意な変化がみられなかった項目も9 項目となった。

4-1 前に踏み出す力

前に踏み出す力については、「主体性」 において有為な上昇が見られた。特に授業 開始時から夏休み明けにかけて上昇し、そ の後学年末まで、その上昇が維持されてい ることから、フィールドワーク活動におい ては、どの活動先においても、対象者と関 わる時間を多くとるよう体験内容を設定し ているため、自ら主体的に関わらなければ ならない場面が自ずと多くなり、主体性が 上昇したと考えられる。今回「働きかける 力」、「実行力」については、変化がみられ なかった。

4-2 考え抜く力

考え抜く力については、有意な変化がみ られなかった。「課題発見力」、「計画力」、「創 造力」という項目で構成されているが、社 会福祉フィールドワークでは、高校までで は関わることが少ない福祉対象者に関わる ことを重視しており、専門家の指導の下で の活動であるため、この項目については有 意な変化が見られなかったと考えられる。

本学のカリキュラムにおいては、ボラン ティアコーディネートの体験、行事の計画 や、活動先で新しい取り組みを考えること を目的とした「ボランティアコーディネー ト論」「コミュニティ・サービスラーニン グ」という科目を2年次以降に設定してお り、この科目の中での向上が期待できる。

4-3 チームで働く力

チームで働く力のうち「発信力」、「規律 性」の2因子について、有意な変化がみら れた。発信力については、学年末に自分た ちが行ったフィールドワーク活動につい て、受講生全体の場でプレゼンテーション を行う発表会を実施している。授業開始時 と夏休み明けの調査では発信力には有意な 差がみられなかったことから、夏休み明け から発表会に向けたプレゼンテーション方 法の授業を行っており、その準備を進める 中での学び、体験が、「発信力」向上を促 したと考えられる。

また、「規律性」については、学年末に 向け、有意に低下している。今回の研究に おいて唯一有意に低下している因子であ る。活動においては、活動ごとの日誌を毎 回書き、次回活動時に提出する。当たり前 のことながら、遅刻しない、万が一遅刻す る場合は、連絡を入れるなどの社会的なマ ナーが求められ、グループでフィールド ワーク活動に参加することから、仲間との ルールを作り、協力して活動するといった 「規律性」の求められる場面が多く見受け られる。社会人基礎力の調査については、 自記式の調査であり、自己評価であること から、これらの取り組みの中で、活動にお いての自分ができていない部分、課題の取 り組みの中での自分の未熟な部分に気づい たことにより、点数上は低下しているので はないかと考えられる。この低下という評 価を有効にするためには、教員やフィール ドワーク活動先の職員等からの客観的な支 援が教育上では必要になる。

4-4 社会人基礎力の変化が次年度の活動継続に及ぼす影響

活動を継続したい学生と継続したくない 学生の12因子の二要因混合計画一元配置 分散分析を行った。

その結果、主体性、発信力、規律性の3 因子について調べてみた。活動を継続した い群に主体性、発信力については授業開始 時と学年末の比較において1%水準で向上

福祉文化研究 2016 Vol.25

が認められる。また、規律性については、 活動を継続したい群については、授業開始 時と学年末の比較において5%水準で有意 に低下しており、活動を継続したくない群 については、夏休み明けと学年末で、5% 水準で有意に低下している。ただし、どの 段階においても、活動を継続したい群と活 動を継続したくない群の間に有意差はな い。活動を継続したい学生は主体性と発信 力の向上について活動を継続したくない群 よりも実感できているものの、それが、活 動を継続するか否かを決定するうえでの要 因ではないといえる。また、規律性につい ては、両群とも有意に低下している。

5 おわりに

社会福祉フィールドワークの授業の効果 を学生へのアンケートによって示してみた が、主体性、発信力に有意なプラス結果が 出たが、私たちが彼らから直接聞く活動の 喜びの声ほど大きな結果ではなかった。

しかし、この効果を示すもう2つのデー タを示して、この論文の終わりにしたいと 思う。

一つは「コミュニティ・サービスラーニ ング」という授業科目の成立である。社会 福祉フィールドワークは1年間の授業で、 大学は2単位出しているが、単位のつかな い2年生や3年生になっても継続して、ま さに無償のボランティア活動に参加する学 生がたくさんいるのである。

こうした体験的な学びを、下級生や地域 住民、福祉対象者のために、実践の場でボ ランティアコーディネーターとして役立 て、それをさらに学びの場にしようと「コ ミュニティ・サービスラーニング」という 授業科目ができ、毎年 30 人ほどの学生が 登録し、年間を通して活動を継続してい る。大学側は、現場での活動とは別に、教 員が講師になり、年間7回の研修会を実施 し、組織、コーディネーション、ボランティ アなどの基礎的な学びをするほか、活動記 録を読み、活動中のトラブルや学生の悩み を受け入れる場にしている。毎回の活動後 には必ず記録を取り、提出させている。そ うして、活動時間数に合わせて2~4単位 を出している。

地域の団体と大学が一体になって学生を 育て、学生が福祉現場にいることが当たり 前の地域が出来上がっている。また、地域 に生きがいづくりやボランティア活動など をテーマにした福祉文化を根付かせてい る。

また、もう一つは卒業時の社会福祉学科 生の成績である。入学時全学科の中で最低 点だった社会福祉学科の学生が、卒業時に は一番高い点になっているのである。社会 福祉フィールドワークで人と一緒に活動す る喜びとともに、大学で学ぶことの意味を 1年次に学んだ成果といえる。

表 5-1 は 2015 年 2 月の入試の点数であ る。一目瞭然、社会福祉学科の倍率も最低 点も、他学部学科より圧倒的に低い。

表 5-2 は、2015 年 3 月卒業生の成績であ る。同じ学生でないので、正しい比較とは 言えないが、この数年、同じような傾向が みられるので、まったく無意味ともいえな い。同じ試験問題で入学時点での点数の低 い社会福祉学科の学生が、卒業時には圧倒 的に良い成績を取っているのである。 また、M 大学社会福祉学科卒業生の約

表 5-1 2015 年 2 月の入試の成績

	倍率	合格最低 点 1日目	2日目	388
社會補助	I B	105	1.05	106
経済	4.2	132	133	133
社会	3.2	143	145	142
経営	6.1	143	144	142
国際教養	2.8	134	135	134
法	2.6	122	123	125

表 5-2 2015 年 3 月卒業時の成績

	最高條得単位	最低修得単位	平均修得単位	修得率	平均GPA
社会福祉	184	51	132 2	87.9	2 27
轻涛	146	0	119, 3	79.2	1, 85
社会	152	4	121.9	80. 71	1. 92
経営	144	0	118.9	77.9	1.83
國際教養	148	2	120.8	82.0	1, 92
法	154	0	119.5	80. 2	1, 81

70パーセントが福祉関係の職に就いてお り、この数字は、南大阪における他大学の 社会福祉学科生の就職と比較しても高い数 字になっている。たくさんの地域の人々に 支えられて、M大学社会福祉学科の学生 たちが育てられ、福祉の専門職として地域 で活躍していることは、福祉を文化として とらえた結果であるといえる。

これらはまさに社会福祉フィールドワー クをスタートにした相談や介護を超えた文 化としての福祉教育の成果だといえるだろ う。

また、この調査から、これからの福祉教 育のために、この調査の結果を生かして「福 祉フィールドワーク」が示唆するものを考 えると、

体験型の学習

地域の福祉関係者の協力、大学との協働 レクリエーションなどの生きがい活動 振り返りと活動の発表の機会 学生の主体性の尊重 などが大きな意味を持つと考えられる。

謝辞

本研究は、桃山学院大学地域連携共同研 究「大学生のボランティア学習の効果に関 する研究」として行った研究成果報告の一 部である。本研究の趣旨にご理解、ご協力 いただいた「社会福祉フィールドワーク」 活動先関係者、教職員、受講生、共同研究 者の皆様に感謝いたします。

引用・参考文献

- 佐藤郁哉『フィールドワーク増訂版 書を持って街へ出よう』、新曜社、2006; p.34.
- Collier V., Rothwell E., Vanzo R., & Carbone P.S. (2015). Initial Investigation of Comfort Levels, Motivations, and Attitudes of Volunteers During Therapeutic Recreation Pograms: *Therapeutic Recreation Journal*. 49 (3); pp. 207-219.
- 経済産業省、社会人基礎力 http:// www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/
- 4) 石田易司・竹内靖子・福山正和「社 会福祉学科1回生対象授業「社会福祉 フィールドワーク」のあゆみとこれから 一学生が成長を実感できる授業を目指し て一」『Leisure & Recreation(自由時間 研究)』第41号、2016年3月
- 5) 浅井定雄・西川千登世・渋谷昌三「社 会人基礎力尺度の作成の試み」『日本社

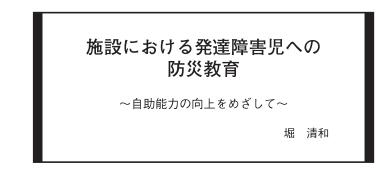
福祉文化研究 2016 Vol.25

会心理学会第50回大会』、2009:pp.420-421.
6) 青木康太朗・粥川道子・杉岡品子「キャ

ンプ体験が大学生の社会人基礎力の育 成に及ぼす効果に関する研究」『北翔大 学生涯スポーツ学部研究紀要』第3号、 2012、pp.27-39.

(いしだ やすのり 桃山学院大学) (ふくやま まさかず 桃山学院大学) (たけうち やすこ 桃山学院大学)

現場実践論



要 旨

本実践の目的は、実践を通して発達障害児への防 災教育の課題を明らかにし、その効果的な実践方法 を検証し改善することである。2014年8月、11月 に支援施設において3回、発達障害児に防災教育を 実践し、実践上の課題と教育効果を検証した。

結 果

本研究で得られた結果は以下の通りである。視覚 支援など合理的配慮(Reasonable Accommodation) を行うことで、学校における防災教育への参加が難 しい発達障害児も参加することが可能となった。事 前にきまりを説明すること、視覚支援の方法を取り 入れることが極めて重要であった。カードを用いた 学習方法には多くの子が興味をしめした。

結 論

発達障害児への防災教育では一度限りの学習だけ ではなく継続的に行動学習を行い、日常の行動とし て定着させることが極めて重要である。

キーワード 発達障害、防災、安全教育、施設

1 はじめに

2011年3月の東日本大震災以降、各地 で防災対策及び防災教育の抜本的な見直し が行われてきた。例えば石川県では東日本 大震災発生後、石川県教育委員会が震災の 教訓を盛り込んだ暫定版の学校安全指針¹⁾ を出しており、迅速な安全対策の強化に乗 り出している。障害者や高齢者など、災害 発生時に避難に大きな困難を抱える人たち を念頭に置いた対策の充実についても、障 害者団体が中心となり、災害時要援護者に 関する自治体への提言が行われ²⁾災害場 面での障害者の支援の事例³⁾⁴⁾などが取 り上げられるようになってきた。

しかし、これらの取り組みの多くは、支 援者がいかに障害者を守るかという、支援 者向けの対策や研修が中心であり、障害児 者の自助能力の向上に主眼を置いた取り組 みはまだ少ない。保護者や支援者、関連施 設の対策の質の向上や研修が重要であるこ とは言うまでもないが、仮にスキルのある 支援者が災害発生直後に駆けつけたとして も、障害児者が状況を理解できず、パニッ クを起こしてしまえば、避難誘導に多大な 時間がかかってしまう。また、孤立した状 況で助けをもとめられない(例えば HELP カードを見せるなど)、障害の種類・服用 薬を記載したカードを所持していないとい う状況であれば、健康や安全上、多大な不 利益を被ることになる。筆者自身 1995 年 に兵庫県で阪神大震災に被災し、当時の障 害者や外国人が不利益を被る状況を目の当 たりにしてきたが、とりわけ、災害発生時 における障害児者本人に関わるこれらの状 況は現在でもあまり改善されていないよう に思える。障害児者の保護者を対象にした 先行研究5)では、防災について家庭で子 どもと話し合っている保護者は22.1%、障 害の種類や服用薬などを記載したカード (防災カードなど)を子どもに持たせてい る家庭は19.1%であった。この調査は、支 援施設の会員を対象とした調査結果である ため、支援を受けていない家庭ではこの割 合はさらに低くなるものと推測できる。筆 者が実践を通して関わりのある障害児者の 保護者や支援者からも、災害発生時の不安 の声を聞く機会が多いが、①防災教育が大 切なのは理解しているが日常の療育が大変 でとても緊急時の対策や教育まで手が回ら ない(時間と気力、機会の欠如)②発達障 害や知的障害があるのでどうせ教えても無 駄(子どもの能力の過小評価)③私(保護 者・支援者)がついていれば大丈夫(過信・ 子どもが孤立した状況を想定していない) という理由から、防災教育のみならず、家 庭内での対策も十分に行っていない実態が ある。また、地域や学校で行われる防災訓 練についても、「周囲の人に迷惑をかける から|「避難訓練の日になると学校を休み

たがるから」という理由で参加させない保 護者の声を多く聞く。障害の特性から緊急 時に対応が難しい子ども達の避難訓練や防 災訓練が非常に低く適切な教育を受けてい ないという現実がある。人は誰しも緊急時 には混乱するものであり、知的障害や自閉 症等の障害特性のある人々がいても対応で きるような訓練を行うことは学校や地域に とっても防災対策の課題を見つける上で有 益である。そのような合理的配慮のある防 災教育の充実と防災活動の文化化、そして 福祉文化へと高めていくことは現在の防災 教育における大きな課題であると考える。 このような問題意識から、本研究では、教 育実践を通して支援施設において地域や学 校での防災教育への参加が難しい子どもた ちでも参加できる配慮の方法と課題につい て検証し、当事者の自助能力を高める防災 教育実践の手法について検討した。

2 実践方法

2-1 実践の概要と構成

1)対象

2014 年 8 月および 11 月に大阪府内にあ る障害者支援団体の施設内Aにおいて、 軽度知的障害児を含む小学生から中学生の 発達障害児(未診断、診断済含む)を対象 に、防災教育を実施した。支援実施前に、 障害児者の防災教育上の課題を聞き取り し、実践後にも教育プログラムの実践で浮 かび上がった課題を聞き取りした。8 月の 実践では 11 名 (2 名が家庭の所用のため 途中退席)、11 月の実践では6 名が参加し た。また、2014 年 8 月に大阪府内にある 放課後等デイサービス施設 Bにおいて同 プログラムを実施し、小学生2名中学生2 名高校生2名の計6名が参加した。施設B の実践では、実施したプログラムの一部を 施設スタッフに定期的に実施してもらい、 その後の子ども達やスタッフの変化を調査 票で回答してもらった。

2) 倫理的配慮

保護者および施設に対してプログラムの 趣旨と概要、実践で得られた情報は研究以 外の目的に使用しない旨を事前に説明し、 了承を得られた参加者を対象に防災教育を 実施した。

3) プログラムの目的と構成

通常の防災教育や避難訓練では参加が難 しい子どもたちに対して視覚支援などの合 理的配慮を行い、従来の防災対策・教行で は守られる立場の側面が強調される傾向に ある障害児者の自助能力の向上を目的とし た教育プログラムの開発、実践、改善を目 的として行った。

今回の実践で実施した教育プログラム は、障害児者の保護者、教員を対象に行っ た防災上の課題に関する先行研究調査結 果⁶⁾を基に、調査結果で浮かび上がった 感覚過敏や視覚特性、パニック時の対応等 の課題を考慮に入れ、障害児者の保護者お よび支援施設のスタッフと協議を重ねて試 作プログラムを作成した。試作プログラム では、知識に関する事前学習(パワーポイ ントに表示した絵カード学習を含む)と避 難方法に関する行動学習の二部構成(休憩 を挟んで90分)で構成されている。11月 に実施したプログラムでは、8月に実施し たプログラムで発生した課題を基に、事前 学習、行動学習、絵カードを用いた振り返 り学習の三部構成(適宜休憩を挟んで90 分)で実施した。

2-2 アセスメント

1) 事前のアセスメント

前日までに参加者の障害特性、好きなも の、コーピンググッズ(落ち着けるものや 落ち着ける行動)、これまでに防災教育を 受けた時の反応(写真や映像で悪影響が出 た、避難訓練でパニックに陥るなど)を聞 いた。

これらのアセスメントを踏まえて、「写 真で悪影響が出たお子さんがいるため写真 を使わずにイラストを用いる」「文字の方 がわかりやすい場合は個別に字による支援 手段を併用する」など、参加者の特性に合 わせて適宜修正を加えた。

2) 当日のアセスメント

事前のアセスメントに加えて、保護者に 当日のお子さんの機嫌や様子を聞くことで 情報収集して当日のアセスメントも実践内 容に反映させた。例えば、イベント前にお 子さんと一緒に遊ぶ、話すなどして気持ち を和らげ(アイスブレイク)、お子さんの 様子から、寡黙で声掛けが必要な子、多弁 で自分の話題を遮って他の子が話しだすと 不機嫌になるなどの特徴をとらえて配慮が 必要な子について事前にスタッフ間での情 報共有を行った。このようなアセスメント で得た事前情報を基に、イベント開始前に 最終打ち合わせ、留意点や必要な配慮など を相談し、必要に応じて、その場でプログ ラム内容も修正した。

2-3 事前準備

1) 紙などによる視覚支援

視覚支援の手法として、見通し表(その日のイベントの流れ、開始時間・休憩時間・ 終了時間などを書いた紙)を用いた。具体的には、2時になったら休憩です、2時10分になったら隣の部屋に集まりますなど時間に関するもの、頭を守りましょう、にげましょうなど行動に関するものを紙にプリントアウトし、児童の前で問いかけと同時に提示した。

2)発言者マーク(11月の施設Aにおける 実践で使用、今回の実践では丸い輪を 持たせた)

発言したい子に持たせて、誰の話を聞け ばいいか視覚的にわかりやすくした。この ことにより、多弁な子が同時に話をした がっていさかいを起こすことを回避し、ま た、周囲の子たちが発言者の話を集中して 聞けるようにした。

3) 役割分担

8月の施設AおよびBの実践では①のみ、 11月の施設Aの実践では①②③の役割分 担をして実践した。役割分担は、①プログ ラム進行役、②子ども対応のファシリテー



図1 寄り添いの例

ター(子どもに発言を促す、共感する係) ③パニック発生時の寄り添い役(逃避行動 やパニックを起こした際に声かけをする) の3つの担当に分担して対応した。

2-4 実践したプログラムの流れ1)事前説明

イベント開始時に事前の説明、趣旨や開 始・終了時刻、発言のきまりの説明をして 児童にイベントの見通しが持てるように配 慮した。具体的な説明は以下の通りであ る。

(説明の例)

- ・今からじしんについてのお話をします
 ・2時になるまで席に座ってお話を聞きます
 ・何かお話ししたい時は丸い輪を持って
 - 話します
- 他の人が丸い輪をもって話していると
 きは注目してお話を聞きます
- ・つらくなったときは休憩場所に行って
 もいいです、など
- 2) 座学による知識学習

座学による知識学習の場面ではパワーポ イントでイラストを提示し、進行役が問い かけを行うことで、災害に関する基礎知識 や避難の大切さ、方法を学習させた。ま



図2 パワーポイントで用いたイラストの例

た、参加者の中に災害場面の写真を見たこ とで心身に悪影響が出た子が含まれていた ため、写真、動画は用いずにイラストを用 いた。

3)行動学習

行動学習の方法として8月の施設Aお よびBにおける実践では、①頭を守る練 習と②非常口に避難する練習を行った。ま た、11月の施設Aの実践では上記の練習 に加えて、③声を出さずに「たすけて」を 伝える練習をした(ショックで声が出ない ときのために手を振る、物を叩くなどして 大人に気持ちを伝える練習)。

4) 絵カードの学習

視覚支援の手法の一つとして、パワーポ イントでの学習と併用して次のようなカー ド教材を用いた。



図3 施設Aと施設Bでの行動学習の風景 (頭を守る、非常口に避難)

5)振り返り学習(11月の施設Aでの実践 で実施)

11月の施設 A での実践では、子どもた ちがイベントを通して気づいたこと、印象 に残ったことを挙げてもらいホワイトボー ドにまとめ、気づきの共有化を図った。複 数の児童が挙げた共通のキーワードには下 線を引き、重要なキーワード、行動につい



図4 使用した絵カードの例(表面に絵、裏面に説明)

福祉文化研究 2016 Vol.25

て理解を深めると同時に、イベント終了 後、保護者にホワイトボードの内容を見て もらい、学習効果を実感してもらった。ま た、家庭での継続的な指導方法についても 助言した。

6) 視覚支援等の配慮

実践で用いたパワーポイント原稿では基 本的に一画面一要素(絵なら一つの絵だけ を表示)で視覚的に混乱しないように工夫 した。参加した児童がパニックを起こした 時の対処として、寄り添い役が声掛けを し、必要に応じてコーピンググッズを与え る(お絵かきが好きな子には紙とペンやぬ りえをわたすなど)、その場での参加が難 しい場合は、落ち着ける場所に誘導し、そ こで寄り添い役の支援者と共にお話しをす るなどの対応を心がけた。

3 結 果

- 3-1 保護者および支援施設スタッフへの自薦聞き取りで浮かびあがった 課題の例
- 発達障害・知的障害児に見られる防災 教育上の課題

実践を行った障害者施設の支援者および 支援施設を利用する保護者からの聞き取り 調査の結果、障害児の防災教育上の課題と して以下の点が挙げられていた。

- ・避難訓練に参加できない(感覚過敏や先生に叱責されたという恐怖体験から)
- ・危険な状況が把握できない
- ・急な変更に対応できない
- ・きまりが理解できない
- ・言われたことを額面通り受け取ってし

- まい臨機応変な対応ができない
- ・気持ちを伝えられない、助けを求められない
- ・こだわりが強く自分のペースを乱されるとパニックに陥る、勝敗にこだわるため勝ち負けのあるゲーム形式の学習場面で怒り出す
- 2)従来の一般向けの防災教育を受けたことによる弊害、トラブルの事例
 発達障害児の障害特性のある子が従来の防災教育を受けた結果として、以下の弊害やトラブルがあったとの声が寄せられた。
 ・災害の衝撃的な写真・映像を見たことによる精神的ショック(眠れない、泣いてしまうなど)や身体的影響(腹痛を訴えるなど)を訴えるようになった
- ・地域の避難訓練に参加したが障害特性 を理解されずに迷惑な子扱いされてし まい周囲に迷惑をかけてはいけないと 保護者が遠慮して参加をためらうよう になった
- ・避難訓練で何をしていいのかわからず ぼんやりしているところを先生にふざ けていると叱責されて、その後避難訓練 に参加出来なくなった
- ・避難訓練の際に発生する煙や音で苦しい気持ちを先生に理解してもらえなかった
- ・話し出すと止まらないため、他の子の発言を遮ることや発言できないと不機嫌になることがある。

本実践では、上記の課題を考慮し、支援 施設のスタッフと協議の上、発達障害児で も参加しやすい教育プログラムを作成して

実践を行った。

3-2 施設Aでの実践結果

1) 実践終了後の検討結果

教育実践終了後、支援施設のスタッフと 勉強会を行い、実践で発生した課題と対処 法、内容の評価、教育プログラムへの意見 交換を行った。パワーポイントで用いた原 稿について若干絵や字が多いものがあった ため、要素数をもう少し少なくした方がい いのではという指摘があった。また声掛け の際の声の大きさについても配慮が必要と の意見を得た。

2) 実践の中で発生した課題と対処

参加者のうちー人の子に対して進行役が やや大きな声で話しかけたために、机の下 に隠れるなどの逃避行動を取ってしまった が、少し離れた場所で寄り添い役が声掛け をすることで参加を継続することができ た。ADHDの特性から発言を止めない子 がいたが、発言者マークや発言のルール(み んなの意見を聴きましょう、一人ひとり順 番に思ったことを聞かせてくださいなど) を明確にすることで指示に従うことができ た。一人の子が不穏な行動を取り始める と、他の子にも不安が伝わるため、一人ひ とりの様子を見守り、イライラの兆候が表 れた場合は早めに声掛けやコーピンググッ ズの利用を行う必要がある。

3) 教育実践後の児童の知識面の変化

図5の画像は知識学習、行動学習終了後 に振り返り学習で「学んだこと」「心に残っ たこと」を答えてもらい、ボードにまとめ ている光景である。逃避行動を取った子は 少し離れた別の部屋で寄り添い役が同様の 振り返りを促した。



図5 振り返り学習 (ボードの中の参加者の名前部分は消している)

コミュニケーションが苦手な子もいた が、振り返り学習では「ぼうさい」「ひな ん|「さいがい」など、ワークショップを 通して新しい語彙が増え、自分が気付か なかったことを他の子の気づきで補うこ と(「思い出した!」など)ができていた。 また、助けてほしい時には手を振ることや 物を叩くことで伝えられるという、「たす けて」を伝えることの大切さについても理 解していた。ワークショップ終了後、ホワ イトボードを参加者の保護者に見せること で、子どもたちの能力と指導の方法によっ て隨害があってもここまで学習することが できるということを実感してもらった。さ らに、外出中やマンションで非常口を見か けたら「防災教室でならった非常口だよ ね」と日常的に声掛けしてもらうよう依頼 し、家庭での継続的な学習につなげるよう にした。一方、支援施設の性質上、防災プ ログラムに参加したいお子さんを選ぶこと が難しく、参加者の知的な理解の程度や年 齢にばらつきがでてしまった。知的理解の 低い参加者でも理解できるような内容の精

-157 -

表1 放課後等デイサービスの子どもとスタッフの変化

	8才	ADH	D 軽	度	77	自閉	症中程	腹	7=	才 自閉	症重	度
	9月	10月	11月	12月	9月	10月	11月	12月	9月	10月	11月	12月
語彙が増えた	0			0	もと	もと語	量が少	ない	もと	もと語言	量が少	ない
身を守る行動を取れるようになった	0	0		0	0	0	0		X		×	×
避難行動がとれるようになった	0	0	1 mil	0	0	0	0	1	0		0	0
車先して行動できるようになった		0		0		Δ	×		×		×	Δ
指示に従えるようになった	0			x			x	2	0	6 18	0	0
行動の意味を理解できるようになった	0			Δ	0	0	0				Δ	0
お子さんが防災や災害について話す回数が増えた			and states					1			Δ	\triangle
防災・安全へのお子さんの意識が高まった	0	0		0	0	0	0		0		0	0
防災カードへの興味				\triangle		Δ			0			0

施設側の変化	9月	10月	11月	12月
スタッフの意識が向上した	0	0	0	
個々のお子さんへの対応の仕方がわかるようになった	0			0
防災への設備面の備えが向上した	0	0		x
防災への対応面のスタッフのスキルが向上した				Δ

査が今後必要であると考える。

実施一か月後に施設スタッフにヒアリン グしたところ、家庭内で防災について話し 合う機会が増えて、率先的に防災のことを 話すようになったとの報告を得ており、意 識向上の効果はあったものと考えられる。

3-3 放課後等デイサービス施設 B での 実践結果

実施後の変化

8月の実践では重度の児童が参加してい たため、頭を守るなど、指示に従うことが 困難な場面もあった。施設の非常口は、普 段は飛び出し防止のために施錠されてお り、参加者は一度も通ったことがない状態 であったが、訓練を行うことで「危ない時 はここを通ってもいい」ということが理解 できるようになった。

2) 実践の中で発生した課題と対処

聴覚過敏の特性を有する子が非常口の絵 をみたとたん、大の字になって拒否反応を 示したため、怖がる非常ベルの絵を使用し ている予定の内容を飛ばすことで対処し た。非常口から走って飛び出そうとする子 がいたので、使用しない扉は施錠し、スタッ フがあらかじめ飛び出しそうな場所で待機 することで対処した。

防災教育プログラム実施後の子どもたちの変化

8月の教育実践以降、行動学習のプログ ラムを毎月1回実施するよう依頼して防災 訓練に複数回参加可能であった子どもたち の変化と施設スタッフの変化を記録しても らった。8歳のADHD児(軽度)、7歳の 自閉症児(中程度)、7歳の自閉症児(重 度)の3名の児童の記録を基に教育効果に ついて検証した。防災カード制作前は試作 のカードを、制作後は成果物の防災カード も併用して訓練を行ってもらった。

表1は子どもとスタッフの変化を記録したものである。前月と比較して向上した場合は○、変化がない場合は△、低下した場合は×で示している。参加ができなかった月は灰色で示している。

軽度および中程度の障害のある児童は、 意識や行動面など全般的に実施後に良い影 響が見られた。特に、軽度の児童では行動 面での大きな変化が現れた。同様の傾向は 8月に実施した2つの施設での教育実践で も見られた。

4 考 察

今回実践した教育プログラムは、通常の 防災教育、避難訓練に参加が難しかった子 や、参加後悪影響が出た子などが参加して おり、それぞれの障害特性に配慮して教育 実践を行った。実践の結果、とりわけ軽度 の障害児では意識面、知識面、行動面全般 に良好な変化が現れ、実施後、「非常口の 場所を率先して尋ねる|「家庭内で防災に ついて話し合う」など防災意識の向上に大 きな変化があったと考えられる。重度の知 的障害児や自閉症児については、指示に 従って行動をすることが難しい側面があっ たが、スタッフと共に練習することで、ス タッフは対応の仕方を工夫して学習するこ とができ、本人は一度避難誘導を経験して おくことで馴れておくという側面があっ た。放課後等デイサービスでの教育プログ ラムの継続的実践では、回数を重ねるたび に防災訓練の内容もマンネリ化してくるた め、子どもたちもスタッフも意識が若干低 下する傾向が見られた。このため、継続的 な実践では毎回新しい内容を追加する等の 工夫をする必要もあると考える。また、重 度の自閉症児は、語彙がもともと少ないた め語彙面や的確な行動を取ることが難しい 側面がある一方で、成果物の防災カードに 対する興味は軽度の子どもよりも非常に高 く、長時間カードを眺めて絵や文字を覚え ていたとの報告があった。同様の傾向は成

果物の防災カードを提供し子どもたちの反 応を観察してもらった施設Aにおいても 見られ、自閉症の特性のある子は防災カー ドへの関心が非常に高かったとの報告を得 ている。このことから、重度の自閉症児の 防災知識学習および意識の向上では、防災 カードの利用は効果的であると考えられ る。課題として「気持ちを伝える」「たす けてを伝える|など災害時に重要となる行 動スキルを重度の障害児に獲得させる手法 についても、日常生活の中でも移動の際に 決まったサイン(指示カードや HELPの 出し方の獲得、スタッフ間で声掛けの方法 を統一する等)を繰り返し使う・使わせる ことで、緊急時にも必要となる行動を定着 させるといった地道な努力が必要だと考え る。また、先行調査や実践を通して障害児 者の保護者の防災に対する意識の低さを痛 感した。日常の療育に追われて緊急時の対 策を考えている余裕がないとの声が多く、 このことが家庭での防災教育の普及に大き な壁となっていると考えられる。地域の防 災訓練にも迷惑をかけたくないと参加して いない障害児者の家庭も多いため、遠慮な く参加できるような防災の取り組みを行う 等、地域においても様々な隨害特性に配慮 した防災の取り組みが試みられるような文 化づくりが求められる。視覚支援や見通し への配慮を行う障害児者が参加しやすいプ ログラムは、実は健常者にとっても理解し やすい内容となる。また、日々の療育に追 われて緊急時のことまで考えることが難し い家庭では、災害時の地域での支援方法を 語り合う機会を設ける等、地域からの支え によって教育や対策の不足を補うことも重 要である。

5 まとめ

今回の実践では、従来の防災教行には参 加が難しかった子においても教育実践後に 良好な変化が見られたが、災害時に必要と されるスキルの獲得を進めるためには、一 度限りの学習だけではなく継続的に行動学 習を行い、日常の行動として定着させるこ とが極めて重要である。また、様々な人々 が住むことを念頭に置いた地域での防災の 取り組みや施設・学校でのスタッフ・教員 の研修の充実や個別の防災プログラムの実 施等を通して、合理的配慮を伴う地域の防 災文化として行まれ、地域に根付くことに よって福祉文化まで高まることを願いた い。

謝 辞

本実践報告は博報財団第9回児童教育実 践についての研究助成事業の助成を受けて 実施した実践研究の一部である(助成番号 2014-020)。

文 献

 石川県教育委員会「石川の学校安全指 針(暫定版)一かけがえのない子ども 達の命を守ろう」石川県教育委員会、 2011;pp.1-3.

- 災害時要援護者避難支援研究会「高齢 者・障害者の災害時支援のポイント3版」 ぎょうせい、2011:pp.4-47.
- 3)田中総一郎・菅井裕行・武山裕一「重症児者の防災ハンドブック」、2012; pp.10-27.
- 4) 高橋みかわ「大災自閉っ子家族のサバ イバル」ぶどう社、2011; pp.12-44.
- 5) 堀清和・村上佳司・佐藤健「家庭にお ける障害を持つ子の防災教育の実態と教 育の手法」『安全教育学研究』Vol.14 (1), 2014; pp.13-25.
- 村上佳司・堀清和・阪田真己子「発達 障害を持つ子への防災に関する教員の 意識」『日本教育保健学会年報』Vol.21, 2013; pp.29-38.

(ほり きよかず 兵庫医科大学)

		~	и ч ні.		10	V/10/			1
	(<i>7</i> ,	↓すず書顔	房 2015 年	xi, 336, :	xlvp ISBN	1978-4-6	622-07	7889-C))
						ĥ	柴田	周二	
本書は、	テツオ・	ナジタ	(Tetsuo	Najita	histo	rical per	specti	ive) を	抄
936~)	の著書、	Ordina	ry Econor	nies in	<i>b</i> ,	本書は、	ナジ	タのこ	: 1

テツオ・ナジタ著(五+嵐暁郎監訳・福井昌子訳)

『相互扶助の経済

-毎尽講・報徳の民衆思想史

1936~)の著書、Ordinary Economies in Iaban : A Historical Perspective, 1750-1950. The Regents of the University of California, 2009の邦訳本である。ナジタはハワイ出 身の日系アメリカ人2世で、シカゴ大学名 誉教授、合衆国を代表する近代日本政治 史・思想史の研究者である。本書が対象 とするのは、近代日本の民衆生活におけ る「講」をはじめとする相互扶助の歴史で ある。原著のタイトルとなった Ordinary Economies は、これまで「通俗経済」「日 常の経済|「民衆経済|などと訳されてき た。それが意味するのは、公的秩序を大き く超えて広がる民衆の日常生活と絡み合っ た経済活動であり¹⁾、本書では、1750年 から1950年における各種の講的組織、報 徳運動、無尽会社、協同組合などの民衆の 社会的実践が、政治経済や倫理に関する同 時代の言説空間と関連させて論じられてい る。本書で留意すべき点は、著者の意図 は、Ordinary Economiesの歴史を実際に明 らかにするというよりは、歴史の「解釈に かかわる視点|もしくは「歴史的展望」(a

書

評

historical perspective) を提示することにあ り、本書は、ナジタのこれまでの講や相互 扶助に関する研究を独自の視点から集約し た「相互扶助の社会史」である²⁾。

ナジタが、民衆生活をとらえる視点(「歴 史的展望」)は、自らの著書『Doing 思想 史』のなかで簡潔に示されている。彼は、 「庶民のなかに息づいていた三つの重要な 考え」として次の3点をあげている³⁾。

 「自然を第一原理」として考えること。
 「同士同輩」という言葉で表わされる 平等主義的倫理観。

③知的探求の世界において、経済と倫理 的価値は、別々のものとは考えられてはな らないという発想。

すなわち、民衆思想には「自然はあらゆ る知の源泉」という考えが根付いており、 「講」的組織で同じ倫理的日的を共有する 者は貴賤の別なく平等とされ、経済と道徳 は不可分なものとみなされている。ナジタ によれば、日本における「協同組合による 実践の歴史は旧徳川体制、あるいはそれ以 前の講の歴史にその源流をたどる」ことが でき、「「講」とその倫理的原理は近代史を 通していたるところにその姿を現し」「こ のような歴史から創造された思想と実践 は、今もさまざまに形を変えてあまり気づ かれることもなく日本社会のあちこちに生 きつづけ」、戦後の市民社会やエコロジー の問題につながっている⁴⁾。

それでは、本書の研究は、どのように評価されるべきものであろうか。

まず、最初に、ナジタの民衆把握の「価 値前提|ともなった上の3つの考えが問題 となる。ナジタは、民衆を同士同輩の立場 から、経済と道徳を分離せず、知の第一原 理としての自然を前提として地域の生活を 維持するために行動するものとしてとらえ ている。しかし、こうした民衆把握は、果 たして現実的といえるのだろうか。すなわ ち、歴史上の民衆は、商品経済が発展する なかで、より功利的で自己本位的な行動を とったことも多いのではないか。同様に、 近代日本の民衆生活を規定したもう一つの 重要な要素である「家」の把握に関する疑 間もある。周知のように、民衆思想史の先 駆者の一人である安丸良夫は、勤勉、倹約、 謙譲、孝行などの歴史とともに古い民衆の 生活態度が、近代日本において、広汎な 人々のもっとも日常的な規範、すなわち「通 俗道徳|として確立される過程を、心学や 二宮尊徳の報徳仕法と関係させて論じてい る⁵⁾。安丸が、こうした「通俗道徳」に着 目したのは、それが「「家」を単位とした 自立という日本の近代化過程の日本の民衆 が直面していた基本的過程にもっともふさ わしい論理|の基礎を形成し、日本人の生 活様式・思惟様式を規定したと考えたから である⁶⁾。しかし、ナジタは、このような 安丸の研究や「家」の問題には触れようと しない。

もちろん、ナジタが上述のような価値前 提のもとに民衆の姿をとらえようとしたの は、功利的で自己本位的な行動をする民衆 のとらえ方や、民衆の価値意識を規定する 「家」とは異なる倫理的原理や社会的実践 が歴史のなかに存在したことを示すためで あろう。しかし、そうした社会的実践が、 いかなる地域的広がりと現実的展開をみ せ、民衆生活に対してどのような比重や意 義をもって存在していたのかを明確にしな ければ、民衆思想史は、著者に都合の良い 事実だけを列挙する結果となり、民衆の現 実生活を推進した力を見誤る危険がある。 次に、ナジタの「講」の取り上げ方に関 する疑問がある。それは、彼が報徳社と伊 勢講との関係などに触れなかった点であ る。近代の報徳運動の中心となった報徳社 の出発点は、民間に存在した無尽・頼母子 満やその他のものを再構成したものであ り、それと伊勢講との関係を指摘する見解 が以前からある⁷⁾。それによれば、幕末期 に報徳社の設立と普及に大きな役割を果 たした安居院義道は、伊勢神宮、春日大 社、石清水八幡宮の3社への大灯籠の寄進、 太々神楽の奉納、道路や橋の建設などを行 う「三社燈籠萬人講」の講員を勧誘する過 程で、現在の静岡県を中心に、自らが見聞 した尊徳の思想や畿内巡回中に修得した先 進的な農耕技術を教示し、従来の農村に根 付いていた伊勢信仰=萬人講組織を利用し ながら、報徳連中組織の村域的結合を編成 したといわれる⁸⁾。ナジタが報徳社を重要 な叙述の対象としつつ、伊勢講との関係な どに触れなかったのは、「講」の歴史的把 握として十分には思われない。

しかし、こうした問題はあるにせよ、公 的秩序の外で発展した民衆の社会的実践 を、相互扶助の視点から、同時代の政治経 済や倫理に関する言説空間と関連させて、 日常的な生活の次元から総合的にとらえよ うとしたナジタの研究は、これからの福祉 社会や福祉文化のあり方を考える上で示唆 に富んでいる。ナジタが研究の対象とした 相互扶助の社会的実践やそれを支える倫理 は、確かに、狭い共同社会での人格関係や 顔見知りの範囲においてのみ有効で、社会 的に拡大することが困難な側面をもってい る。また、その結合が異質なものの排除に つながることもあり、そこに相互扶助の限 界や問題も指摘される。しかし、商品経済 が社会の隅々にまで浸透し、人びとが親密 な関係をもたなくても生活できる範囲が広 がり、人間相互のつながりが失われていく 社会において、従来の人間生活を支えた血 縁・地縁・社縁などを補う機能の一つを知 縁に基づく自発的組織としてのアソシエー ションなどに求めるとすれば、講的組織に よる相互扶助は人間の日常生活を支える社 会的実践として見直されてよい側面をもっ ている。

福祉文化の基礎は自立と協同の人間関 係とそれを支える小集団をいかに形成する かにあり、福祉は小さな単位でこそ実現可 能である。生活の質は、経済効率の追求を 超えた人間的生命の養成にあり⁹⁾、人間は 他から支えられてはじめて自己決定できる とすれば、現代のわれわれは、より生活に 密着した視点から新しい人間関係に基づく つながりを形成することが求められる。民 衆の社会的実践としての相互扶助を、その 原理究明や単なる事例紹介にとどまらず、 同時代の言説空間との関係で民衆思想史の 一環として俯瞰する本書は、これからの福 社文化の可能性を模索する基礎文献の一つ となるであろう。

引用文献

- テツオ・ナジタ(五十嵐暁郎監訳・福 井昌子訳)『相互扶助の経済――無尽講・ 報徳の民衆思想史』みすず書房、2015:
 p. iv.
- 2) 同上、pp.vi-vii.
- テツオ・ナジタ(平野克也監訳)『Doing 思想史』みすず書房、2008:pp.v-vi.
- 4) 同上、pp.v-x、140、196.
- 5) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』 青木書店、1974: pp.4-55.
- 6) 安丸良夫「『民衆思想史』の立場」『一 橋論叢』78巻5号、1977: p.556.
- 原口清「報徳社の人々」『日本人物史 体系 第5巻』朝倉書店、1960: p.257.
- 8) 鷲山恭平『報徳開拓者 安居院義道』 大日本報徳社、1953:pp.17-38.
 9) 前掲書 3)、p.207.

(しばた しゅうじ 日本福祉文化学会会員)

資料編

Γ

2015年度日本福祉文化学会事業報告166
日本福祉文化学会
日本福祉文化学会規約
日本福祉文化学会評議員選出規則
日本福祉文化学会名誉会員規則
『福祉文化研究』投稿規程
『福祉文化研究』投稿票
福祉文化実践学会賞選考規程
日本福祉文化学会倫理規程
日本福祉文化学会著作権規程

-2015年度日本福祉文化学会事業報告

1 大会・総会の開催

1) 第26回全国大会神戸大会

期 日:2015年10月24日(土)25日(日)
会場:兵庫県立美術館、兵庫県福祉センターオプションツアー:人と防災未来センター
懇親会:人と防災未来センター内新上海
参加者:83名
会員総会
期 日:2015年10月25日(日)9:00~10:00
会場:兵庫県福祉センター1階多目的ホール
出席者:43名

2 ブロック活動

1) 東北ブロック

東北ブロックの活動は、これまで積み上げた成果を点検し、新たな取り組みを作り出すよう 動いた。東北関係では災害支援の取り組み、2016年1月16、17日災害支援(釜石)の企画、 福島での企画を具体化する取り組み、福島、宮城での新たな取り組みの持ちかけなどを行っ た。この個別の取り組みは、年度内での日程調整不調、家庭事情等で具体化が進まなかった。

2) 関東ブロック

関東ブロック実践・研究交流会

テーマ「現代社会の家族の姿~児童養護施設・学童保育室・学校の現場から~」 話題提供者: 関根美智子氏(社福法人同仁院理事長)

: 佐藤朝代氏(けやの森学園園長・水富小学童第一・第二学童保育室代表)

:中村一夫氏(日高市立高麗川小学校校長)

司会:木村たき子氏(大学心理カウンセラー)

コメンテーター:結城俊哉氏(立教大学教授)

日時:2016年2月28日(日)13:00~16:30

会場:立教大学池袋校舎16号館第一会議室

3)北陸ブロック

現場セミナー 「障がいのある人が生き生きと働く職場とは ―チャレンジトの経験から考 える―」(主催:日本福祉文化学会 北陸ブロック 後援:福井県鯖江市) 期 日:2015 年 11 月 21 日 (土)・22 日 (日)

会 場:1日目:JR 鯖江駅舎2階 "えきライブラリー"内 "café&sweets ここる"
 2日目:JR 鯖江駅舎2階 "えきライブラリー"内 "café&sweets ここる"
 ミニ・グリーンツーリズム (原木しいたけぼだ場とここるファーム見学)

鯖江のメガネ会館見学 参加者:1日目 74名 2日目 7名 4) 関西ブロック ◇研究会 〈第1回〉 5月20日18:00~20:00 大阪市ボランティア・市民活動センター ・理事会報告
 ・活動予算
 ○現場セミナー「福祉文化歴史の旅」について ○東日本大震災支援活動関連 ○「大学生のボランティア活動の教育的効果」について 〈第2回〉 7月15日18:30~20:30 大阪市ボランティア・市民活動センター 上記〇以外 ・神戸大会進捗状況 ・桃山学院大学和泉キャンパス移転 20 周年記念講演会「へ レンケラーの手紙 ・ 避難行動要支援者支援研究会について 〈第3回〉 1月27日18:30~20:30 大阪市ボランティア・市民活動センター ・理事会報告
 ・神戸大会振り返り
 ・現場セミナーについて
 ○東日本大震災支援活動関連 ・高齢者福祉日韓比較研究について
 ・避難行動要支援者支援研究会について ◇現場セミナー「福祉文化歴史の旅 2015」 ・第1回 テーマ:「高齢者=住み慣れた地域で生活(いき)る、 **瞳がい者=土曜日に居酒屋を開店、を実現する小規模多機能ホーム** Part2 日時:8月29日(土)16:00~施設見学と説明(山王丸由紀子理長 隅田耕事務局長) 17:00~居酒屋利用 会場:NPO法人 フェリスモンテ(旭区太子橋1丁目 23-15) ・第2回 テーマ:「住み慣れた地域で、安心して過ごせる小規模多機能施設」 日時:9月19日(土)17:00~「これまでの歩み」(丸尾多重子理事長こと、まるちゃん) 18:30~すき焼きパーティ・有岡富子さん(享年 99歳)を偲んで 会場:NPO法人 つどい場 さくらちゃん (西宮市今在家町 1-3) ◇神戸大会実行委員会 ・日時:4月25日(土)16:00~ 会場:人と防災未来センター ・日時:10月16日(金)18:00~ 会場:兵庫県福祉センター ◇和泉キャンパス移転 20 周年記念講演会「ヘレンケラーの手紙| 日時:7月6日(月)13:00~14:50 桃山学院大学 ・手紙の歴史 朝日新聞厚生文化事業団 中村 茂高 氏 ·映画上映/「青い鳥のおとずれ」(ヘレンケラー来日の記録映画) ・講演/「ヘレンケラーの功績」毎日新聞大阪社会事業団 佐和 宏士 氏 ・講演/「日本の障がい者福祉とヘレンケラー」日本ライトハウス 闘 宏之 氏 ・参加者:約300人

-167 -

◇避難行動要支援者支援研究会について

- ・認知症ケア学会から、災害ボランティアについての投稿依頼があり、研究会を発足。本会から、岡村会員、脇坂会員が参加。災害時の高齢者、障がい者への支援についてを中心に 論考。
- ・12月末、原稿提出終了。「日本認知症ケア学会誌」1月発行予定。別刷り1冊250円(ご 希望があれば、お申し出ください。50冊まで)
- ◇釜石の共同制作作品「キルト展示会」の開催
- 日程:12月11日~14日 プロミス心斎橋お客様サービスプラザ
- 5) 中国・四国ブロック
- 6月7日 「おかやま方谷まつり」イオンモール岡山未来ホールにて(実行委員)
- 9月12日 第6回「歌で学ぼう岡山:岡山空襲」岡山シティーミュージアムにて主催
- 3月(日時は未定)倉敷市玉島において第7回「歌で学ぼう岡山:山田方谷」開催(予定)

6) 九州ブロック

- ①福祉現場の実践の学問化(そして実践の相乗) 担当:日比野・理事
- ■日本福祉文化学会の目的である「福祉文化学」の創造に寄与。
- ■全国大会の研究発表論文の学術レベル(学問作法)と発表法の向上に貢献。→大分大会から継続して神戸大会で「自由研究発表」2題を発表。さらに4題の発表があり九州ブロックから合計8題(全17題中)になった。
- 20 回大会長崎大会の成果の継承と発展(一番ヶ瀬福祉文化学、HM 福祉文化学他)。 →上と同じ。
- ■モデル実践として「志立まごのて福祉文化大学(仮)」。2014年12月に開校。その成果を 全国大会で継続発表した。→2015年12月3日開催済。
- ②九州ブロック交流大会開催→長崎大会は別紙資料参照。
- 担当:志賀俊紀・評議員(社会福祉法人ほかにわ共和国理事長)
- 2015 年 11 月 15 日、ほかにわ共和国 10 周年記念として開催済。
- ★長崎大会資料参照『日本福祉文化学会九州ブロック長崎大会

テーマ「福祉文化の豊楽美な創造~ほかにわ共和国10年の実践~」

- ★学会ホームページ参照
- ③長崎純心福祉文化研究会メンバーへの学会参加奨励
 - 担当:日比野理事
- ■永山副会長は研究会代表なので学会入会などを奨励。
- ■『長崎純心福祉文化研究』第12号(2015年5月)の「巻頭言」(日比野理事)で学会への参加・
- 発表等を提起。→「福祉文化学の原点を大事にして温故知新の学問創造へ」
- 9)沖縄ブロック
 - 〈沖縄福祉文化を考える会 臨時定例会〉
 - ・日時;11月7日(土)11:30~14:00 ・会場;那覇セントラルホテル

・報告事項;

① 2015 年度福祉文化実践学会賞受賞報告

- ②第26回日本福祉文化学会全国大会について
- ③ 11 月の例会について; 21 日(土) 11:30~14:30
 - テーマ「しまくとぅば」

ベテランの語り部が沖縄の昔話をすべて方言で語る。

- ・協議事項
- ①沖縄現場セミナーの実施について
- ・現場セミナーの経緯と主旨 ・概要説明 ・協議
- 〈沖縄現場セミナーの企画(案)〉 「沖縄を知る ~初級編~」
- 〈沖縄福祉文化を考える会 定例会〉・日時;11月21日(土) 11:30~14:30
 - テーマ「しまくとうば」

ベテランの語り部が沖縄の昔話をすべて方言で語る。

〈新春記念講演会〉2月開催予定

3 各種委員会活動

- 総務委員会
- ①第1回総務委員会
 - 7月19日(日)17時~19時、新潟県柏崎市「エネルギーホール」にて第1回「総務委員会」 (参加者7名)及び「新潟福祉文化を考える会総会」を開催。

〈議題〉

- 1 組織強化について
 - (1) 入会促進を図るための方策について
 - (2) 他学会等との事業共催・協力等について
- 2 「福祉文化現場セミナー」の開催について
 - (1) 2016 年度新潟県内における「福祉文化現場セミナー」の開催について
 - (2) 福島県飯舘村における「福祉文化現場セミナー」の開催に向けた新潟福祉文化を考 える会としての協力について

②第2回総務委員会

- 12月12日(土)18時~21時30分、新潟県柏崎市「みずき」にて第2回「総務委員会」(参加者10名)及び「新潟福祉文化を考える会望年会」を開催。
- 〈議題〉
- 1 組織強化について
 - (1) 入会促進方策検討のためのアンケートの実施について

3 その他 (1) 神戸大会報告について (2) 会員の状況について 2) 研究委員会 「福祉文化持ち寄りゼミナール」を定期的に開催し、その成果を全国大会および研究誌上で発 表することを通じて、福祉文化研究の方向性を探るとともに、研究の活性化を目指し活動した。 第1回 2015年6月20日(土) 教育デザイン研究所(東京、四谷) 参加者6名 ・持ち寄りゼミの進め方とテーマについて 第2回 2015年7月11日(土) 椿屋珈琲新宿店(東京、新宿) 参加者4名 ・持ち寄りゼミの進め方とテーマについて 第3回 2015年8月16日(日) 教育デザイン研究所(東京、四谷) 参加者13名 ・映画「0.5 ミリ」(介護を題材とした映画) 鑑賞 第4回 2015年10月4日(日) 教育デザイン研究所(東京、四谷) 参加者8名 ・児童:児童虐待、学校教育など 第5回 2015年11月15日(日) 教育デザイン研究所(東京、四谷) 参加者7名 ・世代間交流、地域での子育て・支えあい 第6回 2016年1月24日(日) 教育デザイン研究所(東京、四谷) ・介護サービスにおける賭けごとの是非を問う 3) 企画委員会 神戸大会・交流分科会「地域で子どもを育むということ」の発題者依頼と運営実施 4) 広報委員会 (1) 福祉文化通信の発行 福祉文化通信 77 号 H27.8 月 78 号 H27.12 月 79 号 H28.3 月予定 ・大会案内&報告 ・各委員会、ブロック活動の紹介等 ・評議員選挙、文化の交差点、他 ・フルカラー / 会員向け 500 部 (2) メーリングリストの設定および活用(随時) ・会員への情報発信をおこなう ・メーリングリストを『Google』へ移行(役員 ML / 関東 ML) *事務局、各種委員会と連携 (3) ホームページの運営(随時) ・ホームページの運営・管理*更新は随時行う

(1) 2016 年度新潟県内における「福祉文化現場セミナー」の開催について

(2) 他学会との共催事業の実施について

2 「福祉文化現場セミナー」の開催について

・委員会、ブロック活動の周知 ・各種発行物の電子閲覧 5) 「福祉文化研究」編集委員会 平成27年度日本福祉文化学会編集委員会 〈第1回〉 日にち:2015年4月10日 議題: 1) 『福祉文化研究』編集委員会の今年度の方針について 2) 『福祉文化研究』への投稿料・掲載料について 3) Web 化に伴う事項と「投稿規定」の変更について 4) 『福祉文化実践報告集』休刊に伴う機関誌のあり方について 5) 研究発表奨励賞の新設について 6) 機関誌の特集テーマについて 7) 査読体制と査読委員の確保について 8)編集委員の増員について 9) 『福祉文化研究』 投稿規程(Web 化に伴い) 〈第2回〉 日にち:2015年9月16日 18:30~20:30 議題: 投稿原稿の確認と査読者の選定 2)巻頭言 月田みづえ 3) 福祉文化研究特集号 4) 査読締切・最終原稿入稿日・完成日 5) 25 号以降の福祉文化研究の印刷予算削減 6) 投稿規程 継続確認 7) 論文などの剽窃問題 8)機関リポジトリで、公開・保存する許可の手順について 確認事項: 2015年度以降の編集委員会体制 新編集委員会委員長 月田みづえ 編集委員兼事務局 中嶌 洋 編集委員 本多洋実 塩田公子、園川緑、杉田穏子 2) 新編集委員の追加募集 随時 3) 全国大会時の研究発表の促進 6) 福祉文化実践報告集委員会 「福祉文化実践報告集」第9号2巻の発行

日本福祉文化学会

7) 国際交流委員会

・国際交流委員会に対する意向調査アンケート作成と結果取りまとめ

8) 福祉文化実践学会賞選考委員会

2015年度は、3件の推薦があり、最終的に沖縄福祉文化を考える会に決定しました。神戸大 会2日目に沖縄から代表2名の参加を得て授賞式が行われました。

4 会 議

1) 理事会・評議員会

(1)第1回 理事会 日時 2015年5月16日(土) 会場 立教大学池袋校舎
(2)第2回理事会·第1回評議員会 日時 2015年10月25日(土)会場 兵庫県立美術館
(3)第3回 理事会 日時 2016年1月 23日(土) 会場 立教大学池袋校舎

2) 三役会議

(1)日時:2015年5月16日(土)会場 立教大学池袋キャンパス
(2)日時:2015年10月24日(金)会場 神戸市内
(3)日時:2016年1月22日(金)会場 東京都内

5 事務局業務

・理事会・評議員会、総会資料作成・印刷

- ・会員への資料・情報の発送
- ・「事務局便り」の発行
- ・会員入退会データ管理
- ・会費の徴収
- ・予算の管理
- ・役員・委員会等の連絡調整

これまで社会福祉はいわゆる救貧対策的なものとしてとらえられ、どちらかというと暗いイメ ージがつきまとっていました。

急速に少子・高齢化が進展しつつある日本では、家族機能が変化し、福祉に対するニーズも多 様化してきました。障害者の自立と社会参加も進み、健康で文化的な生活を求めて、自らが望む サービスを自己選択しようという動きも大きくなりつつあります。福祉は「だれもが、いつでも、 どこでも、必要なサービスを受けられる」システムへと、大きく転換しなければならない時代に なってきたのです。

本来、福祉は「人間としての幸せを求める日常生活での努力」であり、障害の有無にかかわら ず、人が人として自分の人生を精一杯生ききるプロセスをサポートするものでなければなりませ ん。

このような時代に福祉はどうあるべきか、また福祉への積極的な努力の実りとして、文化をは ぐくむことができればという趣旨のもと、1989年に設立されたのが「日本福祉文化学会」です。 本学会では会員一人ひとりが「福祉」を全ての人が生き生きと生きることをサポートするものと とらえ、福祉に文化の息吹を吹き込もう、という思いでこれまで多岐にわたる活動をしてきまし た。

現在、日本各地の福祉の現場では、さまざまな文化活動が行われ、人々の生活に彩りを添えて います。また、文化における成果を福祉の中に組み入れ、その地域をも豊かにしていく取り組み もあちこちに根付き始めています。

そんなひとつひとつの実践に学びながら、各地で思いを同じくする人々と「文化としての福祉」 をともに織り紡ぎ、大きなネットワークを創っていきませんか。

活動の内容

・大会(年)回開催)

1年間の活動の総まとめです。記念講演、研究発表、分科会ごとの討論のほか、さまざまな 文化活動の発表の場も設けます。会員相互の活動・研究の交流の場でもあり、その地域なら ではの文化を味わいながら熱い議論を交わします。

・現場セミナー

「現場から学ぶ」姿勢を大切にしてきた本学会の重要イベントのひとつです。ユニークな福 社文化活動を行っている施設や地域を訪れ、現場の空気に触れながら福祉文化について議論 をします。泊まり込みで夜を徹して交流することもあります。

・国際交流

諸外国の福祉文化実践を学ぶとともに、日本の福祉文化の現状を紹介する国際交流の場で す。韓国・中国との定期的な交流を通じ、国際会議・施設見学などを行っています。21 世紀に入っ た 2002 年にはモンゴルも加わり、東アジアに福祉文化のネットワークを構築することをめざ しています。現在、新たな広がりを検討中です。

・各種委員会

各委員会に課せられた課題について会議を開催し、活動の推進を図り、必要に応じて理事 会などに提案・提言を行う。

・地方ブロック活動

福祉文化をキーワードとして、地方ブロックごとにさまざまな活動を行います。地方で大 会を開催する場合は、運営事務局機能も果たしています。

・シンポジウムの開催

タイムリーな福祉文化の話題についてシンポジウムを行っています。各種団体がシンポジ ウムなどのイベントを開催する場合、その活動を後援することもあります。

・研究誌、学会通信、図書の発行

研究誌『福祉文化研究』(年1回発行)

福祉文化についての学術研究を掲載する研究誌です。論文、研究ノート、現場実践論など 福祉文化についての最新の研究が掲載されています。

実践報告『福祉文化実践報告集』(年1回発行、現在休刊中)

福祉文化の視点を踏まえた全国の実践活動報告集です。各地域で行われている実践活動が 紹介されています。

通信「福祉文化通信」(年3回)

「地方発福祉文化」、「事業報告」、「読書案内」、「インフォメーション(イベント情報)」な ど福祉文化についてのホットな情報を掲載しています。

福祉文化ライブラリー(既刊 15 冊)

おしゃれ、遊び、旅行、食事、ライフスタイルなど、人々の生活を豊かにする知恵と工夫 が満載。福祉文化とは何かについて学ぶのに最適な書籍です。

実践・福祉文化シリーズ(全5冊)

日本福祉文化学会10年のあゆみを「高齢者」「障害者」「子ども」「地域」「遊びと余暇」の 5つの視点からまとめたシリーズ。豊富な実践例の紹介とその理論化によって、21世紀の福祉 のあり方が学べます。

新・福祉文化シリーズ(全5冊)

第1巻「福祉文化とは何か」第2巻「アクティビティ実践と QOL の向上」第3巻「新しい 地域づくりと福祉文化」第4巻「災害と福祉文化」第5巻「福祉文化学の源流と前進」

学会の運営

総会を最高議決機関とし、そこで選出された役員が総会の決定事項を執行します。 〈役 員〉 会長 馬 場 清(認定 NPO 法人日本グッド・トイ委員会) 副会長 岡村 ヒ ロ 子 (つどい場 『私空間』) 副会長 永 山 誠(昭和女子大学大学院) 顧 問 薗 田 碩 哉 (NPO 法人さんさんくらぶ) 理 事 多 田 千 尋 (芸術教育研究所) 理 事 川 北 典 子 (平安女学院大学) 佐 藤 嗣 道(公益財団法人いしずえ、東京理科大学) 理 事 理事 稲 田 泰 紀 (燕市社会福祉協議会) 理 事 藤 原 一 秀 (桃山学院大学) 理事 月 田 み づ え (昭和女子大学大学院) 理 事 佐 々 木 隆 夫 (長崎国際大学) 理 事 今 野 道 裕(名寄市立大学短期大学部) 梅 津 迪 子 (狭山市けやの森自然塾学童保育) 理事 到 泪 石井バークマン麻子(福井大学) 理事 脇 坂 博 史(大阪市社会福祉協議会) 理 事 松原 徹(NPO 法人音楽の砦) 日 比 野 正 己 (長崎純心大学大学院) 理事 評議員 相 内 眞 子(北翔大学) 評議員 小 坂 享 子 (神戸学院大学) 評議員 結 城 俊 哉 (立教大学) 評議員 大澤澄男 評議員 福 山 正 和 (桃山学院大学) 評議員 志 賀 俊 紀(ほかにわ共和国) 評議員 和泉とみ代(吉備国際大学) 評議員 太 田 貞 司 (聖隷クリストファー大学) 評議員 久 保 美 紀 (明治学院大学) 評議員 本 多 洋 実(日本体育大学) 評議員 中 嶌 洋(帝京平成大学) 事務局長 前 嶋 元 (東京立正短期大学) 事務局次長 阿比留久美(早稲田大学) 監事 五 十 嵐 真 一(柏崎市役所) 監 事 加 藤 美 枝(世田谷区老人問題研究会)

日本福祉文化学会規約

〈会 員〉

・個人会員・学生会員

本会の趣旨に賛同し、さらに研究実践活動に積極的に参加する意思を持ち、所定の会費を 納入した者。

・団体会員

本会の趣旨に賛同した団体にして、所定の会費を納入し、評議員会において承認した者。

・賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会に経済的、その他の援助を与えるもので、評議員会で推薦した者。

◇特 典◇

学会の諸活動に参加し、学会通信・研究誌などの配布を受けられる。

〈年会費〉

個人会費10,000 円学生会員5,000 円

団体会員 一口 20,000 円以上

賛助会員 一口 50,000 円以上

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は日本福祉文化学会、英文では Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture という。

第 2 条 (事務所)

この会の事務所は、東京都中野区新井2-12-10におき、全国にブロックをおく。 ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック、関東ブロック、中部・ 東海ブロック、関西ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロックと し、ブロックに関する細目は、別にこれを定める。

第2章 目的および事業

第3条(目的)

この会は福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めることを目的とする。

第4条(事業)

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1. 毎年1回大会を開く。なお、必要に応じ、臨時大会を開くことがある。
- 2. 福祉ならびに福祉文化学の共同研究を行う。
- 3. 研究会・国際会議を開催する。
- 4. 研究誌、実践報告集、年次報告、通信、図書などを編集および発行する。
- 5. 福祉文化学の研究・実践活動を目指すグループなどとの連携・共同研究を行う。
- 6. その他の必要な事項に関する事業を行う。

第3章 会 員

第 5 条 (会員・会員の権利)

会員は、本会の趣旨に賛同し、会費納入など所定の手続きをし、入会にあたり、所属 ブロックを申請した者とする。会員には「個人会員・学生会員・団体会員」がある。 大学・大学院等に在籍している学生であっても正規職に就いている場合は個人会員と みなす。なお、会員は次の権利をもつ。

- 会員は、総会における議決権、役員の選挙権・被選挙権を行使する。ただし団体 会員においてはその代表者および副代表者に限る。
- 会員は、大会において研究発表を行い、『福祉文化研究』や『福祉文化実践報告集』 (現在、休刊中)に投稿する。ただし団体会員においてはその代表者および副代 表者に限る。

- 3. 会員は、『福祉文化通信』、『福祉文化研究』、『福祉文化実践報告集』(現在、休刊 中)などの配布を受ける。
- 4. 会員は、この会が主催する事業に参加する。
- 第 6 条 (退会および除名)

会員は、本人の申し出により退会することができる。なお、会員が会費を3年以上に わたって滞納した時は、退会したものとみなす。また、会員が著しく本会の名誉を傷 つけた時、理事会は審議のうえで、その会員を除名することができる。

第 7 条 (名誉会員・賛助会員)

会員のほかに、名誉会員、賛助会員をおく。

- 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推薦し、総会において承認 をえた者とする。

第4章 機 関

第8条(役員)

本会の事業を運営するために、次の役員をおく。役員の任期は三ヶ年とし、二期六年を原則とする。

- 1. 会 長 一名 理事の互選によって選出し、この学会を代表する。
- 2. 副会長 二名 理事の中から会長が任命し、会長を補佐して事業の推進に あたる。
- 3.理事十五名程度 評議員の互選によって選出し、総会の決議に基づく会務を 運営、執行する。さらに事業の継続性を損なわないように するため、すべての会員の中から若干名の理事会推薦理事 を指名することができる。
- 4. 評議員 三十名程度 会員の直接選挙によって選出し、会長の諮問に応ずる。
- 5. 監 事 二名 評議員会が選出し、会計および会務運営、執行状況を監査 する。
- 第9条(顧問)

本会は、若干の顧問をおくことができる。

第 10 条(運 営)

本会は、次の運営組織をもつ。

 総 会員をもって構成し、学会の意志と方針を決定する総会は、少なく とも一年に一回開催する。決議は、出席者の過半数の同意によるも のとする。また、会長が必要と認める時、または会員の五分の一以 上の請求がある時は、臨時総会を開く。

- 2.理事会 理事をもって構成し、総会の決議に基づく会務の運営と執行の責任 を負う。理事会は、全理事の過半数の出席をもって成立し、決議は 出席者の過半数の同意によるものとする。
- 3. 評議員会 会長の召集によって開催する。
- 4.委員会 理事会は各種の委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。なお、その細目は、理事会において別にこれを定める。

第5章 会 計

第 11 条 (経 費)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第 12 条 (予算および決算)

本会の予算および決算は、理事会の決議をへ、総会の承認をえて、これを決定する。 なお、各種事業に関する予算および決算は、これを総会に報告することとする。

第 13 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第6章 事 務 局

第 14 条(事務局)

本会に事務局をおく。事務局には、事務局長および事務局員をおき、会務を執行する。 なお、事務局に関する細目は、別にこれを定める。

第7章 規約変更および解散

第 15 条 (規約変更)

本規約を変更するには、会員の三分の一以上の、または理事の過半数の提案により、 総会出席者の二分の一以上の同意をえなければならない。

第 16 条(解 散)

本会を解散するには、会員の三分の二以上の、または理事の過半数の提案により、総 会出席者の三分の二以上の同意をえなければならない。

付 則

本規約第8条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙(2005年度実施)に限り、第 二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。 本規約は1998年11月28日より施行する。 本規約は2003年11月29日より、一部改正施行する。 本規約は2004年4月1日より、一部改正施行する。

-日本福祉文化学会評議員選出規則-

本規約は 2005 年 1 月 30 日より、一部改正施行する。 本規約は 2008 年 10 月 19 日より、一部改正施行する。 本規約は 2010 年 2 月 28 日より、一部改正施行する。 本規約は 2010 年 11 月 6 日より、一部改正施行する。 第 1 条(総則)

日本福祉文化学会規約第8条に基づく評議員の選出は、この規則の定めるところによ る。

第 2 条 (選挙事務)

- 1) 評議員の選挙を実施するために、選挙管理委員会をおく。
- 2) 選挙管理委員は、理事会(第1回選挙については常任委員会)の指名する若干の 委員(役員を除く)によって構成し、委員長を互選する。
- 3) 委員長は、選挙結果を文書で理事会に報告する。

第 3 条 (評議員の定数)

評議員の定数は、三十名程度とする。

- 第 4 条 (評議員の選出)
 - 評議員は、本会規約第5条に規定する資格を有する会員の中から7名連記の無記 名投票により選出する。
 - 2) 選出された評議員が特別の理由により辞退を申し出た時は、次点の者を繰り上げ て当選とすることができる。

第 5 条 (選挙の方法)

選挙は、選挙管理委員会が発行する投票用紙により、遅くとも総会期日の1ヵ月以上 前までに、郵送の方法によって行う。

第 6 条 (選挙権·被選挙権資格)

- 評議員の選挙について、選挙権および被選挙権を有する者は、会費を納入し、選挙人名簿に記載されている者とする。ただし、すでに再選されている評議員は被 選挙権を有しない。
- 評議員の選挙は、前項に定める選挙権を有する者の名簿を有権者に配布することによって行う。
- 3) 前項の名簿は、選挙期日の2ヵ月前現在で作成するものとする。

第 7 条 (同数得票者の扱い)

選挙によって同数得票者が生じた場合、抽選によって当選者を決める。抽選は、選挙 管理委員会において行う。 第 8 条 (実施要項)

この規則による選挙の実施要領は、別にこれを定める。

第 9 条 (規則変更)

本規則を変更するには、理事の過半数の提案による。

付 川

この規則は、1999年4月1日から施行する。 本規則第6条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙(2005年度実施)に限り、第 二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。 この規則は2003年11月29日より、一部改正施行する。 この規則は2005年1月30日より、一部改正施行する。

--日本福祉文化学会名誉会員規則-

第 1 条(目 的)

日本福祉文化学会規約第7条にもとづき、日本福祉文化の発展または本会の発展に多 大なる貢献をした会員に敬意を表するため、名誉会員制度を設ける。名誉会員に関す る事項は、本規則による。

第 2 条 (名誉会員推薦基準)

名誉会員には、原則として会員歴 20 年以上かつ満 70 歳以上で、次の号に該当する会員を推薦することができる。

- ①日本の福祉文化の発展に多大な貢献をしたと認められる会員。
- ②会長を務めた会員および理事・評議員の職を通算9年以上勤めた会員。
- ③その他上記の要件に準ずる活動をして、本学会の社会的評価を高める功績および学 会運営に特段の功績をあげた会員。

第 3 条 (名誉会員の決定)

名誉会員の決定は、次の手続きをふまえて行われる。

- ①日本福祉文化学会会員は、理事会に対し名誉会員に該当する会員を推挙することができる。これに伴い、理事会は学会刊行物等において候補者の推薦を公募することができる。
- ②理事会は、第2条の名誉会員推薦基準に照らして必要な調査を行い、候補者につい て審議する。
- ③本人の承諾を得たうえで、理事会から総会に名誉会員の推挙を行い、総会において 承諾する。

第 4 条(名誉会員の適用項目)

日本福祉文化学会の名誉会員は次の号が適用される。
①名誉会員の称号を使用することができる。
②本会会員としての会費が免除される。
③大会への参加費が免除される。
④役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
⑤上記以外の事項については、学会規約第5条会員・会員の権利にある一般会員と同じとする。

付 則

この規則は 2008 年 10 月 19 日より施行する。

この規則は2011年9月17日より一部改正施行する。

『福祉文化研究』投稿規程

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。

2. 他誌に発表された原稿(予定も含む)の投稿は認めない。

3. 研究・投稿に際し、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学研究に関する倫理指針」 を順守し、本学会「倫理規程」本学会「投稿規程」に従う。

4. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。

①論文 (Original Article)

福祉を文化的あるいは生活者の視点で捉えなおす独創的な研究論文

20,000 字以内かつ 40 × 40 で 13 枚以内 (要約、図、表および写真も含む)

②研究ノート(Short Article)

福祉を文化的あるいは生活者の視点で捉えなおす独創的な研究の短報または手法の改良・提起 に関する論文 16,000 字以内かつ 40 × 40 で 10 枚以内(要約、図、表および写真も含む) ③その他(Others)

・福祉についての文化的視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言 15,000 字以内かつ 40 × 40 で 9 枚以内(要約、図、表および写真も含む)

④現場実践論(Activity Report)

福祉を文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論

・福祉について文化的視点にたつ活動の実践報告(活動の結果創り出された作品等の紹介、報告 も含む)

いずれも 16,000 字以内かつ 40 × 40 で 10 枚以内(図、表および写真も含む)

⑤資料 (Information)

福祉を文化的視点から論じ、または実践する上で有益な資料

16,000 字以内かつ 40 × 40 で 10 枚以内 (図、表および写真も含む)

⑥福祉の文化的視点、生活者の視点からする評論・書評

- ・掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の福祉文化的視点からの報告など 4,800 字以内かつ 40 × 40 で 3 枚以内(図、表および写真も含む)
- ・福祉を文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評
- 3.200 字以内かつ 40 × 40 で 2 枚以内(図、表および写真も含む)
- (2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。

(3) ①~⑤は査読者による査読の対象となる。

①~②は査読者は原則2名とする。

③~⑤は査読者は原則1名とする。

⑥は編集委員による審査とする。

5. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。2 名の査読者の審査が著しく異なる場合は、第三の査読者を立てる場合がある。最終的には編集委 員会の判定により、採否および掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。なお、投稿者は、査 読結果について編集委員会に説明を求めることができる。

(別表)論文と研究ノートの基本構成

項目	内容
タイトル	和文と英文両方を表記すること
抄録、要旨、まとめ	目的・方法・結論に分けて見出しを付けて記載すること (1,000 字以内)
キーワード	5 語以内
1. 序論(はじめに・まえがき)	研究の背景・目的
 研究方法(方法と対象・材料) 倫理的配慮 	研究上依拠する「福祉文化の定義」の明示 研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料 の収集方法・倫理的配慮
3. 研究結果	研究等の結果
4. 考察	結果の考察・評価
5. 結論(おわりに・あとがき)	結論・今後の課題
注	6. 投稿原稿の執筆要領(10)に従う(省略も可)
文献	 投稿原稿の執筆要領(11)に従う

6. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、でき るだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は投稿取り下 げとみなす。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記す るものとする。

7. 投稿原稿の執筆要領

論文または研究ノートとして投稿する場合は、別表「論文と研究ノートの基本構成」に従って 構成すること。

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4 判用紙に、横書きで 40 字×40 行で印 字する。数字(2 桁以上)および英字は原則として半角とする。

手書きの場合は400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字(2桁以上)および英字は原則と して1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1 ……章番号

1-1 ……小章番号

1) ………節番号(大きな区切り)

(1) ………次に大きな区切り

① ………細目番号(列挙して説明する時など)

(3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本 文として理解が困難な場合は返却することがある。

(4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わ せること。

(5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。

(6)特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず 簡単な説明を加える。

 (7)外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。
 手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。
 (8)図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま 掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。
 (0) 原題には批算無た仕1 所で開になわたく記ませる

(9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。

異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、 その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

(10) 注について

注は必要最小限に留め、本文中の該当箇所に右肩上付きで、□¹⁾、……□²⁾、……□³⁾と 順に示し、注自体は本文中の後に一括して記載する。

(11) 文末の文献リストの表示について

文献リストには、本文中に引用もしくは言及した文献のみを記載する。文献リストは、著者名 のアルファベット順に、文末の注の後に一括して記載する。文献の記載は、下記要領によって記 載すること。

書籍の場合:著者名・編者名(発行年=西暦)『書名』出版社。

雑誌の場合:著者名(発行年=西暦)「表題」『雑誌名』巻号,該当頁。

同じ著者の文献が複数ある場合:発行年のあとに、アルファベットをつけ、区別する。共著の場 合:著者名を「・」でつなぐ。なお、原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般 的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

(記載例)

一番ヶ瀬康子・河畠修・小林博、他編(1997)『福祉文化論』有斐閣。 太田貞司(2000)「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』9,1-5。

欧文の場合、書名、掲載誌名は、イタリック体(ないしは、アンダーラインを引く)とする。

また翻訳書の場合は、さらに(=翻訳の出版年、訳者名『訳書のタイトル』出版社名)を記載する。

(記載例)

Alport, G. M. (1942) <u>The Use of Personal Documents in Psychological Science</u>, Social Science Research Council. (= 1970、大場安則訳『心理科学における個人的記録の利用法』培風館。)

Webからの引用の際には、著者名(公表年または最新の更新年)「当該情報のタイトル」 (URL、アクセス年月日)を掲載する。

(記載例)

厚生労働省(2004)「障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する議論の整理」(<u>http://www.</u> mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0902-3.html. 2010.5.5)

(12) 引用について

基本的に、論文中の引用方法を統一することが重要である。 ①短い引用の場合

> ー番ヶ瀬(1997:19)は、A について「――」と述べている。 あるいは、 一番ヶ瀬は、A について「――」と述べている(一番ヶ瀬 1997:19)。

とする。つまり、著者名・発行年・引用頁を本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出 所が分かりやすい場合はとくに引用頁を記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所が分か りやすいように、引用頁を明示する。そして、文末に、注の欄と文献の欄を別に設ける。引用文 中に「」」が使用されている場合はその個所を「」」に変える。 ②長い引用の場合

③翻訳のある外国書からの引用の場合

原典から直接引用する場合は、Alport (1942:16-20) あるいは (Alport 1942:16-20) のよ うに記載するが、翻訳書から引用する場合は、Alport (= 1970:46-48) あるいは (Alport = 1970:46-48) のように記載する。 ④参照の表示の仕方 Bについての先行研究を概観すると次のような特徴がみられる(三浦 2002;永岡 2002)。

8. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複 写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換 し、電子記録媒体(USBメモリー等)にコピーして添付すること。

9. 原稿の提出期日は8月末日(当日消印有効)とし、刊行は年1回3月とする。

10. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。

11. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。

12. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務 局(または、編集者の指定する送付先)に郵送する。

13. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに版権使用の申請があった時は、「日本福祉文化学会著作権規程」に基づき 編集委員会で審議の上、これを認めることがある。

14. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。

15. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付(贈呈)する。別刷りを希望する場合は有償となる。 別刷りの部数ごとの金額については、該当者へ連絡する料金表を参照し、直接出版社に問い合わ せること。

16. 『福祉文化研究』に掲載された論文等は、刊行後できる限り速やかに、学会のホームページ に公表される。

17. ホームページに掲載された論文等を収録した研究誌『福祉文化研究』(冊子)の送付を希望 する場合は、本学会事務局に申し込み、有償にて入手できる(50部限定)。

18. その他、本規程に関する問い合わせは本学会事務局へ。

本規程は、以下の文献を参考にしている。 日本社会福祉学会(2013)「機関誌『社会福祉学』執筆要領」『社会福祉学』54(2)。 日本地域福祉学会(2013)「『日本の地域福祉』執筆要項」『日本の地域福祉』26。 付則 平成 12 年 3 月 25 日より施行する 平成 24 年 12 月 22 日より一部改正し施行する 平成 28 年 4 月 1 日より一部改正し施行する

『福祉文化研究』投稿票

提出年月日			年	月		B		
原稿の種類 (○で囲む)	論文	研究ノー	トその	他 現場	実践論	資料	福祉文化評・書	
分 類	 (3)芸術 (5)教育 (7)企業 (9)建築 (11)フィ (13)ジェ (15)高齢 	しの中の有 行と福祉文イ 行と福祉文イ 活動と福祉文イ 経た福祉文イ レンイ レンイ レンイ シダーと社 学 子 と 福 大 の 中の イ に に に に に に に に に に に に に に に に に に	2 上文化 2 2 2 2 2 2 2 4 社文化 3 4 4 2 (化	(4) 気 (6) ン (8) 承 (10) 治 (12) 夕 (14) 其	そ教と福祉 と福祉 と イアと 特 学 技 術 は と 福祉 と	☆化 :福祉文化 :福祉文化 :福祉文化 (度)と福祉 (上文化 :福祉文化	ションと福祉文化 文化	
(ふりがな) 氏 名								
自宅住所	∓ TEL E-mail:			FAX				
所属機関名	〒 TEL E-mail:			FAX				
題目(日本語)								_
題目(英語)								
キーワード								
枚 数	投稿文 表	表・図・注 枚、		, <i>1</i> 50		(40 × 40 ⁻ 枚	で 枚)	
别刷必要部数			部(右	料) 別途	金額は連	「絡する		
研究倫理に 関する署名	学省・厚		表しておらす を読んで 翁				、研究指針(文)	部
備考								
編集委員会 記入欄								

ゲラ校正等、送付先(自宅または勤務先)に○印をつけてください。 投稿の際はコピーまたはホームページからダウンロードしてご使用下さい。 一福祉文化実践学会賞選考規程

2005 年 1 月 30 日制定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉 文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当 該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対し て与えられる。

2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。

3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、 第1回目の受賞者の選考は別途定める。

(1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。

(2)選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、 企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委 員補充は行わない。

(3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。

(4)会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、 受賞予定者に通知する。

(5)受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受 賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。

4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。

5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。

6. 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

·日本福祉文化学会倫理規程·

日本福祉文化学会は、人間としての幸せを求め、人々の権利を探求することを最も重要なテーマとする学会として、学会および学会の会員の実践や研究、発表などの活動において遵守すべき 倫理について、倫理規程を定める。

(遵守すべき倫理)

- 学会および会員は、学会の現場セミナー、会員の実践活動、研究活動、実践報告、研究発表 などにおいて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」
 (2004 年 11 月・厚生労働省)に抵触しないように配慮しなければならない。
- 2 学会および会員の実践活動や研究活動などの結果の整理や報告、公表にあたっては、対象者の名誉やプライバシーなどの権利を侵害したり、整理した内容や結果を捏造してはならない。
- 3 学会および会員の実践活動や研究活動などにおいては、アカデミック・ハラスメントやパワ ー・ハラスメントにあたる行為によって他者の権利を侵害してはならない。
- 4 学会および会員の大会での口頭発表や『福祉文化研究』などへの投稿においては、他者の論 文を盗用したり、重複投稿をしたり、出所を明示(必要に応じて承諾を得る)しないで他者 の論文や文献、他説を引用したりしないようにしなければならない。
- 5 学会および会員は、実践や研究、報告、発表などの活動において差別的表現や不適切とされ る用語などを使用してはならない。
- 6 『福祉文化研究』の編集や査読においては、投稿者の人格を傷つけたりすることなどがない ように、他者の人格の尊重や権利に配慮をしなければならない。
- 7 学会および会員は、会員の名簿などの個人情報を学会活動に必要な目的以外に用いてはならない。

(倫理委員会の設置と運営)

- 学会は、倫理規程の目的を達成し、倫理に関するトラブルに対応するために、倫理委員会を 設置する。
- 2 倫理委員会は、理事会において理事および評議員の中から選出された倫理委員5名をもって 構成され、互選により委員長を決定する。

なお、委員の任期は次回評議員選挙によって新理事および評議員が決定して引き継がれる までとする。

3 倫理委員会は学会および会員の倫理向上のための提言を行う。

また、学会および会員に関する遵守すべき倫理に抵触する旨の苦情や訴えがあった場合な らびに救済の訴えがあった場合には、裁定に関わる審議を行い、その結果を理事会に提案す る。

4 倫理委員会の裁定の決定と通告については、委員会の提案に基づいて理事会が決定し、理事 会が当事者に通告を行う。

その後の対応については、理事会が行う。

5 倫理委員会は、上記の訴えを受け止められるように、相談窓口を学会事務局に置く。

(改正ならびに廃止の手続き) 規程の改正・廃止は、理事会が行う。

(付則) この規程は、2010 年 2 月 28 日より施行する。

日本福祉文化学会著作権規程

日本福祉文化学会は、福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進 めるために、研究論文等の印刷、配布又はWeb送信など、投稿者及び他の会員や社会の期待に 応えるサービスを、日本福祉文化学会の名にふさわしい質を維持しながら提供する必要がある。 しかも、このサービスは将来予想される新技術や会員/社会のニーズの変化に柔軟に対応しつつ、 安全かつ継続して提供できなければならない。

そのためには、日本福祉文化学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある。この規程ではかかる著作物の著作権を日本福祉文化学会に譲渡して もらうことを原則とするものの、それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する。

(この規程の目的)

第1条 この規程は、本学会に投稿される論文等(本学会発行の出版物に投稿される論文、解説 記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・全国大会・本学会が主催又は 共催するセミナーなどの予稿等を含む。以下あわせて論文等という。)に関する著作者・ 投稿者(以下あわせて「著作者」という。)の著作権の取り扱いに関して取り決めるも のである。

(著作権の帰属)

- 第2条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権(日本国著作権法第21条か ら第28条までに規定するすべての権利1)を含む。以下同じ。)は本学会に最終原稿が 投稿された時点から原則として本学会に帰属する。
 - 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口 あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学 会との間で協議の上措置する。
 - 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された 場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

- 第3条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人 格権を行使しないものとする。
 - (1) 翻訳及びこれに伴う改変
 - (2) 電子的配布に伴う改変
 - (3) アブストラクトのみ抽出して利用
 - (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、

適当と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用 を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に 繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

- 第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに 対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。
 - 2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、 本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物に かかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合には この限りではない。また、3項、5項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることな く利用できる。
 - 3. 論文等のうち、本学会が査読の上論文誌(ジャーナル及びトランザクション。以下同じ。) への採録を決定して最終原稿を受領したもの及び会誌記事については、著作者は他の学 会に投稿することはできない。なお、論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全 国大会予稿、セミナーの予稿など(以下「研究報告等」という。)については、研究の 途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ 投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保 有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
 - 4. 著作者が論文か投稿をするにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、 当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めたときは、当該研究報告等の著作権を 著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必 要となる事項(第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への 論文掲載等)を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にか かる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会 等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等と の間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。
 - 5. 著作者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して「日本福祉文化学会倫理綱領」に則ること、ならびに本学会の出版物にかかる出典(当該出版物が発行された場合)及び利用上の注意事項2)を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあると

きは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

- 第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い) があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。
 - 2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさ せた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は1989年5月1日に遡って有効とする。なお、1989年5月1日より前に投稿 された論文及び小論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり本学会が 当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うも のとする。

(付則)

本規程は、2010年2月28日より施行する。

注

- 1)以下の権利を含む:複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、 公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権 (第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に 関する原著作者の権利(第28条)。
- 2)利用上の注意事項の例:ここに掲載した著作物の利用に関する注意本著作物の著作権は日本 福祉文化学会に帰属する。本著作物は著作権者である日本福祉文化学会の許可のもとに掲載す るものである。利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本福祉文化学会倫理綱領」に従う こと。

編集後記

福祉文化研究 25 号は、紙媒体の最後の研究誌です。おかげさまで、通常の論文などに加えて、 特集テーマでは、大会の5つの分科会でのご報告内容を執筆していただいたり、「福祉文化批評」 という新たな企画を提案していただいたり、多くの皆様から原稿をいただくことができました。 編集委員会としては、大変有難い結果となりました。また、私ごとですが、途中で、体調不良に なった折には、編集委員会の皆様と阿部祥子様にも大変お世話になりました。ご執筆、ご協力い ただいた皆様に、御礼を申し上げます。

(月田みづえ)

編集委員会の体制が新しくなってから初めての号をお届けします。月田委員長を中心として、 中嶌委員が編集事務に大活躍中です。他の委員の助けを借りながら、微力な私ですが職責を果た していこうと思います。今年の元旦に決意しました。私の今年の目標は、「優しい言葉かけと感 謝の心」の実践です。この場をお借りして宣言します。ちらっと「締め切りを守る」が頭をよぎ りましたが、こればかりはなかなか改善できそうにありません。編集委員として反省です。

(本多洋実)

日本の文化が世界的に認められ、世界遺産として、認定される地域がありました。また、自然 災害の集中豪雨や竜巻による被害により、日本の地域文化が崩壊するような事柄がありました。 地域文化を守る、福祉文化を次世代へ継承していく、大切さと難しさを考えさせられました。投 稿規程を熟読され、数多くの会員の方々が、投稿されることを期待しています。

(塩田公子)

論文の査読を会員の方々にお願いする中で、福祉文化学会には様々な分野の方がいらっしゃる のだと改めて感じました。それぞれ異なる角度から「福祉文化」を見つめていくことで、一辺倒 ではない、ミラーボールのような煌きが生まれるのではないかと思っています。理論と実践の両 輪が、勢いよくまわり続ける学会でありますように。

(園川 緑)

今回は、11本の投稿中、掲載可が9本(うち、原著論文1本、研究ノート6本、現場実践論1 本、書評1本)となり、掲載率 81.8%という結果でした。数値だけをみると高率のように思いま すが、このなかには昨年以前からの練り直しのものや第三査読を経て漸く掲載に漕ぎ着けたもの も少なくありません。近年、論文剽窃や二重投稿などの問題もみられるため、会員の皆様には研 究倫理に十分にご配慮いただき、配慮された事項を具体的に明記するようにお願いします。本号 をもって冊子体としての学会誌の発送を終え、次号からは Web 化されます。学会 HP や郵送書 類に記載されております規程・諸注意事項をご確認ください。

(中嶌 洋)

編集委員長 月田 みづえ(昭和女子大学大学院)

編集委員 本多 洋実(日本体育大学)

塩田 公子(埼玉県立大宮北特別支援学校 さいたま西分校)

杉田 穏子 (青山学院女子短期大学)

園川 緑(帝京平成大学)

中嶌洋(帝京平成大学、編集委員兼事務局)

福祉文化研究 2016 Vol. 25

2016年(平成28年)3月31日発行

編集·発行 日本福祉文化学会

〒165-0026 東京都中野区新井 2-12-20 芸術研究所内 日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会 TEL&FAX 03-5942-8510 E-mail fukushibunka@lagoon.ocn.ne.jp ホームページ http://www.fukushibunka.net/

> 有限会社 近現代資料刊行会 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1 TEL 03-5369-3832 FAX 03-3358-3217

> > [